

添 付 資 料

目 次

添付資料-1 基本設計方針

添付資料-2 設計の経年化評価ガイドラインに基づく評価

添付資料-3 最新知見を踏まえた航空機落下確率等の再評価

添付資料-4 日向灘及び南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価（第二版）に関する検討内容について

添付資料-1 基本設計方針

目 次

a. 原子炉本体	添 1-a-1
b. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	添 1-b-1
c. 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)	添 1-c-1
d. 蒸気タービン	添 1-d-1
e. 計測制御系施設 (発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)	添 1-e-1
f. 放射性廃棄物の廃棄施設	添 1-f-1
g. 放射線管理施設	添 1-g-1
h. 原子炉格納施設	添 1-h-1
i. その他発電用原子炉の附属施設	
1. 非常用電源設備	添 1-i-1
2. 常用電源設備	添 1-j-1
3. 補助ボイラー	添 1-k-1

4. 火災防護設備	添 1-l-1
5. 浸水防護施設	添 1-m-1
6. 補機駆動用燃料設備 （非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）	添 1-n-1
7. 非常用取水設備	添 1-o-1
8. 緊急時対策所	添 1-p-1

6 原子炉本体の基本設計方針

(1) 基本設計方針

用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条（定義）による。

それ以外の用語については以下に定義する。

1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」（解釈を含む。）を重要施設とする。（以下「重要施設」という。）
2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。（以下「安全施設」という。）
3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。（以下「重要安全施設」という。）

第1章 共通項目

原子炉本体の共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象、3. 火災、4. 溢水等、5. 設備に対する要求（5.6 安全弁等、5.7 逆止め弁等、5.8 内燃機関及びガスタービンの設計条件、5.9 電気設備の設計条件を除く。）、6. その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。

第2章 個別項目

1. 炉心等

燃料体（燃料材、燃料要素及びその他の部品を含む。）は、設置（変更）許可を受けた仕様となる構造及び設計とする。

燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は、通常運転時における原子炉運転状態に対応した圧力、温度条件、燃料使用期間中の燃焼度、中性子照射量及び水質の組合せのうち想定される最も厳しい条件において、耐放射線性、寸法安定性、耐熱性、核性質等のうち必要な物理的性質並びに耐食性、化学的安定性等のうち必要な化学的性質を保持し得る材料を使用する。燃料体の物理的性質及び化学的性質について、具体的には「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」における「燃料体に関する要求事項（別記－10）」に基づき設計するか、これと同等以上の物理的性質及び化学的性質を保持するよう設計する。

燃料体は下部炉心板の上に配列され、その荷重を下部炉心支持板及び炉心槽により原子炉容器のフランジで支持する設計とする。

燃料体は、「加圧水型原子炉に用いられる 17 行 17 列型の燃料集合体について」（昭和 51 年原子炉安全専門委員会）及び「発電用軽水型原子炉の燃料設計手法について」（昭和 63 年 5 月 12 日 原子力安全委員会了承）」に基づき、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における発電用原子炉内の圧力、自重、附加荷重に加え、核分裂生成物の蓄積による燃料被覆材の内圧上昇及び熱応力の荷重に耐える設計とする。

炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重及び地震力に加え、熱応力の荷重に耐える設計とする。

炉心は、通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時に発電用原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉冷却系統、原子炉停止系統、反応度制御系統、計測制御系統及び安全保護回路の機能と併せて機能することにより、燃料要素の許容損傷限界を超えない設計とする。

燃料体（燃料要素以外の燃料体の構成要素）、減速材、反射材及び炉心支持構造物（原子炉容器内で炉心付近に位置する燃料体以外の構成要素）は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に炉心の冷却機能を維持できる設計とする。

炉心の過剰増倍率の低下等に応じて燃料取替を行い、燃料取替時の炉心設計については、設置（変更）許可を受けた炉心の安全性確認項目が安全解析使用値から逸脱しないことを確認するため、保安規定に取替炉心の安全性評価を実施することを定め管理する。

2. 熱遮蔽体

放射線により材料が著しく劣化するおそれがある原子炉容器には、これを防止するため熱遮蔽体を設置する設計とする。

熱遮蔽体は分割型とし、パネル型の熱遮蔽体をボルトで炉心槽に固定する設計とする。熱遮蔽体と炉心槽の相対熱膨張差を吸収するために上下 2 分割構造とし、熱応力による変形により、原子炉容器の内部構造物に過度の変形を及ぼすことのない設計とする。

3. 原子炉容器

3.1 原子炉容器本体

原子炉容器の原子炉冷却材圧力バウンダリに係る基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第 2 章個別項目 2.1 原子炉冷却材圧力バウンダリ」に基づく設計とする。

原子炉容器は、円筒形の胴部に半球形の底部を付した鋼製容器に、半球形の鋼製上部ふたをボルト締めする構造であり、1 次冷却材出入口ノズル等を取り付ける。

原子炉容器内の 1 次冷却材の流路は、1 次冷却材入口ノズル（胴上部 3 箇所）から入り、炉心槽の外側を下方向に流れ、方向を変えて炉心の真下から上方向に炉心内を通り抜け、1 次冷却材出口ノズル（胴上部 3 箇所）から出る設計とする。

原子炉容器の支持方法は、1 次冷却材出入口ノズル下部に取り付けた支持金具により、原子炉容器周囲のコンクリート壁に支持する設計とする。

中性子照射脆化の影響を受ける原子炉容器にあつては、日本電気協会「原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法」（JEAC4206－2007）に基づき、適切な破壊じん性を有する設計とする。

なお、3.1 における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料 I -1 に記載する。

3.2 監視試験片

1 メガ電子ボルト以上の中性子の照射を受ける原子炉容器は、当該容器が想定される運転状態において脆性破壊を引き起こさないようにするために、施設時に適用された告示「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和 55 年通商産業省

告示 501 号)」を満足し、機械的強度及び破壊じん性の変化を確認できる個数の監視試験片を内部に挿入することにより、照射の影響を確認できる設計とする。

監視試験片は、適用可能な日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法」(JEAC4201)により、取り出し及び監視試験を実施する。

また、保安規定に、監視試験片の評価結果に基づき 1 次冷却材温度及び圧力の制限範囲を設定することを定めて、原子炉容器の疲労破壊及び脆性破壊を防止するよう管理する。

4. 流体振動等による損傷の防止

燃料体、炉心支持構造物、熱遮蔽体及び原子炉容器は、1 次冷却材の循環、沸騰その他の 1 次冷却材の挙動により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合その他の 1 次冷却材の挙動により生ずる温度変動により損傷を受けない設計とする。

5. 主要対象設備

原子炉本体の対象となる主要な設備については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1 に示す。

6 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針

(1) 基本設計方針

用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条（定義）による。

それ以外の用語については以下に定義する。

1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」（解釈を含む）を重要施設とする。（以下「重要施設」という。）
2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。（以下「安全施設」という。）
3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。（以下「重要安全施設」という。）

第1章 共通項目

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象、3. 火災、4. 溢水等、5. 設備に対する要求（5.6 安全弁等を除く。）、6. その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。

第2章 個別項目

1. 燃料取扱設備

燃料取扱設備は、新燃料を発電所に搬入してから使用済燃料を発電所外に搬出するまで、燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。

新燃料は、燃料取扱建屋内の新燃料貯蔵設備から燃料取扱設備により、又は直接原子炉格納容器機器搬入口を経て、原子炉格納施設内に搬入する。燃料取替は、原子炉上部のキャビティに水張りし、水中で燃料取扱設備を用いて行う。

使用済燃料は、燃料取扱設備により水中で燃料取扱建屋内へ運び、同建屋内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する。

使用済燃料を発電所外に搬出する際、使用済燃料はキャスクピットで使用済燃料運搬用容器に収納し、除染場ピットで使用済燃料運搬用容器の除染を行う。

燃料取扱設備は、燃料体等を 1 体ずつ取り扱う構造とし、燃料体等が臨界に達するおそれがない設計とする。

燃料取扱設備は、使用済燃料の移送をすべて水中で行うことで、崩壊熱により燃料体等が熔融せず、使用済燃料からの放射線に対し適切な遮蔽能力を有する設計とする。

使用済燃料ピットクレーン、新燃料取扱クレーン、燃料取扱建屋クレーンは、定格荷重を保持でき、必要な安全率を有するワイヤを二重化し、フック部外れ止めを有し、燃料取扱い中に燃料集合体が外れて落下することのないようなインターロックを設けることで、燃料体等の落下を防止できる設計とする。

なお、ワイヤ、フックはそれぞれクレーン構造規格、日本クレーン協会規格の規定を満たす安全率を有する設計とする。

燃料取替クレーンは、定格荷重を保持でき、必要な安全率を有するワイヤを二重化して保持する構造とし、架台及び移送台車の駆動並びにグリッパチューブの昇降を安全かつ確実に行うために、各装置にはインターロックを設ける。

新燃料エレベータは、定格荷重を保持でき、必要な安全率を有するワイヤを二重化することにより燃料集合体の落下を防止する構造とする。

燃料取替クレーン、使用済燃料ピットクレーン、新燃料取扱クレーンは、取扱中に過荷重となった場合に上昇を阻止するインターロックを設けて、過荷重による燃料体等の落下を防止できる設計とする。燃料取扱建屋クレーンで新燃料を取り扱う際は、荷重監視を行うことで過荷重による落下を防止することとする。

燃料取替クレーン、使用済燃料ピットクレーン、新燃料取扱クレーン、燃料取扱建屋クレーンは、地震時にも転倒することがないように走行部はレールを抱え込む構造とする。

燃料移送装置の移送台車及びリフティング機構には、燃料集合体の受渡しを安全かつ確実にできるようにインターロックを設ける。

燃料取扱建屋クレーンは、使用済燃料ピットの上部に走行レールが無く、建屋の構造上、吊り上げられた使用済燃料運搬用容器等重量物が使用済燃料ピットへの落下物とならない設計とする。

燃料体等を封入し、構内運搬に使用できる容器は保有しない。

燃料取扱設備は、動力源である電源又は空気が喪失した場合でも燃料体等を保持できる設計とする。

燃料取替クレーンのグリッパチューブの下部にあるグリッパは、空気作動式とし、燃料集合体をつかんだ状態で空気が喪失しても、安全側に働いて燃料集合体を落とすことのない構造とする。

燃料取替クレーン、使用済燃料ピットクレーン、新燃料取扱クレーン、燃料取扱建屋クレーン、新燃料エレベータ及び燃料移送装置は、駆動電源の喪失に対しても、燃料を保持できる性能を有する設計とする。

2. 燃料貯蔵設備

新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備は、燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有する設計とする。

新燃料貯蔵設備は、1回の燃料取替えに必要とする燃料集合体数に十分余裕を持たせた貯蔵容量を有し、また、使用済燃料貯蔵設備は、全炉心及び1回の燃料取替えに必要とする燃料集合体数に十分余裕を持たせた貯蔵容量を有する設計とする。

燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備は、燃料取扱建屋内に設置し、適切な格納性と空気浄化系を有する区画とする。

燃料貯蔵設備は、燃料取扱者以外の者がみだりに立ち入らないよう、柵等による立入制限区域を設け、施錠できる設計とする。

新燃料貯蔵設備は、燃料取扱建屋内の独立した区画に設け、キャン型のラックに新燃料を1体ずつ挿入して貯蔵する構造とし、想定されるいかなる状態においても燃料が臨界に達するおそれがない設計とする。乾燥状態で貯蔵し、浸水することのない構造とし、さらに、排水口を設ける。また、水消火設備は設けない。

新燃料貯蔵設備は、設備容量分の燃料収容時に純水で満たされた場合を想定しても実効増倍率は不確定性を含めて **0.95** 以下で臨界に達するおそれがない設計とする。

使用済燃料貯蔵設備は、新燃料及び原子炉容器から取り出した使用済燃料を鉛直に保持し、ほう酸水中に貯蔵するためのキャン型の使用済燃料ラックを配置し、各ラックのセルに1体ずつ燃料集合体を挿入して貯蔵する構造として、想定されるいかなる状態においても燃料が臨界に達するおそれがない設計とする。

使用済燃料貯蔵設備は、設備容量分の燃料収容時に純水で満たされた場合を想定しても実効増倍率は不確定性を含めて0.98以下で臨界に達するおそれがない設計とする。

使用済燃料貯蔵設備は、鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽（使用済燃料ピット）とし、使用済燃料ピットから放射性物質を含む水があふれ、又は漏れない設計とする。

使用済燃料貯蔵設備は、使用済燃料の上部に十分な水深を確保し、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。

また、万一、使用済燃料ピットから漏えいを生じた場合には、使用済燃料ピットに燃料取替用水タンクからほう酸水を補給できる設計とする。

使用済燃料貯蔵設備は、ステンレス鋼内張りの水槽（使用済燃料ピット）とし、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても著しい使用済燃料ピット水の減少を引き起こすような損傷を避けることができ、その機能が損なわれない設計とする。

燃料体等の落下に関しては、模擬燃料集合体の気中鉛直及び斜め落下試験（以下「落下試験」という。）での最大減肉量を考慮しても使用済燃料ピットの機能が損なわれない厚さ以上のステンレス鋼内張りを施設する。

重量物の落下に関しては、落下時の衝突エネルギーが落下試験より小さい設備等は適切に落下防止するとともに落下形態を含めて落下試験結果に包絡されるため、落下時の衝突エネルギーが落下試験より大きい設備等に対して、以下のとおり適切な落下防止対策を施し、使用済燃料ピットの機能を維持する設計とする。

- ・ 使用済燃料ピットからの離隔を確保できる重量物については、使用済燃料ピットへ落下するおそれがないよう、転倒を仮定しても使用済燃料ピットに届かない距離に設置する。また、転倒防止のため床面や壁面へ固定する。
- ・ 燃料取扱建屋クレーンは、使用済燃料ピットの上部に走行レールが無く、仮に脱落したとしても建屋の構造上、クレーン本体及び吊荷が使用済燃料ピットへの落下物とならない設計とする。
- ・ 新燃料取扱クレーンは、使用済燃料ピットクレーンと同じレール上を走行するため、保安規定に使用済燃料ピットに影響を与えない場所にて固縛等により固定した上で、保管し使用しないことを定めることにより、使用済燃料ピットへの落下物とならないように管理する。なお、新燃料取扱クレーン保管中に、新燃料を取り扱う際は、燃料取扱建屋クレーンを使用することとする。
- ・ 燃料取扱建屋の屋根は、屋根を支持する鉄骨梁と一体となった構造とし、基準地震動により鉄骨梁に発生する応力が終局耐力を超えず、屋根が使用済燃料ピット内に落下しない設計とする。
- ・ 燃料取扱建屋の鉄筋コンクリート壁は、基準地震動に対して健全性が確保される設計とする。燃料取扱建屋の壁を構成する鋼板や鋼材は、基準地震動に対して耐震性を有する主柱や間柱に溶接又はボルトで接続された一体構造とし、地震により落下しない設計とする。
- ・ 使用済燃料ピットクレーンは、基準地震動による地震荷重に対し、クレーン本体の健全性評価及び転倒落下防止評価を行い、使用済燃料ピットへの落下物とならないことを確認する。
- ・ 使用済燃料ピットクレーン本体の健全性評価としては、保守的に吊荷ありの条件で、基準地震動により脚部等に発生する応力が許容応力以下であることを確認する。
- ・ 使用済燃料ピットクレーンの転倒落下防止評価としては、走行レール頭部を抱

き込む構造をしたクレーンの浮上り防止爪について、保守的に吊荷なしの条件で、基準地震動による発生応力が、浮上り防止爪、取付けボルト等の許容応力以下であることを確認する。

- ・ 使用済燃料ピットクレーンの走行レールの健全性評価としては、走行方向、走行直角方向及び鉛直方向について、基準地震動により基礎ボルト等に発生する応力が、許容応力以下であることを確認する。
- ・ 使用済燃料ピットクレーンのワイヤ及びフックは、基準地震動により燃料集合体が一度浮き上がって落下した後の落下による衝撃荷重に対し、吊荷とクレーンが振れる際の位相差による相対速度まで考慮しても、吊荷を落下せず、安全に保持できる裕度を持った設計とする。保安規定に使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量を管理することを定め、この裕度を確保する。

使用済燃料は、使用済燃料ラックに貯蔵するが、使用済燃料ラックに収納できないような破損燃料が生じた場合は、使用済燃料ピット水の放射能汚染拡大を防ぐため使用済燃料ピット内で別に用意した容器に入れて貯蔵する設計とする。

使用済燃料を貯蔵する乾式キャスクは保有しない。

3. 計測装置等

使用済燃料ピットの水温及び水位を計測する装置を設置し、計測結果を表示し、記録し、及び保存できる設計とするとともに、記録及び保存については保安規定に定め管理する。

また、外部電源が使用できない場合においても非常用所内電源からの電源供給により、使用済燃料ピットの水温及び水位を計測することができる設計とする。

使用済燃料ピットの水温の著しい上昇又は使用済燃料ピットの水位の著しい低下の場合に、これらを確実に検出して自動的に警報（使用済燃料ピット温度高又は使用済燃料ピット水位低）を発信する装置を設けるとともに表示ランプの点灯及びブザー鳴動等により運転員に通報できる設計とする。

重大事故等時に使用済燃料ピットに係る監視又は設計基準事故時に使用済燃料ピット水位、水温及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合の必要な設備として、使用済燃料ピット水位（SA）、使用済燃料ピット水位（広域）、使用済燃料ピット温度（SA）を設ける。これらの計測設備は、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする。また、計測結果は、中央制御室に表示し、記録及び保存できる設計とし、記録の管理については保安規定に定める。

使用済燃料ピットに係る重大事故等時において、赤外線機能により使用済燃料ピットの状態及び使用済燃料ピットの水温の傾向を中央制御室で監視できるカメラを設置する。この使用済燃料ピット状態監視カメラは、**2台**（1台／ピット）設置する。

これらの監視設備は、ディーゼル発電機（「重大事故等時のみ1,2号機共用」、「2号機設備、重大事故等時のみ1,2号機共用」）に加えて、交流又は直流電源が必要な場合には、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。

使用済燃料ピット水位（広域）は、使用済燃料ピット上部から底部近傍までの範囲にわたり測定できる設計とする。使用済燃料ピット水位（広域）は、使用済燃料ピット内の構造等に影響を受けないよう、使用済燃料ピット内に使用するフレキシブルホース（予備「1,2号機共用、1号機に保管」）、エアパージセット及びフレキシブルホースを可搬型とし、使用時に接続する設計とするとともに、差圧式水位検出器及び計測用の空気配管は常設で構成した設計とする。

また、使用済燃料ピット水位（広域）の測定に必要な空気は可搬型の使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム（コンプレッサ（排気ファン含む）、エアコン、発電機）（1,2号機共用、1号機に保管）（以下「使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム」という。）より供給する設計とするとともに、使用済燃料ピット監視装置用空気供給システムは、使用済燃料ピット状態監視カメラ及び使用済燃料ピット周辺線量率等の耐環境性向上を目的として、空気を供給する設計とする。

なお、使用済燃料ピット監視装置用空気供給システムは、1号機、2号機それぞれで1セット1個使用する。故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用と

して2個の合計4個（1,2号機共用、1号機に保管）を保管する設計とするとともに、使用済燃料ピット監視装置用空気供給システムの発電機は、当該システムのコンプレッサ（排気ファン含む）、エアコンへ給電できる設計とする。

4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備

(1) 使用済燃料ピット冷却器による使用済燃料ピット水の冷却

使用済燃料貯蔵設備は、ポンプ、冷却器等で構成する使用済燃料ピット水浄化冷却設備を設け、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、使用済燃料から発生する崩壊熱の除去を行うのに十分な冷却能力を有し、燃料体等が崩壊熱により溶融しない設計とする。使用済燃料ピット水浄化冷却設備で除去した熱は、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。

(2) 使用済燃料ピット補給用水中ポンプによる使用済燃料ピットへの注水

使用済燃料ピットポンプ及び使用済燃料ピット冷却器の故障等による使用済燃料ピットの冷却機能の喪失又は燃料取替用水ポンプ（1,2号機共用）、燃料取替用水タンク、2次系補給水ポンプ（1,2号機共用）及び2次系純水タンク（1,2号機共用（以下同じ。））の故障等による使用済燃料ピットの注水機能の喪失、又は使用済燃料ピットに接続する配管の破損等による使用済燃料ピット水の小規模な漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合において、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止できるよう、可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）を設置する。

可搬型代替注水設備としては、使用済燃料ピット補給用水中ポンプ（1,2号機共用（以下同じ。））により、注水ライン（一部1,2号機共用）を介して中間受槽（1,2号機共用（以下同じ。））から使用済燃料ピットへ淡水又は海水を注入できる設計とする。

使用済燃料ピット補給用水中ポンプは、使用済燃料ピットの冷却機能の喪失及び注水機能の喪失による水位低下を防止するため、使用済燃料ピットに貯蔵している燃料体等からの崩壊熱による使用済燃料ピット水の蒸散量を上まわる補給量を有する設計とする。

また、使用済燃料ピット出口配管の接続位置は、破損等により使用済燃料ピット水が漏えいした場合においても、放射線業務従事者の燃料取替時の放射線被ばくを管理する上で定めた線量率を満足できるよう、燃料体等からの放射線の遮蔽が必要となる

水位を維持できる高さ以上とする。入口配管については、遮蔽必要水位以下に水位が低下することを防止するため、上端部にサイフォンブレーカを設ける設計とする。

サイフォンブレーカは、耐震性も含めて機器、弁類等の故障及び誤操作等によりその機能を喪失することのない設計とする。

使用済燃料ピットは、可搬型代替注水設備による冷却及び水位確保により使用済燃料ピットの機能を維持し、実効増倍率が最も高くなる純水冠水状態においても実効増倍率は不確定性を含めて**0.98**以下で臨界を防止できる設計とする。

使用済燃料ピット補給用水中ポンプは、使用済燃料ピット及び復水タンク補給用水中ポンプ用発電機（1,2号機共用）から給電できる設計とする。

(3) 使用済燃料ピットへのスプレイ

使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止できるよう、可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）を設置する。

なお、水位の異常な低下としては、可搬型代替注水設備を用いても使用済燃料ピット出口配管下端未満への水位低下が継続する場合を考慮する。

可搬型スプレイ設備としては、可搬型電動低圧注入ポンプ（1,2号機共用（以下同じ。））又は可搬型ディーゼル注入ポンプ（1,2号機共用）により、スプレイライン（一部1,2号機共用）及び使用済燃料ピットスプレイヘッド（1,2号機共用）を介して中間受槽より使用済燃料ピットへ淡水又は海水をスプレイできる設計とする。

可搬型スプレイ設備は、燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、できる限り環境への放射性物質の放出を低減することにより大気への拡散を抑制するため、使用済燃料ピットの全面に向けてスプレイし、使用済燃料ピットに貯蔵している燃料体等からの崩壊熱による蒸散量を上まわる量を使用済燃料ピット内へスプレイする設計とする。使用済燃料ピット内へのスプレイ量は、試験により確認する。また、使用済燃料ピットは、可搬型スプレイ設備にて、使用済燃料ラック及び燃料体等を冷却

し、臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置において、いかなる様な水密度であっても実効増倍率は不確定性を含めて **0.98** 以下で臨界を防止できる設計とする。

可搬型電動低圧注入ポンプは、可搬型電動ポンプ用発電機（1,2号機共用）から給電できる設計とする。

(4) 使用済燃料ピットへの放水

使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により、可搬型代替注水設備を用いても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和できるよう、放水設備（使用済燃料ピットへの放水）を設置する。

放水設備（使用済燃料ピットへの放水）として、放水砲（1,2号機共用（以下同じ。））は、可搬型ホース（1,2号機共用（以下同じ。））により海を水源とする移動式大容量ポンプ車（1,2号機共用（以下同じ。））と接続することにより、燃料取扱建屋に大量の水を放水することによって、一部の水が使用済燃料ピットに注水できる設計とする。

使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合における発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として放水設備（大気への拡散抑制）を設ける。

大気への拡散抑制として、放水砲は、可搬型ホースにより海を水源とする移動式大容量ポンプ車と接続することにより、燃料取扱建屋へ放水できる設計とする。移動式大容量ポンプ車及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から燃料取扱建屋に向けて放水できる設計とする。

使用済燃料ピットの冷却等、及び使用済燃料ピットへの放水に使用する非常用取水設備の取水口（1,2号機共用）、取水路（重大事故等時のみ1,2号機共用）及び取水ピット（重大事故等時のみ1,2号機共用）は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計

を行う。

発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備として重大事故等対処設備（海洋への拡散抑制）を設ける。

海洋への拡散抑制として、シルトフェンス（1,2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））（原子炉格納施設の設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備として兼用）は、汚染水が発電所から海洋に流出する3箇所（放水口付近、北側雨水排水処理装置放水箇所付近、防波堤付近）に小型船舶（1,2号機共用、1号機に保管）台数1（予備1）（放射線管理施設の設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備として兼用）により使用時に連結して設置できる設計とする。

シルトフェンス設置以前に放水砲による放水を実施した場合の海洋への拡散抑制として、放射性物質吸着剤（1,2号機共用、1号機に保管）（原子炉格納施設の設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備として兼用）は、雨水排水の流路から流れてきた汚染水が通過することにより放射性物質を吸着できるよう雨水排水処理装置の集水ピット2箇所に、網目状の袋に軽石状の吸着剤を敷き詰めたものを1箇所当たり約4,000kg使用時に設置する。

(5) 使用済燃料ピット水の水質維持

使用済燃料貯蔵設備は、使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがないよう、ポンプ、冷却器等で構成する使用済燃料ピット水浄化冷却設備を設け、フィルタ及び脱塩塔により、使用済燃料ピット水に含まれる固形状及びイオン状不純物を除去し、使用済燃料ピット水を適切な水質に維持できる設計とする。

(6) 使用済燃料ピット接続配管

使用済燃料ピット水浄化冷却設備の取水のための配管は使用済燃料ピット上部に取り付け、また、注水のための配管にはサイフォンブレーカを取り付ける。更に、使用済燃料ピット底部には排水口は設けない設計とする。

(7) 水源

発電用原子炉施設には、重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要なとなる十分な量の水を供給するための設備として重大事故等対処設備（中間受槽への供給）及び代替水源（中間受槽）を設ける。

使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合、又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合の使用済燃料ピットへの給水の水源、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合の使用済燃料ピットへのスプレイの水源として中間受槽を使用する。

中間受槽への供給として、中間受槽は複数の代替淡水源（宮山池、2次系純水タンク又はろ過水貯蔵タンク）及び海を水源として各水源からの移送ルートを確認する。宮山池又は海を水源とした取水用水中ポンプ（1,2号機共用（以下同じ。））により、可搬型ホースを介して中間受槽へ水を供給できる設計とする。取水用水中ポンプは取水用水中ポンプ用発電機（1,2号機共用）から給電できる設計とする。

使用済燃料ピットへの放水として、放水砲は、可搬型ホースにより海を水源とする移動式大容量ポンプ車と接続することにより、燃料取扱建屋に大量の水を放水することによって、一部の水が使用済燃料ピットに注水できる設計とする。

代替水源からの移送ルートを確認し、中間受槽、移送ホース及びポンプについては、複数箇所に分散して保管する。

5. 主要対象設備

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の対象となる主要な設備については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に示す。

11 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針

(1) 基本設計方針

用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条（定義）による。

それ以外の用語については以下に定義する。

1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」(解釈を含む。)を重要施設とする。
(以下「重要施設」という。)
2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。(以下「安全施設」という。)
3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。(以下「重要安全施設」という。)
4. 設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設を耐震重要施設とする。(以下「耐震重要施設」という。)
5. 重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、自重や運転時の荷重等に加え、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動を基準地震動とする。(以下「基準地震動」という。)
6. 設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。
7. 設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。

第1章 共通項目

1. 地盤等

1.1 地盤

1.1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設

設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）の建物・構築物、屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水

防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物について、若しくは、重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、自重や運転時の荷重等に加え、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動」という。）による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

また、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として、設置（変更）許可を受けた地盤に設置する。

ここで、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、若しくは非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。

設計基準対象施設のうち、耐震重要施設以外の建物・構築物及びその他の土木構造物については、自重や運転時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合、若しくは、重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設については、自重や運転時の荷重等に加え、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

設計基準対象施設のうち、耐震重要施設、若しくは、重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状により、その安全機能、若しくは、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として、設置（変更）許可を受けた地盤に設置する。

設計基準対象施設のうち、耐震重要施設、若しくは、重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として、設置（変更）許可を受けた地盤に設置する。

設計基準対象施設のうち、Sクラスの建物・構築物、屋外重要土木構造物、津波

防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物の地盤、若しくは、重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物、土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界について、自重や運転時の荷重等と基準地震動による地震力との組合せにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。

また、上記の設計基準対象施設にあつては、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せ（屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物の地盤を除く。）により算定される接地圧について、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。

設計基準対象施設のうち、B,Cクラスの建物・構築物、及びその他の土木構造物の地盤、若しくは、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物、機器・配管系及び土木構造物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については、自重や運転時の荷重等と弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対し、接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。

1.1.2 特定重大事故等対処施設

特定重大事故等対処施設は、自重や運転時の荷重等に加え、耐震重要度分類のSクラスの施設に適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

また、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として、設置（変更）許可を受けた地盤に設置する。

特定重大事故等対処施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状により、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれが

ない地盤として設置（変更）許可を受けた地盤に設置する。

特定重大事故等対処施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として設置（変更）許可を受けた地盤に設置する。

特定重大事故等対処施設の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界について、特定重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処施設を防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物の地盤においては、自重や運転時の荷重等と、基準地震動による地震力との組合せにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。また、特定重大事故等対処施設の地盤においては、自重や運転時の荷重等と、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せより算定される接地圧に対し安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。

1.2 急傾斜地の崩壊の防止

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域でない地域に設備を施設する。

2. 自然現象

2.1 地震による損傷の防止

2.1.1 耐震設計

2.1.1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設

(1) 耐震設計の基本方針

耐震設計は、以下の項目に従って行う。

- a. 設計基準対象施設のうち、地震により生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震（設置（変更）許可（平成 26 年 9 月 10 日）を受けた基準地震動（以下「基準地震動」という。））による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。

重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために

必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。

- b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、耐震重要度分類を S クラス、B クラス及び C クラスに分類し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。

重大事故等対処施設については、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設重大事故防止設備、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び可搬型重大事故等対処設備に分類する。

重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。本施設と常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動による地震力を適用するものとする。

- c. 建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。

また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、若しくは非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。

- d. S クラスの施設（f.に記載のものを除く。）は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。建物・構築物については、構造物全体としての変形能力に対して十分な余裕を有するように、機器・配管系については、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能を保持できるように設計する。動的機能及び電氣的機能が要求される機器については、基準地震動による地震力に対して、当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行う、又は既往の研究等で機能維持の確認がな

された機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。

また、設置（変更）許可（平成 26 年 9 月 10 日）を受けた弾性設計用地震動（以下「弾性設計用地震動」という。）による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。

常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。建物・構築物については、構造物全体としての変形能力に対して十分な余裕を有する設計、機器・配管系については、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能を保持できる設計とする。動的機能及び電氣的機能が要求される機器については、基準地震動による地震力に対して、当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行う、又は既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。

- e. S クラスの施設（f.に記載のものを除く。）について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。

S クラスの施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動及び弾性設計用地震動による地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。

- f. 屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物は、基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できる設計とする。

常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。

- g. B クラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。

また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に 2 分の 1 を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。

C クラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。

常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、上記に示す、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、おおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。

- h. 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設が、それ以外の発電所内にある施設（資機材等含む）の波及的影響によって、それぞれその安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。
- i. 可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩壊等の影響を受けないように「5.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。
- j. 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の耐震設計の基本方針については、「(6) 緊急時対策所」に示す。
- k. 炉心内の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下の設計とする。

弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、炉心内の燃料被覆材の応答が全面的におおむね弾性状態に留まる設計とする。

基準地震動による地震力に対して、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさない設計とする。

(2) 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備の分類

a. 耐震重要度分類

設計基準対象施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。

(a) S クラスの施設

地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散す

る可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいものであり、次の施設を含む。

- ・ 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系
- ・ 使用済燃料を貯蔵するための施設
- ・ 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設
- ・ 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設
- ・ 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設
- ・ 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設
- ・ 放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設
- ・ 津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）及び浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）
- ・ 敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。）

(b) Bクラスの施設

安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響が S クラスの施設と比べ小さい施設であり、次の施設を含む。

- ・ 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、1 次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設
- ・ 放射性廃棄物を内蔵している施設（但し、内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）」第 2 条第 2 項第 6 号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。）

- ・ 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設
- ・ 使用済燃料を冷却するための施設
- ・ 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設

(c) Cクラスの施設

Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設である。

上記に基づくクラス別施設を第2.1.1表に示す。同表には当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動についても併記する。

b. 重大事故等対処施設の設備の分類

重大事故等対処施設の設備を以下のとおり分類する。

(a) 常設重大事故防止設備

重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの

(b) 常設耐震重要重大事故防止設備

常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの

(c) 常設重大事故緩和設備

重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの

(d) 可搬型重大事故等対処設備

重大事故等対処設備であって可搬型のもの

重大事故等対処施設のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 2.1.2 表に示す。

(3) 地震力の算定方法

耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。

a. 静的地震力

設計基準対象施設に適用する静的地震力は、S クラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物を除く）、B クラス及び C クラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて以下の地震層せん断力係数 C_i 及び震度に基づき算定するものとする。

重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設に、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される静的地震力を適用する。

(a) 建物・構築物

水平地震力は、地震層せん断力係数 C_i に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、更に当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。

S クラス 3.0

B クラス 1.5

C クラス 1.0

ここで、地震層せん断力係数 C_i は、標準せん断力係数 C_0 を 0.2 以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値とする。

また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 C_i に乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、S クラス、B クラス及び C クラスともに 1.0 とし、その際に用いる標準せん断力係数 C_0 は 1.0 以上とする。

S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度 0.3 以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。

但し、土木構造物の静的地震力は、安全上適切と認められる規格及び基準

を参考に、Cクラスに適用される静的地震力を適用する。

(b) 機器・配管系

静的地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数 C_i に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ 20%増しとした震度より求めるものとする。

Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。

但し、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

上記(a)及び(b)の標準せん断力係数 C_0 等の割増し係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。

b. 動的地震力

設計基準対象施設については、動的地震力は、Sクラスの施設及び屋外重要土木構造物並びにBクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用する。Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物を除く）については、基準地震動及び弾性設計用地震動から定める入力地震動を適用する。

Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、弾性設計用地震動から定める入力地震動の振幅を 2 分の 1 にしたものによる地震力を適用する。

屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、基準地震動による地震力を適用する。

重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設に、基準地震動による地震力を適用する。

常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスの施設の機能を代替する共振のおそれの

ある施設については、共振のおそれのある B クラスの施設に適用する地震力を適用する。

常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については、基準地震動による地震力を適用する。

重大事故等対処施設のうち、設計基準対象施設の既往評価を適用できる基本構造等と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析及び加振試験等を実施する。

動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。

動的地震力は水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。動的地震力の水平 2 方向及び鉛直方向の組合せについては、水平 1 方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響の可能性がある施設・設備を抽出し、3 次元応答性状の可能性も考慮した上で既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。

(a) 入力地震動

解放基盤表面は、S 波速度が 0.7km/s 以上となっていることから、原子炉格納施設基礎設置位置の EL.-18.5m としている。

建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動及び弾性設計用地震動を基に、対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮したうえで、必要に応じ 2 次元 FEM 解析又は 1 次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物位置と炉心位置での地質・速度構造の違いにも留意するとともに、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。

また、設計基準対象施設における耐震 B クラスの建物・構築物及び重大事

故等対処施設における耐震 B クラスの施設の機能を代替する常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動を 1/2 倍したものをを用いる。

(b) 地震応答解析

イ 動的解析法

(イ) 建物・構築物

動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。動的解析は、原則として、建物・構築物の地震応答解析及び床応答曲線の策定は、線形解析及び非線形解析に適用可能な時刻歴応答解析法による。また、3 次元応答性状等の評価は、線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。

建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性等を十分考慮して評価し、集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。

動的解析には、建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、基礎側面と地盤の接触状況及び地盤の剛性等を考慮して定める。設計用地盤定数は、原則として、弾性波試験によるものをを用いる。

地盤－建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部の歪レベルを考慮して定める。

弾性設計用地震動に対しては弾性応答解析を行う。

基準地震動に対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した地震応答解析を行う。

また、S クラスの施設を支持する建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析におい

て、施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した地震応答解析を行う。

地震応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。また、ばらつきによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響を検討し、地盤物性等のばらつきを適切に考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。

原子炉建屋及び原子炉補助建屋については、3次元 FEM 解析等から、建物・構築物の 3 次元応答性状及び機器・配管系への影響を評価する。

動的解析に用いる解析モデルは、地震観測網により得られた観測記録により振動性状の把握を行い、解析モデルの妥当性の確認を行う。

屋外重要土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物の動的解析は、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形、非線形解析のいずれかにて行う。

地震力については、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

(ロ) 機器・配管系

動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格・基準、あるいは実験等の結果に基づき設定する。

機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう 1 質点系、多質点系モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。また、時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮する。配管系については、熱的条件及び口径から高温配管又は低温配管に分類し、

その仕様に応じて適切なモデルに置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、燃料集合体、クレーン類等における衝突・すべり等の非線形現象を模擬する場合には時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。

また、3次元の広がりを持つ設備については、3次元的な配置をモデル化し、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。

剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて地震力を算定する。

c. 設計用減衰定数

地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき、設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性が確認された値も用いる。なお、建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの材料減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。

屋外重要土木構造物については、地盤内部の地震時挙動に大きな影響を受けることから、地震応答解析における減衰については、地盤－構造物連成系の振動特性を考慮した減衰特性を適切に設定する。

(4) 荷重の組合せと許容限界

耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。

a. 耐震設計上考慮する状態

地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。

(a) 建物・構築物

設計基準対象施設については以下のイ～ハの状態、重大事故等対処施設については以下のイ～ニの状態を考慮する。

イ 運転時の状態

発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常の条件下におかれている状態。

但し、運転状態には通常運転時、運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。

ロ 設計基準事故時の状態

発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態。

ハ 設計用自然条件

設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪、風荷重等）。

ニ 重大事故等時の状態

発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれのある事故、又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。

(b) 機器・配管系

設計基準対象施設については以下のイ～ニの状態、重大事故等対処施設については以下のイ～ホの状態を考慮する。

イ 通常運転時の状態

発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機及び燃料取替え等が計画的又は頻繁に行われた場合であって、運転条件が所定の制限値以内にある運転状態。

ロ 運転時の異常な過渡変化時の状態

通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。

ハ 設計基準事故時の状態

発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。

ニ 設計用自然条件

設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪、風荷重等）。

ホ 重大事故等時の状態

発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれのある事故、又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。

b. 荷重の種類

(a) 建物・構築物

設計基準対象施設については以下のイ～ニの荷重、重大事故等対処施設については以下のイ～ホの荷重とする。

- イ 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常の気象条件による荷重。
- ロ 運転時の状態で施設に作用する荷重。
- ハ 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重。
- ニ 地震力、風荷重、積雪荷重等。
- ホ 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重。

但し、運転時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。

(b) 機器・配管系

設計基準対象施設については以下のイ～ニの荷重、重大事故等対処施設については以下のイ～ホの荷重とする。

- イ 通常運転時の状態で施設に作用する荷重。
- ロ 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重。
- ハ 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重。
- ニ 地震力、風荷重、積雪荷重等。
- ホ 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重。

c. 荷重の組合せ

地震と組み合わせる荷重については「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風、積雪及び基準地震動の検討用地震の震源を波源とする津波による荷重を考慮し、以下のとおり設定する。

(a) 建物・構築物（(c)に記載のものを除く。）

- イ Sクラスの建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物について

は、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。

ロ Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。

ハ 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重と地震力とを組み合わせる。

ニ 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち長期的な荷重は、地震力と組み合わせる。

ホ Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力を組み合わせる。

(b) 機器・配管系 ((c)に記載のものを除く。)

イ Sクラスの機器・配管系及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で作用する荷重と地震力とを組み合わせる。

ロ Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重と地震力とを組み合わせる。

ハ 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重と地

震力とを組み合わせる。

ニ Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態で作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。

ホ 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態で作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち長期的な荷重は、地震力と組み合わせる。

また、原子炉格納容器については、放射性物質の最終障壁であることから、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。

ヘ Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力を組み合わせる。

(c) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物

イ 津波防護施設及び浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。

ロ 浸水防止設備及び津波監視設備については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重等と基準地震動による地震力を組み合わせる。

上記(c)イ、ロについては、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて基準地震動による地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。また、津波以外による荷重については、「b.荷重の種類」に準じるものとする。

(d) 荷重の組合せ上の留意事項

動的地震力については、水平 2 方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせるものとする。

d. 許容限界

各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。

(a) 建物・構築物（(c)に記載のものを除く。）

イ S クラスの建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物

(イ) 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界

建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

(ロ) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

建物・構築物が構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し、終局耐力に対して妥当な安全余裕を持たせることとする。

また、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次拡大していくとき、その変形又は歪が著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。

ロ B クラス及び C クラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物（へ、トに記載のものを除く。）

上記イ（イ）による許容応力度を許容限界とする。

ハ 耐震クラスの異なる施設又は施設区分の異なる重大事故等対処施設を

支持する建物・構築物（へ、トに記載のものを除く。）

上記イ（ロ）を適用するほか、耐震クラスの異なる施設又は施設区分の異なる重大事故等対処施設がそれを支持する建物・構築物の変形等に対して、その支持機能を損なわないものとする。なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。

ニ 建物・構築物の保有水平耐力（へ、トに記載のものを除く。）

建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類又は重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類に応じた安全余裕を有しているものとする。

ここでは、常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、上記における重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準対象施設が属する耐震重要度分類を S クラスとする。

ホ 気密性、止水性、遮蔽性を考慮する施設

構造強度の確保に加えて気密性、止水性、遮蔽性が必要な建物・構築物については、その機能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。

へ 屋外重要土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物

（イ）静的地震力との組合せに対する許容限界

安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

（ロ）基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

構造部材の曲げについては限界層間変形角又は曲げ耐力、構造部材のせん断についてはせん断耐力に対して、妥当な安全余裕をもたせるものとする。

ト その他の土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物

安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

(b) 機器・配管系 ((c)に記載のものを除く。)

イ Sクラスの機器・配管系及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系

(イ) 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界

応答が全体的なおおむね弾性状態に留まるものとする。

但し、原子炉格納容器の重大事故等時の状態における短期的荷重と弾性設計用地震動による地震力の組合せに対しては、イ(ロ)に示す許容限界を適用する。

(ロ) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力を制限する。

また、地震時及び地震後に動的機能又は電氣的機能が要求される機器については、試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。

ロ Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系

応答が全体的なおおむね弾性状態に留まるものとする。

ハ 燃料集合体

地震時に作用する荷重に対して、燃料集合体の1次冷却材流路を確保できること及び過大な変形や破損により制御棒の挿入が阻害されないものとする。

二 燃料被覆材

炉心内の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおりとする。

通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震動のいずれか大きい方の地震力を組み合わせた荷重条件に対して、炉心内の燃料被覆材の応答が全体的なおおむね弾性状態に留まるものとする。

通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動による地震力を組み合わせた荷重条件により塑性ひずみが生じる

場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないものとする。

(c) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物

津波防護施設及び浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、当該施設及び建物・構築物が構造全体として変形能力（終局耐力時の変形）及び安定性について十分な余裕を有するとともに、その施設に要求される機能（津波防護機能及び浸水防止機能）が保持できるものとする。浸水防止設備及び津波監視設備については、その施設に要求される機能（浸水防止機能及び津波監視機能）が保持できるものとする。

(5) 設計における留意事項

耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（以下「上位クラス施設」という。）は、下位クラス施設の波及的影響によって、それぞれその安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。この設計における評価にあたっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討等を行う。

ここで、下位クラス施設とは、上位クラス施設以外の発電所内にある施設（資機材等含む）をいう。

波及的影響を防止するよう現場を維持するため、保安規定に、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。

耐震重要施設に対する波及的影響については、以下に示す a. から d. の 4 つの事項から検討を行う。また、原子力発電所の地震被害情報等から新たに検討すべき事項が抽出された場合は、これを追加する。

常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については、以下に示す a. から d. の 4 つの事項について、「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。

- a. 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響

- (a) 不等沈下

- 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下による耐震重要施設の安全機能への影響

- (b) 相対変位

- 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による、耐震重要施設の安全機能への影響

- b. 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響

- 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷による、耐震重要施設の安全機能への影響

- c. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響

- 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による、耐震重要施設の安全機能への影響

- d. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響

- ・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による、耐震重要施設の安全機能への影響

(6) 緊急時対策所

- a. 緊急時対策所（緊急時対策棟内）

- 緊急時対策所（緊急時対策棟内）については、基準地震動による地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。

- 緊急時対策所（緊急時対策棟内）を設置する緊急時対策棟については、耐震構造とし、基準地震動による地震力に対して、遮へい性能を担保する。また、緊急時対策所内の居住性を確保するため、基準地震動による地震力に対して、緊急時対策所換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する。

さらに、施設全体の更なる安全性を確保するため、緊急時対策所（緊急時対策棟内）を設置する緊急時対策棟について、基準地震動による地震力との組合せに対して、弾性範囲に収める設計とする。地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3) 地震力の算定方法」及び「(4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。

2.1.1.2 特定重大事故等対処施設

(1) 耐震設計の基本方針

耐震設計は、以下の項目に従って行う。なお、特定重大事故等対処施設については、早期に原子炉格納容器の圧力を大気圧近傍まで低減させることから、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせないこととする。

- a. 特定重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な間接支持構造物等の関連する設備等は、設置（変更）許可（平成 26 年 9 月 10 日）を受けた基準地震動（以下「基準地震動」という。）による地震力に対して、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。

特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な間接支持構造物等の関連する設備等は、特定重大事故等対処施設に求められる地震力に対してその機能を喪失しない設計とする。

建物・構築物については、構造物全体としての変形能力に対して十分な余裕を有する設計、機器・配管系については、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能を保持できる設計とする。

また、設置（変更）許可（平成 26 年 9 月 10 日）を受けた弾性設計用地震動（以下「弾性設計用地震動」という。）による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように設計する。

なお、建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物の総称とする。

- b. 特定重大事故等対処施設については、耐震重要度分類のSクラスの施設に適用される基準地震動及び弾性設計用地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。
- c. 特定重大事故等対処施設を防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物は、基準地震動による地震力に対して、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。
- d. 特定重大事故等対処施設は、それ以外の発電所内にある施設(資機材等含む)の波及的影響によって、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するための必要な機能を損なわない設計とする。
- e. 特定重大事故等対処施設のうち動的機能及び電氣的機能が要求される機器については、基準地震動による地震力に対して、当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行う、又は既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。

なお、2.1.1.2(1)における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

(2) 地震力の算定方法

耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。

a. 静的地震力

特定重大事故等対処施設については、Sクラスの施設に適用する静的地震力を適用する。

b. 動的地震力

特定重大事故等対処施設については、基準地震動及び弾性設計用地震動による地震力を適用する。

特定重大事故等対処施設を防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び

津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、基準地震動による地震力を適用する。

特定重大事故等対処施設のうち、設計基準対象施設の既往評価を適用できる基本構造等と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析を実施することに加えて、必要に応じて加振試験等を実施する。

動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。

動的地震力は水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。動的地震力の水平 2 方向及び鉛直方向の組合せについては、水平 1 方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響の可能性がある施設・設備を抽出し、3 次元応答性状の可能性も考慮した上で既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。

(a) 入力地震動

解放基盤表面は、S 波速度が約 0.7km/s 以上となっていることから、原子炉格納施設基礎設置位置の EL. -18.5m としている。

建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動及び弾性設計用地震動を基に、対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮したうえで、必要に応じ 2 次元 FEM 解析又は 1 次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物位置と炉心位置での地質・速度構造の違いにも留意するとともに、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。

(b) 地震応答解析

イ 動的解析法

(イ) 建物・構築物

動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建

物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。動的解析は、原則として、建物・構築物の地震応答解析及び床応答曲線の策定は、線形解析及び非線形解析に適用可能な時刻歴応答解析法による。また、3次元応答性状等の評価は、線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。

建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性等を十分考慮して評価し、集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。

動的解析には、建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、基礎側面と地盤の接触状況及び地盤の剛性等を考慮して定める。設計用地盤定数は、原則として、弾性波試験によるものを用いる。

地盤－建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部の歪レベルを考慮して定める。

弾性設計用地震動に対しては弾性応答解析を行う。

基準地震動に対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した地震応答解析を行う。

また、特定重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において、施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した地震応答解析を行う。

地震応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。また、ばらつきによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響を検討し、地盤物性等のばらつきを適切に考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。

動的解析に用いる解析モデルは、地震観測網により得られた観測記録により振動性状の把握を行い、解析モデルの妥当性の確認を行う。

特定重大事故等対処施設の土木構造物の動的解析は、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形、

非線形解析のいずれかにて行う。

地震力については、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

なお、2.1.1.2(2)b.(b)イ(イ)における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1 に記載する。

(ロ) 機器・配管系

動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格・基準、あるいは実験等の結果に基づき設定する。

機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう 1 質点系、多質点系モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。また、時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮する。配管系については、熱的条件及び口径から高温配管又は低温配管に分類し、その仕様に応じて適切なモデルに置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、クレーン類等における衝突・すべり等の非線形現象を模擬する場合には時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。

また、3 次元の広がりを持つ設備については、3 次元的な配置をモデル化し、水平 2 方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。

剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の 1.2 倍の加速度を震度として作用させて地震力を算定する。

c. 設計用減衰定数

地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準に

基づき、設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性が確認された値も用いる。なお、建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの材料減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。

特定重大事故等対処施設の土木構造物については、地盤内部の地震時挙動に大きな影響を受けることから、地震応答解析における減衰については、地盤一構造物連成系の振動特性を考慮した減衰特性を適切に設定する。

(3) 荷重の組合せと許容限界

耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。

a. 耐震設計上考慮する状態

地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。

(a) 建物・構築物

特定重大事故等対処施設については以下のイ～ホの状態を考慮する。

イ 運転時の状態

発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常の条件下におかれている状態。

但し、運転状態には通常運転時、運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。

ロ 設計基準事故時の状態

発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態。

ハ 設計用自然条件

設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪、風荷重等）

ニ 重大事故等の状態であって特定重大事故等対処施設が待機している状態

発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれのある事故、又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。

ホ 重大事故等の状態であって特定重大事故等対処施設を使用している状態

(b) 機器・配管系

特定重大事故等対処施設については以下のイ～ヘの状態を考慮する。

イ 通常運転時の状態

発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機及び燃料取替え等が計画的又は頻繁に行われた場合であって、運転条件が所定の制限値以内にある運転状態。

ロ 運転時の異常な過渡変化時の状態

通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。

ハ 設計基準事故時の状態

発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。

ニ 設計用自然条件

設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪、風荷重等）。

ホ 重大事故等の状態で特定重大事故等対処施設が待機状態にある状態

発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれのある事故、又は重大事故の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。

ヘ 重大事故等の状態で特定重大事故等対処施設が運転状態にある状態

b. 荷重の種類

(a) 建物・構築物

特定重大事故等対処施設については以下のイ～への荷重とする。

イ 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常の気象条件による荷重。

ロ 運転時の状態で施設に作用する荷重。

ハ 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重。

ニ 地震力、風荷重、積雪荷重等。

ホ 重大事故等時の状態であって特定重大事故等対処施設が待機している状態で施設に作用する荷重。

ヘ 重大事故等時の状態であって特定重大事故等対処施設を使用している

状態で施設に作用する荷重。

但し、運転時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。

(b) 機器・配管系

特定重大事故等対処施設については以下のイ～への荷重とする。

イ 通常運転時の状態で施設に作用する荷重。

ロ 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重。

ハ 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重。

ニ 地震力、風荷重、積雪荷重等。

ホ 重大事故等時の状態であって特定重大事故等対処施設が待機している状態で施設に作用する荷重。

ヘ 重大事故等時の状態であって特定重大事故等対処施設を使用している状態で施設に作用する荷重。

c. 荷重の組合せ

地震と組み合わせる荷重については「2. 3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風、積雪及び基準地震動の検討用地震の震源を波源とする津波による荷重を考慮し、以下のとおり設定する。

(a) 建物・構築物 ((c)に記載のもののうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)

イ 特定重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。

ロ 特定重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態、重大事故等の状態であって特定重大事故等対処施設が待機している状態及び重大事故等の状態であって特定重大事故等対処施設を使用している状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象による荷重と地震力とを組み合わせる。

ハ 特定重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している

荷重、設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれがない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重並びに重大事故等の状態であって特定重大事故等対処施設が待機している状態及び重大事故等の状態であって特定重大事故等対処施設を使用している状態で施設に作用する荷重のうち長期的な荷重は、地震力と組み合わせる。

(b) 機器・配管系 ((c)に記載のものを除く。)

イ 特定重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で作用する荷重と地震力とを組み合わせる。

ロ 特定重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態、重大事故等の状態であって特定重大事故等対処施設が待機している状態及び重大事故等の状態であって特定重大事故等対処施設を使用している状態で作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。

ハ 特定重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態で作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重並びに重大事故等の状態であって特定重大事故等対処施設が待機している状態及び重大事故等の状態であって特定重大事故等対処施設を使用している状態で作用する荷重のうち長期的な荷重は、地震力と組み合わせる。

(c) 特定重大事故等対処施設を防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物

イ 津波防護施設及び浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。

ロ 浸水防止設備及び津波監視設備については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重等と基準地震動による地震力を組み

合わせる。

上記（c）イ、ロについては、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて基準地震動による地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。また、津波以外による荷重については、「b. 荷重の種類」に準じるものとする。

(d) 荷重の組合せ上の留意事項

動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせるものとする。

d. 許容限界

各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。

(a) 建物・構築物（(c)に記載のもののうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）

イ 特定重大事故等対処施設の建物・構築物

（イ）弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界

建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

（ロ）基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

建物・構築物が構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し、終局耐力に対し妥当な安全余裕を持たせることとする。

また、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次拡大していくとき、その変形又は歪が著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。

ロ 建物・構築物の保有水平耐力（二に記載のものを除く。）

建物・構築物については、耐震重要度分類Sクラスに対応する建物・構築物と同様の安全余裕を有しているものとする。

ハ 気密性、止水性、遮蔽性を考慮する施設

構造強度の確保に加えて気密性、止水性、遮蔽性が必要な建物・構築物については、その機能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。

ニ 特定重大事故等対処施設の土木構造物

(イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界

安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

(ロ) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

構造部材の曲げについては限界層間変形角又は曲げ耐力、構造部材のせん断についてはせん断耐力に対して、妥当な安全余裕をもたせるものとする。

(b) 機器・配管系 ((c)に記載のものを除く。)

(イ) 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界

応答が全体的におおむね弾性状態に留まることとする。

(ロ) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力を制限する。

また、地震時及び地震後に動的機能又は電氣的機能が要求される機器については、試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。

(c) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物

津波防護施設及び浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、当該施設及び建物・構築物が構造全体として変形能力（終局耐力時の変形）及び安定性について十分な余裕を有するとともに、その施設に要求される機能（津波防護機能及び浸水防止機能）が保持できるものとする。浸水防止設備及び津波監視設備については、その施設に要求される機能（浸水防止機能及び津波監視機能）が保持できるものとする。

(4) 設計における留意事項

特定重大事故等対処施設を上位クラス施設と設定し、特定重大事故等対処施設は下位クラス施設の波及的影響によって、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。この設計における評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討等を行う。

ここで、下位クラス施設とは、上位クラス施設以外の発電所内にある施設（資機材等含む。）をいう。

波及的影響を防止するよう現場を維持するため、保安規定に、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。

特定重大事故等対処施設に対する波及的影響については、以下に示す a. から d. の 4 つの事項から検討を行う。また、原子力発電所の地震被害情報等から新たに検討すべき事項が抽出された場合は、これを追加する。

a. 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響

(a) 不等沈下

特定重大事故等対処施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下による特定重大事故等対処施設の原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能への影響

(b) 相対変位

特定重大事故等対処施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と特定重大事故等対処施設の相対変位による、特定重大事故等対処施設の原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能への影響

b. 特定重大事故等対処施設と下位クラス施設との接続部における相互影響

特定重大事故等対処施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、特定重大事故等対処施設に接続する下位クラス施設の損傷による、特定重大事故等対処施設の原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能への影響

c. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による特定重大事故等対処施設への影響

特定重大事故等対処施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による、特定重大事故等対処施設の原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能への影響

d. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による特定重大事故等対処施設への影響

特定重大事故等対処施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による、特定重大事故等対処施設の原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能への影響

2.1.2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針

2.1.2.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設

耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、設置（変更）許可を受けた、基準地震動による地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。

2.1.2.2 特定重大事故等対処施設

特定重大事故等対処施設については、設置（変更）許可を受けた、基準地震動による地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。

第 2.1.1 表 クラス別施設（1／8）

耐震重要度 分類	機能別分類	主 要 設 備 (注 1)		補 助 設 備 (注 2)		直接支持構造物 (注 3)		間接支持構造物 (注 4)	
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注 5)
S クラス	(i) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系	・原子炉容器 ・原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器・配管・ポンプ・弁	S S	・隔離弁を開とするに必要な電気及び計装設備	S	・原子炉容器・蒸気発生器・1 次冷却材ポンプ・加圧器の支持構造物 ・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S S	・内部コンクリート ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋	Ss Ss Ss
	(ii) 使用済燃料を貯蔵するための施設	・使用済燃料ピット ・使用済燃料ラック	S S	—	—	—	—	・燃料取扱建屋	Ss
	(iii) 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設	・制御棒クラスタ及び制御棒クラスタ駆動装置（トリップ機能に関する部分） ・化学体積制御設備のうち、ほう酸注入系	S S	・炉心支持構造物及び制御棒クラスタ案内管 ・非常用電源及び計装設備	S S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	・内部コンクリート ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・ディーゼル建屋	Ss Ss Ss Ss
	(iv) 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	・主蒸気・主給水設備（主給水逆止弁より蒸気発生器 2 次側を経て、主蒸気隔離弁まで） ・補助給水設備 ・復水タンク ・余熱除去設備	S S S S	・原子炉補機冷却水設備（当該主要設備に係わるもの） ・原子炉補機冷却海水設備 ・燃料取替用水タンク ・炉心支持構造物（炉心冷却に直接影響するもの） ・非常用電源及び計装設備	S S S S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	・内部コンクリート ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・主蒸気管室建屋 ・ディーゼル建屋 ・海水ポンプ基礎等の海水系を支持する構造物 ・屋外タンク基礎	Ss Ss Ss Ss Ss Ss

第 2.1.1 表 クラス別施設（2／8）

耐震重要度 分類	機能別分類	主 要 設 備 (注 1)		補 助 設 備 (注 2)		直接支持構造物 (注 3)		間接支持構造物 (注 4)	
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注 5)
S クラス	(v) 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	・安全注入設備 ・余熱除去設備（低圧注入系） ・燃料取替用水タンク	S S S	・原子炉補機冷却水設備（当該主要設備に係わるもの） ・原子炉補機冷却海水設備 ・中央制御室の遮蔽と空調設備 ・非常用電源及び計装設備	S S S S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・ディーゼル建屋 ・海水ポンプ基礎等の海水系を支持する構造物 ・屋外タンク基礎	Ss Ss Ss Ss
	(vi) 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設	・原子炉格納容器 ・原子炉格納容器バウンダリに属する配管・弁	S S	—	—	・機器・配管等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・主蒸気管室建屋	Ss Ss Ss
				・隔離弁を開とするに必要な電気及び計装設備	S	・電気計装設備の支持構造物	S	・原子炉補助建屋 ・ディーゼル建屋 ・原子炉建屋 ・主蒸気管室建屋	Ss Ss Ss Ss

第 2.1.1 表 クラス別施設 (3 / 8)

耐震重要度 分類	機能別分類	主 要 設 備 (注 1)		補 助 設 備 (注 2)		直接支持構造物 (注 3)		間接支持構造物 (注 4)	
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注 5)
S クラス	(vi) 放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、上記(vi)の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設	- 原子炉格納容器スプレイ設備 - 燃料取替用水タンク - アニュラスシーリング - アニュラス空気浄化設備 - 格納容器排気筒 - 安全補機室排気設備	S S S S S S	- 原子炉補機冷却水設備（当該主要設備に係わるもの） - 原子炉補機冷却海水設備 - 非常用電源及び計装設備	S S S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	- 原子炉建屋 - 原子炉補助建屋 - 原子炉格納容器 - 外部遮蔽建屋 - ディーゼル建屋 - 海水ポンプ基礎等の海水系を支持する構造物 - 屋外タンク基礎	Ss Ss Ss Ss Ss Ss
	(vii) 津波防護機能を有する設備及び浸水防止機能を有する設備	- 海水ポンプエリア防護壁 - 貯留堰 - 海水ポンプエリア水密扉 - 中間建屋水密扉 - 制御建屋水密扉	S S S S S	—	—	—	—	- 海水ポンプ基礎等の海水系を支持する構造物 - 原子炉補助建屋	Ss Ss
	(ix) 敷地における津波監視機能を有する施設	- 津波監視カメラ - 取水ピット水位計	S S	非常用電源及び計装設備	S	機器、電気計装設備等の支持構造物	S	- 海水ポンプ基礎等の海水系を支持する構造物 - 原子炉補助建屋 - ディーゼル建屋	Ss Ss Ss

第 2.1.1 表 クラス別施設 (4 / 8)

耐震重要度 分類	機能別分類	主 要 設 備 (注 1)		補 助 設 備 (注 2)		直接支持構造物 (注 3)		間接支持構造物 (注 4)	
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注 5)
S クラス	(x) その他	使用済燃料ピット水補給設備（非常用）	S	非常用電源及び計装設備	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	- 原子炉補助建屋 - 燃料取扱建屋 - ディーゼル建屋	Ss Ss Ss
		炉内構造物	S	—	—	—	—	—	—

第 2.1.1 表 クラス別施設（5／8）

耐震重要度 分類	機能別分類	主 要 設 備 (注 1)		補 助 設 備 (注 2)		直接支持構造物 (注 3)		間接支持構造物 (注 4)	
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注 5)
Bクラス	(i) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、1次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設	・化学体積制御設備のうち、抽出系と余剰抽出系	B	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉補助建屋 ・内部コンクリート ・原子炉建屋	Sb Sb Sb
	(ii) 放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし、内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が周辺監視区域外における年間の線量限度に比べて十分小さいものは除く）	・放射性廃棄物廃棄施設、ただし、Cクラスに属するものは除く	B	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・廃棄物処理建屋	Sb Sb Sb
	(iii) 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設	・使用済燃料ピット ・水浄化冷却設備（浄化系） ・化学体積制御設備のうち、S及びCクラスに属する以外のもの ・放射線低減効果の大きい遮蔽 ・燃料取扱建屋クレーン ・使用済燃料ピットクレーン ・燃料取扱クレーン ・燃料移送装置	B B B B B B B	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・内部コンクリート ・原子炉補助建屋 ・燃料取扱建屋	Sb Sb Sb Sb

第 2.1.1 表 クラス別施設（6／8）

耐震重要度 分類	機能別分類	主 要 設 備 (注 1)		補 助 設 備 (注 2)		直接支持構造物 (注 3)		間接支持構造物 (注 4)	
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注 6)
Bクラス	(iv) 使用済燃料を冷却するための施設	・使用済燃料ピット ・水浄化冷却設備（冷却系）	B	・原子炉補機冷却水設備（当該主要設備に係わるもの） ・原子炉補機冷却海水設備 ・電気計装設備	B B B	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	B	・原子炉補助建屋 ・燃料取扱建屋 ・海水ポンプ基礎等の海水系を支持する構造物	Sb Sb Sb
	(v) 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設	—	—	—	—	—	—	—	—

第 2.1.1 表 クラス別施設(7/8)

耐震重要度 分 類	機能別分類	主 要 設 備 (注 1)		補 助 設 備 (注 2)		直接支持構造物 (注 3)		間接支持構造物 (注 4)	
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注 5)
C クラス	(i) 原子炉の反応度を制御するための施設で S 及び B クラスに属さない施設	・制御棒クラスタ駆動装置（トリップ機能に関する部分を除く）	C	—	—	・電気計装設備の支持構造物	C	・内部コンクリート ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋	Sc Sc Sc
	(ii) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設で S 及び B クラスに属さない施設	・試料採取設備 ・床ドレン系 ・洗浄排水処理系 ・固化処理装置より下流の固体廃棄物取扱い設備（貯蔵庫を含む） ・ペイラ ・化学体積制御設備のうち、ほう酸補給タンク廻り ・液体廃棄物処理設備のうち、ほう酸回収装置蒸留水側及び廃液蒸発装置蒸留水側 ・原子炉補給水設備 ・新燃料貯蔵設備 ・その他	C C C C C C C C C C C C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・内部コンクリート ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・燃料取扱建屋 ・固体廃棄物貯蔵庫 ・廃棄物処理建屋 ・廃棄物搬出建屋	Sc Sc Sc Sc Sc Sc Sc

第 2.1.1 表 クラス別施設（ 8 / 8 ）

耐震重要度 分 類	機能別分類	主 要 設 備 (注 1)		補 助 設 備 (注 2)		直接支持構造物 (注 3)		間接支持構造物 (注 4)	
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注 5)
C クラス	(iii) 原子炉施設ではあるが、放射線安全に関係しない施設	・蒸気タービン設備 ・原子炉補機冷却水設備 ・補助ボイラ及び補助蒸気設備 ・消火設備 ・主発電機・変圧器 ・空調設備 ・蒸気発生器ブローダウン系 ・所内用圧縮空気設備 ・格納容器ポーラクレーン ・緊急時対策所（緊急時対策棟内） ・その他	C C C C C C C C C C C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・タービン建屋 ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・内部コンクリート ・燃料取扱建屋 ・廃棄物処理建屋	SC SC SC SC SC SC

(注 1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。

(注 2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。

(注 3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。

(注 4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。

(注 5) Ss：基準地震動により定まる地震力

Sb：B クラス施設に適用される地震力

Sc：C クラス施設に適用される静的地震力

第 2.1.2 表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類（1／8）

設 備 分 類	定 義	主 要 設 備 （〔 〕 内は、代替する機能を有する設計基準 事故対処設備の属する耐震重要度分類）
1.常設重大事故防止設備 （Ⅱ.を除く。）	重大事故等対処設備のうち、重大 事故に至るおそれがある事故が発 生した場合であって、設計基準事 故対処設備の安全機能又は使用済 燃料ピットの冷却機能若しくは注 水機能が喪失した場合において、 その喪失した機能（重大事故に至 るおそれがある事故に対処するた めに必要な機能に限る。）を代替 することにより重大事故の発生を 防止する機能を有する設備であつ て常設のもの	(i)計測制御系統施設 ・格納容器圧力〔C〕 ・原子炉補機冷却水サージタンク水位〔C〕 ・衛星携帯電話設備〔C〕
		(ii)非常用取水設備 ・取水口（貯留堰を除く。）〔C〕 ・取水路〔C〕 ・取水ピット〔C〕 ・貯留堰〔C〕

第 2.1.2 表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類（2/8）

設 備 分 類	定 義	主 要 設 備 （〔 〕 内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類）
Ⅱ.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、 耐震重要施設に属する設計基準事 故対処設備が有する機能を代替す るもの	(i)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料ピット〔S〕 ・使用済燃料ラック〔S〕 (ii)原子炉冷却系統施設 ・蒸気発生器〔S〕 ・1次冷却材ポンプ〔S〕 ・加圧器〔S〕 ・炉心支持構造物〔S〕 ・原子炉容器〔S〕 ・余熱除去冷却器〔S〕 ・余熱除去ポンプ〔S〕 ・充てん／高圧注入ポンプ〔S〕 ・格納容器スプレイポンプ〔S〕 ・常設電動注入ポンプ ・蓄圧タンク〔S〕 ・ほう酸注入タンク〔S〕 ・燃料取替用水タンク〔S〕 ・再生熱交換器〔S〕 ・復水タンク〔S〕 ・格納容器再循環サンプ〔S〕 ・格納容器再循環サンプスクリーン〔S〕 ・格納容器スプレイ冷却器〔S〕 ・原子炉補機冷却水冷却器〔S〕 ・原子炉補機冷却水ポンプ〔S〕 ・海水ポンプ〔S〕 ・原子炉補機冷却水サージタンク〔S〕 ・海水ストレーナ〔S〕 ・電動補助給水ポンプ〔S〕 ・タービン動補助給水ポンプ〔S〕 ・加圧器安全弁〔S〕 ・加圧器逃がし弁〔S〕 ・主蒸気安全弁〔S〕 ・主蒸気逃がし弁〔S〕 ・主蒸気隔離弁〔S〕 ・蓄圧タンク出口弁〔S〕 ・タービン動補助給水ポンプ蒸気入口弁〔S〕 ・余熱除去ポンプ入口弁〔S〕

第 2.1.2 表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類（3／8）

設 備 分 類	定 義	主 要 設 備 （〔 〕 内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類）
II.常設耐震重要重大事故防止設備		(iii)計測制御系統施設 ・制御棒クラスタ〔S〕 ・ほう酸ポンプ〔S〕 ・1次冷却材ポンプ〔S〕 ・充てん／高圧注入ポンプ〔S〕 ・ほう酸タンク〔S〕 ・原子炉容器〔S〕 ・加圧器〔S〕 ・ほう酸注入タンク〔S〕 ・燃料取替用水タンク〔S〕 ・再生熱交換器〔S〕 ・ほう酸フィルタ〔S〕 ・炉心支持構造物〔S〕 ・蒸気発生器〔S〕 ・中性子源領域中性子束検出器〔S〕 ・中間領域中性子束検出器〔S〕 ・出力領域中性子束検出器〔S〕 ・1次冷却材圧力計〔S〕 ・1次冷却材高温側温度計（広域）〔S〕 ・1次冷却材低温側温度計（広域）〔S〕 ・余熱除去ループ流量計〔S〕 ・ほう酸注入ライン流量計〔S〕 ・補助注入ライン流量計〔S〕 ・SA用低圧炉心注入及びスプレイ積算 流量計 ・加圧器水位計〔S〕 ・AM用格納容器圧力計 ・格納容器内温度計〔C〕 ・蒸気発生器広域水位計〔S〕 ・蒸気発生器狭域水位計〔S〕 ・蒸気ライン圧力計〔S〕 ・A格納容器スプレイ冷却器出口積算 流量計 ・格納容器再循環サンプ広域水位計〔S〕 ・格納容器再循環サンプ狭域水位計〔S〕 ・炉外核計装盤〔S〕 ・原子炉盤〔S〕 ・多様化自動作動設備（ATWS緩和設備） ・原子炉トリップ遮断器〔S〕 ・原子炉容器水位計〔C〕 ・補助給水流量計〔S〕 ・燃料取替用水タンク水位計〔S〕 ・ほう酸タンク水位計〔S〕 ・復水タンク水位計〔S〕 ・格納容器再循環ユニット出口温度計 ・加圧器逃がし弁〔S〕 ・急速ほう酸補給弁〔S〕 ・加圧器安全弁〔S〕

第 2.1.2 表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類（4／8）

設 備 分 類	定 義	主 要 設 備 （〔 〕 内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類）
II.常設耐震重要重大事故防止設備		(iv)放射線管理施設 ・格納容器内高レンジエリアモニタA（低レンジ）〔S〕 ・格納容器内高レンジエリアモニタB（高レンジ）〔S〕 ・中央制御室循環ファン〔S〕 ・中央制御室空調ファン〔S〕 ・中央制御室非常用循環ファン〔S〕 ・中央制御室非常用循環フィルタユニット〔S〕 ・中央制御室遮蔽〔S〕 ・中央制御室空調ユニット〔S〕
		(v)原子炉格納施設 ・原子炉格納容器本体〔S〕 ・格納容器スプレイ冷却器〔S〕 ・格納容器スプレイポンプ〔S〕 ・常設電動注入ポンプ ・復水タンク〔S〕 ・燃料取替用水タンク〔S〕 ・格納容器再循環ユニット〔C〕
		(vi)非常用電源設備 ・大容量空冷式発電機用給油ポンプ ・燃料油移送ポンプ〔S〕 ・大容量空冷式発電機用燃料タンク ・燃料油貯蔵タンク〔S〕 ・燃料油貯油そう〔S〕 ・大容量空冷式発電機 ・ディーゼル発電機〔S〕 ・計装用電源装置（3系統目蓄電池用） ・蓄電池（安全防護系用）〔S〕 ・蓄電池（重大事故等対処用） ・蓄電池（3系統目） ・メタルクラッド開閉装置（非常用）〔S〕 ・パワーセンタ（非常用）〔S〕 ・コントロールセンタ（非常用）〔S〕 ・動力変圧器（非常用）〔S〕 ・重大事故等対処用変圧器盤 ・重大事故等対処用変圧器受電盤 ・直流コントロールセンタ電源盤 ・計装用後備電源装置代替所内電源分電盤 ・代替電源接続盤 ・燃料油貯油そう（他号炉）〔S〕 ・ディーゼル発電機（他号炉）〔S〕 ・号炉間電力融通ケーブル
		(vii)補機駆動用燃料設備 ・燃料油貯蔵タンク〔S〕

第 2.1.2 表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類（5／8）

設 備 分 類	定 義	主 要 設 備 （〔 〕 内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類）
Ⅲ.常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(i)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料ピット〔S〕 ・使用済燃料ラック〔S〕 ・使用済燃料ピット温度計〔SA〕 ・使用済燃料ピット水位計〔SA〕 ・使用済燃料ピット状態監視カメラ ・使用済燃料ピット水位計〔広域〕
		(ii)原子炉冷却系統施設 ・蒸気発生器〔S〕 ・1次冷却材ポンプ〔S〕 ・加圧器〔S〕 ・炉心支持構造物〔S〕 ・原子炉容器〔S〕 ・余熱除去ポンプ〔S〕 ・充てん／高圧注入ポンプ〔S〕 ・格納容器スプレイポンプ〔S〕 ・常設電動注入ポンプ ・ほう酸注入タンク〔S〕 ・燃料取替用水タンク〔S〕 ・再生熱交換器〔S〕 ・復水タンク〔S〕 ・格納容器スプレイ冷却器〔S〕 ・余熱除去冷却器〔S〕 ・原子炉補機冷却水冷却器〔S〕 ・原子炉補機冷却水ポンプ〔S〕 ・海水ポンプ〔S〕 ・原子炉補機冷却水サージタンク〔S〕 ・海水ストレーナ〔S〕 ・加圧器逃がし弁〔S〕
		(iii)計測制御系統施設 ・1次冷却材圧力計〔S〕 ・余熱除去ループ流量計〔S〕 ・ほう酸注入ライン流量計〔S〕 ・SA用低圧炉心注入及びスプレイ積算流量計 ・AM用格納容器圧力計 ・格納容器圧力計〔S〕 ・格納容器内温度計〔C〕 ・A格納容器スプレイ冷却器出口積算流量計 ・格納容器再循環サンプ広域水位計〔S〕 ・格納容器再循環サンプ狭域水位計〔S〕 ・原子炉下部キャビティ水位計 ・原子炉格納容器水位計 ・原子炉補機冷却水サージタンク水位計〔S〕 ・燃料取替用水タンク水位計〔S〕 ・復水タンク水位計〔S〕 ・格納容器再循環ユニット出口温度計 ・衛星携帯電話設備〔C〕

第 2.1.2 表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類（6／8）

設 備 分 類	定 義	主 要 設 備 〔 〕 内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類
Ⅲ.常設重大事故緩和設備		(iii)計測制御系統施設 ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備〔C〕 ・緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）〔C〕 ・SPDSデータ表示装置〔C〕 ・重大事故等対処用制御盤 ・重大事故等対処用入出力盤
		(iv)放射線管理施設 ・格納容器内高レンジエリアモニタ A（低レンジ）〔S〕 ・格納容器内高レンジエリアモニタ B（高レンジ）〔S〕 ・使用済燃料ピット周辺線量率計測定器収納盤 ・使用済燃料ピット周辺線量率計取付架台 ・中央制御室循環ファン〔S〕 ・中央制御室空調ファン〔S〕 ・中央制御室非常用循環ファン〔S〕 ・中央制御室非常用循環フィルタユニット〔S〕 ・緊急時対策所非常用空気浄化ファン ・緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット ・中央制御室遮蔽〔S〕 ・緊急時対策所遮蔽（緊急時対策所（緊急時対策棟内）） ・中央制御室空調ユニット〔S〕 ・放射線計装盤〔S〕
		(v)原子炉格納施設 ・原子炉格納容器〔S〕 ・格納容器スプレイ冷却器〔S〕 ・格納容器スプレイポンプ〔S〕 ・常設電動注入ポンプ ・復水タンク〔S〕 ・燃料取替用水タンク〔S〕 ・格納容器再循環サンプ〔S〕 ・格納容器再循環ユニット〔C〕 ・静的触媒式水素再結合装置 ・電気式水素燃焼装置 ・アニュラス空気浄化ファン〔S〕 ・アニュラス空気浄化よう素除去フィルタユニット〔S〕 ・アニュラス空気浄化微粒子除去フィルタユニット〔S〕 ・格納容器再循環サンプスクリーン〔S〕 ・格納容器排気筒〔S〕 ・静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 ・電気式水素燃焼装置動作監視装置

第 2.1.2 表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類（7／8）

設 備 分 類	定 義	主 要 設 備 （〔 〕 内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類）
Ⅲ.常設重大事故緩和設備		(vi)非常用電源設備 ・大容量空冷式発電機用給油ポンプ ・燃料油移送ポンプ〔S〕 ・大容量空冷式発電機用燃料タンク ・大容量空冷式発電機付き燃料タンク ・燃料油貯蔵タンク〔S〕 ・燃料油貯油そう〔S〕 ・大容量空冷式発電機 ・ディーゼル発電機〔S〕 ・大容量空冷式発電機保護継電器 ・ディーゼル発電機保護継電器〔S〕 ・計装用電源装置（3系統目蓄電池用） ・蓄電池（安全防護系用）〔S〕 ・蓄電池（重大事故等対処用） ・蓄電池（3系統目） ・メタルクラッド開閉装置（非常用）〔S〕 ・パワーセンタ（非常用）〔S〕 ・コントロールセンタ（非常用）〔S〕 ・動力変圧器（非常用）〔S〕 ・重大事故等対処用変圧器盤 ・重大事故等対処用変圧器受電盤 ・代替電源接続盤 ・燃料油貯油そう（他号炉）〔S〕 ・ディーゼル発電機（他号炉）〔S〕 ・号炉間電力融通ケーブル ・緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク ・緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ ・緊急時対策所用発電機車接続盤 ・緊急時対策棟メタルクラッド開閉装置 ・緊急時対策棟動力変圧器 ・緊急時対策棟パワーセンタ ・A緊急時対策棟コントロールセンタ ・B緊急時対策棟コントロールセンタ ・A緊急時対策棟計装用電源装置電源切替盤 ・A緊急時対策棟計装用電源装置 ・A緊急時対策棟計装用電源切替盤 ・A緊急時対策棟計装用分電盤 ・緊急時対策棟指揮所内分電盤
		(vii)補機駆動用燃料設備 ・燃料油貯蔵タンク〔S〕
		(viii)非常用取水設備 ・取水口〔C〕 ・取水路〔C〕 ・取水ピット〔C〕 ・貯留堰〔C〕

第 2.1.2 表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類（8／8）

設 備 分 類	定 義	主 要 設 備 （〔 〕 内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類）
Ⅲ.常設重大事故緩和設備		(ix)緊急時対策所 ・緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS)〔C〕 ・SPDSデータ表示装置〔C〕 ・衛星携帯電話設備〔C〕 ・統合原子力防災ネットワークに接続する通 信連絡設備〔C〕

2.2 津波による損傷の防止

原子炉冷却系統施設の津波による損傷の防止の基本設計方針については、浸水防護施設の基本設計方針に基づく設計とする。

2.3 外部からの衝撃による損傷の防止

2.3.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備

設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、発電所敷地で想定される風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山、生物学的事象、森林火災、高潮の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震、津波を含む組合せに遭遇した場合において、自然事象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においてその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他、供用中における運転管理等の運用上の適切な措置を講じる。

地震及び津波を含む自然現象の組合せについて、火山については雪と風、地震（Ss）については基準地震動の検討用地震の震源を波源とする津波と雪、基準津波については地震（Sd）と雪の荷重を、施設の形状、配置に応じて考慮する。

地震、津波と風の組合せについても、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については、組合せを考慮する。

組み合わせる積雪深、風速の大きさはそれぞれ建築基準法を準用して垂直積雪量 30cm、基準風速 36m/s とし、地震及び津波と組み合わせる積雪深については、建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数 0.35 を考慮する。

設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち人為による損傷の防止において、発電所敷地又はその周辺において想定される爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、危険物を搭載した車両、船舶の衝突、電磁的障害により発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）に対してその安全性が損なわれないよう、防護措置その他対象とする発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。

想定される人為事象のうち、航空機の墜落については、防護設計の要否を判断する基準を超えないことについて設置（変更）許可を受けている。設計及び工事計画認可申請時に、設置（変更）許可申請時から、防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路の変更がないことを確認しており、設計基準対象施設に対して防

防護措置その他適切な措置を講じる必要はない。なお、保安規定に定期的に航空路の変更状況を確認し、防護措置の要否を判断することを定め、管理を行なう。

また、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に対する防護措置には、設計基準対象施設が安全性を損なわないために必要な設計基準対象施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。

重大事故等対処設備は、外部からの衝撃の損傷の防止において、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に対して、「5.1.2 多様性、位置的分散等」、「5.1.3 悪影響防止等」及び「5.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき、必要な機能が損なわれないことがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じる。

設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に対して防護措置として設置する施設は、基準地震動による地震力に対し構造強度を確保し、外部からの衝撃を考慮した設計とする。

2.3.1.1 外部からの衝撃より防護すべき施設

設計基準対象施設が外部からの衝撃によりその安全性を損なうことがないよう、外部からの衝撃より防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス 1 及びクラス 2 に該当する構築物、系統及び機器（以下「防護対象施設」という。）とする。また、防護対象施設の防護設計については、外部からの衝撃により防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある防護対象施設以外の施設についても考慮する。さらに、重大事故等対処設備についても、外部からの衝撃より防護すべき施設に含める。

2.3.1.2 設計基準事故時及び重大事故等時に生じる応力との組合せ

科学的技術的知見を踏まえ、防護対象施設及び屋内の重大事故等対処設備のうち、特に自然現象（地震及び津波を除く。）の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により作用する衝撃は設計基準事故時及び重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。

屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時において、万が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可

能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管することにより、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。

2.3.1.3 設計方針

防護対象施設及び重大事故等対処設備は、以下の自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に係る設計方針に基づき設計する。

自然現象（地震及び津波を除く。）のうち森林火災、人為事象のうち爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、危険物を搭載した車両の設計方針については外部火災の設計方針に基づき設計する。

(1) 自然現象

a. 竜巻

防護対象施設は、竜巻防護に係る設計時に、設置（変更）許可を受けた最大風速 100m/s の竜巻が発生した場合について竜巻より防護すべき施設に作用する荷重を設定し、防護対象施設が安全機能を損なわないよう、それぞれの施設の設置状況等を考慮して影響評価を実施し、防護対象施設が安全機能を損なうおそれがある場合は、影響に応じた防護措置その他の適切な措置を講じる設計とする。また、重大事故等対処設備は、「5.1.2 多様性、位置的分散等」の位置的分散、「5.1.3 悪影響防止等」及び「5.1.5 環境条件等」を考慮した設計とする。さらに、防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある施設の影響及び竜巻の随伴事象による影響について考慮した設計とする。

なお、保安規定に定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うことを定め、管理を行う。

(a) 影響評価における荷重の設定

構造強度評価においては、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重並びに竜巻以外の荷重を適切に組み合わせた設計荷重を設定する。

風圧力による荷重及び気圧差による荷重としては、設置（変更）許可を受けた最大風速の竜巻の特性値に基づいて設定する。

飛来物の衝撃荷重としては、設置（変更）許可を受けた設計飛来物である鋼製材（長さ 4.2m×幅 0.3m×奥行き 0.2m、重量 135kg、飛来時の水平速度 57m/s、飛来時の鉛直速度 38m/s）よりも運動エネルギー及び貫通力が大きな

資機材等は設置場所等を考慮し、固縛等により飛来物とならない措置を講じることから、設計飛来物が衝突する場合の荷重を設定することを基本とする。さらに、設計飛来物に加えて、竜巻の影響を考慮する施設の設置状況その他環境状況を考慮し、評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。

なお、飛来した場合の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きな資機材等については、その保管場所、設置場所等を考慮し、防護対象施設、防護対策施設及び防護対象施設を内包する施設に衝突し、その機能に損傷を及ぼす可能性がある場合には、風圧力による荷重が作用する場合においても、固縛等により浮き上がりまたは横滑りにより飛来物とならない設計とし、重大事故等対処設備の保管場所内の資機材等についても風圧力による荷重が作用する場合においても、固縛等により浮き上がりまたは横滑りにより飛来物とならない設計とする他、屋内収納及び撤去、並びに車両の入構管理及び退避を実施することを保安規定に定め、管理を行う。

(b) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策

屋外の防護対象施設は、安全機能を損なわないよう、設計荷重に対して防護対象施設の構造強度評価を実施し、要求される機能を保持する設計とすることを基本とする。屋内の防護対象施設については、設計荷重に対して安全機能を損なわないよう、防護対象施設を内包する施設により防護する設計とすることを基本とし、外気と繋がっている屋内の防護対象施設及び建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の防護対象施設は、加わるおそれがある設計荷重に対して防護対象施設の構造強度評価を実施し、安全機能を損なわないよう、要求される機能を保持する設計とすることを基本とする。防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切な措置を講じる設計とする。

屋外の重大事故等対処設備は、竜巻による風圧力による荷重に対し、地震後の機能保持を含めて重大事故等対処設備としての機能を損なわないよう、浮き上がりまたは横滑りを拘束するために固縛し、竜巻襲来のおそれがある場合に、拘束する設計とする。また、車両型等の重大事故等対処設備等の地震時の横滑り等を考慮して地震後の機能を保持するものは、その機能を損なわず、他の設備に悪影響を及ぼさないよう、通常時は拘束せず固縛し、竜巻襲来のおそれがある場合には、たるみ巻取装置（1,2号機共用（以下同じ。））

により固縛のたるみを巻き取ることで拘束する。これらの運用については保安規定に定め、管理を行う。屋内の重大事故等対象設備は、竜巻による風圧力による荷重に対し、環境条件を考慮して竜巻による荷重により機能を損なわないように、重大事故等対処設備を内包する施設により防護する設計とすることを基本とする。

防護措置として設置する防護対策施設としては、竜巻防護ネット（ネット（硬鋼線材、線径φ4mm、網目寸法 50mm）、防護壁（鉄筋コンクリート、厚さ 30cm 以上及び炭素鋼、厚さ 22mm 以上）及び竜巻防護ネット架構により構成する。）、竜巻防護扉（炭素鋼、厚さ 22mm 以上）及び竜巻防護建屋（鉄筋コンクリート、厚さ 45cm 以上）を設置し、内包する防護対象施設等の機能を損なわないよう、防護対象施設の機能喪失に至る可能性のある飛来物が防護対象施設に衝突することを防止する設計とする。防護対策施設は、地震時において倒壊しないよう、防護対策施設の構造強度を維持することにより、防護対象施設に波及的影響を及ぼさない設計とする。

防護対象施設及び重大事故等対処設備を内包する施設については、設計荷重に対する構造強度評価を実施し、内包する防護対象施設及び重大事故等対処設備の機能を損なわないよう、飛来物が内包する防護対象施設及び重大事故等対処設備に衝突することを防止可能な設計とする。

また、防護対象施設及び重大事故等対処設備は、設計荷重により、機械的及び機能的な波及的影響により機能を損なわない設計とする。防護対象施設に対して、重大事故等対処設備を含めて機械的な影響を及ぼす可能性がある施設は、設計荷重に対し、当該施設の倒壊、損壊等により防護対象施設に損傷を与えない設計とする。タンクローリ（1,2 号機共用（以下同じ。））等当該施設が機能喪失に陥った場合に、防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼす可能性がある施設は、設計荷重に対し、必要な機能を保持する設計とすることを基本とする。防護対象施設及び重大事故等対処設備の機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他適切な措置を講じる。屋外の重大事故等対処設備等は、竜巻による風圧力による荷重に対し、他の設備に悪影響を及ぼさないよう、浮き上がりまたは横滑りを拘束するために固縛し、竜巻襲来のおそれがある場合に、拘束する設計とする。屋内の重大事故等対処設備は、竜巻による風圧力による荷重を考慮して他の設備に悪影響を及ぼさないよう、重大事故等対処設備を内包する施設により防護する設計とする。

竜巻随件事象を考慮する施設は、過去の竜巻被害の状況及び発電所における施設の配置から竜巻の随件事象として想定される火災、溢水及び外部電源喪失による影響を考慮し、竜巻の随件事象に対する影響評価を実施し、防護対象施設及び重大事故等対処設備に竜巻による随件事象の影響を及ぼさない設計とする。竜巻随伴による火災に対しては、火災による損傷の防止における想定に包絡される設計とする。また、竜巻随伴による溢水に対しては、溢水による損傷の防止における溢水量の想定に包絡される設計とする。さらに、竜巻随伴による外部電源喪失に対しては、代替設備による電源供給が可能な設計とする。

b. 火 山

防護対象施設は、発電所の運用期間中において発電所の安全性に影響を及ぼし得る火山事象として設置（変更）許可を受けた層厚の降下火砕物の特性を設定し、その降下火砕物が発生した場合においても、防護対象施設が安全機能を損なうおそれがない設計とする。

重大事故等対処設備は、「5.1.5 環境条件等」を考慮した設計とする。

なお、保安規定に定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価することを定め、管理を行う。

(a) 防護設計における降下火砕物の特性の設定

設計に用いる降下火砕物の層厚は設置（変更）許可を受けた 15cm とする。その際の降下火砕物の密度は 0.6g/cm^3 （乾燥密度）～ 1.5g/cm^3 （飽和密度）、降下火砕物の粒径は 4mm 以下とする。

(b) 降下火砕物に対する防護対策

降下火砕物の影響を考慮する施設は、降下火砕物による「直接的影響」及び「間接的影響」に対して、以下の適切な防護措置を講じることで安全機能を損なうおそれがない設計とする。

イ 直接的影響に対する設計方針

(イ) 構造物への荷重

防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼし得るクラス 3（発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類）に属する施設（以下「防護対象施設に影響を及ぼし得るクラス 3 に属する施設」という。）のうち屋

外に設置している施設、防護対象施設を内包する施設並びに倒壊、損壊等により防護対象施設が損傷を受ける可能性がある施設について、降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合には荷重による影響を考慮する。これらの施設については、降下火砕物を除去することにより、降下火砕物による荷重並びに火山と組み合わせる雪及び風の荷重を短期的な荷重として考慮し、機能を損なうおそれがないよう構造健全性を維持する設計とする。

なお、保安規定に当該施設に堆積する降下火砕物を除去することを定め、降下火砕物が長期的に堆積しないよう管理する。

屋内の重大事故等対処設備については、環境条件を考慮して降下火砕物による短期的な荷重により機能を損なわないように、降下火砕物による組合せを考慮した荷重に対し安全裕度を有する建屋内に設置する設計とする。

屋外の重大事故等対処設備については、環境条件を考慮して降下火砕物による荷重により機能を損なわないように、降下火砕物を除去することにより、重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。

なお、保安規定に屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を適宜除去することを定め、降下火砕物が堆積しないよう管理する。

(ロ) 閉塞

防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼし得るクラス 3 に属する施設のうち、降下火砕物を含む海水の流路となる水循環系の施設は、水循環系の閉塞による影響を考慮する。これらの施設については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、降下火砕物の粒径より大きい幅を設けること又はストレーナ等により降下火砕物を捕獲することにより、水循環系の狭隘部等が閉塞しない設計とする。

なお、保安規定にストレーナを清掃することを定め、降下火砕物により水循環系が閉塞しないよう管理する。

防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼし得るクラス 3 に属する施設のうち、降下火砕物を含む空気の流路となる換気系、電気系及び計装制御系の施設は、換気系、電気系及び計装制御系における閉塞による

影響を考慮する。これらの施設については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、平型フィルタの設置又は降下火砕物が侵入しにくい構造により、降下火砕物により閉塞しない設計とすることを基本とする。さらに、降下火砕物が侵入した場合においても、降下火砕物が流路にたまりにくい構造とし、降下火砕物により閉塞しない設計とする。

なお、保安規定にフィルタの取替、清掃、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止及び閉回路循環運転を定め、降下火砕物により閉塞しないよう管理する。

(ハ) 磨耗

防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼし得るクラス 3 に属する施設のうち、降下火砕物を含む海水の流路となる水循環系の施設や、空気を取り込みかつ摺動部を有する換気系の施設は、水循環系、換気系、電気系及び計装制御系における磨耗による影響を考慮する。これらの施設については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、降下火砕物が侵入しにくい構造とすること又は磨耗しにくい材料を使用することにより、磨耗しにくい設計とする。

なお、保安規定にフィルタの取替・清掃、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止、点検及び必要に応じた補修の実施等を定め、磨耗が進展しないよう管理する。

(ニ) 腐食

防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼし得るクラス 3 に属する施設のうち、屋外に設置している施設、降下火砕物を含む海水の流路となる水循環系の施設並びに降下火砕物を含む空気の流路となる換気系、電気系及び計装制御系の施設や、防護対象施設を内包する施設について、腐食により防護対象施設の安全機能に有意な影響が発生する場合には、構造物、水循環系、換気系、電気系及び計装制御系における腐食による影響を考慮する。これらの施設については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、耐食性のある材料の使用又は塗装を実施することにより、降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする。

なお、保安規定に点検及び補修の実施を定め、当該施設が降下火砕物

による長期的な腐食が進展しないよう管理する。

屋内の重大事故等対処設備については、降下火砕物による短期的な腐食により機能を損なわないように、耐食性のある塗装を実施した建屋内に設置する設計とする。

屋外の重大事故等対処設備については、降下火砕物を適宜除去することにより、降下火砕物による腐食に対して重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。

なお、保安規定に点検及び補修の実施並びに降下火砕物の適宜除去を定め、屋外の重大事故等対処設備が降下火砕物により腐食しにくいよう管理する。

(ホ) 発電所周辺の大気汚染

防護対象施設のうち中央制御室換気空調系は、発電所周辺の大気汚染による影響を考慮する。これらの施設については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、平型フィルタを設置することにより、降下火砕物が中央制御室に侵入しにくい設計とする。

なお、保安規定に閉回路循環運転の実施等を定め、降下火砕物による中央制御室の大気汚染を防止するよう管理する。

(ヘ) 絶縁低下

防護対象施設のうち空気を取り込む機構を有する計装盤等は、絶縁低下による影響を考慮する。これらの施設については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、設置場所の空調系に平型フィルタを設置することにより、降下火砕物が侵入しにくい設計とする。

なお、保安規定に外気取入ダンパの閉止及び閉回路循環運転の実施を定め、降下火砕物による計装盤等の絶縁低下を防止するよう管理する。

ロ 間接的影響に対する設計方針

降下火砕物による間接的影響である長期（7日間）の外部電源喪失及び発電所外の交通の途絶の発生に対し、原子炉及び使用済燃料ピットの安全性を損なわないようにするために、7日間の電源供給が継続できるよう、

燃料を貯蔵するためのディーゼル発電機燃料油貯油そう及び燃料油貯蔵タンクを降下火砕物の影響を受けないよう設置すること並びに燃料移送用のタンクローリを配備することで、非常用電源施設から受電できる設計とする。

さらに発電所内の交通の途絶の発生に対し、タンクローリによる燃料供給に必要な発電所内のアクセスルートの降下火砕物の除去を実施可能とすることにより安全性を損なわない設計とする。

なお、保安規定にタンクローリ及びアクセスルートに堆積する降下火砕物を適宜除去することを定め、降下火砕物が堆積しないよう管理する。

c. 外部火災

想定される外部火災において、火災源を発電所敷地内及び敷地外に設定し防護対象施設に係る温度や距離を算出し、それらによる影響評価を行い、最も厳しい火災が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。

防護対象施設は、防火帯の設置、建屋による防護、離隔距離の確保による防護、障壁による防護を行う設計とする。

重大事故等対処設備は、「5.1.2 多様性、位置的分散等」のうち、位置的分散を考慮した設計とする。

外部火災の影響については、保安規定に定期的な評価の実施を定めることにより評価する。

(a) 防火帯幅の設定に対する設計方針

自然現象として想定される森林火災については、延焼防止を目的として森林火災シミュレーション解析コードを用いて求めた最大火線強度から設定し、設置（変更）許可を受けた防火帯（約 20m）を敷地内に設ける設計とする。

(b) 発電所敷地内の火災源に対する設計方針

外部火災では火災源として森林火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び敷地内の危険物タンク火災と航空機墜落による火災が同時に発生した場合の重畳火災を想定し、火災源からの防護対象施設への熱影響を評価する。

防護対象施設の評価条件を以下のように設定し、評価する。評価結果より

火災源ごとに輻射強度、燃焼継続時間等を求め、防護対象施設を内包する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度が許容温度（200℃）となる危険距離及び屋外施設の温度が許容温度（海水ポンプ外気吸い込み温度 76℃、燃料取替用水タンク温度 82℃、復水タンク温度 40℃）となる危険距離を算出し、その危険距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。

- ・ 森林火災については、発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等より求めた、設置（変更）許可を受けた防火帯の外縁（火災側）における火災輻射強度（500kW/m²）による危険距離を求め評価する。
- ・ 発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災については、貯蔵量等を勘案して火災源ごとに危険距離を求め評価する。
- ・ 航空機墜落による火災については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成 21・06・25 原院第 1 号（平成 21 年 6 月 30 日原子力安全・保安院一部改正））により落下確率が 10⁻⁷（回／炉・年）となる面積及び離隔距離を算出し、防護対象施設への影響が最も厳しくなる地点で起こることを想定した危険距離を求め評価する。
- ・ 発電所港湾内に入港する船舶の火災については、港湾内で防護対象施設から最も近い地点で起こることを想定し、貯蔵量等を勘案して危険距離を求め評価する。
- ・ 重畳火災については、敷地内の危険物タンク火災と航空機墜落による火災の評価条件により算出した輻射強度及び燃焼継続時間等により、防護対象施設の受熱面に対し、最も厳しい条件となる火災源と防護対象施設を選定し、危険距離を求め評価する。

離隔距離を確保できないなど安全機能に影響を及ぼし得る場合は、防護対象施設の建屋表面温度が許容温度以下となるよう耐火試験により耐火性能を確認した障壁（設備仕様 断熱材（低熱伝導率保温材）の厚さ 10mm、高さ 約 4m、横幅 約 40m、構造：外装鋼板＋断熱材＋外装鋼板）を 2 号機の燃料取扱建屋東側に鋼材で支持する設計とする。障壁は、防護対象施設を内包する建屋の設計に用いる地震力に対して、支持部材の構造強度を維持することにより防護対象施設を内包する建屋に波及的影響を及ぼさない設計とする。

発電所敷地内において、燃料補充用のタンクローリ火災が発生した場合は、保安規定に消火活動を実施することを定めることにより防護対象施設に影響

がない設計とする。

(c) 発電所敷地外の火災源に対する設計方針

外部火災では火災源として近隣の産業施設の火災・爆発を想定し、防護対象施設への影響を距離により評価する。

火災の場合は、防護対象施設の建屋表面温度が許容温度（200℃）となる危険距離及び屋外施設の温度が許容温度（海水ポンプ外気吸い込み温度 76℃、燃料取替用水タンク温度 82℃、復水タンク温度 40℃）となる危険距離を求め、その危険距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。

爆発の場合は、爆風圧の影響について「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（平成 25 年 3 月 消防庁特殊災害室）により高压ガス貯蔵所のガス貯蔵量から求められるガス爆発の爆風圧が 0.01MPa 以下となる危険限界距離を求め、その危険限界距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。

爆発による飛来物の場合は、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（平成 25 年 3 月 消防庁特殊災害室）により高压ガス貯蔵所のガス貯蔵量から容器の破裂による破片の最大飛散範囲を求め、その最大飛散範囲を上回る離隔距離を確保する設計とする。

危険物を搭載した車両による火災の影響は、タンクローリ等が移動する主要道路について、発電所から離隔距離を確保する設計とする。

(d) 二次的影響（ばい煙）に対する設計方針

屋外に開口しており空気の流路となる施設及び換気空調系統等に対し、ばい煙の侵入を防止するため、適切な防護対策を講じることで防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

イ 換気空調系統

外部火災によるばい煙が発生した場合には、侵入を防止するためフィルタを設置する設計とする。

なお、室内に滞在する人員の環境劣化を防止するために保安規定に外気取入ダンパの閉止及び閉回路循環運転の実施による外気のしゃ断を定めることにより、ばい煙の侵入を防止するよう管理する。

ロ ディーゼル発電機

ディーゼル発電機については、フィルタを設置することによりばい煙が

容易に侵入しにくい設計とする。

また、ばい煙が侵入した場合においてもばい煙が流路に溜まりにくい構造とし、ばい煙により閉塞しない設計とする。

ハ 海水ポンプ

海水ポンプについては、モータ部を全閉構造とすることでばい煙により閉塞しない設計とする。

空気冷却部は、ばい煙が侵入した場合においてもばい煙が流路に溜まりにくい構造とし、ばい煙により閉塞しない設計とする。

ニ 主蒸気逃がし弁消音器、主蒸気安全弁排気管、排気筒

防護対象施設のうち屋外に開口しており空気の流路となる主蒸気逃がし弁消音器、主蒸気安全弁排気管及び排気筒については、配管流路にばい煙が侵入した場合でも弁の吹き出しにより、ばい煙を再び大気へ放出可能な設計とする。

ホ 安全保護系計装盤、制御用空気圧縮機

防護対象施設のうち空調系統にて空調管理されており間接的に外気と接する計装盤や施設については、空調系統にフィルタを設置することによりばい煙が侵入しにくい設計とする。

(e) 有毒ガスに対する設計方針

外部火災による有毒ガスが発生した場合には、室内に滞在する人員の環境劣化を防止するために外気をしゃ断するダンパを設置し、又は建屋内の空気を循環させるファンの設置により、有毒ガスの侵入を防止する設計とする。

なお、保安規定に外気取入ダンパの閉止、閉回路循環運転の実施による外気のしゃ断又は空調ファンの停止による外気流入の抑制を定めることにより、有毒ガスの侵入を防止するよう管理する。

幹線道路、鉄道路線、船舶及び石油コンビナート施設は離隔距離を確保することで事故等による火災に伴う発電所への有毒ガスの影響がない設計とする。

d. 風（台風）

防護対象施設は、風荷重を建築基準法に基づき設定し、防護する設計とする。重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準対象施設等と位置的分散

を図り設置する。

e. 凍 結

防護対象施設及び重大事故等対処設備は、凍結に対して、最低気温を考慮し、屋外機器で凍結のおそれのあるものは凍結防止対策を行う設計とする。

f. 降 水

防護対象施設は、降水に対して、観測記録を上回る降雨強度の排水能力を有する排水施設（雨水排水処理装置）を設けて海域に排水を行う設計とする。重大事故等対処設備は、降水に対して防水対策を行う設計とする。

g. 積 雪

防護対象施設は、積雪荷重を建築基準法に基づき設定し、積雪による荷重に対して安全機能を損なうおそれがないよう設計する。重大事故等対処設備は、除雪することにより、積雪による荷重に対してその必要な機能を損なうおそれがない設計とする。

なお、保安規定に重大事故等対処設備に堆積した雪を適宜除去することを定め、積雪しないよう管理する。

h. 落 雷

防護対象施設は、落雷に対して、発電所の雷害防止として建屋等に避雷設備を設け、接地網の布設による接地抵抗の低減等の対策を行う設計とする。重大事故等対処設備は、必要に応じ避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。

i. 生物学的事象

防護対象施設は、生物学的事象に対して、海生生物や小動物の侵入を防止する設計とする。また、重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、小動物の侵入を防止し、海生生物に対して、複数の取水箇所を選定できる設計とする。

j. 高 潮

防護対象施設及び重大事故等対処設備は、敷地高さ（T.P.5m 以上）に設置し、高潮により影響を受けることがない設計とする。

（2）外部人為事象

a. 船舶の衝突

防護対象施設は、取水口前面は防波堤により船舶が容易に侵入しにくい構造とすること及び取水路呑み口を広く設けることにより船舶の衝突による取水路の閉塞が生じない設計とする。また、重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。

b. 電磁的障害

防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち電磁波に対する考慮が必要な機器は、電磁波によりその機能を損なうことがないように、ラインフィルタや絶縁回路の設置、又は鋼製筐体や金属シールド付ケーブルを適用し、電磁波の侵入を防止する設計とする。

c. 航空機の墜落

重大事故等対処設備は、原則として建屋内に設置し、設計基準対象施設等と位置的分散を図り設置する。

2.3.2 特定重大事故等対処施設

特定重大事故等対処施設は、外部からの衝撃の損傷の防止において、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に対して、「5.2.1 多重性又は多様性、独立性、位置的分散、悪影響防止等」、「5.2.3 環境条件等」及び「5.2.6 特定重大事故等対処施設に係る故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項」の基本設計方針に示す原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等時に生じる応力との組合せ及び設計方針に基づき、必要な機能が損なわれることがないように、防護措置その他の適切な措置を講じる。

地震及び津波を含む自然現象の組合せについては、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備における地震及び津波を含む自然現象の組合せに基づき、考慮する。

なお、保安規定に堆積した火山灰又は雪の除去、並びに火山事象及び火災の二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）に対する外気取入ダンパの閉止及び空調ファンの停

止を定め、管理する。

3. 火災

3.1 火災による損傷の防止

原子炉冷却系統施設の火災による損傷の防止の基本設計方針については、火災防護設備の基本設計方針に基づく設計とする。

4. 溢水等

4.1 溢水等による損傷の防止

原子炉冷却系統施設の溢水等による損傷の防止の基本設計方針については、浸水防護施設の基本設計方針に基づく設計とする。

5. 設備に対する要求

5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備

5.1.1 通常運転時の一般要求

(1) 設計基準対象施設の機能

通常運転時において発電用原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても発電用原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、発電用原子炉の反応度を制御することにより、核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有する設計とする。

保安規定に、高温停止状態及び低温停止状態において炉心を十分な未臨界状態に保つため、炉心が有する設計とした反応度停止余裕を定めることにより臨界を防止する。

(2) 通常運転時に漏えいを許容する場合の措置

放射性物質を含む流体が漏えいすることを許容しているポンプの軸封部及び原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する弁のグランド部は、系統外に漏えいさせることなく液体廃棄物処理設備に送水する設計とする。

5.1.2 多様性、位置的分散等

(1) 多重性又は多様性及び独立性

重要施設は、当該系統を構成する機器に「(2) 単一故障」にて記載する単一故

障が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達成できるよう、十分高い信頼性を確保し、かつ維持し得る設計とし、原則、多重性又は多様性及び独立性を備える設計とする。

重大事故等対処設備は、共通要因として、環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災及びサポート系を考慮する。

自然現象については、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、高潮及び森林火災を考慮する。

地震、津波以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び火山による荷重の組合せを考慮する。地震、津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「2.1 地震による損傷の防止」及び「2.2 津波による損傷の防止」にて考慮する。

外部人為事象については、近隣の産業施設等の火災・爆発（飛来物含む。）、航空機墜落による火災、火災の二次的影響（ばい煙）、有毒ガス、漂流船舶の衝突、飛来物（航空機落下）、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。

故意による大型航空機衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講じることとする。

接続口から建屋内に水又は電力を供給する経路については、常設重大事故等対処設備として設計とする。

a. 常設重大事故等対処設備

常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却若しくは注水機能と、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じた設計とする。但し、常設重大事故防止設備のうち計装設備は、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計測が困難となった場合に、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを異なる物理量（水位、注水量等）又は測定原理とすることで、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータに対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。推定するために必要なパラメータは、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。

環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、

放射線、荷重及びその他の使用条件において、常設重大事故防止設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件については、「5.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪、火山の影響並びに電磁波障害に対して常設重大事故防止設備は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。

地震に対して常設重大事故防止設備は、「1. 地盤等」に基づく地盤上に設置する。地震、津波、溢水及び火災に対して常設重大事故防止設備は、「2.1 地震による損傷の防止」、二次的影響も含めて「2.2 津波による損傷の防止」、「4.1 溢水等による損傷の防止」及び「3.1 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。地震、津波、溢水及び火災に対して常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備及び使用済燃料ピット水浄化冷却設備等（以下「設計基準事故対処設備等」という。）と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り、溢水量による溢水水位を考慮した高所に設置する。

風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣の産業施設等の火災・爆発（飛来物を含む。）、航空機墜落による火災、火災の二次的影響（ばい煙）、有毒ガス及び漂流船舶の衝突に対して屋内の常設重大事故防止設備は、建屋内に設置する。屋外の常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置する。落雷に対して大容量空冷式発電機は、避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により安全機能が損なわれるおそれのない設計とする。生物学的事象のうち、くらげ等の海洋生物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、多重性をもつ設計とする。

高潮に対して常設重大事故防止設備（非常用取水設備を除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。

飛来物（航空機落下）に対して常設重大事故防止設備は、原則として建屋内に設置する。常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置する。

常設重大事故緩和設備についても、可能な限り上記を考慮して多様性、位置

的分散を図る設計とする。

サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水を考慮し、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等と異なる駆動源、冷却源を用いる設計とし、駆動源、冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等と可能な限り異なる水源を持つ設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備

重大事故防止設備のうち可搬型のものは、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じた設計とする。

また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備等及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する。

環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件については、「5.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪、火山の影響並びに電磁波障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。

地震に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「1. 地盤等」に基づき設置された建屋内に保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備は地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けない位置に保管する。地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「2.1 地震による損傷の防止」、二次的影響も含めて「2.2 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。溢水に対して可搬型重大事故等対処設備は、「4.1 溢水等による損傷の防止」に基づく設計とする。火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.1 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等並びに常設重大事

故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、溢水量による溢水水位を考慮した高所に保管する。

風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣の産業施設等の火災・爆発（飛来物を含む。）、航空機墜落による火災、火災の二次的影響（ばい煙）、有毒ガス及び漂流船舶の衝突に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、建屋内に保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等並びに常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。生物学的事象のうち、くらげ等の海洋生物に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、複数の取水箇所を選定できる設計とする。

高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。

飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機衝突その他のテロリズムに対して可搬型重大事故等対処設備は、原則として建屋内に保管する。屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている建屋及び屋外の常設重大事故等対処設備のそれぞれから 100m の離隔距離を確保した上で複数箇所、又は屋外の設計基準事故対処設備等から 100m の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。

サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水を考慮し、可搬型重大事故等対処設備は設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備と異なる駆動源、冷却源を用いる設計とし、駆動源、冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。

c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口

可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備と、常設設備との接続口は、共通要因によって、接続することができなくなることを防止するため、建屋の異なる面の隣接しない位置に、適切な離隔距離をもって複数箇所設置する。

環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、屋内又は建屋面（以下「屋内」という。）に設置する場合は異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所、屋外に設置する場合は接続口から建屋又は地中の配管ダクトまでの経路について十分な離隔距離を確保した位置に複数箇所設置する。重大事故等時の環境条件については、「5.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪、火山の影響並びに電磁波障害に対しては、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。

地震に対して屋内に設置する場合は、「1. 地盤等」に基づく地盤上に、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置する。屋外に設置する場合は、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けない位置に設置するとともに、接続口から建屋又は地中の配管ダクトまでの経路について十分な離隔距離を確保した位置に複数箇所設置する。

地震、津波、溢水及び火災に対しては、「2.1 地震による損傷の防止」、「2.2 津波による損傷の防止」及び「3.1 火災による損傷の防止」に基づく設計とし、溢水量による溢水水位を考慮した高所に設置する。屋内に設置する場合は異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置する。屋外に設置する場合は接続口から建屋又は地中の配管ダクトまでの経路について十分な離隔距離を確保した位置に複数箇所設置する。

風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣の産業施設等の火災・爆発（飛来物を含む。）、航空機墜落による火災、火災の二次的影響（ばい煙）、有毒ガス及び漂流船舶の衝突に対して屋内に設置する場合は、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置する。屋外に設置する場合は、接続口から建屋又は地中の配管ダクトまでの経路について十分な離隔距離を確保した位置に複数箇所設置する。生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外に設置する場合は、開口部の閉止により安全機能が損なわれるおそれのない設計とする。

高潮に対して接続口は、高潮の影響を受けない位置に設置する。

飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機衝突その他のテロリズムに対しては、損傷状況を考慮して屋内に設置する場合は異なる建屋面の適切な離

隔距離を確保した位置に複数箇所を設置する。屋外に設置する場合は接続口から建屋又は地中の配管ダクトまでの経路について十分な離隔距離を確保した位置に複数箇所設置する。

但し、蒸気発生器 2 次側による炉心冷却は、補助給水ポンプへの給水源となる復水タンクの補給により行うが、復水タンク補給用水中ポンプ（1,2 号機共用（以下同じ。））を用いた復水タンクの補給は、その接続口を適切な離隔距離をもって複数箇所設置することができないことから、別の機能である A、B 海水ポンプを用いた補助給水ポンプへの海水の直接給水により行うため、復水タンクの補給のための接続口と復水タンクから原子炉補助建屋までの経路と、海水ポンプと海水ポンプから地中の配管ダクトまでの経路は、適切な離隔距離を確保した上で独立した経路として設計する。代替炉心注入としての水源である燃料取替用水タンク及び復水タンクは、壁により分離された位置に設置することで位置的分散を図っているが、原子炉補助建屋までの経路を含めて十分な離隔距離を確保できないことから、別手段として可搬型電動低圧注入ポンプ（1,2 号機共用（以下同じ。））又は可搬型ディーゼル注入ポンプ（1,2 号機共用（以下同じ。））による代替炉心注入を行うため、可搬型電動低圧注入ポンプ又は可搬型ディーゼル注入ポンプの接続箇所は、復水タンク及び燃料取替用水タンクと十分な離隔距離を確保するとともに、原子炉補助建屋の異なる面の隣接しない位置に、適切な離隔距離をもって複数箇所設置する設計とする。

また、複数の機能で一つの接続口を同時に使用しない設計とする。

（2）単一故障

重要施設は、当該系統を構成する機器に短期間では動的機器の単一故障、若しくは長期間では動的機器の単一故障又は想定される静的機器の単一故障のいずれかが生じた場合であって、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達成できる設計とする。

短期間と長期間の境界は 24 時間を基本とし、非常用炉心冷却系及び格納容器熱除去系の注入モードから再循環モードへの切替えのように、運転モードの切替えを行う場合は、その時点を短期間と長期間の境界とする。

但し、アニュラス空気浄化設備の排気ダクトの一部並びに安全補機室排気設備のフィルタユニット及びダクトの一部については、設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器であるが、単一設計とするため、

個別に設計を行う。

5.1.3 悪影響防止等

(1) 飛来物による損傷防止

設計基準対象施設に属する設備は、蒸気タービン、発電機及び内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断並びに高速回転機器の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわない設計とする。

発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、蒸気タービン及び発電機は、破損防止対策を行うとともに、原子力委員会 原子炉安全専門審査会「タービンミサイル評価について」により、原子炉格納容器、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び使用済燃料ピットが破損する確率を評価し、判定基準 10^{-7} /年以下となることを確認する。

高温高圧の配管については材料選定、強度設計、十分な考慮を払う。更に、安全性を高めるために、仮想的な破断を想定し、その結果生じるかも知れない配管のむち打ち、流出流体のジェット力、周辺雰囲気の変化等により、発電用原子炉施設の機能が損なわれることのないよう配置上の考慮を払うとともに、それらの影響を低減させるための手段として、主蒸気・主給水管については配管ホイップレストレイントを設ける設計とする。

高速回転機器のうち、1次冷却材ポンプフライホイールにあっては、安全性を損なわないよう、限界回転数が予想される最大回転数に比べて十分大きくなる設計とする。また、その他の高速回転機器については、損傷により飛散物とならないように保護装置を設ける等オーバースピードとならない設計とする。

損傷防止措置を行う場合、想定される飛散物の発生箇所と防護対象機器の距離を十分にとること、又は飛散物の飛散方向を考慮し、配置上の配慮又は多重性を考慮する設計とする。

(2) 共用

重要安全施設は、発電用原子炉施設間で原則共用しない設計とするが、安全性が向上する場合は、共用することを考慮する。

重要安全施設以外の安全施設を発電用原子炉施設間で共用する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。

常設重大事故等対処設備の各機器については、2以上の発電用原子炉施設にお

いて共用しない設計とする。但し、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（安全機能）を満たしつつ、2以上の発電用原子炉施設と共用することによって、安全性が向上する場合であって、更に同一の発電所内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、共用できる設計とする。

(3) 相互接続

重要安全施設は、発電用原子炉施設間で原則相互に接続しない設計とするが、安全性が向上する場合は、相互に接続することを考慮する。

重要安全施設以外の安全施設を発電用原子炉施設間で相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。

(4) 悪影響防止

重大事故等対処設備は、発電用原子炉施設（他号機を含む）内の他の設備（設計基準対象施設だけでなく、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備も含む。）に対して悪影響を及ぼさないよう、以下の措置を講じた設計とする。

他の設備への悪影響としては、他設備への系統的な影響、同一設備の機能的な影響、地震、火災、溢水、風（台風）及び竜巻による影響、タービンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮する。

他設備への系統的な影響（電氣的な影響を含む。）に対しては、重大事故等対処設備は、他の設備に悪影響を及ぼさないように、弁の閉止等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離をすること、通常時の分離された状態から接続により重大事故等対処設備としての系統構成をすること、又は他の設備から独立して単独で使用可能なこと、並びに通常時の系統構成を変えることなく重大事故等対処設備としての系統構成をすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。特に放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系統を分離する場合は、通常時に確実に閉止し、使用時に通水できるようにディスタンスピースを、又は通常時に確実に取り外し、使用時に取り付けできるようにフレキシブルホースを設けることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

同一設備の機能的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能で使用しない設計とする。但し、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、

被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた容量とし、兼用できる設計とする。容量については、「5.1.4 容量等」に基づく設計とする。

地震による影響に対しては、常設重大事故等対処設備は、地震により他設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震による火災源、溢水源とならないように、耐震設計を行うとともに、可搬型重大事故等対処設備及び設計基準事故時に使用するタンクローリ（以下「5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備」において「設計基準事故時に使用するタンクローリ」を「タンクローリ」という。）は、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。可搬型重大事故等対処設備及びタンクローリは、設置場所でのアウトリガの設置、輪留め等による固定又は固縛が可能な設計とする。

地震に対する耐震設計については、「2.1 地震による損傷の防止」に基づく設計とする。

地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知、消火による火災防護を行う

火災防護については「3.1 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。

地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他設備に悪影響を与えない設計とする。放水砲による建屋への放水により、屋外の設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

風（台風）及び竜巻による影響については、屋内の重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重に対し外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置又は保管することで、他設備に悪影響を及ぼさない設計とするとともに、屋外の重大事故等対処設備及びタンクローリについては、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮して浮き上がり又は横滑りを拘束することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。（「5.1.5 環境条件等」）

内部発生飛散物による影響に対しては、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する機器、高速回転機器の破損、ガス爆発及び重量機器の落下を考慮する。重大事故等対処設備としては、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する機器、爆発性ガスを内包する機器、落下を考慮すべき重量機器はないが、高速回転機器については、飛散物とならない設計とする。

5.1.4 容量等

(1) 常設重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合わせにより達成する。

「容量等」とは、必要となる機器のポンプ流量、タンク容量、伝熱容量、弁放出流量及び発電機容量並びに計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値とする。

事故対応手段の系統設計において、常設重大事故等対処設備のうち異なる目的を持つ設計基準事故対処設備の系統及び機器を使用するものについては、設計基準事故対処設備の容量等の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量等の仕様に対して十分であることを確認した上で、設計基準事故対処設備の容量等の仕様と同仕様の設計とする。

常設重大事故等対処設備のうち設計基準事故対処設備の系統及び機器を使用するもので、重大事故等時に設計基準事故対処設備の容量等を補う必要があるものについては、その後の事故対応手段と合わせて、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とする。

常設重大事故等対処設備のうち設計基準事故対処設備以外の系統及び機器を使用するものについては、常設重大事故等対処設備単独で、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とする。

(2) 可搬型重大事故等対処設備

可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合わせにより達成する。

「容量等」とは、必要となる機器のポンプ流量、タンク容量、発電機容量、蓄電容量及びボンベ容量、計装設備の計測範囲とする。

可搬型重大事故等対処設備の容量等は、系統の目的に応じて1セットで必要な容量等を有する設計とする。これを複数セット保有することにより、必要な容量等に加え、十分に余裕のある容量等を有する設計とする。

可搬型重大事故等対処設備のうち複数の機能を兼用することで、設置の効率

化、被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量等を合わせた容量等とし、兼用できる設計とする。

可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する電源設備及び注水設備は、必要となる容量等を賄うことができる設備を1基当たり2セット以上持つことに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。また、可搬型重大事故等対処設備のうち、負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等は、1負荷当たり1セットに、発電所全体で故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを加えた容量等を確保する。但し、保守点検が目視点検等であり保守点検中でも使用可能なものについては、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップを考慮する。

可搬型ホースについては、取水時にホース使用本数が最多となる設置場所を選定した上で、必要なホース本数を1基当たり2セットに加え、保守点検が目視点検であり保守点検中でも使用可能なことから、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップとし1本当たり最長のホースを1本以上持つ設計とする。

5.1.5 環境条件等

安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線、荷重、屋外の天候による影響、海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。

重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置（使用）・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。

重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における温度（環境温度、使用温度）、放射線、荷重に加えて、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時に海水を通水する系統への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状を考慮する。荷重としては重大事故等が発生した場合における環境圧力を踏まえた圧力、温

度、機械的荷重に加えて、自然現象（地震、風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響）による荷重を考慮する。地震以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び火山による荷重の組合せを考慮する。地震を含む自然現象の組合せについては、「2.1 地震による損傷の防止」にて考慮する。

これらの環境条件のうち、重大事故等時における環境温度、環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時の放射線による影響及び荷重に対しては、重大事故等対処設備を設置（使用）・保管する場所に応じて、「(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候等による影響並びに荷重」に示すように設備分類ごとに、必要な機能を有効に発揮できる設計とする。

(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候等による影響並びに荷重

安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候等による影響並びに荷重を考慮しても、安全機能を発揮できる設計とする。

原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。

中央制御室内、原子炉補助建屋内、燃料取扱建屋内及び緊急時対策棟内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。また、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、地震後においても機能及び性能を保持する設計とする。このうち、インターフェイスシステム LOCA 時、蒸気発生器伝熱管破損＋破損蒸気発生器隔離失敗時又は使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とするか、これらの環境影響を受けない区画等に設置する。特に、使用済燃料ピット状態監視カメラ及び使用済燃料ピット周辺線量率（1,2 号機共用）は、使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。操作は中央制御室、異なる区画（フロア）又は離れた場所から若しくは設置場所で可能な設計とする。

屋外の重大事故等対処設備及びタンクローリは、重大事故等時における屋外の

環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計又は設置場所で可能な設計とするか、人が携行して使用可能な設計とする。また、横滑りも含めて地震、風（台風）、竜巻、積雪、火山灰による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備及びタンクローリについては、地震後においても機能及び性能を保持する設計とする。

屋外の重大事故等対処設備及びタンクローリは、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮して、竜巻襲来のおそれがある場合に、浮き上がり又は横滑りを拘束することにより地震後の機能保持も含めて重大事故等及び設計基準事故に対処するための必要な機能を損なわない設計とする。車両型等の重大事故等対処設備等の地震時の横滑りを考慮して地震後の機能を保持するものは、その機能を損なわないよう、通常時は拘束せず固縛し、竜巻襲来のおそれがある場合には、たるみ巻取装置により固縛のたるみを巻き取ることで拘束する。

積雪及び火山の影響を考慮して、必要により除雪及び除灰等の措置を講じる。

屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時において、万が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とする。

原子炉格納容器内の安全施設及び重大事故等対処設備は、設計基準事故等及び重大事故等時に想定される圧力、温度等の格納容器スプレイ水による影響を考慮して、その機能を発揮できる設計とする。

安全施設及び重大事故等対処設備における主たる流路及びその流路に影響を与える範囲の健全性は、主たる流路とその主たる流路に影響を与える範囲を同一又は同等の規格で設計することにより、流路としての機能を維持する設計とする。

(2) 海水を通水する系統への影響

海水を通水する系統への影響に対して、常時海水を通水する、海に設置する又は海で使用する安全施設及び重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する。但し、常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。

また、使用時に海水を通水する又は淡水若しくは海水から選択可能な重大事故等対処設備は、海水影響を考慮した設計とする。また、宮山池又は海から直接取

水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。

(3) 電磁波による影響

電磁波による影響に対して、安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故が発生した場合、また、重大事故等対処設備は、重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。

(4) 周辺機器等からの悪影響

安全施設は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに外部人為事象による他の設備からの悪影響により、発電用原子炉施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。

また、重大事故等対処設備は、事故対応の多様性拡張のために設置・配備している設備を含む周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない設計とする。周辺機器等からの悪影響としては、自然現象及び外部人為事象による波及的影響を考慮する。

このうち、地震、火災、溢水以外の自然現象及び外部人為事象による波及的影響に起因する周辺機器等からの悪影響により、それぞれ重大事故等及び設計基準事故に対処するための必要な機能を損なうおそれがないように、常設重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置し、可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対象設備と位置的分散を図るとともに、可搬型重大事故等対処設備及びタンクローリは、その機能に応じて、すべてを一つの保管場所に又は隣接した保管場所に保管することなく、一部は離れた位置の保管場所に分散配置する。また、保管場所内の資機材等は、竜巻による風荷重が作用する場合においても、重大事故等及び設計基準事故に対処するための必要な機能を損なわないように、浮き上がり又は横滑りにより飛散しない設計とする。位置的分散については「5.1.2 多重性、位置的分散等」に示す。

地震の波及的影響よりその機能を喪失しないように、常設重大事故等対処設備は、「2.1 地震による損傷の防止」に基づく設計とする。可搬型重大事故等対処設備及びタンクローリは、地震の波及的影響により、それぞれ重大事故等及び設計基準事故に対処するための必要な機能を損なわないように、可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と

位置的分散を図り、可搬型重大事故等対処設備及びタンクローリは、その機能に応じて、すべてを一つの保管場所に又は隣接した保管場所に保管することなく、一部は離れた位置の保管場所に分散配置する。また、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、近傍の耐震 B,C クラス補機の耐震評価を実施し、油内包機器による地震随伴火災の有無や、地震随伴溢水の影響を考慮して保管するとともに、屋外の可搬型重大事故等対処設備及びタンクローリは、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の低下及び地下構造の崩壊等を受けない位置に保管する。

溢水に対しては、重大事故等対処設備が溢水によりその機能を喪失しないように、常設重大事故等対処設備は、想定される溢水水位よりも高所に設置し、可搬型重大事故等対処設備は、必要により想定される溢水水位よりも高所に保管する。

火災防護については、「3.1 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。

(5) 設置場所における放射線

安全施設の設置場所は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故が発生した場合、また、重大事故等対処設備の設置場所は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定し、設置場所で操作可能な設計とする。

重大事故等対処設備は、放射線量が高くなるおそれがある場合、追加の遮蔽の設置により設置場所で操作可能な設計とするか、放射線の影響を受けない異なる区画（フロア）又は離れた場所から遠隔で、若しくは中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。

可搬型重大事故等対処設備の設置場所は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置、及び常設設備との接続に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定するが、放射線量が高くなるおそれがある場合は、追加の遮蔽の設置により、当該設備の設置、及び常設設備との接続が可能な設計とする。

(6) 冷却材の性状

冷却材を内包する安全施設は、水質管理基準を定めて水質を管理することによ

り異物の発生を防止する設計とする。

安全施設及び重大事故等対処施設は、系統外部異物が流入する可能性のある系統に対しては、ストレーナ等を設置することにより、その機能を有効に発揮できる設計とする。

5.1.6 操作性及び試験・検査性

(1) 操作性の確保

重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育による実操作及び模擬操作を行うことで、想定される重大事故等が発生した場合においても、操作環境、操作準備及び操作内容を考慮して確実に操作でき、発電用原子炉設置変更許可申請書「十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハ. で考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定める。安全施設及び重大事故等対処設備の操作性に対する設計上の考慮事項を以下に示す。

操作環境として、重大事故等時の環境条件に対し、操作場所での操作が可能な設計とする。（「5.1.5 環境条件等」）操作するすべての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて常設の足場を設置するか、操作台を近傍に常設又は配置できる設計とする。また、防護具、照明等は重大事故等発生時に迅速に使用できる場所に配備する。

操作準備として、一般的に用いられる工具又は取付金具を用いて、確実に作業ができる設計とする。専用工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備の運搬、設置が確実に行えるように、人力又はホース展張回収車（1,2号機共用（以下同じ。））を2台以上、ユニック車（1,2号機共用（以下同じ。））を2台以上及びフォークリフト（1,2号機共用（以下同じ。））を2台以上用いた運搬又は車両による移動ができるとともに、設置場所でのアウトリガの設置、輪留め等による固定又は固縛ができる設計とする。

操作内容として、現場操作については、現場の操作スイッチは、運転員の操作性及び人間工学的観点を考慮した設計とし、現場での操作が可能な設計とする。また、電源操作は、感電防止のため電源の露出部への近接防止を考慮した設計とし、操作に際しては手順通りの操作でなければ接続できない構造の設計としてい

る。現場で操作を行う弁は、手動操作が可能な弁を設置する。現場での接続作業は、ボルト締めフランジ、コネクタ構造又はより簡便な接続規格等、接続規格を統一することにより、確実に接続ができる設計とする。ディスタンスピースはボルト締めフランジで取付ける構造とする等操作が確実に行える設計とする。また、重大事故等に対処するために急速な手動操作を必要とする機器、弁の操作は、要求時間内に達成できるように中央制御室設置の制御盤での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器は運転員の操作性及び人間工学的観点を考慮した設計とする。

重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備を含めて通常時に使用する系統から系統構成を変更する必要がある設備は、速やかに切替操作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。

可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続できるように、ケーブルは種別によって規格の統一を考慮したコネクタ又はより簡便な接続規格等を、配管は配管径や内部流体の圧力によって、高圧環境においてはフランジを、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続規格等を用いる設計とする。また、発電用原子炉施設が相互に使用することができるように 1 号機及び 2 号機とも同一規格又は同一形状とするとともに同一ポンプを接続する配管は同口径のフランジ接続とする等、複数の系統での規格の統一も考慮する。

想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備は、ホース展張回収車を 2 台以上、ユニック車を 2 台以上及びフォークリフトを 2 台以上用いて運搬又は車両により移動するとともに、他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。

屋内及び屋外において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）は、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。

屋内及び屋外アクセスルートは、自然現象に対して地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響及び森林火災を考慮し、外部人為事象に対して近隣の産業施設等の火災・爆発（飛来物含む。）、航空機墜落による火

災、火災の二次的影響（ばい煙）、有毒ガス、漂流船舶の衝突、飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。

アクセスルート及び火災防護に関する運用については、保安規定、火災防護計画に定める。

屋外アクセスルートに対する、地震による影響（周辺構築物の倒壊、周辺機器の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり）、その他自然現象による影響（津波による漂着物、台風及び竜巻による飛来物、積雪、降灰）を想定し、複数のアクセスルートの中から、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダ（1,2 号機共用、1 号機に保管（以下同じ。））を 1 台（予備 1 台）保管、使用する。また、地震による宮山池と屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。

津波の影響については、基準津波による遡上高さに対して、十分余裕を見た防護堤以上の高さにアクセスルートを確保する設計とする。アクセスルートの一部である防護堤は、想定される重大事故等が発生した場合において、津波の繰返し作用を想定し、津波による荷重及びその他の荷重並びに基準地震動 S_s 及びその他の荷重に対して、構造物及びその基礎の安定性を損なうおそれのない設計とすることにより、防護堤天端はアクセスルートとしての走行性や取水用車両等の設置場所としての機能を保持する設計とする。また、高潮に対して、通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確保する設計とする。自然現象のうち凍結及び森林火災、外部人為事象のうち近隣の産業施設等の火災・爆発（飛来物含む。）、航空機墜落による火災、火災の二次的影響（ばい煙）、有毒ガス、漂流船舶の衝突及び飛来物（航空機落下）に対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。落雷に対しては避雷設備が必要となる箇所に設定しない設計とする。

屋外アクセスルートは、基準地震動に対して耐震裕度の低い周辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダによる崩壊箇所の仮復旧を行い通行性を確保する設計とする。

アクセスルートの地盤については、基準地震動による地震力に対して、耐震裕度を有する地盤に設定することで通行性を確保する設計とする、又は、耐震裕度の低い地盤に設定する場合は、道路面のすべりによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダによる崩壊箇所の仮復旧を行い、通行性

を確保する設計とする。不等沈下に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を講じる設計とする。更に、地下構造物の損壊が想定される箇所については、陥没対策を講じる設計とする。なお、想定を上回る段差が発生した場合は、複数のアクセスルートによる迂回や土嚢その他資機材による段差解消対策により対処する。

屋内アクセスルートは、津波、その他自然現象による影響（台風及び竜巻による飛来物、凍結、降水、積雪、落雷、降灰、生物学的事象、森林火災）及び外部人為事象（近隣産業施設等の火災・爆発、航空機墜落による火災、火災の二次的影響、有毒ガス、漂流船舶の衝突、飛来物（航空機落下））に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。なお、屋内アクセスルートの設定に当たっては、地震随伴火災の有無や、地震随伴溢水の影響を考慮してルート選定を行うとともに、建屋内は迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。

（2）試験・検査等

設計基準対象施設及び重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査（「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について」に準じた検査を含む。）を実施できるよう、分解点検等ができる構造とする。また、接近性を考慮した配置、必要な空間等を備える設計、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする設計とするとともに非破壊検査が必要な設備については、試験装置を設置できる設計とする。

試験及び検査は、使用前事業者検査及び定期事業者検査の法定検査に加え、保全プログラムに基づく点検、日常点検の保守点検内容を考慮して設計するものとする。

重大事故等対処設備は機能・性能の確認において、所要の系統機能を確認する設備について、原則系統試験及び漏えい確認が可能な設計とする。系統試験においては、試験及び検査ができるテストラインなどの設備を設置又は必要に応じて準備する。また、悪影響防止の観点から他と区分する必要があるもの又は単体で機能・性能を確認するため個別に確認を実施するものは、特性及び機能・性能確認が可能な設計とする。

発電用原子炉の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、運転中に定期

的に試験又は検査ができる設計とする。但し、運転中の試験又は検査によって発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合は、この限りとししない設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあっては、その健全性並びに多様性及び多重性を確認するため、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。

運転中における安全保護系に準じる設備である、多様化自動作動設備（ATWS緩和設備）においては、重大事故等対処設備としての多重性を有さないため、実施中に機能自体の維持はできないが、原則として運転中に定期的に健全性を確認するための試験ができる設計とするとともに、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系等の不必要な動作が発生しない設計とする。

代替電源設備及び可搬型のポンプを駆動するための電源は、系統の重要な部分として適切な定期的試験及び検査が可能な設計とする。

構造・強度を確認又は内部構成部品の確認が必要な設備については、原則分解・開放（非破壊検査含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。

5.2 特定重大事故等対処施設

5.2 における設計の概要については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1 に記載する。

また、特定重大事故等対処施設を構成する設備（以下「特重設備」という。）は、「5.2.6 特定重大事故等対処施設に係る故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項」を考慮した設計とする。

加えて、特定重大事故等対処施設は、「1. 地盤等」に基づく地盤上への設置並びに「2.1 地震による損傷の防止」及び「2.2 津波による損傷の防止」を満たす設計とする。

5.2.1 多重性又は多様性、独立性、位置的分散、悪影響防止等

(1) 多重性又は多様性、独立性、位置的分散

特重設備は、設計基準事故対処設備の安全機能及び重大事故等対処設備の重大事故等に対処するための機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り、多重性又は多様性及び独立性を有し、位置的分

散を考慮して適切な措置を講じた設計とする。

共通要因としては、環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災及びサポート系の故障を考慮する。

自然現象については、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、高潮及び森林火災を考慮する。

地震及び津波以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び火山の影響による荷重の組合せを考慮する。地震及び津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「2.1 地震による損傷の防止」及び「2.2 津波による損傷の防止」にて考慮する。

外部人為事象については、近隣の産業施設の火災・爆発（飛来物を含む。）、航空機墜落による火災、火災の二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）、輸送車両の発火、漂流船舶の衝突、飛来物（航空機落下）、電磁的障害及び原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。

環境条件に対しては、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とする。原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等時の環境条件における健全性については、「5.2.3 環境条件等」に記載する。

風（台風）、凍結、降水、積雪、火山の影響及び電磁的障害に対して、特重設備は、環境条件を考慮し機能が損なわれることのない設計とする。竜巻のうち風荷重に対して、特重設備は、環境条件にて考慮し設計基準事故対処設備の安全機能及び重大事故等対処設備の重大事故等に対処するための機能と同時にその機能を損なうおそれがない設計とする。

地震に対して、特重設備は、「1. 地盤等」に基づく地盤上に設置する。

地震、津波、溢水及び火災に対して、特重設備は、「2.1 地震による損傷の防止」、「2.2 津波による損傷の防止」、「4.1 溢水等による損傷の防止」及び「3.1 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。

地震、津波、溢水及び火災に対して、特重設備は、設計基準事故対処設備の安全機能及び重大事故等対処設備の重大事故等に対処するための機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備と位置的分散を図る設計とする。

生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して、侵入防止対策により原子炉

補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するための必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。

高潮に対して、特重設備は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。

原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、特重設備は、「5.2.6 特定重大事故等対処施設に係る故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項」を考慮して設置する。

サポート系の故障に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油及び冷却水を考慮し、特重設備は設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備と可能な限り異なる駆動源及び冷却源を用いる設計とする。また、特重設備は設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備と可能な限り異なる水源を持つ設計とする。

なお、5.2.1(1)における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

(2) 悪影響の防止

特重設備は、発電用原子炉施設（他号機を含む。）内の他の設備（設計基準対象施設及び重大事故等対処設備（当該の特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。））に対して悪影響を及ぼさないよう、以下の措置を講じた設計とする。

他の設備への悪影響としては、系統的な影響、同一設備の機能的な影響、地震、火災、溢水、風（台風）及び竜巻による影響並びにタービンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮する。なお、1号機及び2号機の号機ごとに必要な容量を有した設備を配備することにより、1号機及び2号機の同時被災を考慮しても、他号機の対応に悪影響を及ぼさないよう設計する。

他の設備への系統的な影響（電氣的な影響を含む。）に対して、特重設備は、弁の閉止等によって、通常時の系統構成から特重設備としての系統構成及び系統隔離をすること、又は他の設備から独立して単独で使用可能なこと、並びに通常時の系統構成を変えることなく特重設備としての系統を構成することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

同一設備の機能的な影響に対して、特重設備は、要求される機能が複数ある場合は、同時に複数の機能で使用しない設計とする。

地震による影響に対して、特重設備は、地震により他の設備へ悪影響を及ぼさ

ないように、また、地震による火災源及び溢水源とならないように、耐震設計を行う。

地震に対する耐震設計については「2.1 地震による損傷の防止」に示す。

地震起因以外の火災による影響に対して、特重設備は、火災発生防止、感知及び消火による火災防護を行う。

火災防護については「3.1 火災による損傷の防止」に示す。

地震起因以外の溢水による影響に対しては、特重設備の破損等により生じる溢水により、他の設備へ悪影響を与えない設計とする。

内部発生飛散物による影響に対しては、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する機器、高速回転機器の破損、ガス爆発及び重量機器の落下を考慮する。特重設備としては、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する機器、爆発性ガスを内包する機器及び落下を考慮すべき重量機器はないが、高速回転機器については、飛散物とならない設計とする。

なお、5.2.1(2)における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

(3) 共用の禁止

特重設備は、1号機及び2号機の同時被災を考慮しても対応できるよう、2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。

ただし、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、2以上の発電用原子炉施設と共用することによって、安全性が向上する場合であって、更に同一の発電所内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、共用できる設計とする。

5.2.2 容量等

特重設備は、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等が発生した場合に原子炉格納容器の破損を防止する目的を果たすために、事故対応手段として機能別に設計を行う。発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの7日間にわたっての原子炉格納容器の破損防止は、これらの機能の組合せにより達成する。

特重設備は、1号機及び2号機の同時被災を考慮しても対応できるよう、1号機及び2号機の号機ごとに必要な容量を有した設備を特定重大事故等対処施設内に設置するとともに必要な容量を貯蔵する設計とする。

「容量等」とは、必要となる機器のポンプ流量、タンク容量、弁放出流量、発電機容量、計装設備の計測範囲等とする。

特重設備のうち設計基準事故対処設備又は重大事故等対処設備の系統及び機器を使用するものについては、設計基準事故対処設備又は重大事故等対処設備の容量等の仕様が、機能の目的に応じて必要となる容量等の仕様に対して十分であることを確認した上で、設計基準事故対処設備又は重大事故等対処設備の容量等の仕様と同仕様の設計とする。

特重設備のみの系統及び機器を使用するものについては、機能の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とする。

5.2.3 環境条件等

特重設備は、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置（使用）場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。

原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等時の環境条件については、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等時における温度（環境温度及び使用温度）、放射線及び荷重に加えて、その他の使用条件として圧力（環境圧力及び使用圧力）、湿度による影響、屋外の天候による影響、電磁的障害、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状を考慮する。荷重としては原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等が発生した場合における環境圧力及び使用圧力を踏まえた圧力荷重、環境温度及び使用温度を踏まえた温度荷重並びに機械的荷重に加えて自然現象（地震、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響）による荷重を考慮する。

地震以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び火山の影響による荷重の組合せを考慮する。地震を含む自然現象の組合せについては、「2.1 地震による損傷の防止」にて考慮する。

(1) 環境条件による影響

環境条件のうち、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等時における温度による影響、放射線による影響、荷重による影響（圧力荷重、温度荷重、機械的荷重及び自然現象による荷重）、その他使用条件としての圧力による影響、湿度による影響、屋外の天候による影響に対して、特重設備を設置（使用）する場所に応じて、以下の設備分類ごとに、必要な機能を有効に発揮できる設計とする。

特重設備において、主たる流路の機能を維持できるよう、主たる流路に影響を与える範囲について、主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。

電磁的障害に対して、特重設備は、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。

また、事故対応の多様性拡張のために設置・配備している設備を含む周辺機器等からの悪影響により機能を損なうおそれがない設計とする。周辺機器等からの悪影響としては、自然現象、外部人為事象、火災及び溢水による波及的影響を考慮する。

地震による荷重を含む耐震設計については、「2.1 地震による損傷の防止」に、火災防護については、「3.1 火災による損傷の防止」に、溢水防護については、「4.1 溢水等による損傷の防止」に基づく設計とする。

冷却材の性状に対して、特重設備は、各水源タンク等の圧力、水位及び水源の温度により想定される最も小さい有効吸込水頭が必要吸込水頭を上回ることによって、その機能を有効に発揮できる設計とする。

なお、5.2.3(1)における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

(2) 特定重大事故等対処施設を構成する設備の設置場所

特重設備のうち設置場所での操作に期待する設備の設置場所は、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定するか、若しくは必要に応じて遮蔽を設置することにより設置場所で操作が可能な設計とする。

なお、5.2.3(2)における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

5.2.4 操作性及び試験・検査性

(1) 操作性の確保

a. 操作の確保

原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等が発生した場合においても、特重設備を確実に操作できるように、手順書の整備並びに訓練及び教育による実操作及び模擬操作を行う。

手順に定めた操作を確実なものとするため、操作環境として、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等時の環境条件に対し、操作場所での操作が可能な設計とする（「5.2.3 環境条件等」）。操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて常設の足場を設置する。また、防護具、照明等は原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。

なお、5.2.4(1)a.における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

b. 系統の切替性

特重設備のうち、本来の用途以外の用途として原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために使用する設備を含めて通常時に使用する系統から系統構成を変更する必要がある設備は、速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。

(2) 試験・検査等

特重設備は、健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験及び検査（「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について」に準じた検査を含む。）を実施で

きるよう、分解点検等ができる構造とする。また、接近性を考慮した配置、必要な空間等を備える設計、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする設計とするとともに非破壊検査が必要な設備については、試験装置を設置できる設計とする。

試験及び検査は、使用前事業者検査及び定期事業者検査の法定検査に加え、保全プログラムに基づく点検及び日常点検の保守点検内容を考慮した設計とする。

機能・性能の確認においては、所要の系統機能を確認する設備について、原則、系統試験及び漏えい確認が可能な設計とする。系統試験においては、試験及び検査ができるテストライン等の設備を設置又は必要に応じて準備する。また、悪影響防止の観点から他と区分する必要があるもの又は単体で機能・性能を確認するため個別に確認を実施するものは、特性及び機能・性能確認が可能な設計とする。

特重設備は、発電用原子炉の運転中に定期的に試験及び検査ができる設計とする。但し、運転中の試験及び検査によって発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合は、この限りとはしない設計とする。また、多重性又は多様性を備えた系統及び機器にあっては、その健全性並びに多重性又は多様性を確認するため、各々が独立して試験及び検査ができる設計とする。

構造・強度又は内部構成部品の確認が必要な設備については、原則、分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。

5.2.5 信頼性向上を図るための設計方針

原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによって、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備が有する原子炉格納容器の破損を防止する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の破損による発電用原子炉施設外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するため以下の(1)～(8)の機能を有する特重設備を設置する。

- (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能
- (2) 原子炉内の熔融炉心の冷却機能
- (3) 原子炉格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却機能
- (4) 原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能
- (5) 原子炉格納容器の過圧破損防止機能

- (6) 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能
- (7) サポート機能（電源設備、計装設備、通信連絡設備）
- (8) 上記設備の関連機能（減圧弁、配管等）

また、(1)～(8)の機能を制御する緊急時制御室を設ける。

なお、5.2.5 における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

5.2.6 における設計の詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

5.3 材料及び構造等

5.3.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備

設計基準対象施設（圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。）並びに重大事故等対処設備に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、施設時において、各機器等のクラス区分に応じて以下のとおりとし、その際、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（JSME 設計・建設規格）等に従い設計する。

但し、重大事故等クラス 2 機器及び重大事故等クラス 2 支持構造物の材料及び構造であって、以下によらない場合は、当該機器及び支持構造物が、その設計上要求される強度を確保できるよう JSME 設計・建設規格を参考に同等以上であることを確認する。また、重大事故等クラス 3 機器であって、完成品は、以下によらず、消防法に基づく技術上の規格等一般産業品の規格及び基準に適合していることを確認し、使用環境及び使用条件に対して、要求される強度を確保できる設計とする。

重大事故等クラス 2 容器及び重大事故等クラス 2 管のうち主要な耐圧部の溶接部の耐圧試験は、母材と同等の方法、同じ試験圧力にて実施する。

なお、各機器等のクラス区分の適用については、「主要設備リスト」による。

5.3.1.1 材料について

(1) 機械的強度及び化学的成分

- a. クラス 1 機器、クラス 1 支持構造物及び炉心支持構造物は、その使用され

る圧力、温度、水質、放射線、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分（使用中の応力その他の使用条件に対する適切な耐食性を含む。）を有する材料を使用する。

- b. クラス 2 機器、クラス 2 支持構造物、クラス 3 機器、クラス 4 管、重大事故等クラス 2 機器及び重大事故等クラス 2 支持構造物は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する。
- c. 原子炉格納容器は、その使用される圧力、温度、湿度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する。
- d. 格納容器再循環サンプスクリーンは、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する。
- e. 重大事故等クラス 3 機器は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する。

(2) 破壊じん性

- a. クラス 1 容器は、当該容器が使用される圧力、温度、放射線、荷重その他の使用条件に対して適切な破壊じん性を有する材料を使用する。また、破壊じん性は、寸法、材質又は破壊じん性試験により確認する。

原子炉容器については、原子炉容器の脆性破壊を防止するため、中性子照射脆化の影響を考慮した最低試験温度を確認し、適切な破壊じん性を維持できるよう、1 次冷却材温度及び圧力の制限範囲を設定することを保安規定に定めて管理する。

- b. クラス 1 機器（クラス 1 容器を除く。）、クラス 1 支持構造物（クラス 1 管及びクラス 1 弁を支持するものを除く。）、クラス 2 機器、クラス 3 機器（工学的安全施設に属するものに限る。）、原子炉格納容器、炉心支持構造物及び重大事故等クラス 2 機器は、その最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有する材料を使用する。また、破壊じん性は、寸法、材料又は破壊じん性試験により確認する。

重大事故等クラス 2 機器のうち、原子炉容器については、重大事故等時における温度、放射線、荷重その他の使用条件に対して損傷するおそれがない設計

とする。

- c. 格納容器再循環サンプスクリーンは、その最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有する材料を使用する。

(3) 非破壊試験

クラス 1 機器、クラス 1 支持構造物（棒及びボルトに限る。）、クラス 2 機器（鋳造品に限る。）、炉心支持構造物及び重大事故等クラス 2 機器（鋳造品に限る。）に使用する材料は、非破壊試験により有害な欠陥がないことを確認する。

5.3.1.2 構造及び強度について

(1) 延性破断の防止

- a. クラス 1 機器、クラス 2 機器、クラス 3 機器、原子炉格納容器、炉心支持構造物、重大事故等クラス 2 機器及び重大事故等クラス 3 機器は、最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態（以下「設計上定める条件」という。）において、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。
- b. クラス 1 支持構造物は、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。
- c. クラス 1 支持構造物であって、クラス 1 容器に溶接により取り付けられ、その損壊により、クラス 1 容器の損壊を生じさせるおそれがあるものは、b.にかかわらず、設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。
- d. クラス 1 容器（オメガシールその他のシールを除く。）、クラス 1 管、クラス 1 弁、クラス 1 支持構造物、原子炉格納容器（著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。）及び炉心支持構造物は、運転状態Ⅲにおいて、全体的な塑性変形が生じない設計とする。また、応力が集中する構造上の不連続部等については、補強等により局部的な塑性変形に止まるよう設計する。
- e. クラス 1 容器（オメガシールその他のシールを除く。）、クラス 1 管、クラス 1 支持構造物、原子炉格納容器（著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。）及び炉心支持構造物は、運転状態Ⅳにおいて、延性破断に至る塑性変形が生じない設計とする。
- f. クラス 4 管は、設計上定める条件において、延性破断に至る塑性変形を生じない設計とする。

- g. クラス 1 容器（ボルトその他の固定用金具、オメガシールその他のシールを除く。）、クラス 1 支持構造物（クラス 1 容器に溶接により取り付けられ、その損壊により、クラス 1 容器の損壊を生じさせるおそれがあるものに限る。）及び原子炉格納容器（著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。）は、試験状態において、全体的な塑性変形が生じない設計とする。また、応力が集中する構造上の不連続部等については、補強等により局部的な塑性変形に止まるよう設計する。
- h. 格納容器再循環サンプスクリーンは、運転状態Ⅰ、運転状態Ⅱ及び運転状態Ⅳ（異物付着による差圧を考慮）において、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。
- i. クラス 2 支持構造物であって、クラス 2 機器に溶接により取り付けられ、その損壊によりクラス 2 機器に損壊を生じさせるおそれがあるものは、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、延性破断が生じないように設計する。
- j. 重大事故等クラス 2 支持構造物であって、重大事故等クラス 2 機器に溶接により取り付けられ、その損壊により重大事故等クラス 2 機器に損壊を生じさせるおそれがあるものにあつては、設計上定める条件において、延性破断が生じない設計とする。

（2）進行性変形による破壊の防止

クラス 1 容器（ボルトその他の固定用金具を除く。）、クラス 1 管、クラス 1 弁（弁箱に限る。）、クラス 1 支持構造物、原子炉格納容器（著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。）及び炉心支持構造物は、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、進行性変形が生じない設計とする。

（3）疲労破壊の防止

- a. クラス 1 容器、クラス 1 管、クラス 1 弁（弁箱に限る。）、クラス 1 支持構造物、クラス 2 管（伸縮継手を除く。）、原子炉格納容器（著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。）及び炉心支持構造物は、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、疲労破壊が生じない設計とする。
- b. クラス 2 機器、クラス 3 機器、原子炉格納容器及び重大事故等クラス 2 機器の伸縮継手は、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じない設計とする。

- c. 重大事故等クラス 2 管（伸縮継手を除く。）は、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じない設計とする。

(4) 座屈による破壊の防止

- a. クラス 1 容器（胴、鏡板及び外側から圧力を受ける円筒形又は管状のものに限る。）、クラス 1 支持構造物及び炉心支持構造物は、運転状態Ⅰ、運転状態Ⅱ、運転状態Ⅲ及び運転状態Ⅳにおいて、座屈が生じない設計とする。
- b. クラス 1 容器（胴、鏡板及び外側から圧力を受ける円筒形又は管状のものに限る。）及びクラス 1 支持構造物（クラス 1 容器に溶接により取り付けられ、その損壊により、クラス 1 容器の損壊を生じさせるおそれがあるものに限る。）は、試験状態において、座屈が生じない設計とする。
- c. クラス 1 管、クラス 2 容器、クラス 2 管、クラス 3 機器、重大事故等クラス 2 容器、重大事故等クラス 2 管及び重大事故等クラス 2 支持構造物（重大事故等クラス 2 機器に溶接により取り付けられ、その損壊により重大事故等クラス 2 機器に損壊を生じさせるおそれがあるものに限る。）は、設計上定める条件において、座屈が生じない設計とする。
- d. 原子炉格納容器は、設計上定める条件並びに運転状態Ⅲ及び運転状態Ⅳにおいて、座屈が生じない設計とする。
- e. クラス 2 支持構造物であって、クラス 2 機器に溶接により取り付けられ、その損壊によりクラス 2 機器に損壊を生じさせるおそれがあるものは、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、座屈が生じないよう設計する。

(5) 破断前漏えいの配慮について

構造及び強度については、破断前漏えい（LBB）概念を適用した荷重を適切に考慮した設計とする。

5.3.1.3 主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）について

クラス 1 容器、クラス 1 管、クラス 2 容器、クラス 2 管、クラス 3 容器、クラス 3 管、クラス 4 管、原子炉格納容器及び重大事故等クラス 2 容器及び重大事故等クラス 2 管のうち主要な耐圧部の溶接部は、次のとおりとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。

- ・ 不連続で特異な形状でない設計とする。

- ・溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。
- ・適切な強度を有する設計とする。
- ・適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。

5.3.2 特定重大事故等対処施設

特定重大事故等対処施設に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物の材料及び構造は、施設時において、各機器等のクラス区分に応じて以下のとおりとし、その際、日本機械学会「発電用原子力設備規格設計・建設規格」（JSME 設計・建設規格）等に従い設計する。

但し、重大事故等クラス 1 機器及び重大事故等クラス 1 支持構造物の構造及び強度であって、以下によらない場合は、当該機器及び支持構造物が想定される重大事故等に対処するために必要な構造及び強度を有することを、JSME 設計・建設規格を参考に確認する。

重大事故等クラス 1 容器及び重大事故等クラス 1 管のうち主要な耐圧部の溶接部の耐圧試験は、母材と同等の方法、同じ試験圧力にて実施する。

なお、各機器等のクラス区分の適用については、「主要設備リスト」による。

5.3.2.1 材料について

(1) 機械的強度及び化学的成分

重大事故等クラス 1 機器及び重大事故等クラス 1 支持構造物は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する。

(2) 破壊じん性

重大事故等クラス 1 機器は、その最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有する材料を使用する。また、破壊じん性は、寸法、材質又は破壊じん性試験により確認する。

なお、5.3.2.1(2)における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1 に記載する。

(3) 非破壊試験

重大事故等クラス 1 機器（鋳造品に限る。）に使用する材料は、非破壊試験により有害な欠陥がないことを確認する。

5.3.2.2 構造及び強度について

(1) 延性破断の防止

- a. 重大事故等クラス 1 機器は、最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態（以下「設計上定める条件」という。）において、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。
- b. 重大事故等クラス 1 支持構造物であって、重大事故等クラス 1 機器に溶接により取り付けられ、その損壊により重大事故等クラス 1 機器に損壊を生じさせるおそれがあるものにあつては、設計上定める条件において、延性破断が生じない設計とする。

(2) 疲労破壊の防止

- a. 重大事故等クラス 1 機器の伸縮継手は、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じない設計とする。
- b. 重大事故等クラス 1 管（伸縮継手を除く。）は、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じない設計とする。

(3) 座屈による破壊の防止

重大事故等クラス 1 容器、重大事故等クラス 1 管及び重大事故等クラス 1 支持構造物（重大事故等クラス 1 機器に溶接により取り付けられ、その損壊により重大事故等クラス 1 機器に損壊を生じさせるおそれがあるものに限る。）は、設計上定める条件において、座屈が生じない設計とする。

5.3.2.3 主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）について

重大事故等クラス 1 容器及び重大事故等クラス 1 管のうち主要な耐圧部の溶接部は、次のとおりとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。

- ・ 不連続で特異な形状でない設計とする。

- ・溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。
- ・適切な強度を有する設計とする。
- ・適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。

5.4 使用中の亀裂等による破壊の防止

5.4.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備

クラス 1 機器、クラス 1 支持構造物、クラス 2 機器、クラス 2 支持構造物、クラス 3 機器、クラス 4 管、原子炉格納容器、炉心支持構造物、重大事故等クラス 2 機器及び重大事故等クラス 2 支持構造物は、使用される環境条件を踏まえ応力腐食割れに対して残留応力が影響する場合、有意な残留応力が発生すると予想される部位の応力緩和を行う。

使用中のクラス 1 機器、クラス 1 支持構造物、クラス 2 機器、クラス 2 支持構造物、クラス 3 機器、クラス 4 管、原子炉格納容器、炉心支持構造物、重大事故等クラス 2 機器及び重大事故等クラス 2 支持構造物は、亀裂その他の欠陥により破壊が引き起こされないよう、保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。

使用中のクラス 1 機器の耐圧部分は、貫通する亀裂その他の欠陥が発生しないよう、保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。

5.4.2 特定重大事故等対処施設

重大事故等クラス 1 機器及び重大事故等クラス 1 支持構造物は、使用される環境条件を踏まえ応力腐食割れに対して残留応力が影響する場合、有意な残留応力が発生すると予想される部位の応力緩和を行う。

使用中の重大事故等クラス 1 機器及び重大事故等クラス 1 支持構造物は、亀裂その他の欠陥により破壊が引き起こされないよう、保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。

5.5 耐圧試験等

5.5.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備

- (1) クラス 1 機器、クラス 2 機器、クラス 3 機器、クラス 4 管及び原子炉格納容器は、施設時に、次に定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する。

但し、気圧により試験を行う場合であって、当該圧力に耐えることが確認された場合は、当該圧力を最高使用圧力（原子炉格納容器にあつては、最高使用圧力の〇・九倍）までに減じて著しい漏えいがないことを確認する。

なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に従って実施する。

- a. 内圧を受ける機器に係る耐圧試験の圧力は、機器の最高使用圧力を超え、かつ、機器に生ずる全体的な変形が弾性域の範囲内となる圧力とする。

但し、クラス 1 機器、クラス 2 管又はクラス 3 管であつて原子炉容器と一体で耐圧試験を行う場合の圧力は、燃料体の装荷までの間に試験を行った後においては、通常運転時の圧力を超える圧力とする。

- b. 内部が大気圧未満になることにより、大気圧による外圧を受ける機器の耐圧試験の圧力は、大気圧と内圧との最大の差を上回る圧力とする。この場合において、耐圧試験の圧力は機器の内面から加えることができる。

- (2) 重大事故等クラス 2 機器及び重大事故等クラス 3 機器に属する機器は、施設時に、当該機器の使用時における圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する。

なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に従って実施する。

但し、使用時における圧力で耐圧試験を行うことが困難な場合は、運転性能試験結果を用いた評価等により確認する。

重大事故等クラス 3 機器であつて、消防法に基づく技術上の規格等を満たす一般産業品の完成品は、上記によらず、運転性能試験や目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできるものとする。

- (3) 使用中のクラス 1 機器、クラス 2 機器、クラス 3 機器及びクラス 4 管は、通常運転時における圧力で、使用中の重大事故等クラス 2 機器及び重大事故等クラ

ス 3 機器に属する機器は、当該機器の使用時における圧力で漏えい試験を行ったとき、著しい漏えいがないことを確認する。

なお、漏えい試験は、保安規定に基づき日本機械学会「発電用原子力設備規格維持規格」等に従って実施する。

但し、重大事故等クラス 2 機器及び重大事故等クラス 3 機器に属する機器は使用時における圧力で試験を行うことが困難な場合は、運転性能試験結果を用いた評価等により確認する。

重大事故等クラス 3 機器であって、消防法に基づく技術上の規格等を満たす一般産業品の完成品は、上記によらず、運転性能試験や目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできるものとする。

- (4) 原子炉格納容器は、最高使用圧力の $\frac{1}{9}$ ・九倍に等しい気圧で気密試験を行ったとき、著しい漏えいがないことを確認する。なお、漏えい率試験は、保安規定に基づき日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」等に従って行う。

但し、原子炉格納容器隔離弁の単一故障の考慮については、判定基準に適切な余裕係数を見込むか、内側隔離弁を開とし外側隔離弁を閉として試験を実施する。

5.5.2 特定重大事故等対処施設

- (1) 重大事故等クラス 1 機器に属する機器は、施設時に、当該機器の使用時における圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する。

なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格設計・建設規格」等に従って実施する。

但し、使用時における圧力で試験を行うことが困難な場合は、運転性能試験結果を用いた評価等により確認する。

- (2) 使用中の重大事故等クラス 1 機器に属する機器は、当該機器の使用時における圧力で漏えい試験を行ったとき、著しい漏えいがないことを確認する。

なお、漏えい試験は、保安規定に基づき日本機械学会「発電用原子力設備規格維持規格」等に従って実施する。

但し、使用時における圧力で試験を行うことが困難な場合は、運転性能試験結

果を用いた評価等により確認する。

5.6 安全弁等

5.6.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設

蒸気タービン、発電機、変圧器及び遮断器を除く設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に設置する安全弁、逃がし弁、破壊板及び真空破壊弁は、日本機械学会「設計・建設規格」(JSME S NC1)及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (JSME S NC1-2001) 及び (JSME S NC1-2005) 【事例規格】 過圧防護に関する規定」(NC-CC-001)」に適合するよう、以下のとおり設計する。

なお、安全弁、逃がし弁、破壊板及び真空破壊弁については、施設時に適用した告示（通商産業省「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和 55 年通商産業省告示第 501 号）」及び通商産業省「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和 45 年通商産業省告示第 501 号）」並びに通商産業省「発電用原子力設備に関する技術基準の細目を定める告示（昭和 40 年通商産業省告示第 272 号）」）の規定に適合する設計とする。

安全弁及び逃がし弁（以下「安全弁等」という。）は、確実に作動する構造を有する設計とする。

安全弁等の弁軸は、弁座面からの漏えいを適切に防止できる構造とする。

安全弁等又は真空破壊弁の材料は、容器及び管の重要度に応じて適切な材料を使用する。

設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に係る安全弁又は逃がし弁（以下「5.6 安全弁等」において「安全弁」という。）のうち、補助作動装置付きの安全弁にあつては、当該補助作動装置が故障しても系統の圧力をその最高使用圧力の 1.1 倍以下に保持するのに必要な吹出し容量が得られる構造とする。

設計基準対象施設及び重大事故等対処設備のうち減圧弁を有する管にあつて、その低圧側の設備が高圧側の圧力に耐えられる設計となっていないもののうちクラス 1 管以外のものについては、減圧弁の低圧側の系統の健全性を維持するために必要な容量を持つ安全弁を 1 個以上、減圧弁に接近して設置し、高圧側の圧力による損傷を防止する設計とする。なお、容量は当該安全弁等の吹出し圧力と設置個数を適切に組み合わせることにより、系統の圧力をその最高使用圧力の 1.1 倍以下に保

持するのに必要な容量を算定する。

また、安全弁は吹出し圧力を下回った後に、速やかに吹き止まる構造とする。

なお、クラス 1 管には減圧弁を設置していない。

加圧器及び蒸気発生器、補助ボイラー並びに原子炉格納容器を除く設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に属する容器又は管であって、内部に過圧が生ずるおそれがあるものにあつては、過圧防止に必要な容量を持つ安全弁等を 1 個以上設置し、内部の過圧による損傷を防止する設計とする。なお、容量は当該安全弁等の吹出し圧力と設置個数を適切に組み合わせることにより、系統の圧力をその最高使用圧力の 1.1 倍以下に保持するのに必要な容量を算定する。

また、安全弁は吹出し圧力を下回った後に、速やかに吹き止まる構造とする。

なお、安全弁等の入口側に破壊板を設ける場合は、当該容器の最高使用圧力以下で破壊し、破壊板の破壊により安全弁等の機能を損なわないよう設計する。

設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に属する容器又は管に設置する安全弁等の出口側には、破壊板を設置しない。

設計基準対象施設に属する容器として、液体炭酸ガス等の安全弁等の作動を不能にする恐れのある物質を内包する容器にあつては、容器の過圧防止に必要な容量を持つ破壊板を 1 個以上設置し、内部の過圧による損傷を防止する設計とする。なお、容量は吹出し圧力と設置個数を適切に組み合わせることにより、容器の圧力をその最高使用圧力の 1.1 倍以下に保持するのに必要な容量を算定する。なお、容器と破壊板との間に連絡管は設置しない設計とする。

設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に属する容器又は管に設置する安全弁等又は破壊板の入口側及び出口側に止め弁を設置する場合は、施錠開により発電用原子炉の起動時及び運転中に止め弁が全開している事が確認できる設計とする。

内部が大気圧未満となることにより外面に設計上定める圧力を超える圧力を受けるおそれがある設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に属する容器又は管については、適切な箇所に過圧防止に必要な容量以上となる真空破壊弁を 1 個以上設置し、負圧による容器又は管の損傷を防止する設計とする。

設計基準対象施設及び重大事故等対処設備のうち、流体に放射性物質を含む系統に設置する安全弁等、破壊板又は真空破壊弁は、放出される流体を放射性廃棄物を

一時的に貯蔵するタンクを介して廃棄物処理施設に導き、安全に処理することができるよう設計する。

5.6.2 特定重大事故等対処施設

特定重大事故等対処施設に設置する安全弁及び逃がし弁（以下「安全弁等」という。）は、日本機械学会「設計・建設規格」（JSME S NC1）及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（JSME S NC1-2001）及び（JSMES NC1-2005）【事例規格】過圧防護に関する規定（NC-CC-001）」に適合するよう、以下のとおり設計する。

なお、安全弁等については、施設時に適用した告示（通商産業省「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和 45 年通商産業省告示第 501 号）」）の規定に適合する設計とする。

安全弁等は、確実に作動する構造を有する設計とする。

安全弁等の弁軸は、弁座面からの漏えいを適切に防止できる構造とする。

安全弁等の材料は、容器及び管の重要度に応じて適切な材料を使用する。

特定重大事故等対処施設のうち減圧弁を有する管にあって、その低圧側の設備が高圧側の圧力に耐えられる設計となっていないものについては、減圧弁の低圧側の系統の健全性を維持するために必要な容量を持つ安全弁を 1 個以上、減圧弁に接近して設置し、高圧側の圧力による損傷を防止する設計とする。なお、容量は当該安全弁等の吹出し圧力と設置個数を適切に組み合わせることにより、系統の圧力をその最高使用圧力の 1.1 倍以下に保持するのに必要な容量を算定する。

また、安全弁又は逃がし弁（以下「5.6.2 特定重大事故等対処施設」において「安全弁」という。）は、吹出し圧力を下回った後に、速やかに吹き止まる構造とする。

また、安全弁は、吹出し圧力を下回った後に、速やかに吹き止まる構造とする。

特定重大事故等対処施設のうち、流体に放射性物質を含む系統に設置する安全弁等は、放出される流体を安全に処理することができるよう設計する。

なお、5.6.2 における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1 に記載する。

5.7 逆止め弁等

放射性物質を含む 1 次冷却材を内包する容器若しくは管又は廃棄物処理設備（排

気筒並びに廃棄物貯蔵設備及び換気設備を除く。)へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁を設ける設計とし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体側へ逆流することによる汚染拡大を防止する。

但し、上記において大気開放タンクの気相部へ導く管であり、設置高低差により逆流するおそれがない場合等、放射性物質を含む流体と放射性物質を含まない流体を導く管が直接接続されていない場合、又は圧力差や高低差を踏まえ、逆流するおそれがない場合は、逆止め弁の設置を不要とする。

5.8 内燃機関及びガスタービンの設計条件

5.8.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設

設計基準対象施設及び重大事故等対処施設に施設する内燃機関及びガスタービン（以下、「内燃機関及びガスタービン」という。）は、非常調速装置が作動したときに達する回転速度及びガスの温度が著しく上昇した場合に構造上十分な機械的強度及び熱的強度を有する設計とする。

内燃機関及びガスタービンの耐圧部の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全となる設計とする。

内燃機関を屋内に設置するため、酸素欠乏の発生の恐れのないように、給排気部を設ける設計とする。

内燃機関及びガスタービンの軸受は運転中の荷重を安定に支持できるものであって、かつ、異常な磨耗、変形及び過熱が生じない設計とする。

ガスタービン及び発電機を同一軸に結合したものの危険速度は、調速装置により調整可能な最小の回転速度から非常調速装置が作動したときに達する回転速度までの間に発生しないように設計する。

内燃機関及びガスタービンは、その回転速度及び出力が負荷の変動により持続的に動揺することを防止する調速装置を設けるとともに、運転中に生じた過速度その他の異常による設備の破損を防止するため、その異常が発生した場合に内燃機関及びガスタービンを安全に停止させる非常調速装置その他非常停止装置を設置する設計とする。

内燃機関及びガスタービンの附属設備であって過圧が生じる恐れのあるものには、適切な過圧防止装置を設ける設計とする。

内燃機関及びガスタービンには、設備の損傷を防止するために、回転速度、潤滑油圧力及び潤滑油温度等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。

内燃機関の附属設備及びガスタービンの附属設備に属する容器及び管は発電用原子炉施設として、「実用発電用原子炉及び附属施設の技術基準に関する規則」の材料及び構造、安全弁等、耐圧試験等の規定を満たす設計とする。

可搬型の非常用発電装置の内燃機関は、流入する燃料を自動的に調整する調速装置及び軸受が異常な摩耗、変形及び過熱が生じないように潤滑油装置を設ける設計とする。

可搬型の非常用発電装置の内燃機関は、回転速度、潤滑油圧力及び潤滑油温度等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。

可搬型の非常用発電装置の内燃機関は、回転速度が著しく上昇した場合及び冷却水温度が著しく上昇した場合等に自動的に停止する設計とする。

可搬型の非常用発電装置の強度については、完成品として一般産業品規格で規定される温度試験等を実施し、定格負荷状態において十分な強度を有する設計とする。

5.8.2 特定重大事故等対処施設

5.8.2 における設計の詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1 に記載する。

5.9 電気設備の設計条件

5.9.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設

設計基準対象施設及び重大事故等対処施設に施設する電気設備（以下、「電気設備」という。）は、感電又は火災のおそれがないように接地し、充電部分に容易に接触できない設計とする。

電気設備は、電路を絶縁し、電線等が接続部分において電気抵抗を増加させないように端子台等により接続するほか、期待される使用状態において断線のおそれがない設計とする。

電気設備における電路に施設する電気機械器具は、期待される使用状態において発生する熱に耐えるものとし、高圧又は特別高圧の電気機械器具については、可燃性の物と隔離する設計とする。

電気設備は、電流が安全かつ確実に大地に通じることができるよう、適切な箇所に接地を施す設計とする。

電気設備のうち高圧又は特別高圧の電気機械器具及び母線等は、取扱者以外の者

が容易に立ち入るおそれがないよう発電所にフェンス等を設ける設計とする。

電気設備における高圧又は特別高圧の電路と低圧の電路とを結合する変圧器には、適切な箇所に接地を施し、変圧器により特別高圧の電路に結合される高圧の電路には、避雷器等を施設する設計とする。

電気設備は、電路の必要な箇所に過電流遮断器又は地絡遮断器等を施設する設計とする。

電気設備は、他の電気設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えない設計とする。

電気設備における電力保安通信線は、接触又は断線等によって生じる混触による感電又は火災のおそれがない設計とする。

電気設備のうちガス絶縁機器等は、最高使用圧力に耐え、かつ、漏えいがなく、異常な圧力を検知し圧力を回復させるとともに、使用する絶縁ガスは可燃性及び腐食性等のない設計とする。

電気設備のうち圧縮ガスでケーブルに圧力を加える装置を使用する場合は、最高使用圧力に耐え、かつ、漏えいがなく、使用する圧縮ガスは可燃性及び腐食性等のない設計とする。

電気設備のうち水素冷却式発電機は、水素の漏えい又は空気の混入のおそれがなく、水素が大気圧で爆発する場合に生じる圧力に耐える強度を有し、異常を早期に検知し警報する機能を有する設計とする。

電気設備のうち発電機又は特別高圧の変圧器等には、異常が生じた場合に自動的にこれを電路から遮断する装置を施設する設計とする。

電気設備のうち発電機及び変圧器等は、短絡電流により生じる機械的衝撃に耐え、発電機の回転する部分については非常調速装置及びその他の非常停止装置が動作して達する速度に対し耐える設計とする。

電気設備においては、運転に必要な知識及び技能を有する者が発電所構内に常時駐在し、異常を早期に発見できる設計とする。

電気設備において、発電所の架空電線引込口及び引出口又はこれに近接する箇所には、避雷器を施設する設計とする。

電気設備における電力保安通信線は、機械的衝撃又は火災等により通信の機能を損なうおそれがない設計とする。

電気設備において、電力保安通信設備に使用する無線通信用アンテナ又は反射板等を施設する支持物の材料及び構造は、風圧荷重を考慮し、倒壊により通信の機能

を損なうおそれがない設計とする。

可搬型の非常用発電装置の発電機は、電氣的・機械的に十分な性能を持つ絶縁巻線を使用し、耐熱性及び耐湿性を考慮した絶縁処理を施す設計とする。

可搬型の非常用発電装置の発電機は、電源電圧の著しく低下した場合及び過電流が発生した場合等に自動的に停止する設計とする。

可搬型の非常用発電装置の発電機は、定格出力のもとで1時間運転し、安定した運転が維持される設計とする。

5.9.2 特定重大事故等対処施設

特定重大事故等対処施設に施設する電気設備は、感電又は火災のおそれがないように接地し、充電部分に容易に接触できない設計とする。

特定重大事故等対処施設に施設する電気設備は、電路を絶縁し、電線等が接続部分において電気抵抗を増加させないように端子台等により接続するほか、期待される使用状態において断線のおそれがない設計とする。

特定重大事故等対処施設に施設する電気設備における電路に施設する電気機械器具は、期待される使用状態において発生する熱に耐えるものとし、高圧の電気機械器具については、可燃性の物と隔離する設計とする。

特定重大事故等対処施設に施設する電気設備は、電流が安全かつ確実に大地に通じることができるよう、適切な箇所に接地を施す設計とする。

特定重大事故等対処施設に施設する電気設備のうち高圧の電気機械器具及び母線等は、取扱者以外の者が容易に立ち入るおそれがないよう発電所にフェンス等を設ける設計とする。

特定重大事故等対処施設に施設する電気設備における高圧の電路と低圧の電路とを結合する変圧器には、適切な箇所に接地を施した設計とする。

特定重大事故等対処施設に施設する電気設備は、電路の必要な箇所に過電流遮断器又は地絡遮断器等を施設する設計とする。

特定重大事故等対処施設に施設する電気設備は、他の電気設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えない設計とする。

特定重大事故等対処施設に施設する電気設備のうち発電機には、異常が生じた場合に自動的にこれを電路から遮断する装置を施設する設計とする。

特定重大事故等対処施設に施設する電気設備のうち発電機及び変圧器は、短絡電流により生じる機械的衝撃に耐え、発電機の回転する部分については非常調速装置

及びその他の非常停止装置が動作して達する速度に対し耐える設計とする。

特定重大事故等対処施設に施設する電気設備においては、運転に必要な知識及び技能を有する者が発電所構内に常時駐在し、異常を早期に発見できる設計とする。

6. その他

6.1 立ち入りの防止

6.1 における設計の詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1 に記載する。

6.2 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認や持込み点検、施錠管理及び情報システムへの外部からのアクセス遮断措置を行うことにより、接近管理、出入管理及び不正アクセス行為の防止を行える設計とする。

核物質防護上の措置が必要な区域については、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行う設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。

また、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込み点検を行える設計とする。

さらに、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。

これらの対策については、核物質防護規定に定める。

6.3 安全避難通路等

6.3 における設計の詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1 に記載す

る。

6.4 放射性物質による汚染の防止

放射性物質により汚染されるおそれがある、人が頻繁に出入りする管理区域内の床面、人が触れるおそれがある高さまでの壁面、手摺、梯子の表面は、平滑にし、放射性物質による汚染を除去し易い設計とする。

人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染を除去する除染槽を施設し、放射性物質を除去できる設計とする。除染槽の廃水は、低水質の廃液である B 廃液処理系で処理する設計とする。

7. 主要対象設備

その他の主要な設備については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1 に示す。

第 2 章 個別項目

1. 1 次冷却材

1 次冷却材は、通常運転時における圧力、温度及び放射線によって起る最も厳しい条件において、核的性質として核反応断面積が核反応維持のために適切であり、熱水力的性質として冷却能力が適切であることを保持し、かつ、燃料体及び構造材の健全性を妨げるもののない性質であり、通常運転時において放射線に対して化学的に安定であることを保持し得る設計とする。

2. 1 次冷却材の循環設備

2.1 原子炉冷却材圧力バウンダリ

原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生ずる衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐える設計とする

設計における衝撃荷重として、1 次冷却材喪失事故に伴うジェット反力等、安全弁等の開放に伴う荷重を考慮するとともに、反応度が炉心に投入されることにより 1 次冷却系の圧力が増加することに伴う荷重の増加（浸水燃料の破損に加えて、ペレット／被覆管機械的相互作用を原因とする破損による衝撃圧力等に伴う荷重の増加を含む）を考慮した設計とする。

なお、原子炉冷却材圧力バウンダリは、次の範囲の機器及び配管とする。

- (1) 原子炉容器及びその附属物（本体に直接付けられるもの及び制御棒駆動機構ハウジング等）
- (2) 1 次冷却系を構成する機器及び配管（1 次冷却材ポンプ、蒸気発生器の水室・管板・管、加圧器、1 次冷却系配管及び弁等のうち原子炉側からみて第 2 隔離弁を含むまでの範囲とする。）

また、原子炉冷却材圧力バウンダリは、以下に述べる事項を十分満足するように設計、材料選定を行う。

通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、原子炉冷却材圧力バウンダリの圧力及び温度変化は、1 次冷却設備、工学的安全施設、余熱除去設備、主蒸気・主給水設備、蒸気タービン及び蒸気タービン附属設備、計測制御系統施設の働きにより、許容される範囲内に制御できる設計とし、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時には、最高使用圧力の 1.1 倍以下となるように

設計する。

1 次冷却材に触れる原子炉容器、蒸気発生器、加圧器、1 次冷却材ポンプ、配管、弁等は、耐食性を考慮して、ステンレス鋼又はこれと同等以上の耐食性を有する材料を使用し、蒸気発生器の伝熱管には耐食性と機械的性質の点から特にニッケル・クロム・鉄合金を使用する。

また、材料選定に加え、保安規定に基づき、水質管理を行うとともに 1 次冷却材温度及び圧力の制限範囲を定めて管理することにより、材料の健全性を維持する。

2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等

原子炉冷却材圧力バウンダリには、原子炉冷却材圧力バウンダリに接続する配管等が破損することによって原子炉冷却材が流出することを制限するため、配管系の通常運転時の状態及び使用目的を考慮し、適切な隔離装置として隔離弁を設けた設計とする。

なお、原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁の対象は、以下のとおりとする。

- (1) 通常時開及び設計基準事故時閉となる弁を有するものは、原子炉側からみた第 1 弁及び第 2 弁を対象とする。
- (2) 通常時又は設計基準事故時に開となるおそれがある通常時閉及び事故時閉となる弁を有するものは、原子炉側からみた第 1 弁及び第 2 弁を対象とする。
- (3) 通常時閉及び設計基準事故時閉となる弁を有するもののうち、(2)以外のものは、原子炉側からみた第 1 弁を対象とする。
- (4) 通常時閉及び 1 次冷却材喪失時開となる弁を有する非常用炉心冷却系等も(1)に準ずる。
- (5) 上記において隔離弁とは、自動隔離弁、逆止弁、通常時ロックされた閉止弁及び遠隔操作閉止弁をいう。

上記において、通常運転時閉、設計基準事故時閉となる手動弁のうち個別に施錠管理を行う弁は、開となるおそれがなく、上記(3)に該当することから、原子炉側からみた第 1 弁を対象とする。

2.3 1 次冷却設備

2.3.1 1 次冷却設備の機能

1 次冷却材の循環設備である 1 次冷却設備は、3 つの閉回路からなり、それぞれの回路には 1 次冷却材ポンプを有し、1 次冷却材は発電用原子炉で加熱された

後、蒸気発生器に入り、ここで 2 次冷却材と熱交換を行い再び発電用原子炉に還流する。

3 回路のうちの 1 回路には 1 次冷却材圧力を調整するための加圧器を設ける。

1 次冷却設備は工学的安全施設、余熱除去設備、主蒸気・主給水設備、蒸気タービン及び蒸気タービン附属設備、計測制御系統施設の関連設備とあいまって、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、炉心からの発生熱を除去できる設計とする。

なお、1 次冷却材ポンプは電源喪失の際にも、1 次冷却材流量の急速な減少を防ぎ、熱除去能力が急速に失われるのを防止できる設計とする。

加圧器には、スプレイ弁、逃がし弁、安全弁及びヒータを設け、通常運転時の 1 次冷却材圧力を設定値に保ち、正常な負荷変化に伴う 1 次冷却材の熱膨張及び収縮による圧力変化を許容範囲内に制限できる設計とする。

2.3.2 加圧器安全弁及び逃がし弁の容量

加圧器安全弁は、バネ式でベローズ平衡形安全弁を使用し、加圧器逃がしタンクからの背圧変動が安全弁の設定圧力に影響を与えない設計とする。加圧器安全弁の吹出し圧力は、1 次冷却設備の最高使用圧力に設定し、容量はプラント負荷喪失時のサージ流量以上の値とすることにより、1 次冷却系の圧力を最高使用圧力の 1.1 倍以下に抑える設計とする。なお、加圧器安全弁の容量の算定において、安全弁以外の過圧防止効果を有する装置である、加圧器逃がし弁の容量は考慮しない。

加圧器逃がし弁（容量 約 95t/h/個）は、負荷減少時に 1 次冷却系の圧力を最高運転圧力以下に制限する設計とする。

なお、加圧器安全弁及び逃がし弁の吹出しラインは、加圧器逃がしタンクに接続する設計とする。

2.3.3 1 次冷却系統の減圧に係る設備

(1) 系統構成

原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、1 次冷却系統の減圧のための設備、1 次冷却系統の減圧と併せて炉心を冷却するための設備、蒸気発生器伝熱管破損発生時の 1 次冷却材の原子炉格納容器外への漏えい量を抑制するための設備、インターフェイスシステム LOCA 発生時の 1 次冷却材の原

子炉格納容器外への漏えい量を抑制するための設備並びに炉心溶融時における高圧溶融物放出及び原子炉格納容器内雰囲気直接加熱を防止するための設備として重大事故等対処設備（1次冷却系統の減圧）を設ける。

1次冷却系統の減圧として、1次系冷却設備の加圧器逃がし弁を使用する。

電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水タンク及び主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系統の減圧機能が喪失した場合の1次冷却系統の減圧として、加圧器逃がし弁は、開操作することにより1次冷却系統を減圧できる設計とする。

(2) 環境条件等

想定される重大事故等が発生した場合に確実に作動するように、減圧用の弁である加圧器逃がし弁は、制御用空気が喪失した場合に使用する窒素ボンベ（加圧器逃がし弁用）の容量の設定も含めて、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。

2.3.4 流路に係る設備

1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器（炉心支持構造物を含む。）及び加圧器は、充てん／高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプによる重大事故等時の炉心注入時、B 充てん／高圧注入ポンプ、A 格納容器スプレイポンプ、常設電動注入ポンプ、可搬型電動低圧注入ポンプ及び可搬型ディーゼル注入ポンプによる重大事故等時の代替炉心注入時並びに A 格納容器スプレイポンプ、B 余熱除去ポンプ、B 余熱除去ポンプ及び C 充てん／高圧注入ポンプによる重大事故等時の代替再循環運転時において、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。

炉心支持構造物にあつては、重大事故等時において、冷却材の流路としての炉心形状維持が十分確保できる強度を有する設計とする。

3. 主蒸気・主給水設備

3.1 主蒸気安全弁及び逃がし弁の容量

主蒸気安全弁の容量は、定格主蒸気流量の 1.05 倍を大気に放出することにより、負荷喪失時の蒸気発生器圧力を蒸気発生器の最高使用圧力の 1.1 倍以下に保持することができる容量とし、主蒸気系統を過度の圧力上昇から保護する設計とする。主蒸気安全弁は、吹出し圧力を下回った後に、速やかに吹き止まる構造とする。

主蒸気逃がし弁（容量 約 183t/h/個）は、主蒸気の流量を制御しながら大気に放出することにより、プラントを温態停止状態に維持し、更に所定の速度で冷温停止することができる設計とする。

主蒸気安全弁及び主蒸気逃がし弁の作動後における漏えい量は、全体で 5m³/d 以下（蒸気発生器 1 基当たり設定圧力相当飽和蒸気において）とする。

3.2 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出）

3.2.1 主蒸気安全弁及び主蒸気逃がし弁による蒸気発生器 2 次側による炉心冷却

原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護盤及び原子炉トリップ遮断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合に、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁は、多様化自動作動設備（ATWS 緩和設備）の動作により自動起動、又は中央制御室での操作により起動した、タービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水時に動作することにより、1 次冷却系統の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする。

3.2.2 主蒸気逃がし弁による蒸気発生器 2 次側による炉心冷却

(1) 系統構成

原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、蒸気発生器伝熱管破損発生時の 1 次冷却材の原子炉格納容器外への漏えい量を抑制、インターフェイスシステム LOCA 発生時の 1 次冷却材の原子炉格納容器外への漏えい量を抑制のための設備として重大事故等対処設備（1 次冷却系統の減圧）並びに原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備のうち、炉心を冷却し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備及び最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備のうち、最終的な熱の逃がし場へ熱を輸送するための設備として重大事故等対処設備（蒸気発生

器 2 次側による炉心冷却) を設ける。

1 次冷却系統の減圧及び蒸気発生器 2 次側による炉心冷却として、主蒸気・主給水設備の主蒸気逃がし弁を使用する。

運転中及び運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合を想定した蒸気発生器 2 次側による炉心冷却として、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器 2 次側による炉心冷却ができるとともに、蒸気発生器 2 次側での除熱により最終的な熱の逃がし場への熱の輸送ができる設計とする。

また、主蒸気逃がし弁は、現場での人力による弁の操作ができる設計とする。

(2) 多様性、位置的分散

主蒸気逃がし弁はハンドルを設け、手動操作とすることにより、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプを使用した最終ヒートシンクへの熱の輸送に対して、多様性を持った駆動源により駆動できる設計とする。

また、主蒸気逃がし弁は中間建屋内の原子炉補機冷却水ポンプと異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。

(3) 独立性

主蒸気逃がし弁による蒸気発生器 2 次側冷却については「(2) 多様性、位置的分散」で示した機器の多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプを使用した設計基準事故対処設備に対して重大事故等対処設備としての独立性を持つ設計とする。

(4) 環境条件等

想定される重大事故等が発生した場合に確実に作動するように、減圧用の弁である主蒸気逃がし弁は、制御用空気が喪失した場合の手動操作も含めて、重大事故等時における原子炉補助建屋内の環境条件を考慮した設計とする。主蒸気逃がし弁は、インターフェイスシステム LOCA 時及び蒸気発生器伝熱管破損＋破損蒸気発生器隔離失敗時に使用する設備であるため、インターフェイスシステム LOCA 時の環境影響を受けない主蒸気管室内の区画に設置し、蒸気発生

器伝熱管破損＋破損蒸気発生器隔離失敗時の環境条件を考慮した設計とする。
操作は中央制御室から可能な設計及び設置場所での手動ハンドル操作により可能な設計とする。

3.3 主蒸気逃がし弁の機能回復

原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、主蒸気逃がし弁の機能回復のための設備で窒素ポンプ等の可搬型重大事故防止設備と同等以上の効果を有する措置として重大事故等対処設備（主蒸気逃がし弁の機能回復）を設ける。

全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合を想定した主蒸気逃がし弁の機能回復として、主蒸気逃がし弁は、現場において可搬型コンプレッサー又は窒素ポンプ等を接続するのと同様以上の作業の迅速性、駆動軸を人力で直接操作することによる操作の確実性及び空気作動に対する多様性を有するため、手動設備として設計する。

3.4 原子炉自動トリップ失敗時の主蒸気隔離弁の動作

原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護盤及び原子炉トリップ遮断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の原子炉出力抑制として設けられた多様化自動作動設備（ATWS 緩和設備）の作動、又は中央制御室での操作により主蒸気隔離弁は閉止し、原子炉出力を抑制できる設計とする。

4. 余熱除去設備

4.1 余熱除去設備の機能

発電用原子炉を停止した場合において、燃料要素の許容損傷限界及び原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を維持するために必要なパラメータが設計値を超えないようにするため、原子炉容器内において発生した崩壊熱その他の残留熱を除去することができる設備として余熱除去設備を設ける設計とする。

余熱除去設備は、保安規定に定める原子炉冷却材圧力バウンダリの冷却速度の制限値（55℃/h）を超えない速さで、炉心の崩壊熱と顕熱を除去するように設計する。

また、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備として、1次系の圧力が低下し余熱除去系統が使用可能となった場合の余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器

があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行う。

4.2 インターフェイスシステム LOCA 時の余熱除去系統の隔離

原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、インターフェイスシステム LOCA 発生時の 1 次冷却材の原子炉格納容器外への漏えい量を抑制のための設備として重大事故等対処設備（1 次冷却系統の減圧）を設ける。

インターフェイスシステム LOCA 時において、余熱除去系統の隔離に使用する余熱除去ポンプ入口弁（個数 2）は、専用の工具を用いることで離れた場所から弁駆動機構を介して遠隔操作できる設計とする。

5. 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備

5.1 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備の機能

非常用炉心冷却設備は、工学的安全施設の一設備で、蓄圧注入系、高圧注入系及び低圧注入系から構成し、1 次冷却材を喪失した場合においても、直ちに蓄圧タンク及び燃料取替用水タンクのほう酸水を原子炉容器内に注入して炉心の冷却を行い、燃料被覆材の温度が燃料材の熔融又は燃料体の著しい破損を生ずる温度を超えて上昇することを防止できる設計とするとともに、燃料被覆材と冷却材との反応により著しく多量の水素を生じない設計とする。また、燃料取替用水タンクの貯留水がなくなる前に、格納容器再循環サンプにたまったほう酸水を再循環して原子炉容器内に注入することができる設計とする。これらの系統は、それぞれ 2 回路相当の系統構成とする。

非常用炉心冷却設備は、設置（変更）許可を受けた運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の評価条件を満足する設計とする。

また、蓄圧注入系の蓄圧タンクの保持圧力及び保有水量が、運転上の制限を満足するように保安規定により管理する。

非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備の格納容器再循環サンプを水源とする設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備のポンプは、原子炉容器内又は原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響については「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について（内規）」（平成 20・02・12 原院第 5 号（平成 20 年 2 月 27 日原子力安全・保安院制定））によるろ過装置の性能評価により、予想される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。

非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備の燃料取替用水タンクを水源とする設計基準事故対処設備のポンプは、燃料取替用水タンクの圧力及び温度により想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。また、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備の燃料取替用水タンク、復水タンク又は中間受槽を水源とする重大事故等対処設備のポンプは、燃料取替用水タンク、復水タンク又は中間受槽の圧力及び温度により想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。

非常用炉心冷却設備のポンプ及び事故時に動作する弁は、機能を確認するため、発電用原子炉の運転中においてもテストラインを構成することにより、試験ができる設計とする。

5.2 1次系フィードアンドブリード

原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備のうち、炉心を冷却するための設備並びに原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、1次冷却系統の減圧と併せて炉心を冷却するための設備として重大事故等対処設備（1次冷却系統のフィードアンドブリード）を設ける。

電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水タンク及び主蒸気逃がし弁の故障等により2次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の1次冷却系統のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水タンクを水源とした充てん／高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へのほう酸水の注入を行い、加圧器逃がし弁を開操作することでフィードアンドブリードを行う設計とする。

5.3 炉心注入

原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備のうち、炉心を冷却し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備並びに原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備及び原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備のうち発電用原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合に熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止することで原子炉格納容器の破損を防止する設備として重大事故防止設備（炉心注入）を設ける。

5.3.1 余熱除去ポンプによる炉心注入

熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止するための炉心注入として、燃料取替用水タンクを水源とした余熱除去ポンプは、炉心に注入できる設計とする。

5.3.2 充てん／高圧注入ポンプによる炉心注入

運転中の 1 次冷却材喪失事象時において格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、運転停止中において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した炉心注入並びに熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止するための炉心注入として、燃料取替用水タンクを水源とした充てん／高圧注入ポンプは、安全注入系統、又は化学体積制御系統により炉心へ注入できる設計とする。

5.4 代替炉心注入

原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備のうち、炉心を冷却し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備並びに原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備及び原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備のうち発電用原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合に熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止することで原子炉格納容器の破損を防止する設備として重大事故防止設備（代替炉心注入）を設ける。また、炉心の著しい損傷に至るまでの時間的余裕のない場合に対応するため、常設重大事故防止設備（代替炉心注入）である B 充てん／高圧注入ポンプの自己冷却及び常設電動注入ポンプを設ける。

5.4.1 充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注入

(1) 系統構成

全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した代替炉心注入として、燃料取替用水タンクを水源とする B 充てん／高圧注入ポンプは、自己冷却ラインを用いることにより運転でき、炉心へ注入できる設計とする。B 充てん／高圧注入ポンプは非常用電源設備である大容量空冷式発電機から給電

できる設計とする。

(2) 多様性、位置的分散

代替炉心注入時において B 充てん／高圧注入ポンプは設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電でき、自己冷却でき、かつ安全注入ラインを介さず充てんラインを用いて原子炉に注入できることで、余熱除去ポンプを使用した炉心注入に対して多様性を持つ設計とする。

B 充てん／高圧注入ポンプは、原子炉補助建屋内の余熱除去ポンプと異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。

B 充てん／高圧注入ポンプの自己冷却は、B 充てん／高圧注入ポンプ出口配管から分岐した自己冷却ラインにより B 充てん／高圧注入ポンプを冷却できることで、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプを使用する補機冷却に対して多様性を持つ設計とする。

B 充てん／高圧注入ポンプは、中間建屋内の原子炉補機冷却水ポンプと異なる区画に設置することで、原子炉補機冷却水ポンプ及び屋外の海水ポンプと位置的分散を図る設計とする。

(3) 独立性

B 充てん／高圧注入ポンプを使用した代替炉心注入配管は、B 充てん／高圧注入ポンプ出口の安全注入配管と充てん配管との分岐点からの充てん系統について、充てん／高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプを使用した系統に対して独立した設計とする。

B 充てん／高圧注入ポンプを使用した代替炉心注入については「(2) 多様性、位置的分散」で示した系統の多様性及び位置的分散によって、充てん／高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプを使用した設計基準事故対処設備に対して、重大事故等対処設備としての独立性を持つ設計とする。

5.4.2 常設電動注入ポンプによる代替炉心注入

(1) 系統構成

運転中の 1 次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び充てん／高圧注入ポンプの故障等により炉心注入機能が喪失した場合、格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷

却機能が喪失した場合、運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した代替炉心注入及び発電用原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合に熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止するための代替炉心注入として、燃料取替用水タンク又は復水タンクを水源とした常設電動注入ポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間のタイラインを介して炉心へ注入できる設計とする。常設電動注入ポンプは、ディーゼル発電機（「重大事故等時のみ 1,2 号機共用」、「2 号機設備、重大事故等時のみ 1,2 号機共用」（以下同じ。））に加えて、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合においても代替電源設備である大容量空冷式発電機より重大事故等対処用変圧器盤及び重大事故等対処用変圧器受電盤を経由して給電できる設計とする。

(2) 多様性、位置的分散

常設電動注入ポンプを使用した代替炉心注入は、空冷式の大容量空冷式発電機からの独立した電源供給ラインから給電することにより、余熱除去ポンプ及び充てん／高圧注入ポンプによる炉心注入に対して多様性を持った電源により駆動できる設計とする。また、燃料取替用水タンク及び復水タンクを水源とすることで、燃料取替用水タンクを水源とする余熱除去ポンプ及び充てん／高圧注入ポンプを使用した炉心注入に対して異なる水源を持つ設計とする。

常設電動注入ポンプは、原子炉補助建屋内の余熱除去ポンプ及び充てん／高圧注入ポンプと異なる中間建屋内に設置し、屋外の復水タンクと燃料取替用水タンクは壁で分離された位置に設置することで、位置的分散を図る設計とする。

常設電動注入ポンプ、燃料取替用水タンク及び復水タンクを使用した代替炉心注入は、燃料取替用水タンク又は復水タンクを水源とすることで、格納容器再循環サンプスクリーン及び格納容器再循環サンプを水源とする余熱除去ポンプ及び充てん／高圧注入ポンプを使用した再循環並びに A 格納容器スプレイポンプを使用した代替再循環に対して異なる水源を持つ設計とする。

燃料取替用水タンク及び復水タンクは屋外に設置することで、原子炉格納容器内の格納容器再循環サンプスクリーン及び格納容器再循環サンプと位置的分散を図る設計とする。

常設電動注入ポンプ、燃料取替用水タンク及び復水タンクを使用した代替炉心注入は、大容量空冷式発電機からの独立した電源供給ラインから給電することにより、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器を使用した余熱除去機能に対して多様性を持った電源により駆動できる設計とする。

常設電動注入ポンプは、原子炉補助建屋内の余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器と異なる中間建屋に設置することで、位置的分散を図る設計とする。

(3) 独立性

常設電動注入ポンプを使用した代替炉心注入配管は、水源から安全注入配管との合流点までの系統について、充てん／高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプを使用した系統に対して独立した設計とする。

常設電動注入ポンプを使用した代替炉心注入については「(2) 多様性、位置的分散」で示した系統の多様性及び位置的分散によって、充てん／高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプを使用した設計基準事故対処設備に対して、重大事故等対処設備としての独立性を持つ設計とする。

5.4.3 格納容器スプレイポンプによる代替炉心注入

運転中の 1 次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び充てん／高圧注入ポンプの故障等により炉心注入機能が喪失した場合、格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合の代替炉心注入及び発電用原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合に熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止するための代替炉心注入として、燃料取替用水タンクを水源とした A 格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間のタイラインを介して炉心へ注入できる設計とする。

5.4.4 可搬型電動低圧注入ポンプ又は可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入

(1) 系統構成

運転中の 1 次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ、充てん／高圧注入

ポンプ及び燃料取替用水タンクの故障等により炉心注入機能が喪失した場合、格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した代替炉心注入として、中間受槽（1,2号機共用（以下同じ。））を水源とした可搬型電動低圧注入ポンプ及び可搬型ディーゼル注入ポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間のタイラインを介して炉心へ注入できる設計とする。全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合においても可搬型電動低圧注入ポンプは駆動源を可搬型電動ポンプ用発電機から給電でき、可搬型ディーゼル注入ポンプはディーゼルエンジンにて駆動できる設計とする。なお、可搬型ディーゼル注入ポンプの燃料は、可搬型ディーゼル注入ポンプ燃料タンク（1,2号機共用）に貯蔵する。

（2）多様性、位置的分散

可搬型電動低圧注入ポンプ及び可搬型ディーゼル注入ポンプを使用した代替炉心注入は、可搬型電動低圧注入ポンプを専用の発電機である空冷式の可搬型電動ポンプ用発電機（1,2号機共用（以下同じ。））から給電し、可搬型ディーゼル注入ポンプを空冷式のディーゼル駆動とすることにより、余熱除去ポンプ及び充てん／高圧注入ポンプによる炉心注入、A 格納容器スプレイポンプ及び常設電動注入ポンプによる代替炉心注入並びに余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器を使用した余熱除去機能に対して多様性を持った電源及び駆動源により駆動できる設計とする。また、海水又は淡水を補給できる中間受槽を水源とすることで、燃料取替用水タンクを水源とする余熱除去ポンプ及び充てん／高圧注入ポンプを使用した炉心注入、燃料取替用水タンクを水源とする A 格納容器スプレイポンプを使用した代替炉心注入並びに燃料取替用水タンク及び復水タンクを水源とする常設電動注入ポンプを使用した代替炉心注入に対して異なる水源を持つ設計とする。

可搬型電動低圧注入ポンプ、可搬型電動ポンプ用発電機、可搬型ディーゼル注入ポンプ及び中間受槽は、屋外の燃料取替用水タンク及び復水タンク、原子炉補助建屋内の余熱除去ポンプ、充てん／高圧注入ポンプ、A 格納容器スプレイポンプ並びに中間建屋内の常設電動注入ポンプと屋外の離れた位置に分散し

て保管及び設置することで、位置的分散を図る設計とする。

可搬型電動低圧注入ポンプ、可搬型ディーゼル注入ポンプ及び中間受槽を使用した代替炉心注入は、中間受槽を水源とすることで、格納容器再循環サンプスクリーン及び格納容器再循環サンプを水源とする余熱除去ポンプ及び充てん／高圧注入ポンプを使用した再循環並びに A 格納容器スプレイポンプを使用した代替再循環に対して異なる水源を持つ設計とする。

中間受槽は、原子炉格納容器内の格納容器再循環サンプスクリーン及び格納容器再循環サンプと屋外の離れた位置に分散して保管及び設置することで、位置的分散を図る設計とする。

代替炉心注入時に使用する可搬型ディーゼル注入ポンプの駆動源は、空冷式のディーゼル駆動とすることで、ディーゼル発電機及び大容量空冷式発電機を使用した電源に対して多様性を持つ設計とする。

可搬型ディーゼル注入ポンプは、ディーゼル建屋内のディーゼル発電機と屋外の離れた位置に分散して保管及び設置することで、位置的分散を図る設計とする。

(3) 独立性

可搬型電動低圧注入ポンプ又は可搬型ディーゼル注入ポンプを使用した代替炉心注入配管は、水源から安全注入配管との合流点までの系統について、充てん／高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプを使用した系統に対して独立した設計とする。

可搬型電動低圧注入ポンプ又は可搬型ディーゼル注入ポンプを使用した代替炉心注入については「(2) 多様性、位置的分散」で示した系統の多様性及び位置的分散によって、充てん／高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプを使用した設計基準事故対処設備に対して、重大事故等対処設備としての独立性を持つ設計とする。

5.5 代替再循環運転

原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備のうち、炉心を冷却し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため

の設備並びに重大事故等の収束に必要な水の供給設備のうち、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するための設備として重大事故防止設備（代替再循環）を設ける。

5.5.1 格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転

(1) 系統構成

運転中の 1 次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器及び余熱除去系統－格納容器再循環弁（外隔離弁）の故障等により余熱除去設備の再循環による炉心冷却機能が喪失した場合、運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに余熱除去ポンプ及び充てん／高圧注入ポンプの故障等により再循環機能が喪失した場合の代替再循環として、格納容器再循環サンプを水源とした A 格納容器スプレイポンプは、A 格納容器スプレイ冷却器を介して代替再循環できる設計とする。格納容器再循環サンプスクリーンは、非常用炉心冷却設備のポンプ及び格納容器スプレイポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする。

(2) 多重性

A 格納容器スプレイポンプ及び A 格納容器スプレイ冷却器による代替再循環は、格納容器スプレイ設備の A 格納容器スプレイポンプ及び A 格納容器スプレイ冷却器により再循環できることで、余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器及び充てん／高圧注入ポンプによる再循環に対して多重性を持つ設計とする。

5.5.2 余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧再循環運転

運転停止中において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した代替再循環として、格納容器再循環サンプを水源とした B 余熱除去ポンプは、代替補機冷却を用いることで代替再循環でき、原子炉格納容器内の冷却と併せて炉心を冷却できる設計とする。格納容器再循環サンプスクリーンは、非常用炉心冷却設備のポンプ及び格納容器スプレイポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする。

代替再循環時において B 余熱除去ポンプは、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電できる設計とする。

5.5.3 余熱除去ポンプ（海水冷却）及び充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧再循環運転

運転中の 1 次冷却材喪失事象時において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した代替再循環として、格納容器再循環サンプを水源とした B 余熱除去ポンプ及び C 充てん／高圧注入ポンプは、代替補機冷却を用いることで代替再循環でき、原子炉格納容器内の冷却と併せて炉心を冷却できる設計とする。格納容器再循環サンプスクリーンは、非常用炉心冷却設備のポンプ及び格納容器スプレイポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする。

代替再循環時において B 余熱除去ポンプ及び C 充てん／高圧注入ポンプは、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電できる設計とする。

5.6 格納容器スプレイ

炉心の著しい損傷、熔融が発生した場合において、原子炉容器に残存熔融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存熔融デブリを冷却し、原子炉格納容器の破損を防止するための設備として重大事故等対処設備（格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイ）を設ける。

5.6.1 格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ

格納容器スプレイとして、燃料取替用水タンクを水源とした格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。

5.6.2 常設電動注入ポンプによる代替格納容器スプレイ

代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水タンク又は復水タンクを水源とする常設電動注入ポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。常設電動注入ポンプは、ディーゼル発電機に加えて、大容量空冷式発電機より重大事故等対処用変圧器盤及び重大事故等対処用変圧器受電盤を経由して給電できる設計とする。

5.7 その他炉心注入設備

原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備のうち、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備として、非常用炉心冷却設備のうち蓄圧注入系の蓄圧タンク及び蓄圧タンク出口弁並びに非常用炉心冷却設備のうち高圧注入系の充てん／高圧注入ポンプ、また、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時、低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備のうち、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備として、非常用炉心冷却設備のうち低圧注入系の余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器、非常用炉心冷却設備の格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンがあり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行う。

5.8 水源

重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備のうち、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するための設備として重大事故等対処設備（中間受槽への供給、中間受槽から復水タンクへの供給、復水タンクから燃料取替用水タンクへの供給）及び代替水源を設ける。

5.8.1 中間受槽への供給

重大事故等時において、炉心注入の水源となる燃料取替用水タンクの枯渇又は破損等に対する代替炉心注入の水源として中間受槽を使用する。

中間受槽への供給として、中間受槽は複数の代替淡水源（宮山池、2次系純水タンク又はろ過水貯蔵タンク）及び海を水源として各水源からの移送ルートを確認する。宮山池又は海を水源とした取水用水中ポンプ（1,2号機共用（以下同じ。））により、可搬型ホース（1,2号機共用（以下同じ。））を介して中間受槽へ水を供給できる設計とする。取水用水中ポンプは取水用水中ポンプ用発電機（1,2号機共用（以下同じ。））から給電できる設計とする。

5.8.2 中間受槽から復水タンクへの供給

重大事故等により復水タンクが枯渇した場合の中間受槽から復水タンクへの供給として、中間受槽を水源とした復水タンク補給用水中ポンプは、可搬型ホ

ースを介して復水タンクへ水を供給できる設計とする。復水タンク補給用水中ポンプは使用済燃料ピット及び復水タンク補給用水中ポンプ用発電機(1,2号機共用(以下同じ。))から給電できる設計とする。

5.8.3 復水タンクから燃料取替用水タンクへの供給

重大事故等により、炉心注入及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水タンクが枯渇した場合の復水タンクから燃料取替用水タンクへの供給として、復水タンクは、復水タンクから燃料取替用水タンクへの移送ラインにより、燃料取替用水タンクへ水頭圧にて供給できる設計とする。

5.8.4 1次冷却システムのフィードアンドブリードの水源

重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる復水タンクが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次冷却システムのフィードアンドブリードの水源として、代替水源である燃料取替用水タンクを使用する。

5.8.5 常設電動注入ポンプの水源

重大事故等により、炉心注入及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水タンクが枯渇又は破損した場合の代替手段である常設電動注入ポンプによる代替炉心注入及び代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である蒸気タービンの附属設備の復水タンクを使用する。

5.8.6 可搬型電動低圧注入ポンプ及び可搬型ディーゼル注入ポンプの水源

重大事故等により、炉心注入の水源となる燃料取替用水タンクが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬型電動低圧注入ポンプ及び可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入の水源として、代替水源である中間受槽を使用する。

5.8.7 代替水源

重大事故等時の代替淡水源としては、燃料取替用水タンクに対しては復水タンク、宮山池、2次系純水タンク及びろ過水貯蔵タンクを確保し、復水タンクに対しては燃料取替用水タンク、宮山池、2次系純水タンク及びろ過水貯蔵タンクを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。

代替水源からの移送ルートを確保し、中間受槽、移送ホース及びポンプについては、複数箇所に分散して保管する。

5.9 流路に係る設備

5.9.1 余熱除去冷却器

非常用炉心冷却設備を構成する余熱除去冷却器は、余熱除去ポンプによる炉心注入及び代替再循環並びに余熱除去ポンプ及び充てん／高圧注入ポンプによる重大事故等時の代替再循環運転時において、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。

5.9.2 ほう酸注入タンク

非常用炉心冷却設備を構成するほう酸注入タンクは、充てん／高圧注入ポンプによる重大事故等時の炉心注入及び余熱除去ポンプ及び充てん／高圧注入ポンプによる重大事故等時の代替再循環運転時において、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。

5.9.3 再生熱交換器

化学体積制御設備を構成する再生熱交換器は、充てん／高圧注入ポンプによる重大事故等時の炉心注入及び代替炉心注入時において、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。

5.9.4 格納容器スプレイ冷却器

格納容器スプレイ設備を構成する格納容器スプレイ冷却器は、格納容器スプレイポンプによる代替炉心注入時及び残存溶融デブリ冷却のための格納容器水張り時において、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。

6. 化学体積制御設備

6.1 化学体積制御設備の機能

化学体積制御設備は、通常運転時又は原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する弁、1次冷却材ポンプのシール部及び原子炉冷却材圧力バウンダリからの1次冷却材の小規模漏えい時に発生した1次冷却材の減少分を自動的に補給し、1次冷却設備中の1次冷却材保有量を適正に調整するとともに、1次冷却材中の核分裂生成物及び腐食生成物の不純物を除去し、1次冷却材の水質及び放射性物質の濃度を発電用原子炉施設の運転に支障を及ぼさない値以下に保つことができる設計とする。

なお、保安規定に水質の制限値を定めることにより、1次冷却材の水質を管理する。

また、1次冷却設備の腐食防止のために、1次冷却材中に腐食抑制剤を添加できる設計とするとともに、反応度制御のための1次冷却材中のほう素濃度調整及び1次冷却材ポンプへの軸封水の供給が可能な設計とする。

6.2 1次冷却材処理設備

放射性物質を含む1次冷却材を通常運転時において1次冷却系統外に排出する場合のうち、1次冷却材低温側配管から抽出し化学体積制御設備を介して排出する場合は、降温した後に体積制御タンク入口ラインより液体廃棄物処理設備へ導く設計とし、1次冷却材ポンプ No.2 及び No.3 シールリークオフ等の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器の運転に伴い排出する場合は、放射性廃棄物を一時的に貯蔵するタンクを介して液体廃棄物処理設備へ導く設計とする。

7. 原子炉補機冷却設備

7.1 原子炉補機冷却設備の機能

最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備である原子炉補機冷却設備は、原子炉容器内において発生した崩壊熱その他の残留熱及び重要安全施設において原子炉補機から発生した熱を除去することができるよう設計するとともに、津波、溢水又は発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある人為的な事象に対して安全性を損なわない設計とする。

また、発電用原子炉停止時に、余熱除去設備により除去された原子炉容器内において発生した崩壊熱その他の残留熱及び重要安全施設において原子炉補機から発生した熱を、大容量空冷式発電機から電気の供給が開始されるまでの間の全交流動力電源喪失時を除いて、最終的な熱の逃がし場へ輸送が可能な設計とする。

原子炉補機冷却設備は、余熱除去冷却器、格納容器スプレイ冷却器、使用済燃料

ピット冷却器等の冷却を行うため、原子炉補機冷却水ポンプと、原子炉補機冷却水冷却器等を設置し、原子炉補機から発生した熱を原子炉補機冷却海水設備に伝達する設計とする。また、原子炉補機冷却水冷却器は、原子炉補機の冷却を行うために十分な伝熱容量を持たせた設計とする。

原子炉補機冷却設備には、系統の冷却水の体積変化、原子炉補機冷却水ポンプの発停に伴うサージの吸収及び原子炉補機冷却水ポンプの必要有効吸込ヘッドを確保する目的で、原子炉補機冷却水サージタンクをポンプの入口側に設置する。

原子炉補機冷却設備は、海水ポンプを設置し、原子炉補機冷却水冷却器、空調用冷凍機、ディーゼル発電機を冷却できるように設計する。

可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却ポンプは、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。

なお、7.1における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料 I -1 に記載する。

7.2 格納容器内自然対流冷却

(1) 系統構成

原子炉格納容器内の冷却等のための設備のうち、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための設備並びに原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための設備として重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）を設ける。

1 次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水タンクの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合並びに 1 次冷却材喪失事象時に格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水タンクの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の格納容器内自然対流冷却時の補機冷却として、A,B 海水ポンプを用いて A,B 原子炉補機冷却水冷却器へ海水を通水するとともに、原子炉補機冷却水の沸騰防止のため、原子炉補機冷却水サージタンクに窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク用）（予備のみ 1,2 号機共用（以下同じ。））を接続して窒素加圧し、A,B 原子炉補機冷却水ポンプにより A,B 格納容器再循環ユニットへ原子炉補機冷却水を通水できる設計とする。

(2) 位置的分散

格納容器内自然対流冷却において使用する A,B 原子炉補機冷却水ポンプ、A,B 原子炉補機冷却水冷却器、原子炉補機冷却水サージタンク及び窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク用）は原子炉補助建屋内の格納容器スプレイポンプと異なる区画、又は中間建屋に設置し、A,B 海水ポンプは屋外の燃料取替用水タンクと異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。

(3) 独立性

格納容器内自然対流冷却において使用する原子炉補機冷却水系統は、格納容器スプレイポンプを使用した系統に対して独立した設計とする。

7.3 移動式大容量ポンプ車による格納容器内自然対流冷却及び代替補機冷却

最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備のうち、最終的な熱の逃がし場へ熱を輸送するための設備として重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却及び代替補機冷却）、原子炉格納容器内の冷却等のための設備のうち、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための設備並びに原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための設備として重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）を設ける。

7.3.1 移動式大容量ポンプ車による格納容器内自然対流冷却

(1) 系統構成

海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、全交流動力電源が喪失した場合における 1 次冷却材喪失事象時、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合を想定した格納容器内自然対流冷却として、海を水源とする移動式大容量ポンプ車（1,2 号機共用（以下同じ。））は、A,B 海水ストレート蓋又は海水母管戻り配管を取り外して可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却水系統を介して、A,B 格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給できる設計

とする。

移動式大容量ポンプ車の燃料は、移動式大容量ポンプ車燃料タンク（1,2 号機共用（以下同じ。））に貯蔵する。

（2）多様性、位置的分散

格納容器内自然対流冷却に使用する移動式大容量ポンプ車の駆動源は、空冷式のディーゼル駆動とすることで、ディーゼル発電機を使用した電源に対して多様性を持つ設計とする。

移動式大容量ポンプ車は、ディーゼル建屋内のディーゼル発電機と屋外の離れた位置に分散して保管及び設置することで、位置的分散を図る設計とする。

（3）独立性

格納容器内自然対流冷却において使用する原子炉補機冷却水系統は、格納容器スプレイポンプを使用した系統に対して独立した設計とする。

7.3.2 移動式大容量ポンプ車による代替補機冷却

（1）系統構成

全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合を想定した代替補機冷却として、海を水源とする移動式大容量ポンプ車は、A,B 海水ストレーナ蓋又は海水母管戻り配管を取り外して可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却水系統を介して、C 充てん／高圧注入ポンプ、B 余熱除去ポンプ及び 24 時間経過した後の A ガスサンプリング冷却器の補機冷却水系統へ海水を直接供給できる設計とする。

移動式大容量ポンプ車の燃料は、移動式大容量ポンプ車燃料タンクに貯蔵する。

（2）多様性

移動式大容量ポンプ車を使用する B 余熱除去ポンプ及び C 充てん／高圧注入ポンプへの代替補機冷却は、移動式大容量ポンプ車を空冷式のディーゼル駆動とすることで、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプを使用する補機冷却に対して多様性を持った駆動源により駆動できる設計とする。

7.4 海水ポンプから補助給水ポンプへの直接供給

重大事故等の収束に必要な水の供給設備のうち、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するための設備として重大事故等対処設備（海水ポンプから補助給水ポンプへの直接供給）を設ける。

重大事故等により、蒸気発生器 2 次側への注水手段の水源となる復水タンクへの補給が不能となった場合の代替手段である海水ポンプから補助給水ポンプへの直接供給として、原子炉補機冷却海水設備の A,B 海水ポンプは、補助給水ポンプに海水を直接供給できる設計とする。

7.5 流路に係る設備

7.5.1 原子炉補機冷却水冷却器

原子炉補機冷却水設備を構成する A 原子炉補機冷却水冷却器は、格納容器内自然対流冷却における移動式大容量ポンプ車による原子炉補機冷却水系統への海水の直接供給時及び代替補機冷却における移動式大容量ポンプ車による原子炉補機冷却水系統への海水の直接供給時に、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。

原子炉補機冷却水設備を構成する B 原子炉補機冷却水冷却器は、代替補機冷却における移動式大容量ポンプ車による原子炉補機冷却水系統への海水の直接供給時に、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。

7.5.2 海水ストレーナ

原子炉補機冷却海水設備を構成する A,B 海水ストレーナは、格納容器内自然対流冷却における A,B 海水ポンプによる A,B 原子炉補機冷却水冷却器への海水供給時、格納容器内自然対流冷却及び代替補機冷却における移動式大容量ポンプ車による原子炉補機冷却水系統への海水の直接供給時並びに蒸気発生器 2 次側による炉心冷却における海水ポンプによる補助給水系統への海水の直接供給

時に、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備として設計する。

8. 原子炉格納容器内の 1 次冷却材漏えいを監視する装置

原子炉冷却材圧力バウンダリからの 1 次冷却材の漏えいの検出用として、原子炉格納容器内への漏えいに対しては、放射線管理施設の格納容器ガスモニタ、格納容器じんあいモニタ、原子炉冷却系統施設の格納容器サンプ水位計、凝縮液量測定装置及び格納容器サンプ水位上昇率測定装置を設ける設計とする。そのうち、漏えい位置を特定できない原子炉格納容器内への漏えいに対しては、格納容器再循環ユニット及び制御棒駆動装置冷却ユニットにより冷却され凝縮した凝縮液を、凝縮液量測定装置及び格納容器サンプ水位上昇率測定装置により、1 時間以内に $0.23\text{m}^3/\text{h}$ の漏えい量を検出する能力を有した設計とするとともに自動的に警報を発信する設計とする。

また、1 次冷却材の 2 次系への漏えいに対しては、放射線管理施設の蒸気発生器ブローダウン水モニタ、復水器排気ガスモニタ及び高感度型主蒸気管モニタを設ける。

9. 流体振動等による損傷の防止

1 次冷却系統や化学体積制御系統及び余熱除去系統に係る容器、管、ポンプ及び弁は、1 次冷却材又は 2 次冷却材の循環、沸騰その他の 1 次冷却材又は 2 次冷却材の挙動により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合その他の 1 次冷却材又は 2 次冷却材の挙動により生ずる温度変動により損傷を受けない設計とする。

流体振動による損傷防止は、設計時に以下の規定に基づく手法及び評価フローに従った設計とする。

- ・蒸気発生器伝熱管群の曲げ部における流体振動評価は、日本機械学会「設計・建設規格」(JSME S NC1) PVB-3600 による。
- ・管に設置された円柱状構造物で耐圧機能を有するものに関する流体振動評価は、日本機械学会「配管内円柱状構造物の流力振動評価指針」(JSME S012) による。

温度差のある流体の混合等で生ずる温度変動により発生する配管の高サイクル熱疲労による損傷防止は、設計時に日本機械学会「配管の高サイクル熱疲労に関する評価指針」(JSME S017) の規定に基づく手法及び評価フローに従った設計とする。

10. 特定重大事故等対処施設

10.における設計の詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ・1 に記載する。

11. 主要対象設備

原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の対象となる主要設備、兼用設備、その他の主要な設備については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ・1に示す。

3 蒸気タービンの基本設計方針

(1) 基本設計方針

用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条（定義）による。

それ以外の用語については以下に定義する。

1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」（解釈を含む）を重要施設とする。（以下「重要施設」という。）
2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。（以下「安全施設」という。）
3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。（以下「重要安全施設」という。）

第1章 共通項目

蒸気タービンの共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象、3. 火災、4. 溢水等、5. 設備に対する要求（5.2 特定重大事故等対処施設を除く。）、6. その他（6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。）」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。

第2章 個別項目

1. 蒸気タービン

設計基準対象施設に施設する蒸気タービン及び蒸気タービンの附属設備は、想定される環境条件において、材料に及ぼす化学的及び物理的影響を考慮した設計とする。また、振動対策、過速度対策等各種の保護装置及び監視制御装置によって、運転状態の監視を行い、発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、以下の事項を考慮して設計する。

なお、蒸気タービン及び蒸気タービンの附属設備を含む2次冷却設備は、冷却材を軽水とし、蒸気発生器を介して1次冷却設備と熱交換を行い発生蒸気によって蒸気タービンを駆動する閉回路として設計する。

1.1 蒸気タービン本体

蒸気タービンの定格出力は、排気圧力－96.3kPa、補給水率 0.5％にて、発電端

で 890,000kW となる設計とする。

定格熱出力一定運転の実施においても、蒸気タービン設備の保安が確保できるように定格熱出力一定運転を考慮した設計とする。

蒸気タービンは、非常調速装置が作動したときに達する回転速度、及びタービンの起動時及び停止過程を含む運転中に主要な軸受又は軸に発生しうる最大の振動に対して構造上十分な機械的強度を有する設計とする。

また、蒸気タービンの軸受は、主油ポンプ、補助油ポンプ、非常用油ポンプ等の軸受潤滑設備を設置することにより、運転中の荷重を安定に支持でき、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じない設計とする。

蒸気タービン及び発電機その他の回転体を同一軸上に結合したものの危険速度は、速度調定率で定まる回転速度の範囲のうち最小の回転速度から、非常調速装置が作動したときに達する回転速度までの間に発生しないよう設計する。

また、蒸気タービンの起動時の暖気用の回転速度を危険速度付近に設定しない設計とするとともに、危険速度を通過する際には速やかに昇速できるよう設計する。

蒸気タービン及びその附属設備の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力が当該部分に使用する材料の許容応力を超えない設計とする。

蒸気タービンには、その回転速度及び出力が負荷の変動の際にも持続的に動揺することを防止する調速装置を設けるとともに、運転中に生じた過回転、発電機の内部故障、復水器真空低下、スラスト軸受の摩耗による設備の破損を防止するため、その異常が発生した場合に蒸気タービンに流入する蒸気を自動的かつ速やかに遮断する非常調速装置及び保安装置を設置する。なお、過回転については定格回転速度の 1.11 倍をこえない回転数で非常用調速装置が作動する設計とする。

蒸気タービン及びその附属設備であって、最高使用圧力を超える過圧が生ずるおそれのあるものにあっては、排気圧力の上昇時に過圧を防止することができる容量を有し、かつ、最高使用圧力以下で動作する大気放出板を設置し、その圧力を逃がすことができる設計とする。

蒸気タービンには、設備の損傷を防止するため、以下の運転状態を計測する監視装置を設け、各部の状態を監視することができる設計とする。

- (1) 蒸気タービンの回転速度
- (2) 主蒸気止め弁の前及び再熱蒸気止め弁の前における蒸気の圧力及び温度
- (3) 蒸気タービンの排気圧力
- (4) 蒸気タービンの軸受の入口における潤滑油の圧力
- (5) 蒸気タービンの軸受の出口における潤滑油の温度又は軸受メタル温度
- (6) 蒸気加減弁の開度
- (7) 蒸気タービンの振動の振幅

なお、蒸気タービンは、振動を起こさないように十分考慮をはらうとともに、万一、振動が発生した場合にも振動監視装置により、警報を発するように設計する。また、運転中振動の振幅を自動的に記録できる設計とする。

蒸気タービン及びその附属設備の構造設計において発電用火力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に規定のないものについては、信頼性が確認された十分な実績のある設計方法、安全率等を用いる他、最新知見を反映し、十分な安全性を持たせることにより保安が確保できる設計とする。

復水器は、冷却水温度 22°C 、補給水率 0.5% 及び蒸気タービンの定格出力において、排気圧力 -96.3kPa を確保できる設計とする。

1.2 蒸気タービンの附属設備

ポンプを除く蒸気タービンの附属設備に属する容器及び管の耐圧部分に使用する材料は、想定される環境条件において、材料に及ぼす化学的及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的強度を有するものを使用する。

また、蒸気タービンの附属設備のうち、主要な耐圧部の溶接部については、次のとおりとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。

- (1) 不連続で特異な形状でないものであること。
- (2) 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。

ること。

(3) 適切な強度を有するものであること。

(4) 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

なお、主要な耐圧部の溶接部とは、蒸気タービンに係る蒸気だめ又は熱交換器のうち水用の容器又は管であって、最高使用温度 100℃未満のものについては、最高使用圧力 1,960kPa、それ以外の容器については、最高使用圧力 98kPa、水用の管以外の管については、最高使用圧力 980kPa（長手継手の部分にあっては、490kPa）以上の圧力が加えられる部分について溶接を必要とするものをいう。また、蒸気タービンに係る外径 150mm 以上の管のうち、耐圧部について溶接を必要とするものをいう。

蒸気タービンの附属設備のうち、主蒸気、給復水系統の機器の仕様は、運転中に想定される最大の圧力・温度、必要な容量等を考慮した設計とする。

タービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプは、外部電源喪失等により、通常の給水系統が使用不能の場合でも、1 次系の余熱を除去するに十分な冷却水を供給できる設計とする。

なお、タービン動補助給水ポンプは、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が大容量空冷式発電機から開始されるまでの間を含む発電用原子炉停止時に、原子炉容器において発生した崩壊熱その他の残留熱を除去することができる設備としても使用する。

タービンバイパス設備は、必要に応じて、空気作動式のタービンバイパス弁（容量 約 260 t/h/個、個数 8）を介して 2 次冷却設備の蒸気を復水器に放出し、1 次冷却設備中に蓄積されている熱を除去できる設計とする。

1.3 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）

運転時の異常な過渡変化時において緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備のうち、1 次冷却系統の過圧を防止する設備、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備のうち炉心を冷却するため

の設備、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち蒸気発生器 2 次側による炉心冷却を用いた 1 次冷却系統の減圧のための設備、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備のうち炉心を冷却し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備並びに最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備のうち最終的な熱の逃がし場へ熱を輸送するための設備として重大事故等対処設備（蒸気発生器 2 次側による炉心冷却）を設ける。

また、タービン動補助給水ポンプの機能回復のための設備として重大事故等対処設備（タービン動補助給水ポンプの機能回復）を設ける。

1.3.1 補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水

(1) 系統構成

加圧器逃がし弁の故障により 1 次冷却系統の減圧機能が喪失した場合、運転中及び運転停止中において余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに運転中及び運転停止中において全交流動力電源が喪失した場合を想定した蒸気発生器 2 次側による炉心冷却として、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ給水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器 2 次側での炉心冷却による 1 次冷却系統の減圧ができるとともに、蒸気発生器 2 次側での除熱により最終的な熱の逃がし場への熱の輸送ができる設計とする。

復水タンクへの補給不能により 2 次冷却系からの除熱機能が喪失した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプは、原子炉補機冷却設備の海水ポンプを水源とする設計とする。

蒸気発生器 2 次側による炉心冷却によって、1 次冷却系統の十分な減圧及び冷却ができる設計とし、その期間内に 1 次冷却系統の減圧対策及び低圧時の冷却対策が可能な時間的余裕をとれる設計とする。

原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護盤及び原子炉トリップ遮断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の原子炉出力抑制として、復水タンクを水源とするタービン動

補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプは、多様化自動作動設備（ATWS 緩和設備）の作動による自動起動、又は中央制御室での操作により起動し、補助給水を確保することで蒸気発生器水位の低下を抑制する設計とする。

(2) 多様性、位置的分散

電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水タンク及び主蒸気逃がし弁を使用した蒸気発生器 2 次側による炉心冷却は、タービン動補助給水ポンプを蒸気駆動とし、電動補助給水ポンプの電源を設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電でき、さらに主蒸気逃がし弁はハンドルを設け、手動操作とすることにより、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプを使用した最終ヒートシンクへの熱の輸送に対して、多様性を持った駆動源により駆動できる設計とする。

蒸気発生器 2 次側による炉心冷却に使用する補助給水系統及び主蒸気系統は、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプを使用した系統に対して多様性を持つ設計とする。

電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁は中間建屋内の原子炉補機冷却水ポンプと異なる区画に設置し、復水タンクは屋外の海水ポンプと離れた位置に設置することで、位置的分散を図る設計とする。

(3) 独立性

機器の多様性及び系統の独立並びに位置的分散によって、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプを使用した設計基準事故対処設備に対して重大事故等対処設備としての独立性を持つ設計とする。

1.3.2 補助給水ポンプの機能回復

全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合を想定したタービン動補助給水ポンプの機能回復として、タービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁は、現場での人力による専用の工具を用いた操作が可能とし、電気直流作動式のタービン動補助給水ポンプ蒸気入口弁（個数 2）は、人力による操作が可能とすることによりタービン動補助給水ポンプの機能を回復できる設計とする。

電動補助給水ポンプの電源についてはディーゼル発電機（「重大事故等時のみ 1,2 号機共用」、「2 号機設備、重大事故等時のみ 1,2 号機共用」）に加えて、全

交流動力電源喪失時においても代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電することで機能を回復できる設計とする。

1.4 水源

重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備のうち、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要なとなる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要なとなる十分な量の水を供給するための設備として重大事故等対処設備（中間受槽への供給、中間受槽から復水タンクへの供給、代替再循環）及び代替水源を設ける。

1.4.1 中間受槽への供給

重大事故等時において、蒸気発生器 2 次側への給水手段の水源となる復水タンクの枯渇に対する補給の水源として中間受槽を使用する。

中間受槽（1,2 号機共用（以下同じ。））への供給として、中間受槽は複数の代替淡水源（宮山池、2 次系純水タンク又はろ過水貯蔵タンク）及び海を水源として各水源からの移送ルートを確認する。宮山池又は海を水源とした取水用水中ポンプ（1,2 号機共用（以下同じ。））により、可搬型ホース（1,2 号機共用（以下同じ。））を介して中間受槽へ水を供給できる設計とする。取水用水中ポンプは取水用水中ポンプ用発電機（1,2 号機共用）から給電できる設計とする。

1.4.2 中間受槽から復水タンクへの供給

重大事故等により、蒸気発生器 2 次側への注水手段の水源となる復水タンクが枯渇した場合の中間受槽から復水タンクへの供給として、中間受槽を水源とした復水タンク補給用水中ポンプ（1,2 号機共用（以下同じ。））は、可搬型ホースを介して復水タンクへ水を供給できる設計とする。復水タンク補給用水中ポンプは使用済燃料ピット及び復水タンク補給用水中ポンプ用発電機（1,2 号機共用）から給電できる設計とする。

1.4.3 代替水源

重大事故等時の代替淡水源としては、燃料取替用水タンクに対しては復水タンク、宮山池、2 次系純水タンク及びろ過水貯蔵タンクを確認し、復水タンクに

対しては燃料取替用水タンク、宮山池、2次系純水タンク及びろ過水貯蔵タンクを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。

代替水源からの移送ルートを確保し、中間受槽、移送ホース及びポンプについては、複数箇所に分散して保管する。

2. 設備の相互接続

補助蒸気連絡ライン（高圧）は、1号機及び2号機の補助蒸気配管を相互接続するものの、通常は連絡弁により物理的に分離することで、悪影響を及ぼすことはなく、連絡時においても、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。

3. 主要対象設備

蒸気タービンの対象となる主要な設備については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に示す。

10 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針

(1) 基本設計方針

用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条（定義）による。

それ以外の用語については以下に定義する。

1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」（解釈を含む。）を重要施設とする。（以下「重要施設」という。）
2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。（以下「安全施設」という。）
3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。（以下「重要安全施設」という。）
4. 設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。
5. 設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。

第1章 共通項目

計測制御系統施設の共通項目である「1.地盤等、2.自然現象、3.火災、4.溢水等、5.設備に対する要求（5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く。）、6.その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。

第2章 個別項目

1. 計測制御系統施設

1.1 反応度制御系統及び原子炉停止系統

1.1.1 制御棒制御系統及びほう酸注入設備共通

発電用原子炉施設には、制御棒クラスタの位置を制御することによって反応度を制御する制御棒制御系と、1次冷却材中のほう素濃度を調整することによって反応度を制御するほう酸注入系の、独立した原理の異なる反応度制御系統を施設し、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料要素の許容損傷限界を超えること

なく制御できる能力を有する設計とする。

通常運転時の高温状態において、独立した原子炉停止系統である制御棒制御系による制御棒クラスタの炉心への挿入及びほう酸注入系による 1 次冷却材中へのほう酸注入は、それぞれ発電用原子炉をキセノン崩壊により反応度が添加されるまでの期間、未臨界を維持できる設計とする。運転時の異常な過渡変化時の高温状態においても、制御棒制御系による制御棒クラスタの炉心への挿入により、燃料要素の許容損傷限界を超えることなく発電用原子炉をキセノン崩壊により反応度が添加されるまでの期間、未臨界を維持できる設計とする。キセノン崩壊により反応度が添加された以降の長期的な未臨界の維持については、ほう酸注入系による 1 次冷却材中へのほう酸注入により、高温状態で未臨界を維持できる設計とする。

「2 次冷却系の異常な減圧」のように炉心が冷却されるような運転時の異常な過渡変化時には、原子炉トリップ信号による制御棒クラスタの炉心への挿入に加えて、非常用炉心冷却設備による 1 次冷却材中へのほう酸注入により炉心を未臨界にでき、かつ、運転時の異常な過渡変化後において未臨界を維持できる設計とする。

設置（変更）許可を受けた 1 次冷却材喪失その他の設計基準事故時の評価において、原子炉停止系統である制御棒制御系による制御棒クラスタの炉心への挿入により、発電用原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、ほう酸注入系による 1 次冷却材中へのほう酸注入により、発電用原子炉を未臨界に維持できる設計とし、「主蒸気管破断」のように炉心が冷却されるような設計基準事故時には、原子炉トリップ信号による制御棒クラスタの炉心への挿入に加えて、非常用炉心冷却設備による 1 次冷却材中へのほう酸注入により炉心を未臨界にでき、かつ設計基準事故後において未臨界を維持できる設計とする。

制御棒クラスタ、ほう酸及びバーナブルポイズン棒は、通常運転時における圧力、温度及び放射線に起因する最も厳しい条件において、必要な耐放射線性、寸法安定性、耐熱性及び核性質、耐食性、化学的安定性を保持できる設計とする。

1.1.2 制御棒制御系統

制御棒クラスタは、反応度価値の最も大きな制御棒クラスタ 1 本が、完全に炉

心の外に引き抜かれ、挿入できない場合においても原子炉停止系統の能力を満足する設計とする。

制御棒クラスタ 1 本が飛び出した場合の最大反応度価値は、設置（変更）許可を受けた「制御棒飛び出し」の評価で想定した制御棒挿入限界に制御棒クラスタ位置を制限することで、また、制御棒引き抜きによる反応度添加率は、「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」の評価で想定した制御棒クラスタの引抜最大速度を制限することで、原子炉冷却材圧力バウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心、炉心支持構造物及び原子炉容器内部構造物の損壊を起こさない設計とする。

制御棒クラスタ 1 本が飛び出した場合における過大な反応度の添加を防止するため、保安規定に制御棒の挿入限界を定めて管理する。

制御棒クラスタは、24 本の制御棒の上端をスパイダで固定し、駆動軸に連結するもので、炉心全体にわたって一様に分布配置し、これを燃料集合体内の制御棒クラスタ案内シンプルに挿入する。各制御棒は中性子吸収材をステンレス鋼管に入れた構造とする。バーナブルポイズン棒は、ほうけい酸ガラス管をステンレス鋼管で被覆しクラスタ状に成形したもので、制御棒クラスタ等が入っていない燃料集合体の制御棒クラスタ案内シンプルに挿入する構造とする。

制御棒クラスタ駆動装置は、発電用原子炉の緊急停止時に制御棒の挿入による時間が、発電用原子炉の燃料及び原子炉冷却材圧力バウンダリの損傷を防ぐために適切な値となるような速度で炉心内に挿入できること、並びに通常運転時において制御棒の異常な引き抜きが発生した場合においても、燃料要素の許容損傷限界を超える駆動速度で駆動できない設計とする。

なお、設置（変更）許可を受けた仕様及び運転時の異常な過渡変化並びに設計基準事故の評価で設定した制御棒の挿入時間、並びに原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き及び出力運転中の制御棒の異常な引き抜きの評価条件を満足する設計とする。

制御棒クラスタは各信号（中間領域中性子束高、出力領域中性子束高、過大温度 ΔT 高、過大出力 ΔT 高）により自動及び手動引抜きを阻止できる設計とする。

制御棒クラスタ駆動装置は、原子炉容器上部ふたに取付け、コイルとラッチ機

構によって制御棒クラスタ駆動軸を駆動並びに保持する構造とし、駆動動力源が喪失した場合に、制御棒クラスタを炉心内に自重で落下させることにより、発電用原子炉の反応度を増加させる方向に動作させない設計とする。

制御棒クラスタ駆動装置にあつては、制御棒クラスタ案内シンプル下部のダッシュポットの緩衝作用により、制御棒の挿入時のスクラム荷重、地震荷重が作用しても衝撃により制御棒、燃料体、反射材その他の炉心を構成するものを損壊しない設計とする。

制御棒クラスタ駆動装置のコイルアセンブリの運転中の発熱を除去するため、制御棒クラスタ駆動装置冷却設備を設け、常時制御棒クラスタ駆動装置を冷却する設計とする。また、制御棒駆動装置冷却ユニットは、1次冷却材漏えい時において、格納容器再循環ユニットとあいまって、漏えい蒸気を冷却することができる設計とする。

1.1.3 ほう酸注入設備

通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における低温状態において、原子炉停止系統のうちほう酸注入系による1次冷却材中へのほう酸注入は、キセノン濃度変化に伴う反応度変化及び高温状態から低温状態までの反応度変化を制御し、低温状態で炉心を未臨界に移行して維持できる設計とする。

運転時の異常な過渡変化時において緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備のうち、原子炉を未臨界とするための設備としての重大事故等対処設備（ほう酸水注入）を設ける。

制御棒クラスタ、原子炉トリップ遮断器及び原子炉安全保護盤の故障等により原子炉トリップ失敗した場合のほう酸水注入として、ほう酸タンクを水源としたほう酸ポンプは、急速ほう酸補給弁を介して充てん／高圧注入ポンプにより炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。

ほう酸ポンプが故障により使用できない場合のほう酸注入として、燃料取替用水タンクを水源とした充てん／高圧注入ポンプは、ほう酸注入タンクを介して、さらにほう酸注入タンクが使用できない場合には、化学体積制御系統により炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。

ほう酸フィルタ及び再生熱交換器、蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容

器及び加圧器については、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備として設計する。

1.1.4 圧力制御系統

負荷の変動その他の発電用原子炉の運転に伴う原子炉容器内の圧力調整は、ヒータによる加熱、スプレイによる冷却及び加圧器逃がし弁によって自動的に調整する設計とする。

また、スプレイ作動時の熱影響緩和のためバイパスラインを設置し、常時少量のスプレイを行う。

1.2 計測装置等

1.2.1 計測装置

(1) 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び重大事故等時における計測

計測制御系統施設は、炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ並びにこれらに関する系統の健全性を確保するために監視することが必要なパラメータを、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内で監視できる設計とするとともに、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講じるために必要なパラメータは、設計基準事故に想定される環境下において十分な測定範囲及び期間にわたり監視でき、発電用原子炉の停止及び炉心の冷却に係るものについては、設計基準事故時においても2種類以上監視し、又は推定することができる設計とする。

炉心における中性子束密度を計測するための炉外核計装装置は原子炉容器外周に設置した中性子束検出器により中性子源領域、中間領域、出力領域の3領域に分けて中性子束を計測できる設計とするとともに、炉内核計装装置は可動小型中性子束検出器を使用し、特定の燃料集合体の中で適時、遠隔操作により、炉内中性子束を計測できる設計とする。

また、蒸気発生器の出口における2次冷却材の温度は、蒸気ライン圧力と飽和温度の関係性を用いて換算することにより間接的に計測できる設計とし、炉周期は炉外核計装（中性子源領域、中間領域）の計測結果を用いて演算できる設計とする。

重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要な

パラメータとして、原子炉容器内の温度、圧力及び水位、原子炉容器及び原子炉格納容器への注水量、原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、アニュラス内の水素濃度並びに未臨界の維持又は監視、最終ヒートシンクの確保、格納容器バイパスの監視、水源の確保に必要なパラメータの計測装置を設ける設計とするとともに、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータにより検討した炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するための設備を設置又は保管する設計とする。これらのパラメータを、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとする。

炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータは、「表 1 計測制御系統施設の主要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対処設備のパラメータのほか、アニュラス水素濃度推定用可搬型線量率（「1,2 号機共用、1 号機に保管」（個数 1（予備 2）、計測範囲 $0.001 \sim 99.99 \text{ mSv/h}$ ）、「2 号機設備、1,2 号機共用、2 号機に保管」（個数 1、計測範囲 $0.001 \sim 99.99 \text{ mSv/h}$ ）（以下同じ。））とする。

重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータのうち、重大事故等時に現場の操作時に監視が必要なパラメータ及び常設の重大事故等対処設備の代替の機能を有するパラメータである、格納容器水素濃度（2 号機設備、1,2 号機共用（以下同じ。）、原子炉補機冷却水サージタンク圧力（SA）、格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）及びアニュラス水素濃度推定用可搬型線量率は、可搬型の重大事故等対処設備により計測できる設計とする。

可搬型の計測装置のうち、格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）の出口温度は、重大事故等時に放射線量が高くなることを考慮し、温度検出器（測温抵抗体）を常設とし、被ばく低減が図れる離れた場所で、可搬型の温度計本体（可搬型温度計測装置（「1,2 号機共用、1 号機に保管」、「2 号機設備、1,2 号機共用、2 号機に保管」（以下同じ。））を接続し、計測できる設計とする。入口温度は、可搬型の温度検出器（測温抵抗体）及び温度計本体（可搬型温度計測装置）を設置することにより計測できる設計とする。

(2) 格納容器内自然対流冷却の状態確認

可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水タンクの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合又はそれによって炉心の著しい損傷が発生した場合、並びに全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合又はそれによって炉心の著しい損傷が発生した場合において、A、B格納容器再循環ユニット冷却水入口及び出口配管に取付け、冷却水温度を監視することにより、A、B格納容器再循環ユニットを使用した格納容器内自然対流冷却の状態を確認できる設計とする。

(3) 原子炉格納容器内の水素濃度の計測及び原子炉格納容器からアニュラスに漏えいした水素濃度の推定

重大事故等時の水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止又は、原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲での測定及び原子炉格納容器からアニュラスに漏えいした水素濃度を推定するための監視設備（水素濃度監視）を設け、監視設備によるアニュラス内の水素濃度の推定は、炉心の著しい損傷により発生した水素のアニュラスへの漏えい率を格納容器内高レンジエリアモニタB（高レンジ）とアニュラス水素濃度推定用可搬型線量率の測定値から推定し、格納容器水素濃度測定値に相当するジルコニウム－水全量反応割合を推定することで、炉心損傷判断からの経過時間を基に推定できる設計とする。

格納容器水素濃度、Aガスサンプリング圧縮装置及び可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置は、ディーゼル発電機（「重大事故等時のみ1,2号機共用」、「2号機設備、重大事故等時のみ1,2号機共用」（以下同じ。））に加えて、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。

重大事故等時には事故後サンプリング設備（2号機設備、1,2号機共用、2号機に設置（以下同じ。））を使用する。

空気作動弁の事故後サンプリング設備弁は、開閉が必要な弁の駆動源として代

替直流電源系統である大容量空冷式発電機、蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）、蓄電池（3系統目）、直流電源用発電機（1,2号機共用（以下同じ。）、可搬型直流変換器（「1,2号機共用」、「2号機設備、1,2号機共用」（以下同じ。）により制御用圧縮空気設備からの電磁弁を動作させることで窒素ポンプ（事故後サンプリング設備弁用）により開閉操作できる設計とする。

なお、1.2.1(3)における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料 I-1 に記載する。

1.2.2 警報装置等

設計基準対象施設は、発電用原子炉施設の機械又は器具の機能の喪失、誤操作その他の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合（中性子束、圧力、温度、流量、水位等のプロセス変数が異常値になった場合、発電用原子炉の反応度停止余裕が警報値以下になった場合、制御棒クラスタが落下した場合、その他原子炉の安全性に関連する設備が動作した場合）に、これらを確実に検出して自動的に警報（加圧器水位低又は高、原子炉圧力高、中性子束高）を発信する装置を設け、表示ランプの点灯及びブザー鳴動等により運転員に通報できる設計とするとともに、発電用原子炉並びに1次冷却系統に係る主要な機械又は器具の動作状態を正確、かつ迅速に把握できるようポンプの運転停止状態及び弁の開閉状況を表示灯により監視できる設計とする。

1.2.3 計測結果の表示、記録及び保存

発電用原子炉の停止及び炉心の冷却並びに放射性物質の閉じ込めの機能の状況を監視するために必要なパラメータは、設計基準事故時においても確実に記録され、及び当該記録が保存される設計とするとともに、記録の管理については保安規定に定める。

設計基準対象施設として、発電用原子炉施設のプロセス計装制御のため、炉心における中性子束密度を計測するための炉外核計装装置及び炉内核計装装置、原子炉容器の入口及び出口における圧力及び温度を計測するため、1次冷却材圧力、加圧器圧力、1次冷却材高温側温度（広域）及び1次冷却材低温側温度（広域）を計測する装置、加圧器内及び蒸気発生器内の水位を計測するため、加圧器水位、蒸気発生器狭域水位及び蒸気発生器広域水位を計測する装置、原子炉格納

容器内の圧力及び温度を計測するため、格納容器圧力及び格納容器内温度を計測する装置、蒸気発生器の出口における２次冷却材の圧力及び流量を計測するため、蒸気ライン圧力及び主蒸気流量を計測する装置を設け、これらの計測装置は計測結果を、中央制御室に原則表示し、記録し、及び保存できる設計とするとともに、記録の管理については、保安規定に定める。

制御棒位置を計測するため各制御棒クラスタ位置を計測する装置及び原子炉容器の入口及び出口における流量を計測するため、１次冷却材流量を計測する装置を設け、これらの計測装置は計測結果を、中央制御室に原則表示し、記録はプラント計算機から帳票として出力し保存できる設計とするとともに、記録の管理については、保安規定に定める。

１次冷却材のほう素濃度、１次冷却材の不純物の濃度及び格納容器水素濃度は、試料採取設備により断続的に試料を採取し分析を行い、測定結果を記録し、及び保存できる設計とするとともに、記録の管理については、保安規定に定める。

炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータの計測装置の計測範囲は、設計基準事故時に想定される変動範囲の最大値を考慮し、適切に対応するための計測範囲を有する設計とするとともに、重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要な原子炉容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉容器及び原子炉格納容器への注水量等のパラメータの計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合に、パラメータの推定の対応手段等により推定できる設計とする。

重大事故等時に設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力（最高計測可能温度等）の明確化、パラメータの計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合のパラメータの推定の対応手段等、複数のパラメータの中から確からしさを考慮した優先順位を定めて保安規定に明確にし、確実に運用及び遵守できるよう手順として定めて管理する。

原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度等想定される重大事故等の対応に必要な炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータは、計測又は監視

できる設計とする。また、計測結果は、中央制御室に原則指示又は表示し、記録及び保存できる設計とする。

なお、重大事故等の対応に必要なパラメータは、原則、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）（「1,2 号機共用、1 号機に設置」、「2 号機設備、1,2 号機共用、2 号機に設置」（以下同じ。））及び SPDS データ表示装置（1,2 号機共用、1 号機に設置（以下同じ。））に電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とするとともに、帳票が出力できる設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。重大事故等の対応に必要な現場のパラメータについても、可搬型温度計測装置等により記録できる設計とする。

重大事故等の対応に必要なパラメータの計測結果の記録の管理については、保安規定に定める。

緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及び SPDS データ表示装置は、計測制御系統施設の通信連絡設備を計測制御系統施設の計測装置として兼用する。

1.2.4 電源喪失時の計測

重大事故等時に直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータとして、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する計器については、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、乾電池を電源とした可搬型計測器により計測できる設計とし、原子炉容器及び原子炉格納容器内の温度、圧力、水位及び流量（注水量）計測用の可搬型計測器（「1, 2 号機共用、1 号機に保管」（個数 8（予備 8））、「2 号機設備、1, 2 号機共用、2 号機に保管」（個数 8））及び原子炉容器及び原子炉格納容器内の圧力、水位及び流量（注水量）計測用の可搬型計測器（「1, 2 号機共用、1 号機に保管」（個数 26（予備 26））、「2 号機設備、1, 2 号機共用、2 号機に保管」（個数 26））を設ける設計とする。

直流電源が喪失し、計測に必要な計器電源が喪失した場合の測定対象を選定した可搬型計測器による計測を保安規定に明確にし、確実に運用及び遵守できるよう手順として定めて管理する。

1.2.5 設備の共用

事故後サンプリング設備の一部は、格納容器水素濃度、可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却ポンプ（2号機設備、1,2号機共用）及び可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置にて水素濃度測定を行う場合において、管理区域内の移動をなくして作業時間の短縮を図り作業員の安全性の向上が図れることから、1号機及び2号機で共用する設計とする。また、共用によって、原子炉格納容器内の水素濃度測定を必要としない号機に対し悪影響を及ぼさないよう、隔離が可能な設計とする。また、1号機及び2号機が同時に被災した場合は、遠隔操作で切り替えることで号機ごとの水素濃度を適宜計測可能な設計とする。

共用によって他号機に悪影響を及ぼさないよう、汚染度の大きい原子炉格納容器のサンプルガスを汚染度の小さい原子炉格納容器に流入させないために、放射性物質と水素を含むサンプルガスのパージ先となる原子炉格納容器を選択できる設計とする。また、号機間をまたぐパージの際に、原子炉格納容器の自由体積に対してサンプルガス流量を十分小さくするとともに、戻り配管に逆止弁を設けることで、汚染度の大きい原子炉格納容器からの逆流を防止できる設計とする。

1.3 安全保護装置等

1.3.1 安全保護装置

(1) 安全保護装置の機能及び構成

安全保護装置は、運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により発電用原子炉の運転に支障を生じる場合において、その異常な状態を検知し、原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料要素の許容損傷限界を超えないとともに、設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、原子炉停止系統及び工学的安全施設を自動的に作動させる設計とする。

運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時に対処し得る複数の原子炉トリップ信号及び工学的安全施設作動信号を設ける設計とする。

なお、安全保護装置は設置（変更）許可を受けた運転時の異常な過渡変化の評価の条件を満足する設計とする。

安全保護装置を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能

を失わないよう、多重性を確保する設計とするとともにそれぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないよう物理的、電氣的に分離し、独立性を確保する設計とする。

また、各チャンネルの電源も無停電電源 4 母線から独立に供給する設計とする。

安全保護装置は、駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても、発電用原子炉をトリップさせる方向に作動し、発電用原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は安全側に落ち着くか、当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できる設計とするとともに計測制御系統施設の一部を共用する場合には、その安全機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離した設計とする。

また、運転条件に応じて作動設定値を変更できる設計とする。

反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設備、非常用炉心冷却設備を運転中に試験する場合に使用する電動弁用電動機の熱的過負荷保護装置は、設計基準事故時において不要な作動をしないように設定できる設計とする。

(2) 安全保護装置の不正アクセス行為等の被害の防止

安全保護装置は、外部ネットワークと物理的な分離及び機能的な分離、有線又は無線による外部ネットワークからの遠隔操作の防止、ソフトウェアの内部管理の強化によるウイルス等の侵入の防止、物理的及び電氣的アクセスの制限を設け、システムの据付、更新、試験、保守等で、承認されていない者の操作及びウイルス等の侵入を防止すること等の措置を講じることによって不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止できる設計とするとともに安全保護系の論理演算機能（作動（起動）回路）についてはデジタル回路及びアナログ回路で構成する設計とする。

安全保護装置は、盤の施錠等によりハードウェアを直接接続させない措置を実施すること及び安全保護装置のソフトウェアは、設計、製作、試験及び変更管理の各段階で検証と妥当性の確認を適切に行うことを保安規定に定め、不正アクセ

スを防止する。

1.3.2 工学的安全施設等

運転時の異常な過渡変化時において緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備のうち、発電用原子炉を未臨界とするための設備としての重大事故等対処設備（手動による原子炉緊急停止）を設ける。また、1次冷却系統の過圧防止及び原子炉出力を抑制するための設備としての重大事故等対処設備（原子炉出力抑制）を設ける。

原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護盤の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の手動による原子炉緊急停止として、原子炉トリップスイッチは、手動による原子炉緊急停止ができる設計とする。

その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、制御棒クラスタ及び原子炉トリップ遮断器があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行う。

原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護盤及び原子炉トリップ遮断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の原子炉出力抑制として、多様化自動作動設備（ATWS 緩和設備）（個数 1）を設け、その作動によるタービントリップ及び主蒸気隔離弁の閉止により、1次系から 2次系への除熱を過渡的に悪化させることで原子炉冷却材温度を上昇させ、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を抑制できる設計とする。また、多様化自動作動設備（ATWS 緩和設備）は、復水タンクを水源とするタービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプを自動起動させ、蒸気発生器水位の低下を抑制するとともに加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の動作により 1次冷却系統の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする。

多様化自動作動設備（ATWS 緩和設備）から自動信号が発信した場合において、原子炉の出力を抑制するために必要な機器等が自動動作しなかった場合の原子炉出力抑制として、中央制御室での操作により、手動で主蒸気隔離弁を閉止する

ことで原子炉出力を抑制するとともに、復水タンクを水源とするタービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプを手動で起動し、補助給水を確保することで蒸気発生器水位の低下を抑制し、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の動作により 1 次冷却系統の過圧を防止できる設計とする。

多様化自動作動設備（ATWS 緩和設備）から発信される信号は、正常に原子炉トリップ及び補助給水ポンプが起動した場合には、不要な信号の発信を阻止できる設計とする。また、安全保護装置の原子炉トリップ信号の計装誤差を考慮しても不要な動作を阻止できるようにするとともに、多様化自動作動設備（ATWS 緩和設備）の作動信号の計装誤差を考慮して確実に動作する設計とする。

1.3.3 試験及び検査

安全保護装置のうち原子炉保護装置は、各チャンネルのトリップ状態を模擬するテストスイッチ及び原子炉トリップ遮断器のバイパス遮断器を設けることにより、原子炉の運転中にも原子炉保護装置の論理回路及び原子炉トリップ遮断器に関する試験ができる設計とする。

また、工学的安全施設作動設備の論理回路についても、原子炉保護装置と同様な設計とする。

1.4 通信連絡設備

1.4.1 通信連絡設備（発電所内）

1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる警報装置及び音声等により行うことができる通信設備（発電所内）並びに緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）を設ける。

警報装置として十分な数量の運転指令設備（「1,2 号機共用、1 号機に設置」、「2 号機設備、1,2 号機共用、2 号機に設置」）及び非常用サイレン（1,2 号機共用、1 号機に設置）、並びに多様性を確保した通信設備（発電所内）として十分な数量の運転指令設備（「1,2 号機共用、1 号機に設置」、「1,2 号機共用、1 号機に保管」、「2 号機設備、1,2 号機共用、2 号機に設置」）、電力保安通信用電話設備（「1,2

号機共用、1号機に設置」、「1,2号機共用、1号機に保管」、「2号機設備、1,2号機共用、2号機に設置」（以下同じ。）、衛星携帯電話設備（「1,2号機共用、1号機に設置」、「1,2号機共用、1号機に保管」、「2号機設備、1,2号機共用、2号機に設置」、「2号機設備、1,2号機共用、2号機に保管」）、無線連絡設備（「1,2号機共用、1号機に設置」、「1,2号機共用、1号機に保管」、「2号機設備、1,2号機共用、2号機に保管」）及び携帯型通話設備（「1,2号機共用、1号機に保管」、「2号機設備、1,2号機共用、2号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する。

また、データ伝送設備（発電所内）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を各一式設置する。緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、そのシステムを構成する一部の設備を2号機に設置する設計とする。

緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置は、計測制御系統施設の計測装置及び緊急時対策所の設備で兼用する。

警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源及び無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）として、必要な数量の衛星携帯電話設備（「1,2号機共用、1号機に設置」、「1,2号機共用、1号機に保管」、「2号機設備、1,2号機共用、2号機に保管」）、無線連絡設備（「1,2号機共用、1号機に保管」、「2号機設備、1,2号機共用、2号機に保管」）及び携帯型通話設備を中央制御室、中間建屋、原子炉補助建屋又は緊急時対策棟に設置又は保管する。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。

また、緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を中間建屋及び原子炉補助建屋に一式設置し、SPDSデータ表示装置を緊急時対策棟に必要数量設置する。

衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。

衛星携帯電話設備のうち中央制御室に設置する衛星携帯電話（固定型）の電源は、非常用電源設備であるディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。

衛星携帯電話設備のうち緊急時対策棟に設置する衛星携帯電話（固定型）の電源は、非常用電源設備であるディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。

緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の電源は、非常用電源設備であるディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。

SPDS データ表示装置の電源は、非常用電源設備であるディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。

衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備の電源は、充電池又は乾電池を使用する設計とし、充電池を用いるものについては、予備の充電池と交換することにより継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。

1.4.2 通信連絡設備（発電所外）

設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信設備（発電所外）として、十分な数量の加入電話設備（「1,2号機共用、1号機に設置」、「1,2号機共用、1号機に保管」）、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム（社内）（「1,2号機共用、1号機に設置」、「2号機設備、1,2号機共用、2号機に設置」（以下同じ。）、衛星携帯電話設備（「1,2号機共用、1号機に設置」、「1,2号機共用、1号機に保管」、「2号機設備、1,2号機共用、2号機に設置」）。

機に設置」、「2号機設備、1,2号機共用、2号機に保管」)、無線連絡設備(「1,2号機共用、1号機に設置」、「1,2号機共用、1号機に保管」、「2号機設備、1,2号機共用、2号機に保管」(以下同じ。))及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(「1,2号機共用、1号機に設置」、「2号機設備、1,2号機共用、2号機に設置」)を設置又は保管する。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(「1,2号機共用、1号機に設置」、「2号機設備、1,2号機共用、2号機に設置」)については、そのシステムを構成する一部の設備を2号機に設置する設計とする。

また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所外)として、緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)を一式設置する。

通信設備(発電所外)及びデータ伝送設備(発電所外)については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の通信回線に接続し、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム(社内)、無線連絡設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(「1,2号機共用、1号機に設置」、「2号機設備、1,2号機共用、2号機に設置」)及び緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)は専用通信回線に接続することにより、輻輳等による使用制限を受けることなく常時使用できる設計とする。

これらの専用通信回線の容量は通話及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。

通信設備(発電所外)及びデータ伝送設備(発電所外)については、非常用所内電源及び無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)として、必要な数量の衛星携帯電話設備(「1,2号機共用、1号機に設置」、「1,2号機共用、1号機に保管」、「2号機設備、1,2号機共用、2号機に保管」)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(1,2号機共用、1号機に設置)を、中間建屋、原子炉補助建屋又は緊急時対策棟に設置又は保管する。なお、可搬型につ

いては必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。

また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を中間建屋に一式設置する。

衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で利用できる設計とする。

衛星携帯電話設備のうち緊急時対策棟に設置する衛星携帯電話（固定型）の電源は、非常用電源設備であるディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。

統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（1,2号機共用、1号機に設置）の電源は、非常用電源設備であるディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。

緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の電源は、非常用電源設備であるディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。

衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）の電源は、充電機を使用しており、予備の充電機と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電機は、中央制御室及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。

1 次冷却材系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常及び重大事故等が発生した場合において、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、基準地震動による地震力に対し、地震時及び地震後においても、緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる機能を保持するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する設計とする。また、耐震性を有するバックアップラインを設ける設計とする。

1.4.3 設備の共用

通信連絡設備は、重大事故等時に号機の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とするとともに、安全性の向上が図れることから、1号機及び2号機で共用する設計とする。また、共用により悪影響を及ぼさないよう、1号機及び2号機に必要な容量を確保するとともに、号機の区分けなく通信連絡できる設計とする。

1.5 制御用空気設備（容器）

1.5.1 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

重大事故等時に原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合を想定した加圧器逃がし弁の機能回復のための設備として可搬型重大事故防止設備（加圧器逃がし弁の機能回復）を設ける。

全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合を想定した加圧器逃がし弁の機能回復として、窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）は、加圧器逃がし弁に窒素を供給し、空気作動弁である加圧器逃がし弁を作動させることで1次冷却系統を減圧できる設計とする。

1.5.2 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

重大事故等時に水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうちアニュラス空気浄化系弁（B系）は代替直流電源系統である大容量空冷式発電機、蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）、蓄電池（3系統目）、直流電源用発電機、可搬型直流変換器により制御用圧縮空気設備からの電磁弁を開弁することで窒素ポンベ（アニュラス空気浄化ファン弁用）により開操作できる設計とする。

1.5.3 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

運転員が原子炉制御室にとどまるための設備のうち、アニュラス空気浄化系弁（B系）は代替直流電源系統（大容量空冷式発電機、蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）、蓄電池（3系統目）並びに直流電源用発電機及び可搬型直流変換器）により制御用圧縮空気設備からの電磁弁を開弁することで窒

素ボンベ（アニュラス空気浄化ファン弁用）により開操作できる設計とする。

1.6 特定重大事故等対処施設

1.6.1、1.6.2(1)における設計の詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

(2) 設備の共用

通信連絡設備は、号機の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（1号機及び2号機の相互のプラント状況、特重施設要員の対応状況、号機間電力融通状況等）を共有・考慮しながら、1号機及び2号機で、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等が同時に発生した場合でも、適切な事故対応を行うことで、安全性の向上が図れることから、1号機及び2号機で共用する設計とする。

なお、1.6.2(2)における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

1.6.3における設計の詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

2. 主要対象設備

計測制御系統施設の対象となる主要設備、兼用設備及びその他の主要な設備については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に示す。

5 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針

(1) 基本設計方針

用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条（定義）による。

それ以外の用語については以下に定義する。

1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」（解釈を含む。）を重要施設とする。（以下「重要施設」という。）
2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。（以下「安全施設」という。）
3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。（以下「重要安全施設」という。）

第1章 共通項目

放射性廃棄物の廃棄施設の共通項目である「1.地盤等、2.自然現象、3.火災、5.設備に対する要求、6.その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。

第2章 個別項目

1. 廃棄物処理設備、廃棄物貯蔵設備等

1.1 廃棄物処理設備

放射性廃棄物を処理する設備は、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた濃度限度以下となるように、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する設計とする。

更に、発電所周辺の一般公衆の線量を合理的に達成できる限り低く保つ設計とし、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）を満足する設計とする。

また、「線量目標値に関する指針」に基づき、発電所から放出される放射性物質

について放出管理目標値を保安規定に定め、これを超えないように管理する。

気体廃棄物処理設備は、主として1次冷却設備から発生する放射性廃ガスを処理するためのガス圧縮装置、ガス減衰タンクで構成し、排気は、放射性物質の濃度を監視しながら排気筒から放出する設計とする。

液体廃棄物処理設備は、廃液の性状に応じて、ほう酸回収系、良水質の廃液であるA廃液処理系、低水質の廃液であるB廃液処理系及び洗浄排水処理系で処理する設計とする。

固体廃棄物処理設備は、廃棄物の種類に応じて、濃縮廃液を固型化するアスファルト固化装置（2号機設備、1,2号機共用）及びセメント固化装置（1,2号機共用）、雑固体廃棄物を圧縮するベイラ（1,2号機共用）及びベイラ（2号機設備、1,2号機共用）、雑固体廃棄物を焼却するための雑固体焼却設備（2号機設備、1,2号機共用）、雑固体廃棄物を必要に応じて圧縮減容し固型化材（モルタル）を充てんするための廃棄物搬出設備（1,2号機共用）※¹で処理する設計とする。

放射性廃棄物を処理する設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を処理する設備と区別し、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を処理する設備に導かない設計とする。

放射性廃棄物を処理する設備は、放射性廃棄物が漏えいし難い又は放射性廃棄物を処理する過程において散逸し難い構造とし、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響及び不純物の影響により著しく腐食しない設計とする。

気体状の放射性廃棄物は、放射能を十分に減衰させた後、放射性物質の濃度を監視可能な排気筒から放出する設計とする。

※1 設計及び工事計画認可申請書（令和3年8月3日原規規発第2108039号にて認可）にて廃棄物搬出設備設置工事における認可を受けた記載としているが、評価時点において当該工事は完了していない。

放出にあたっては、放射性物質による汚染の除去又は取替えが容易な構造で、放射性物質を低減できるフィルタを通す設計とする。

流体状の放射性廃棄物は、管理区域内で処理することとし、液体状の放射性廃棄物を管理区域外において運搬するための容器は設置しない。

また、高線量の固体状の放射性廃棄物が発生する工事は実施していないため、原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射性の固体状の放射性廃棄物を管理区域外において運搬するための容器は設置しない。

1.2 廃棄物貯蔵設備

放射性廃棄物を貯蔵する設備の容量は、通常運転時に発生する放射性廃棄物の発生量と放射性廃棄物処理設備の処理能力、また、放射性廃棄物処理設備の稼働率を想定した設計とする。

放射性廃棄物を貯蔵する設備は、放射性廃棄物が漏えいし難い設計とする。また、崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響及び不純物の影響により著しく腐食しない設計とする。

1.3 汚染拡大防止

1.3.1 流体状の放射性廃棄物の漏えいし難い構造及び漏えいの拡大防止

放射性液体廃棄物処理施設内部又は内包する放射性廃棄物の濃度が 37Bq/cm^3 を超える放射性液体廃棄物貯蔵施設内部のうち、流体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分の漏えいし難い構造、漏えいの拡大防止、堰については、次のとおりとする。

(1) 漏えいし難い構造

全ての床面、適切な高さまでの壁面及びその両者の接合部は、耐水性を有する設計とし、流体状の放射性廃棄物が漏えいし難い構造とする。また、その貫通部は堰の機能を失わない構造とする。

(2) 漏えいの拡大防止

床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により流体状の放射性廃棄

物が排液受け口に導かれる構造とし、かつ、気体状のものを除く流体状の放射性廃棄物を処理又は貯蔵する設備の周辺部には、堰又は堰と同様の効果を有するものを施設し、流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止する設計とする。

(3) 放射性廃棄物処理施設に係る堰の施設

放射性廃棄物処理施設外に通じる出入口又はその周辺部には、堰を施設することにより、流体状の放射性廃棄物が建屋外へ漏えいすることを防止する設計とする。

施設外へ漏えいすることを防止するための堰は、処理する設備に係わる配管について、長さが当該設備に接続される配管の内径の $1/2$ 、幅がその配管の肉厚の $1/2$ の大きさの開口を当該設備と当該配管との接合部近傍に仮定したとき、開口からの流体状の放射性廃棄物の漏えい量のうち最大の漏えい量をもってしても、流体状の放射性廃棄物の漏えいが広範囲に拡大することを防止する設計とする。

この場合の仮定は堰の能力を算定するためにのみに設けるものであり、開口は施設内の貯蔵設備に 1 ヶ所想定し、漏えい時間は漏えいを適切に止めることができるまでの時間とし、床ドレンファンネルの排出機能を考慮する。床ドレンファンネルは、その機能が確実なものとなるように設計する。

(4) 放射性廃棄物貯蔵施設に係る堰の施設

放射性廃棄物貯蔵施設外に通じる出入口又はその周辺部には、堰を施設することにより、流体状の放射性廃棄物が建屋外へ漏えいすることを防止する設計とする。

漏えいの拡大を防止するための堰及び施設外へ漏えいすることを防止するための堰は、開口を仮定する貯蔵設備が設置されている区画内の床ドレンファンネルの排出機能を考慮しないものとし、流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止できる能力をもつ設計とする。

1.3.2 固体状の放射性廃棄物の汚染拡大防止

固体状の放射性物質を貯蔵する設備が設置される発電用原子炉施設は、ドラム缶詰め又はタンク貯蔵による汚染拡大防止措置を講じることにより、放射性廃棄物による汚染が広がらない設計とする。

1.4 排水路

液体廃棄物処理設備、液体廃棄物貯蔵設備及びこれに関連する施設を設ける建屋の床面下には、発電所外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を施設しない設計とする。

放射性物質により汚染されるおそれがある管理区域内に開口部がある排水路であって、発電所外に排水を排出するものには、連続モニタにより排水中の放射性物質濃度が測定可能な設備を設け、排水中の放射性物質濃度に異常を検出した場合には、当該排水をすみやかに停止することができ、低水質の廃液である B 廃液処理系で処理する設計とする。

2. 警報装置等

流体状の放射性廃棄物を処理し、又は貯蔵する設備から流体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが発生した場合（床への漏えい又はそのおそれ（数滴程度の微小漏えいを除く。））を早期に検出するよう、タンクの水位、漏えい検知等によりこれらを確実に検出して自動的に警報（機器ドレン、床ドレンの容器又はサンプの水位）を発信する装置を設けるとともに、表示ランプの点灯及びブザー鳴動等により運転員に通報できる設計とする。

また、タンク水位の検出器、インターロック等の適切な計測制御設備を設けることにより、漏えいの発生を防止できる設計とする。

放射性廃棄物を処理し、又は貯蔵する設備に係る主要な機械又は器具の動作状態を正確、かつ迅速に把握できるようポンプの運転停止状態及び弁の開閉状況を表示灯により監視できる設計とする。

3. 主要対象設備

放射性廃棄物の廃棄施設の対象となる主要な設備については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ・1 に示す。

4 放射線管理施設の基本設計方針

(1) 基本設計方針

用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第二条（定義）による。

それ以外の用語については以下に定義する。

1. 設置許可基準規則第 12 条第 2 項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」（解釈を含む）を重要施設とする。（以下「重要施設」という。）
2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。（以下「安全施設」という。）
3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。（以下「重要安全施設」という。）
4. 設置許可基準規則第 2 条第 2 項第 11 号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第 2 条第 2 項第 12 号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。
5. 設置許可基準規則第 2 条第 2 項第 14 号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第 2 条第 2 項第 12 号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。

第 1 章 共通項目

放射線管理施設の共通項目である「1.地盤等、2.自然現象、3.火災、4.溢水等、5.設備に対する要求（5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く）、6.その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第 1 章 共通項目」に基づく設計とする。

第 2 章 個別項目

1. 放射線管理施設

1.1 放射線管理用計測装置

発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度、原子炉格納容器内、燃料取扱場所等の管理区域内等の主要箇所的外部放射線に係る線量当量率等を監視、測定するために、プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング

設備、放射線サーベイ設備を設ける。放射線業務従事者及び管理区域内に立ち入る者の出入管理、汚染の管理、放射線分析業務等を行うため、出入管理設備、個人管理関係設備、汚染管理設備、試料分析関係設備を設ける。発電所外へ放出する放射性物質の濃度、周辺監視区域境界付近の放射線量を監視するためにプロセスモニタリング設備、固定式周辺モニタリング設備、移動式周辺モニタリング設備を設ける。また、風向、風速その他気象条件を測定するため、環境測定装置を設ける。

プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備、固定式周辺モニタリング設備については、必要な情報を中央制御室及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）に表示する設計とする。

発電用原子炉施設の機械又は器具の機能の喪失、誤操作その他の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合（原子炉格納容器内の放射能レベルが設定値を超えた場合、復水器真空ポンプから排出される排気ガス中の放射能レベルが設定値を超えた場合）に、これらを確実に検出して自動的に中央制御室に警報（原子炉格納容器内放射能高、復水器排気放射能高）を発信する装置を設ける。

排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度、管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率及び周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率が著しく上昇した場合に、これらを確実に検出して自動的に中央制御室に警報（排気筒放射能高、エリア放射線モニタ放射能高、周辺監視区域放射能高）を発信する装置を設ける。

上記の警報を発信する装置は、表示ランプの点灯及びブザー鳴動等により運転員に通報できる設計とする。

重大事故等が発生した場合に、原子炉格納容器内の線量当量率、使用済燃料ピット周辺線量率、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視及び測定し、並びにその結果を記録するために、エリアモニタリング設備、固定式周辺モニタリング設備、移動式周辺モニタリング設備を設置及び保管する。重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、その結果を記録するために、環境測定装置を保管する。

1.1.1 プロセスモニタリング設備

通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、蒸気発生器の出口における２次冷却材の放射性物質の濃度、原子炉格納容器内の放射性物質の濃度、排気筒の出口近傍における排気中の放射性物質の濃度、排水口近傍における排水中の放射性物質の濃度、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がある排水路の出口近傍における排水中の放射性物質の濃度を計測するために、プロセスモニタリング設備を設け、計測結果を中央制御室に原則表示し、記録し、及び保存する設計とするとともに、記録の管理については、保安規定に定める。

１次冷却材の放射性物質の濃度は、試料採取設備により断続的に試料を採取し分析を行い、測定結果を記録し、及び保存できる設計とするとともに記録の管理については、保安規定に定める。また、１次冷却材の放射性物質の濃度の傾向を監視するために、１次冷却材モニタを設ける。

廃棄物搬出建屋のうち圧縮固化処理棟（非管理区域を除く）から排気される放射性物質の濃度は、廃棄物搬出設備試料採取装置（１、２号機共用）により連続的に試料を採取し、定期的に分析を行い、測定結果を記録し、及び保存できる設計とするとともに記録の管理については、保安規定に定める。^{※１}

なお、排水路の出口近傍を直接計測することが技術的に困難な場合、排水路上流の間接的な測定をもってこれに代えるものとする。

1.1.2 エリアモニタリング設備

通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に、管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率を計測するために、エリアモニタリング設備を設け、計測結果を中央制御室に原則表示し、記録し、及び保存する設計とするとともに、記録の管理については、保安規定に定める。

エリアモニタリング設備のうち、原子炉格納容器内の線量当量率を計測又は監視及び記録することができる格納容器内高レンジエリアモニタＡ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタＢ（高レンジ）を設置し、それぞれ多重性、独立性を確保した設計とする。

また、重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータとして、原子炉格納容器内の線量当量率の監視に必要な計

測装置を設ける設計とするとともに、重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含む。)の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータにより検討した炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するための設備を設置する設計とする。これらのパラメータを、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとする。

炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータの計測装置の計測範囲は、設計基準事故時に想定される変動範囲の最大値を考慮し、適切に対応するための計測範囲を有する設計とするとともに、重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要な原子炉格納容器内の線量当量率のパラメータの計測が困難となった場合に、パラメータの推定の対応手段等により推定できる設計とする。

重大事故等時において原子炉格納容器からアニュラスに漏えいした水素濃度を推定するために、格納容器内高レンジエリアモニタ B (高レンジ) の測定結果を用いる設計とする。

原子炉格納容器内の線量当量率は想定される重大事故等の対応に必要な炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとして、計測又は監視できる設計とする。また、計測結果は、中央制御室に指示又は表示し、記録及び保存できる設計とする。

重大事故等時に設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力の明確化、パラメータの計測が困難となった場合のパラメータの推定の対応手段等、複数のパラメータの中から確からしさを考慮した優先順位を定めて保安規定に明確にし、確実に運用及び遵守できるよう手順として定めて管理する。

原子炉格納容器内の線量当量率は、緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)又は SPDS データ表示装置に電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われないとともに、帳票が出力できる設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。

エリアモニタリング設備のうち使用済燃料ピット付近に設けるものは、外部電源が使用できない場合においても非常用所内電源からの電源供給により、線量当量率を計測することができる設計とする。

重大事故等時に使用済燃料ピットに係る監視に必要な設備として、使用済燃料ピット周辺線量率（「1,2号機共用」、「2号機設備、1,2号機共用」、予備「1,2号機共用」（以下同じ。））を設けることとし、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とするとともに、計測結果は中央制御室に表示し、記録及び保存できる設計とする。使用済燃料ピット周辺線量率は、あらかじめ複数の設置場所での線量率の相関（減衰率）関係の評価及び各設置場所間での関係性を把握し、測定結果の傾向を確認することで、使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定できる設計とする。

また、使用済燃料ピット周辺線量率のうち燃料取扱建屋に設置する半導体式検出器及び測定装置は可搬とし、測定装置の出力信号を変換する変換器は常設で構成する。原子炉補助建屋に設置する半導体式検出器、測定装置及び測定装置の出力信号を変換する変換器は可搬で構成する設計とする。

使用済燃料ピット周辺線量率は、ディーゼル発電機（「重大事故等時のみ 1,2号機共用」、「2号機設備、重大事故等時のみ 1,2号機共用」（以下同じ。））に加えて、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とするとともに、耐環境性向上に必要な空気は使用済燃料ピット監視装置用空気供給システムより供給する設計とする。

エリアモニタリング設備のうち緊急時対策所（緊急時対策棟内）に設ける緊急時対策所エリアモニタ（1,2号機共用）は、重大事故等時に緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。

重大事故等時に使用するエリアモニタリング設備の計測結果の記録の管理については保安規定に定める。

1.1.3 固定式周辺モニタリング設備

通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等が発生した場合において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視及び測定するために、固定式周辺モニタリング設備として周辺監視区域境界付近に

モニタリングステーション（1,2号機共用（以下同じ。））及びモニタリングポスト（1,2号機共用（以下同じ。））を設け、計測結果は、中央制御室及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）に表示し、中央制御室にて記録及び保存できる設計とするとともに、記録の管理については保安規定に定める。

通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時におけるモニタリングステーション及びモニタリングポストから中央制御室までのデータ伝送系及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）までのデータ伝送系は多様性を有する設計とする。

モニタリングステーション及びモニタリングポストは非常用所内電源に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、専用の無停電電源装置を有し、電源切り替え時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とし、重大事故等時には、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。

モニタリングステーション及びモニタリングポストは、原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な台数を設置する。

モニタリングステーション及びモニタリングポストは、重大事故等対処設備としての地盤の変形及び変位又は地震等による機能喪失を考慮し、代替測定装置として移動式周辺モニタリング設備を有する設計とする。

これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に、放出されると想定される放射線量を測定できる設計とする。

1.1.4 移動式周辺モニタリング設備

通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、周辺監視区域境界付近の放射性物質の濃度を測定するために、移動式周辺モニタリング設備としてモニタリングカー（1,2号機共用（以下同じ。））を設け、測定結果を表示し、記録し、及び保存する設計とするとともに、記録の管理については保安規定に定める。ただし、モニタリングカーによる断続的な試料の分析は、従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもって、これに代えるものとする。

モニタリングカーは、空気中の放射性粒子及び放射性よう素の濃度を測定す

るサンプラと測定器を備えた設計とする。

重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備として、移動式周辺モニタリング設備を保管する。

モニタリングステーション及びモニタリングポストが機能喪失した場合を代替する移動式周辺モニタリング設備として、可搬型モニタリングポスト（1,2号機共用（以下同じ。））を設け、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。記録は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われず、必要な容量を保存できる設計とする。可搬型モニタリングポストは、モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る十分な個数を保管する。また、指示値は、無線（携帯電話回線及び衛星回線を含む。）により伝送し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。

重大事故等が発生した場合に、発電所海側や緊急時対策所側等に発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視するための移動式周辺モニタリング設備として、海側敷地境界付近を含み原子炉格納施設を囲むように可搬型エリアモニタ（1,2号機共用（以下同じ。））を設け、測定結果を記録できる設計とする。記録は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われず、必要な容量を保存できる設計とする。また、指示値は、無線により伝送し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。可搬型エリアモニタは、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性を確保するために必要な放射線量を監視、測定する可搬型エリアモニタ（加圧判断用）と兼用する。

重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を監視するための移動式周辺モニタリング設備として、NaIシンチレーションサーベイメータ（1,2号機共用）、GM汚染サーベイメータ（1,2号機共用）、ZnSシンチレーションサーベイメータ（1,2号機共用）、 β 線サーベイメータ（1,2号機共用）及び電離箱サーベイメータ（1,2号機共用）を設け、測定結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、可搬型よう素サンプラ（1,2号機共用、1号機に保管）個数 2（予備 1）、可搬型ダストサンプラ（1,2号機共用、1号機に保管）個数 2（予備 1）を保管する。周辺海域においては、

小型船舶（1,2号機共用、1号機に保管）台数1（予備1）（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉格納施設と兼用）を用いる設計とする。

これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。重大事故等時に使用する移動式周辺モニタリング設備の計測結果の記録の管理については保安規定に定める。

1.1.5 環境測定装置

放射性気体廃棄物の放出管理、発電所周辺の被ばく線量評価及び一般気象データ収集並びに発電用原子炉施設の外部の状況を把握するため、気象観測設備（1,2号機共用、1号機に設置）を設け、敷地内における風向及び風速は測定結果を表示し、記録し、及び保存する設計とするとともに、記録の管理については保安規定に定める。

重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備として、可搬型気象観測装置（1,2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））個数1（予備1）を保管する。

可搬型気象観測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、測定結果を記録できる設計とし、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とするとともに、記録の管理については保安規定に定める。また、指示値は、無線（衛星回線）により伝送し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。

1.2 設備の共用

モニタリングステーション及びモニタリングポストは、発電所全体としての放射線量の状況について、一元的な管理をすることで、総合的な判断に資することができ、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とするとともに、安全性の向上が図れることから、1号機及び2号機で共用する設計とする。

これらの設備は、共用することで悪影響を及ぼさないよう、号機の区分けなく放射線量を計測する設計とする。

2. 換気装置、生体遮蔽装置

2.1 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置

中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に、中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後 30 日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室遮蔽（1,2 号機共用（以下同じ。））を透過する放射線による線量、中央制御室内に取り込まれた外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室の建物の気密性並びに中央制御室空調装置（「1,2 号機共用」、「2 号機設備、1,2 号機共用」（以下同じ。））、中央制御室遮蔽及び外部遮蔽の機能とあいまって、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」に基づく被ばく評価に 2 号機からの影響も考慮して、運転員の実効線量が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に示される 100mSv を超えない設計とする。

運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時においても運転員がとどまるために必要な設備を施設し、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室内に取り込まれた外気による線量及び入退域時の線量が、全面マスクの着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備することで、中央制御室の建物の気密性並びに中央制御室空調装置、中央制御室遮蔽及び外部遮蔽の機能とあいまって、2 号機からの影響も考慮した運転員の実効線量が 7 日間で 100mSv を超えない設計とする。重大事故等時の居住性に係る被ばく評価では、設計基準事故時の手法を参考にするとともに、重大事故等時に放出される放射性物質の種類、全交流動力電源喪失時の中央制御室空調装置の起動遅れ等、重大事故等時の評価条件を適切に考慮する。

設計基準事故時及び重大事故等時において、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう計測制御系統施設の可搬型の酸素濃度計（1,2 号機共用、1 号機に保管）及び二酸化炭素濃度計（1,2 号機共用、1 号機に保管）を使用し、中央制御室の居住性を確保できるようにする。

重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とし、身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の

除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設けることができるよう考慮する。これらの対応に必要な資機材の管理については、保安規定に定める。

中央制御室と身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画の照明は、計測制御系統施設の可搬型照明(SA)（「1,2号機共用、1号機に保管」、「2号機設備、1,2号機共用、2号機に保管」（以下同じ。））を使用する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納施設のアニュラス空気浄化設備により、原子炉格納容器から漏れ出した空気中の放射性物質の濃度を低減できる設計とする。中央制御室空調装置、可搬型照明(SA)及びアニュラス空気浄化設備は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。

重大事故等時において、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所換気設備（1,2号機共用（以下同じ。））、緊急時対策所遮蔽（1,2号機共用（以下同じ。））及び外部遮蔽を設ける。

緊急時対策所換気設備は、緊急時対策所内（緊急時対策棟内）への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するとともに、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した換気設計を行い、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の気密性並びに緊急時対策所遮蔽及び外部遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準を満足する設計とする。

緊急時対策所遮蔽及び外部遮蔽は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準を満足する設計とする。

緊急時対策所（緊急時対策棟内）の身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画では、サーベイメータ等を用いて出入管理を行い、汚染の持ち込みを防止する。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。これらの対応に必要な資機材の管理については、保安規定に定める。

2.2 換気設備

通常運転時及び設計基準事故時において、放射線障害を防止するため、発電所従業員に新鮮な空気を送るとともに空気中の放射性物質の除去低減が可能な換気設備を設ける。

換気設備は、放射性汚染の可能性からみて区域を分け、それぞれ別系統とし、清浄区域に新鮮な空気を供給して、汚染の可能性のある区域に向って流れるようにし、排気は適切なフィルタを通して行う。また、各換気系統は、その容量が区域及び部屋の必要な換気並びに除熱を十分行える設計とする。

放射性物質を内包する換気ダクトは、溶接構造とし、耐圧試験に合格したものを使用することで、漏えいし難い構造とする。また、ファン、逆流防止用ダンパー等を設置し、逆流し難い構造とする。

排出する空気を浄化するため、気体状の放射性元素を除去する元素フィルタ及び放射性微粒子を除去する微粒子フィルタを設置する。

これらのフィルタを内包するフィルタユニットは、フィルタの取替が容易となるよう取替えに必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子等を設置し、取替えが容易な構造とする。

吸気口は、放射性物質に汚染された空気を吸入し難いように、排気筒から十分離れた位置に設置する。

原子炉格納容器換気設備は、燃料取替えの場合など原子炉格納容器への立入りに先立ち、原子炉格納容器内の換気を行う設計とする。

原子炉補助建屋換気設備は、一般補機室、使用済燃料ピット、安全補機室等に外気を供給し、その排気を補助建屋排気フィルタユニットを通して排気筒から放出できる設計とする。

放射線管理室換気設備は、放射線管理室排気フィルタユニット（1,2号機共用）及び放射線管理室給気ファン（1,2号機共用）等で構成し、放射線管理室の排気を浄化できる設計とする。

中央制御室、継電器室、計算機室、通信機械室等の換気及び冷暖房は、冷却コイルを内蔵した中央制御室空調ユニット（「1,2号機共用、1号機に設置」、「2号機設備、1,2号機共用、2号機に設置」（以下同じ。）、中央制御室空調ファン（「1,2号機共用」、「2号機設備、1,2号機共用」（以下同じ。）、中央制御室循環ファン（「1,2号機共用」、「2号機設備、1,2号機共用」（以下同じ。）、中央制御室非常用循環フィルタユニット（「1,2号機共用」、「2号機設備、1,2号機共用」（以下同じ。）、中央制御室非常用循環ファン（「1,2号機共用」、「2号機設備、1,2号機共用」（以下同じ。）等から構成する中央制御室空調装置により行う。

中央制御室外の火災により発生する燃焼ガス又は有毒ガスに対し、中央制御室空調装置の外気取入れを手動で遮断し、閉回路循環方式に切り換えることが可能な設

計とする。

中央制御室空調装置は、重大事故等時を含む事故時において、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環方式を構成することにより、運転員を被ばくから防護する設計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪くなった場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。

中央制御室空調装置は、地震時及び地震後においても、中央制御室の建物の気密性とあいまって、設計上の空気の流入率を維持でき、「2.1 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置」に示す居住性に係る判断基準を満足する設計とする。

緊急時対策所換気設備として緊急時対策所空気浄化ファン（1,2 号機共用（以下同じ。）、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット（1,2 号機共用（以下同じ。））及び緊急時対策所加圧設備（1,2 号機共用、（以下同じ。））を設置又は保管する。

緊急時対策所換気設備は、地震時及び地震後においても、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の建物の気密性とあいまって、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内を正圧に加圧でき、「2.1 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置」に示す居住性に係る判断基準を満足する設計とする。

2.3 生体遮蔽装置

設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による発電所周辺の空間線量率が、放射線業務従事者の放射線障害を防止するために必要な生体遮蔽等を適切に設置すること及び発電用原子炉施設と周辺監視区域境界までの距離とあいまって、発電所周辺の空間線量率を合理的に達成できる限り低減し、周辺監視区域外における線量限度に比べ十分に下回る、空気カーマで年間 $50 \mu\text{Gy}$ を超えないような遮蔽設計とする。

発電所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、通常運転時の放射線業務従事者の被ばく線量が適切な作業管理とあいまって、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」を満足できる遮蔽設計とする。また、適切な作業管理については、保安規定に基づき放射線管理する。

生体遮蔽は、主に一次遮蔽、二次遮蔽、補助遮蔽、外部遮蔽、中央制御室遮蔽及び緊急時対策所遮蔽から構成し、想定する通常運転時、設計基準事故時及び重大事故等時に対し、地震時及び地震後においても、発電所周辺の空間線量率の低減及び放射線業務従事者の放射線障害防止のために、遮蔽性を維持する設計とする。生体遮蔽に開口部又は配管その他の貫通部があるものにあつては、必要に応じて次の放射線漏えい防止措置を講じた設計とする。

- ・ 開口部を設ける場合、人が容易に接近できないような場所（通路の行き止まり部、高所等）への開口部設置
- ・ 貫通部に対する遮蔽補強（スリーブと配管との間隙への遮蔽材の充てん等）
- ・ 線源機器と貫通孔との位置関係により、貫通孔から線源機器が直視できない措置

遮蔽設計は、実効線量が $1.3\text{mSv}/3$ 月間を超えるおそれがある区域を管理区域としたうえで、日本電気協会「原子力発電所放射線遮蔽設計規程(JEAC4615)」の通常運転時の遮蔽設計に基づく設計とする。

中央制御室遮蔽、緊急時対策所遮蔽及び外部遮蔽は、「2.1 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置」に示す居住性に係る判断基準を満足する設計とする。

2.4 設備の共用

2.4.1 換気設備

中央制御室空調装置は、各号機独立に設置し、片系列単独で居住性に係る判断基準を満足する設計とする。また、共用により更なる多重性を持ち、単一設計とする中央制御室非常用循環フィルタユニットを含め、安全性の向上が図れることから、1号機及び2号機で共用する設計とする。

中央制御室の換気空調系は、重大事故等時において中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットを電源復旧し使用するが、共用により自号機の系統だけでなく他号機の系統も使用することで安全性の向上が図れることから、1号機及び2号機で共用する設計とする。

共用により悪影響を及ぼさないよう、1号機及び2号機それぞれの2系統を独立して設置する設計とする。

2.4.2 生体遮蔽装置

中央制御室遮蔽は、中央制御室と一体としてプラントの状況に応じた運転員の相互融通などを考慮し、居住性にも配慮した共通のスペースとしている。スペースの共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な運転管理（事故処置を含む。）をすることで安全性の向上が図れることから、1号機及び2号機で共用する設計とする。

共用により悪影響を及ぼさないよう、号機の区分けなく一体となった遮蔽機能を有する設計とする。

3. 特定重大事故等対処設備

3.1 放射線管理施設

3.1における設計の詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

3.2 換気装置、生体遮蔽装置

3.2における設計の詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

3.2.4 設備の共用

(1) 換気設備

1号機及び2号機それぞれの系統は、共用により悪影響を及ぼさないよう独立して設置する設計とする。

なお、3.2.4(1)における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

(2) 生体遮蔽装置

3.2.4(2)における設計の詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

4. 主要対象設備

放射線管理施設の対象となる主要設備及びその他の主要な設備については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に示す。

4 原子炉格納施設の基本設計方針

(1) 基本設計方針

用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第 2 条（定義）による。

それ以外の用語については以下に定義する。

1. 設置許可基準規則第 12 条第 2 項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」（解釈を含む。）を重要施設とする。（以下「重要施設」という。）
2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。（以下「安全施設」という。）
3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。（以下「重要安全施設」という。）
4. 原子炉格納施設の基本設計方針「第 2 章 個別項目」においては、設置許可基準規則第 2 条第 2 項第 11 号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第 2 条第 2 項第 12 号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。
5. 原子炉格納施設の基本設計方針「第 2 章 個別項目」においては、設置許可基準規則第 2 条第 2 項第 14 号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第 2 条第 2 項第 12 号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。

第 1 章 共通項目

原子炉格納施設の共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象、3. 火災、4. 溢水等、5. 設備に対する要求（5.8 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く。）、6. その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第 1 章 共通項目」に基づく設計とする。

第 2 章 個別項目

1. 原子炉格納容器

1.1 原子炉格納容器本体等

原子炉格納施設は、1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に漏えいする放射性物質が公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない設計とする。

原子炉格納容器は、1次冷却材配管の最も苛酷な破断を想定し、これにより放出される1次冷却材のエネルギーによる原子炉冷却材喪失時の最大の圧力及び最高の温度に耐えるように設計する。

また、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における原子炉格納容器バウンダリの脆性破壊及び破断を防止する設計とする。脆性破壊に対しては、最低使用温度より17℃以上低い温度で衝撃試験を行い、規定値を満足した材料を使用する設計とする。また、原子炉格納容器内の圧力上昇による破断を防止するため、保安規定に原子炉格納容器圧力の制限値を定めて運転管理を行う。

原子炉格納容器の開口部である出入口及び貫通部を含めて原子炉格納容器全体の漏えい率を許容値以下に保ち、原子炉冷却材喪失時において想定される原子炉格納容器内の圧力、温度、湿度、放射線等の環境条件の下でも原子炉格納容器バウンダリの健全性を保つように設計するとともに、原子炉格納容器を貫通する箇所及び出入口は、想定される漏えい量その他の漏えい試験に影響を与える環境条件として、判定基準に適切な余裕係数を見込み、日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」(JEAC4203)に定める漏えい試験のうちB種試験ができる設計とする。

原子炉格納容器は、重大事故等時において最高使用温度、最高使用圧力を超えることが想定されるが、格納容器スプレイポンプ又は常設電動注入ポンプによる原子炉格納容器内への注水や格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却を行なうことで原子炉格納容器内の冷却、過圧破損防止を図り、原子炉格納容器内の雰囲気温度、圧力が原子炉格納容器限界温度、限界圧力までに至らない設計とする。また、原子炉格納容器の放射性物質閉じ込め機能が損なわれることのないよう、重大事故等時の原子炉格納容器内雰囲気温度、圧力の最高値を上回る200℃及び最高使用圧力(1Pd)の2倍の圧力(2Pd)での原子炉格納容器本体及び開口部等の構造健全性、及びシール部の機能維持を確認する。

原子炉格納容器内の構造は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心を冷却する格納容器スプレイ水又は代替格納容器スプレイ水が、原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、更に小扉及び

連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流入できる設計とする。小扉及び連通穴を含む格納容器スプレイノズルから原子炉下部キャビティへの流入経路は、原子炉格納容器内に様々な経路を設けることで多重性を持った設計とする。

1.2 原子炉格納容器隔離弁

原子炉格納容器を貫通する各施設の配管系に設ける原子炉格納容器隔離弁（以下「隔離弁」という。）は、安全保護装置からの信号により、自動的に閉鎖する動力駆動弁、チェーンロックが可能な手動弁、隔離機能を有する逆止弁又はキーロックにより管理された遠隔操作閉止弁とし、原子炉格納容器の隔離機能の確保が可能な設計とする。チェーンロックを行う手動弁及びキーロックにより管理された遠隔操作閉止弁については、保安規定に施錠管理弁の運用を定めて管理する。

原子炉格納容器を貫通している各配管は、冷却材喪失事故時に必要とする配管及び計測制御系統施設に関連する小口径配管を除いて、原則として原子炉格納容器の内側に 1 個及び外側に 1 個の隔離弁を可能な限り原子炉格納容器に近接した箇所に設ける設計とする。

ただし、1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設内及び原子炉格納容器内に開口部がなく、かつ、1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊の際に損壊するおそれがない管、又は原子炉格納容器外側で閉じた系を構成した管で、1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常の際に、原子炉格納容器内で水封が維持され、かつ、原子炉格納容器外へ導かれた漏えい水による放射性物質の放出量が、原子炉冷却材喪失事故の原子炉格納容器内気相部からの漏えいによる放出量に比べて十分小さい配管については、原子炉格納容器の外側又は内側に少なくとも 1 個の自動隔離弁を設け、自動隔離弁は原子炉格納容器に近接した箇所に設ける設計とする。

また、原子炉格納容器の内側で閉じた系を構成する管に設置する隔離弁は、遠隔操作にて閉止可能な弁を設置することも可能とする。

原子炉格納容器を貫通する配管には、圧力開放板を設けない設計とする。

設計基準事故及び重大事故等の収束に必要な非常用炉心冷却設備又は格納容器スプレイ設備で原子炉格納容器を貫通する配管、その他隔離弁を設けることにより

安全性を損なうおそれがあり、かつ、当該系統の配管により原子炉格納容器の隔離機能が失われない場合は、自動隔離弁を設けない設計とする。

ただし、原則遠隔操作が可能であり、事故時に容易に閉止可能な隔離機能を有する弁を設置する設計とする。

なお、重大事故等時に使用する格納容器空気再循環系統の隔離弁については、設計基準事故時の隔離機能の確保を考慮し自動隔離弁とし、重大事故等時に容易に開弁が可能な設計とする。

原子炉格納容器を貫通する計測制御系統施設に関連する小口径配管であって、特に隔離弁を設けない場合には、当該配管を通じての漏えい量が十分許容される程度に抑制される等、隔離弁を設置したのと同等の隔離機能を有するように設計する。

なお、原子炉冷却材圧力バウンダリに接続される計測系配管で、原子炉格納容器を貫通する配管は設けない設計とする。

隔離弁は、閉止後駆動動力源の喪失によっても閉止状態が維持され隔離機能が喪失しない設計とする。また、隔離弁のうち、隔離信号で自動閉止するものは、隔離信号が除去されても自動開とはならない設計とする。

隔離弁は、想定される漏えい量その他の漏えい試験に影響を与える環境条件として、判定基準に適切な余裕係数を見込み、日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」（JEAC4203）に定める漏えい試験のうち C 種試験ができる設計とする。また、隔離弁は動作試験ができる設計とする。

なお、1.2 における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1 に記載する。

2. 圧力低減設備その他の安全設備

2.1 格納容器安全設備

2.1.1 格納容器スプレイ設備

1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納容器の安全性を損なうことを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備として、格納容器スプレイ設備を設置する。

格納容器スプレイ設備は、1 次冷却材配管の最も苛酷な破断を想定した場合でも放出されるエネルギーによる事故時の原子炉格納容器内圧力及び温度を速やかに下げ、かつ原子炉格納容器の内圧を低く維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。

格納容器再循環サンプを水源とする格納容器スプレイポンプは、設計基準事故時及び重大事故等時において、原子炉格納容器内の圧力及び温度、並びに冷却材中の異物の影響は「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について（内規）」（平成 20・02・12 原院第 5 号（平成 20 年 2 月 27 日原子力安全・保安院制定））によるろ過装置の性能評価を考慮し、予想される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する設計とする。

燃料取替用水タンクを水源とする格納容器スプレイポンプは、設計基準事故時及び重大事故等時において燃料取替用水タンクの圧力及び温度により想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。また、燃料取替用水タンク又は復水タンクを水源とする常設電動注入ポンプは、重大事故等時において、燃料取替用水タンク又は復水タンクの圧力及び温度により想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。

格納容器スプレイ設備の仕様は、設置（変更）許可を受けた設計基準事故の評価の条件を満足する設計とする。

格納容器スプレイポンプは、テストラインを構成することにより、発電用原子炉の運転中に試験ができる設計とする。設計基準事故時に動作する弁については、格納容器スプレイポンプが停止中に開閉試験ができる設計とする。

2.1.2 格納容器スプレイ

原子炉格納容器の冷却等のための設備のうち、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための設備、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる設備、並びに原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための

設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器の破損を防止するために原子炉容器の下部に落下した熔融炉心を冷却するための原子炉格納容器下部注水設備として重大事故等対処設備（格納容器スプレイ）を設ける。

(1) 格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ

格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水タンクによる原子炉格納容器内の冷却機能が喪失していない場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水タンクを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより噴霧できる設計とする。

(2) 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部注水

格納容器スプレイとして、燃料取替用水タンクを水源とした格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、格納容器スプレイによる水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに小扉及び連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、熔融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。格納容器スプレイポンプは、ディーゼル発電機（「重大事故等時のみ 1,2 号機共用」、「2 号機設備、重大事故等時のみ 1,2 号機共用」（以下同じ。））に加えて代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。

(3) 流路に係る設備

格納容器スプレイ設備を構成する格納容器スプレイ冷却器は、重大事故等時の格納容器スプレイ時に設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。

2.1.3 代替格納容器スプレイ

原子炉格納容器内の冷却等のための設備のうち、炉心の著しい損傷防止及び炉心の著しい損傷が発生した場合における原子炉格納容器の破損防止のため原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質濃度を低下させる設備、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力

及び温度を低下させるための設備、並びに原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器の破損を防止するために原子炉容器の下部に落下した溶融炉心を冷却するための原子炉格納容器下部注水設備として、重大事故等対処設備（代替格納容器スプレイ）を設ける。

(1) 常設電動注入ポンプによる代替格納容器スプレイ

a. 系統構成

1 次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水タンクの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合又はそれらにより炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水タンク又は復水タンクを水源とする常設電動注入ポンプは、格納容器スプレイ系統配管を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内に噴霧できる設計とする。常設電動注入ポンプは、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機より重大事故等対処用変圧器盤及び重大事故等対処用変圧器受電盤を経由して給電できる設計とする。

代替格納容器スプレイは、炉心損傷防止目的と原子炉格納容器破損防止目的を兼用する設計とする。

b. 多様性、位置的分散

常設電動注入ポンプを使用した代替格納容器スプレイは、常設電動注入ポンプに設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った代替電源設備から給電することにより、格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイに対して多様性を持った電源により駆動できる設計とする。また、燃料取替用水タンク及び復水タンクを水源とすることで、燃料取替用水タンクを水源とする格納容器スプレイポンプを使用した格納容器スプレイに対して異なる水源を持つ設計とする。

常設電動注入ポンプは原子炉補助建屋内の格納容器スプレイポンプと異なる区画に設置し、屋外の復水タンクと燃料取替用水タンクは壁で分離された

位置に設置することで、位置的分散を図る設計とする。

c. 独立性

常設電動注入ポンプを使用した代替格納容器スプレイ配管は、水源から格納容器スプレイ配管との合流点までの系統について、格納容器スプレイポンプを使用した系統に対して独立した設計とする。

代替格納容器スプレイについては、多様性、位置的分散に加え格納容器再循環設備を使用した格納容器内自然対流冷却もあわせた系統の独立性及び位置的分散によって、格納容器スプレイポンプを使用した設計基準事故対処設備に対して重大事故等対処設備として独立性を持つ設計とする。

格納容器内自然対流冷却の系統の独立性等については、「2.5.2 格納容器内自然対流冷却 (2) 多様性、位置的分散、(3) 独立性」による。

(2) 常設電動注入ポンプによる原子炉格納容器下部注水

a. 系統構成

代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水タンク又は復水タンクを水源とする常設電動注入ポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイによる水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに小扉及び連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、熔融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。常設電動注入ポンプは、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合においても代替電源設備である大容量空冷式発電機より重大事故等対処用変圧器盤及び重大事故等対処用変圧器受電盤を経由して給電できる設計とする。

b. 多重性又は多様性、位置的分散

常設電動注入ポンプを使用した原子炉格納容器下部注水は、空冷式の大容量空冷式発電機からの独立した電源供給ラインから給電することにより、格納容器スプレイポンプを使用した原子炉格納容器下部注水とは互いに多様性を持った電源により駆動できる設計とする。また、燃料取替用水タンク及び

復水タンクを水源とすることで、燃料取替用水タンクを水源とする格納容器スプレイポンプを使用した原子炉格納容器下部注水に対して異なる水源を持つ設計とする。

常設電動注入ポンプは原子炉補助建屋内の格納容器スプレイポンプと異なる区画に設置し、屋外の復水タンクと燃料取替用水タンクは壁で分離された位置に設置することで、位置的分散を図る設計とする。

原子炉格納容器下部注水に使用する格納容器スプレイポンプは、多重性を持ったディーゼル発電機から給電でき、系統として多重性を持つ設計とする。

c. 独立性

常設電動注入ポンプを使用した原子炉格納容器下部注水設備と格納容器スプレイポンプを使用した原子炉格納容器下部注水設備は、系統の多様性及び位置的分散により、原子炉補助建屋内の常設電動注入ポンプ出口配管と格納容器スプレイ配管との合流点から原子炉格納容器内のスプレイリングまでの配管を除いて互いに独立性を持つ設計とする。

2.1.4 格納容器スプレイ再循環

原子炉格納容器内の冷却等のための設備のうち、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる設備として重大事故等対処設備（格納容器スプレイ再循環）を設ける。

格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水タンクによる原子炉格納容器内の冷却機能が喪失していない場合の格納容器スプレイ再循環として、格納容器再循環サンプを水源とする格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ冷却器を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより噴霧できる設計とする。格納容器再循環サンプスクリーンは、格納容器スプレイポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする。

2.1.5 原子炉格納容器外面への放水設備等

(1) 大気への拡散抑制及び航空機燃料火災対応

発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合における発電所外への放射性物質

の拡散を抑制するための設備として放水設備（大気への拡散抑制）を設ける。

大気への拡散抑制として、放水砲（1,2号機共用（以下同じ。））は、可搬型ホース（1,2号機共用（以下同じ。））により海を水源とする移動式大容量ポンプ車（1,2号機共用（以下同じ。））と接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。移動式大容量ポンプ車及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。また、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するため泡消火薬剤（4m³）と混合しながら原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。

移動式大容量ポンプ車の燃料は、移動式大容量ポンプ車燃料タンク（1,2号機共用）に貯蔵する。

（2）海洋への拡散抑制

発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合において、海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備として重大事故等対処設備（海洋への拡散抑制）を設ける。

海洋への拡散抑制として、シルトフェンス（1,2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備で兼用）は、汚染水が発電所から海洋に流出する3箇所（放水口付近、北側雨水排水処理装置放水箇所付近、防波堤付近）に小型船舶（1,2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））台数1（予備1）（放射線管理施設の設備を原子炉格納施設の設備として兼用）により使用時に連結して設置できる設計とする。

シルトフェンスは、各設置場所に必要な幅（約240m、約140m、約180m）に対して、1本当たり幅約20m（高さ約6m、約4m、約13m）のシルトフェンスをつなげた場合に必要な本数を2組と故障時のバックアップ用として各設置場所に対して1本とし、放水口付近用に合計25本、北側雨水排水処理装置放水箇所付近用に合計15本、防波堤付近用に合計19本を保管する設計とする。

シルトフェンス設置以前に放水砲による放水を実施した場合の海洋への拡散抑制として、放射性物質吸着剤（1,2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備で兼用）は、雨水排水の流路から流れてきた汚染水が通過することにより放射性物質を吸着できるよう雨水排水処理

装置の集水ピット 2 箇所に、網目状の袋に軽石状の吸着剤を敷き詰めたものを 1 箇所当たり約 4,000kg 使用時に設置する。

放射性物質吸着剤は、約 20kg／個に分割し、各設置場所に対して 200 個、合計 400 個を保管する設計とする。

2.1.6 水源

重大事故等の収束に必要な水の供給設備のうち、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するための設備として重大事故等対処設備（中間受槽への供給、中間受槽から復水タンクへの供給、復水タンクから燃料取替用水タンクへの供給）及び代替水源を設ける。

(1) 中間受槽への供給

中間受槽（1,2 号機共用（以下同じ。））への供給として、中間受槽は複数の代替淡水源（宮山池、2 次系純水タンク又はろ過水貯蔵タンク）及び海を水源として各水源からの移送ルートを確認する。宮山池又は海を水源とした取水用水中ポンプ（1,2 号機共用（以下同じ。））により、可搬型ホース（1,2 号機共用）を介して中間受槽へ水を供給できる設計とする。取水用水中ポンプは取水用水中ポンプ用発電機（1,2 号機共用）から給電できる設計とする。

(2) 中間受槽から復水タンクへの供給

重大事故等により復水タンクが枯渇した場合の中間受槽から復水タンクへの供給として、中間受槽を水源とした復水タンク補給用水中ポンプ（1,2 号機共用）は、可搬型ホース（1,2 号機共用）を介して復水タンクへ水を供給できる設計とする。復水タンク補給用水中ポンプは使用済燃料ピット及び復水タンク補給用水中ポンプ用発電機（1,2 号機共用）から給電できる設計とする。

(3) 常設電動注入ポンプの水源

重大事故等により、格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水タンクが枯渇又は破損した場合の代替手段である常設電動注入ポンプによる代替格納容器

スプレイの水源として、代替水源である蒸気タービンの附属設備の復水タンクを使用する。

(4) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの供給

重大事故等により、格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水タンクが枯渇した場合の復水タンクから燃料取替用水タンクへの供給として、復水タンクは、復水タンクから燃料取替用水タンクへの移送ラインにより、燃料取替用水タンクへ水頭圧にて供給できる設計とする。

(5) 代替水源

重大事故等時の代替淡水源としては、燃料取替用水タンクに対しては復水タンク、宮山池、2次系純水タンク及びろ過水貯蔵タンクを確保し、復水タンクに対しては燃料取替用水タンク、宮山池、2次系純水タンク及びろ過水貯蔵タンクを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。

代替水源からの移送ルートを確保し、中間受槽、移送ホース及びポンプについては、複数箇所に分散して保管する。

2.2 真空逃がし装置

通常運転時に万一格納容器スプレイ設備が誤動作すると、原子炉格納容器内圧が急激に降下し、負圧によって原子炉格納容器を破損する恐れがあるため、許容外圧を設定し、それに対して原子炉格納容器には2組の真空逃がし装置を設置し、負圧による原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。

真空逃がし装置は、原子炉格納容器が負圧になった際に、逆止弁を介して外気を導入する。

2.3 放射性物質濃度低減設備

1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることによる敷地境界外の実効線量が「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会）」に規定する線量を超えないよう、当該放射性物質の濃度を低減する設備として、アニュラス空気浄化設備、安全補機室排気設備及び格納容器スプレイ設備を設置する。

アニュラス空気浄化設備は、1次冷却材喪失事故時に想定する原子炉格納容器からの漏えい気体中に含まれるよう素を除去し、環境に放出される核分裂生成物の濃度を減少させるように設計する。

アニュラス部に開口部を設ける場合には、気密性を確保する設計とする。

格納容器スプレイ設備は、1次冷却材喪失事故時によろ素吸収効果を持つ添加剤により、原子炉格納容器内のよろ素濃度を低減できる設計とする。

アニュラス空気浄化設備のうち、浄化装置のフィルタのよろ素除去効率、アニュラス負圧達成時間及び浄化装置の処理容量は、設置（変更）許可を受けた設計基準事故の評価の条件を満足する設計とする。

安全補機室排気設備は、よろ素フィルタを含む安全補機室排気フィルタユニット及び安全補機室排気ファン等で構成し、1次冷却材喪失事故時には、安全補機室（格納容器スプレイポンプ室及び余熱除去ポンプ室等）からの排気中の放射性物質の除去低減が行える設計とする。

2.3.1 単一故障に係る設計

重要度が特に高い安全機能を有する系統において、設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、単一設計とするアニュラス空気浄化設備の排気ダクトの一部並びに安全補機室排気設備のフィルタユニット及びダクトの一部については、当該設備に要求される原子炉格納容器内又は放射性物質が原子炉格納容器内から漏れ出た場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能が単一故障によって喪失しても、単一故障による放射性物質の放出に伴う被ばくの影響を最小限に抑えるよう、最も過酷な条件として、ダクトについては全周破断、フィルタユニットについてはフィルタ本体の閉塞を想定しても、安全上支障のない期間に故障を確実に除去又は修復できる設計とし、その単一故障を仮定しない。

安全上支障のない期間については、設計基準事故時に、ダクトの全周破断又はフィルタ本体の閉塞に伴う放射性物質の漏えいを考慮しても、周辺の公衆に対する放射線被ばくのリスクが設置（変更）許可を受けた「環境への放射性物質の異常な放出のうちの原子炉冷却材喪失」の評価結果約 **0.16mSv** と同程度で

あり、また、補修作業に係る被ばくが緊急時作業に係る線量限度以下とできる期間として、3日間とする。

設計に当たっては、想定される故障の除去又は修復のためのアクセスが可能であり、かつ、補修作業が容易となる設計とするとともに、設計基準事故時の当該作業期間において、被ばくを可能な限り低く抑えるよう保安規定に基づき管理する。

2.4 可燃性ガス濃度制御設備

2.4.1 原子炉格納容器の水素濃度低減

原子炉格納容器は1次冷却材喪失事故後に蓄積される水素濃度が、事故発生後30日間は可燃限界に達することがないように、十分な自由体積を有する設計とする。また、水素濃度が可燃限界に達するまでに遠隔操作にて、原子炉格納容器内への制御用空気の供給と格納容器減圧装置により、安全補機室排気フィルタユニットを介して原子炉格納容器内空気のパージ操作ができる設計とする。

2.4.2 静的触媒式水素再結合装置及び電気式水素燃焼装置

水素爆発による原子炉格納容器及び原子炉建屋等の破損を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素濃度を低減するための設備として水素濃度制御設備を設ける。

水素濃度制御設備として、静的触媒式水素再結合装置は、水－ジルコニウム反応等で短期的に発生する水素及び水の放射線分解等で長期的に緩やかに発生し続ける水素を除去することにより、原子炉格納容器内の水素濃度を継続的に低減できる設計とする。また、設置（変更）許可の評価条件を満足する性能を持ち、試験により性能及び耐環境性が確認された型式品を設置する設計とする。

静的触媒式水素再結合装置は、原子炉格納容器上部、下部の水素の流路と想定される開口部付近に設置することとし、静的触媒式水素再結合装置の触媒反応時の高温ガスの排出が重大事故等の対処に重要な計器・機器に悪影響がないよう離隔距離を設ける設計とする。

水素濃度制御設備として、電気式水素燃焼装置は、炉心の著しい損傷に伴い事故初期に原子炉格納容器内に大量に放出される水素を計画的に燃焼させ、原

原子炉格納容器内の水素濃度ピークを制御できる設計とする。また、電気式水素燃焼装置は、設置（変更）許可における評価の条件を満足する設計とする。

電気式水素燃焼装置は、試験により着火性能及び耐環境性を確認した電気式水素燃焼装置を設置する設計とする。

電気式水素燃焼装置は、原子炉格納容器内の水素放出の想定箇所、その隣接区画、水素の通過経路及び万一の滞留を想定した原子炉格納容器頂部付近に設置することとし、電気式水素燃焼装置の水素燃焼が重大事故等の対処に重要な計器・機器に悪影響がないよう離隔距離を設ける設計とする。

静的触媒式水素再結合装置動作監視装置及び電気式水素燃焼装置動作監視装置は、中央制御室にて動作状況を温度上昇により確認できる設計とする。

なお、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置及び電気式水素燃焼装置動作監視装置は、炉心損傷時の静的触媒式水素再結合装置又は電気式水素燃焼装置の動作時に想定される範囲の温度を計測（検出器種類 熱電対、計測範囲 0～800℃）できる設計とする。

電気式水素燃焼装置は、ディーゼル発電機からの給電に加えて、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。

静的触媒式水素再結合装置動作監視装置、電気式水素燃焼装置動作監視装置は、ディーゼル発電機からの給電に加えて、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。更に、所内常設蓄電式直流電源設備及び可搬型直流電源設備から給電できる設計とする。

重大事故等時は水素ガスを原子炉格納容器外に排出しない設計とする。

2.4.3 アニュラスからの水素排出

水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器に水素が発生した場合にアニュラスの水素濃度を低減することで水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する。

格納容器内自然対流冷却、格納容器スプレイ又は代替格納容器スプレイによる原子炉格納容器の温度及び圧力低下機能と、静的触媒式水素再結合装置及び電気式水素燃焼装置による水素濃度低減機能とあいまって、水素爆発を防止するとともに、貫通部からアニュラス内に漏えいし、アニュラス内で混合された可燃限界濃度未満の水素を含む空気の放射性物質を低減し、排出できる設備と

して水素排出設備を設ける。

水素排出設備として、アニュラス空気浄化ファンは、設計基準対象施設としてのアニュラスの負圧達成能力及び負圧維持能力を使用することにより、原子炉格納容器からアニュラスへ漏えいする水素等を含む空気を吸入し、アニュラス空気浄化微粒子除去フィルタユニット及びアニュラス空気浄化よう素除去フィルタユニットを介して放射性物質を低減させたのち排出することでアニュラス内に水素が滞留しない設計とする。アニュラス空気浄化ファンは、ディーゼル発電機からの給電に加えて、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。また、アニュラス空気浄化系弁（B系）は代替直流電源系統である大容量空冷式発電機、蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）、蓄電池（3系統目）、直流電源用発電機（1,2号機共用）、可搬型直流変換器（「1,2号機共用」、「2号機設備、1,2号機共用」）により制御用圧縮空気設備からの電磁弁を開弁することで窒素ポンプ（アニュラス空気浄化ファン弁用）により開操作できる設計とする。

2.4.4 格納容器排気筒

格納容器空調設備を構成する格納容器排気筒は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。

2.5 格納容器再循環設備

2.5.1 格納容器再循環設備の機能

原子炉格納容器空気再循環設備は、ラフ・フィルタ、冷却コイル及び格納容器再循環ファン並びに格納容器空気浄化ファン及びよう素フィルタを含む格納容器空気浄化フィルタユニットからなり、通常運転時はこの設備により原子炉格納容器内の空気の温度調整及び除塵が行える設計とする。

格納容器再循環ユニットは、原子炉格納容器内に設置する各機器、配管等からの発熱を除去できる設計とする。また、1次冷却材漏えい時において、制御棒駆動装置冷却ユニットとあいまって、漏えい蒸気を冷却することができる設計とする。

2.5.2 格納容器内自然対流冷却

(1) 系統構成

最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備のうち、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため最終的な熱の逃がし場へ熱を輸送する設備、原子炉格納容器内の冷却等のための設備のうち、炉心の著しい損傷防止及び炉心の著しい損傷が発生した場合における原子炉格納容器の破損防止のため原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質濃度を低下させる設備並びに原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための設備として重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）を設ける。

1 次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水タンクの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、又はそれにより炉心の著しい損傷が発生した場合の格納容器内自然対流冷却として、A,B 格納容器再循環ユニットは、格納容器内雰囲気温度の上昇により自動動作するダクト開放機構を有し、重大事故等時において原子炉格納容器の最高使用圧力及び最高使用温度を下回る飽和温度にて確実にダクト開放機構が開放することで、格納容器内自然対流冷却ができる設計とする。また、格納容器内自然対流冷却と併せて代替格納容器スプレイを行うことにより放射性物質濃度を低下できる設計とする。

A,B 格納容器再循環ユニットへの冷却水供給として、原子炉補機冷却水の沸騰防止のため、原子炉補機冷却水サージタンクを窒素加圧し、A,B 原子炉補機冷却水ポンプにより A,B 格納容器再循環ユニットへ原子炉補機冷却水を通水できる設計とする。

海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合又は全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合は、A,B 格納容器再循環ユニットへの冷却水供給として、移動式大容量ポンプ車により原子炉補機冷却水系統を介して、A,B 格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給できる設計とする。

格納容器内自然対流冷却は、炉心損傷防止目的と原子炉格納容器破損防止目

的を兼用する設計とする。

(2) 多様性、位置的分散

A,B 格納容器再循環ユニットを使用した格納容器内自然対流冷却は、格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水タンクでの格納容器スプレイによる原子炉格納容器内の冷却に対して多様性を持った設計とする。

A,B 格納容器再循環ユニットは原子炉格納容器内に設置し、A,B 原子炉補機冷却水ポンプ、A,B 原子炉補機冷却水冷却器、原子炉補機冷却水サージタンク及び窒素ポンプ（原子炉補機冷却水サージタンク用）（予備のみ 1,2 号機共用）は原子炉補助建屋内の格納容器スプレイポンプと異なる区画、又は中間建屋に設置し、A,B 海水ポンプは屋外の燃料取替用水タンクと異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。

格納容器内自然対流冷却に使用する移動式大容量ポンプ車の駆動源は、空冷式のディーゼル駆動とすることで、ディーゼル発電機を使用した電源に対して多様性を持つ設計とする。

移動式大容量ポンプ車は、ディーゼル建屋内のディーゼル発電機と屋外の離れた位置に分散して保管及び設置することで、位置的分散を図る設計とする。

(3) 独立性

格納容器内自然対流冷却において使用する原子炉補機冷却水系統は、格納容器スプレイポンプを使用した系統に対して独立した設計とする。

2.6 圧力逃がし装置

重大事故等対処設備としては、格納容器圧力逃がし装置は設置しない設計とする。

2.7 運転員が中央制御室にとどまるための設備

炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）を設ける。

放射性物質の濃度低減として、アニュラス空気浄化ファンは、設計基準対象施設としてのアニュラスの負圧達成能力及び負圧維持能力を使用することにより、

原子炉格納容器からアニュラスへ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、アニュラス空気浄化微粒子除去フィルタユニット及びアニュラス空気浄化よう素除去フィルタユニットを介して放射性物質の濃度を低減させたのち排出することで原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減する設計とする。

アニュラス空気浄化ファンは、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。また、アニュラス空気浄化系弁（B系）は代替直流電源系統（大容量空冷式発電機、蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）、蓄電池（3系統目）並びに直流電源用発電機及び可搬型直流変換器）により制御用圧縮空気設備からの電磁弁を開弁することで窒素ポンペ（アニュラス空気浄化ファン弁用）により開操作できる設計とする。

格納容器空調設備を構成する格納容器排気筒は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。

3. 特定重大事故等対処施設

3.における設計の詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

4. 主要対象設備

原子炉格納施設の対象となる主要設備、兼用設備及びその他の主要な設備については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に示す。

4 非常用電源設備の基本設計方針

(1) 基本設計方針

用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条（定義）による。

それ以外の用語については以下に定義する。

1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」（解釈を含む）を重要施設とする。（以下「重要施設」という。）
2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。（以下「安全施設」という。）
3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。（以下「重要安全施設」という。）
4. 設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。
5. 設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。

第1章 共通項目

非常用電源設備の共通項目である「1.地盤等、2.自然現象、3.火災、4.溢水等、5.設備に対する要求（5.7 逆止め弁等を除く。）、6.その他（6.4 放射性物質による汚染の防止を除く）」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。

第2章 個別項目

1. 非常用電源設備の電源系統

1.1 非常用電源系統

重要安全施設においては、多重性を有し、系統分離が可能である母線で構成し、信頼性の高い機器を設置することとし、非常用高圧母線（メタルクラッド開閉装置で構成）は、多重性を持たせ2系統の母線で構成し、工学的安全施設に係る高圧補機と発電所の保安に必要な高圧補機へ給電する設計とする。また、動力変圧器

を通して降圧し、非常用低圧母線（パワーセンタ及びコントロールセンタで構成）へ給電する。なお、非常用低圧母線も同様に多重性を持たせ 2 系統の母線で構成し、工学的安全施設に係る低圧補機と発電所の保安に必要な低圧補機へ給電する設計とする。

また、高圧及び低圧母線等で故障が発生した際は、遮断器により故障箇所を隔離できる設計とし、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全施設への影響を限定できる設計とする。

さらに、非常用所内電源系からの受電時の母線切替操作が容易な設計とする。

加えて、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤（安全施設（重要安全施設を除く。）への電力供給に係るものに限る。）について、遮断器の遮断時間の適切な設定及び非常用ディーゼル発電機の停止等により、高エネルギーのアーク放電によるこれらの電気盤の損壊の拡大を防止することができる設計とする。

これらの母線は、独立性を確保し、それぞれ区画分離された部屋に配置する設計とする。

原子炉保護設備及び工学的安全施設作動設備に関連する多重性を持つ動力回路に使用するケーブルは、負荷の容量に応じたケーブルを使用し、多重化したそれぞれのケーブルが相互に物理的分離を図る設計とするとともに制御回路や計装回路への電氣的影響を考慮した設計とする。

1.2 代替所内電気系統

所内電気設備は、2 系統の非常用母線（メタルクラッド開閉装置（6,900V、2,000A のものを 2 母線）、パワーセンタ（460V、3,000A のものを 2 母線）、コントロールセンタ（460V、800A のものを 5 母線）、動力変圧器（2,300kVA、6,600/460V のものを 2 台））により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも 1 系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。これとは別に上記 2 系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等時の対応に必要な設備に電力を供給する代替所内電気設備として、大容量空冷式発電機を重大事故等対処用変圧器受電盤（7,200V、18A 以上のものを 1 個）

に接続し、重大事故等対処用変圧器盤（200kVA、6,600/440V のものを 1 個）より常設電動注入ポンプ及び計装用後備電源装置代替所内電源分電盤（440V、48A 以上のものを 1 個）を経由して監視計器（A C 計装用後備電源装置及び B D 計装用後備電源装置）へ電力を供給できる設計とする。また、発電機車（高圧発電機車及び中容量発電機車）（1,2 号機共用（以下同じ。））を変圧器車（1,2 号機共用、1 号機に保管（以下同じ。））（300kVA、6,600/440V）に接続し、可搬型分電盤（1,2 号機共用、1 号機に保管（以下同じ。））（440V、14A 以上）より電力を供給できる設計とする。

変圧器車は、1 号機及び 2 号機でそれぞれ 1 台、予備を含めて合計 4 台、また、可搬型分電盤は、1 号機及び 2 号機でそれぞれ 7 個、予備を含めて合計 21 個を保管する。

重大事故等対処用変圧器受電盤及び重大事故等対処用変圧器盤を使用した代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、所内電気設備である 2 系統の非常用母線に対して独立した設計とする。

重大事故等対処用変圧器受電盤及び重大事故等対処用変圧器盤を使用した代替所内電気設備は、電源を大容量空冷式発電機とし、原子炉補助建屋内の所内電気設備である 2 系統の非常用母線と異なる区画に設置することで、多様性及び位置的分散を図る設計とする。

変圧器車及び可搬型分電盤を使用した代替所内電気設備は、可搬ケーブルにて系統構成することにより、所内電気設備である 2 系統の非常用母線に対して独立性を確保する設計とする。

変圧器車及び可搬型分電盤を使用した代替所内電気設備は、電源を発電機車（高圧発電機車及び中容量発電機車）とし、原子炉補助建屋から 100m 以上の離隔距離を確保した複数箇所に分散して保管することで、原子炉補助建屋内の所内電気設備である 2 系統の非常用母線に対して多様性及び位置的分散を図る設計とする。

重大事故等対処施設の動力回路に使用するケーブルは、負荷の容量に応じたケーブルを使用し、非常用電源系統へ接続するか、非常用電源系統と独立した代替所内

電気系統へ接続する設計とする。

1.3 号機間電力融通系統

設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等時の対応に必要な設備に電力を供給するため、号炉間電力融通ケーブル（「1,2号機共用、1号機に設置」、「2号機設備、1,2号機共用、2号機に設置」（以下同じ。））（6,600V、350A以上のものを1本）又は予備ケーブル（号炉間電力融通用）（1,2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））（6,600V、350A以上）を保管し、使用できる設計とする。なお、予備ケーブル（号炉間電力融通用）の本数は、1相分7本で3相分の21本、予備も含めて合計42本保管する。

号炉間電力融通ケーブルは、非常用高圧母線と代替電源接続盤（Dメタクラ）（1,2号機共用、1号機に設置（以下同じ。））（7,200V、350A以上のものを1個）、代替電源接続盤（A/B）（1,2号機共用、1号機に設置（以下同じ。））（7,200V、350A以上のものを1個）間をあらかじめ敷設し、他号機の代替電源接続盤（A/B）と手動で両端をコネクタ化したケーブル19m以上をコネクタ接続することで他号機のディーゼル発電機（「重大事故等時のみ1,2号機共用」、「2号機設備、重大事故等時のみ1,2号機共用」（以下同じ。））（燃料油貯油そう（「重大事故等時のみ1,2号機共用」、「2号機設備、重大事故等時のみ1,2号機共用」（以下同じ。））から電力融通できる設計とする。

号炉間電力融通ケーブルは、原子炉補助建屋内のディーゼル発電機に対して異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。

予備ケーブル（号炉間電力融通用）は、号炉間電力融通ケーブルが使用できない場合に、両端を圧縮端子化したケーブル220m／相以上を手動で非常用高圧母線のメタルクラッド開閉装置負荷側の端子へ接続することで他号機のディーゼル発電機（燃料油貯油そう含む。）から電力融通できる設計とする。

予備ケーブル（号炉間電力融通用）は、原子炉補助建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数箇所に分散して保管することで、原子炉補助建屋内の号炉間電力融通ケーブルに対して位置的分散を図る設計とする。

ディーゼル発電機及び燃料油貯油そうは、重大事故等時に号機間電力融通を行う場合のみ 1 号機及び 2 号機共用とする。

1.4 設備の共用

号炉間電力融通ケーブル又は予備ケーブル（号炉間電力融通用）を使用した他号機のディーゼル発電機（燃料油貯油そう含む。）からの号機間電力融通は、号炉間電力融通ケーブルを手動で 1 号機及び 2 号機の非常用高圧母線の遮断器へ接続し、遮断器を投入することにより、重大事故等時の対応に必要な電力を供給可能となり、安全性の向上が図れることから、1 号機及び 2 号機で共用する設計とする。

これらの設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう重大事故等発生時以外、号炉間電力融通ケーブルを非常用高圧母線の遮断器から切り離し、遮断器を開放することにより他号機と分離が可能な設計とする。

2. 交流電源設備

2.1 ディーゼル発電機

発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系した設計とする。

発電用原子炉施設には、電線路及び当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機からの電力の供給が停止した場合において発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする非常用電源設備を設ける設計とする。

発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な非常用電源設備及びその燃料補給設備、使用済燃料ピットへの補給設備、原子炉格納容器の圧力・温度及び水素濃度の監視設備並びに放射性物質及び線量当量率の監視設備、中央制御室外からの原子炉停止設備及び加圧器逃し弁の駆動装置は、非常用電源設備からの給電が可能な非常用母線に接続し、非常用電源設備からの電源供給が可能な設計とする。

非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても、

運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有する設計とする。

ディーゼル発電機は、非常用高圧母線低電圧信号及び非常用炉心冷却設備作動信号で起動し、設置（変更）許可を受けた原子炉冷却材喪失事故における工学的安全施設等の設備の作動開始時間を満足する時間である 10 秒以内に電圧を確立した後は、各非常用高圧母線に接続し負荷に給電する設計とする。

設計基準事故において、発電用原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備は、発電用原子炉毎に設置し、他の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。

ディーゼル発電機は、重大事故等対処設備として使用する設計とする。但し、ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備でもあるため、重大事故等対処設備としてのディーゼル発電機に対する多様性及び独立性、位置的分散の設計は行わない。

ディーゼル発電機は、電動補助給水ポンプ、ほう酸ポンプ、急速ほう酸補給弁、充てん／高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプ、A、B 海水ポンプ、格納容器スプレイポンプ、常設電動注入ポンプ、A、B 原子炉補機冷却水ポンプ、電気式水素燃焼装置、可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却ポンプ（2 号機設備、1,2 号機共用）、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置（2 号機設備、1,2 号機共用、1,2 号機に保管）、アニュラス空気浄化ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、A、B 充電器（静的触媒式水素再結合装置動作監視装置、電気式水素燃焼装置動作監視装置、格納容器水素濃度（2 号機設備、1,2 号機共用）、使用済燃料ピット水位（SA）、使用済燃料ピット水位（広域）、使用済燃料ピット温度（SA）、使用済燃料ピット周辺線量率、使用済燃料ピット状態監視カメラ、可搬型照明（SA）（「1,2 号機共用、1 号機に保管」、「2 号機設備、1,2 号機共用、2 号機に保管」）等）、モニタリングステーション及びモニタリングポスト（1,2 号機共用、1 号機に設置）、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）（「1,2 号機共用、1 号機に設置」、「2 号機設備、1,2 号機共用、2 号機に設置」（以下同じ。））、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）（「1,2 号機共用、1 号機に設置」、「2 号機設備、1,2 号機共用、2 号機に設置」（以下同じ。））、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（「1,2 号機共用、1 号機に設置」（以下同じ。））及び SPDS

データ表示装置（1,2 号機共用、1 号機に設置（以下同じ。））へ電力を供給できる設計とする。

2.2 常設代替電源設備

設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な交流負荷へ電力を供給する常設代替電源設備として、大容量空冷式発電機を設置する。

設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等時に対処するために大容量空冷式発電機を中央制御室の操作にて速やかに起動し、代替電源接続盤（A／B）及び代替電源接続盤（Dメタクラ）を経由して非常用高圧母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。

大容量空冷式発電機を使用した代替電源系統は、大容量空冷式発電機から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機を使用した電源系統に対して独立した設計とする。

大容量空冷式発電機は、空冷式のガスタービン発電機とし、原子炉補助建屋内のディーゼル発電機に対して、屋外の適切な離隔距離を持った位置に設置することで、多様性及び位置的分散を図る設計とする。

2.3 可搬型代替電源設備

設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等時の対応に最低限必要とされる蒸気発生器による 1 次冷却材系統の除熱及びプラント監視機能を維持する設備へ電力を供給する可搬型代替電源設備として、発電機車（高圧発電機車及び中容量発電機車）を使用し、代替電源接続盤（D／G）（7,200V、350A 以上のものを 1 個）及び代替電源接続盤（Cメタクラ）（7,200V、350A 以上のものを 1 個）、又は代替電源接続盤（A／B）及び代替電源接続盤（Dメタクラ）を経由して非常用高圧母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。

発電機車（高圧発電機車及び中容量発電機車）を使用した代替電源は、発電機車（高圧発電機車及び中容量発電機車）から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機を使用した電源系統に対して独立した設計とする。

発電機車（高圧発電機車及び中容量発電機車）は、空冷式のディーゼル発電機とし、原子炉補助建屋内のディーゼル発電機に対して、原子炉補助建屋から 100m 以上の離隔距離を確保した複数箇所分散して保管することで、多様性及び位置的分散を図る設計とする。

発電機車（高圧発電機車及び中容量発電機車）は、空冷式のディーゼル発電機とし、屋外の大容量空冷式発電機から 100m 以上の離隔距離を確保した複数箇所分散して保管することで、大容量空冷式発電機に対して多様性及び位置的分散を図る設計とする。発電機車の接続箇所は、原子炉補助建屋の異なる面の隣接しない位置に、適切な離隔距離をもって複数箇所設置する設計とする。

2.4 負荷に直接接続する電源設備

2.4.1 可搬型電動ポンプ用発電機

可搬型電動ポンプ用発電機（1,2 号機共用（以下同じ。））は、可搬型電動低圧注入ポンプ（1,2 号機共用）へ給電できる設計とする。

可搬型電動ポンプ用発電機は、空冷式のディーゼル発電機とし、余熱除去ポンプ及び充てん／高圧注入ポンプへ給電する屋外の大容量空冷式発電機並びに原子炉補助建屋内のディーゼル発電機に対して、屋外の離れた位置に分散して保管及び設置することで多様性及び位置的分散を図る設計とする。

可搬型電動ポンプ用発電機は、屋外の異なる位置に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。

2.4.2 使用済燃料ピット及び復水タンク補給用水中ポンプ用発電機

使用済燃料ピット及び復水タンク補給用水中ポンプ用発電機（1,2 号機共用（以下同じ。））は、使用済燃料ピット補給用水中ポンプ及び復水タンク補給用

水中ポンプ（1,2 号機共用）へ給電できる設計とする。

使用済燃料ピット及び復水タンク補給用水中ポンプ用発電機は、屋外の異なる位置に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。

2.4.3 取水用水中ポンプ用発電機

取水用水中ポンプ用発電機（1,2 号機共用（以下同じ。））は、取水用水中ポンプ（1,2 号機共用）へ給電できる設計とする。

取水用水中ポンプ用発電機は、屋外の異なる位置に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。

2.4.4 使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム（発電機）

使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム（コンプレッサ（排気ファン含む）、エアコン、発電機）（1,2 号機共用（以下同じ。））の発電機は、当該システムのコンプレッサ（排気ファン含む）、エアコンへ給電できる設計とする。

2.4.5 緊急時対策所用発電機車

緊急時対策所用発電機車（1,2 号機共用（以下同じ。））は、緊急時対策所用発電機車接続盤（1,2 号機共用、1 号機に設置）（6,600V、160A 以上のものを 2 個）、緊急時対策棟メタルクラッド開閉装置（1,2 号機共用、1 号機に設置）（6,600V、1200A のものを 1 母線）、緊急時対策棟動力変圧器（1,2 号機共用、1 号機に設置）（2,500kVA、6,600/460V のものを 1 個）、緊急時対策棟パワーセンタ（1,2 号機共用、1 号機に設置）（460V、4,000A のものを 1 母線）、A 緊急時対策棟コントロールセンタ（1,2 号機共用、1 号機に設置）（460V、1,000A のものを 1 母線）、B 緊急時対策棟コントロールセンタ（1,2 号機共用、1 号機に設置）（460V、1,000A のものを 1 母線）、A 緊急時対策棟計装用電源装置電源切替盤（1,2 号機共用、1 号機に設置）（440V、46A 以上のものを 1 個）、A 緊急時対策棟計装用電源装置（1,2 号機共用、1 号機に設置）（25kVA のものを 1 個）、A 緊急時対策棟計装用電源切替盤（1,2 号機共用、1 号機に設置）（105V、239A 以上のものを 1 個）、A 緊急時対策棟計装用分電盤（1,2 号機共用、1 号機に設置）（105V、239A 以上のものを 1 個）及び緊急時対策棟指揮所内分電盤（1,2 号機共用、1 号機に設置）（105V、4A 以上のものを 1 個）を経由して緊急時対

策所（緊急時対策棟内）（1,2 号機共用）（緊急時対策所非常用空気浄化ファン、SPDS データ表示装置、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを含む）へ給電できる設計とする。

3. 直流電源設備及び計装用電源設備

3.1 常設直流電源設備

設計基準対象施設の安全性を確保する上で特に必要な設備に対し、直流電源設備を施設する設計とする。

直流電源設備は、全交流動力電源喪失時から重大事故等時に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの約 **25** 分に対し、十分長い間、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、発電用原子炉の停止後に炉心を冷却するための設備が動作するとともに、原子炉格納容器の健全性の確保のための設備が動作することができるよう、これらの設備の動作に必要な容量を有する蓄電池（安全防護系用）を設ける設計とする。

直流電源設備は、常用 1 組及び非常用 2 組の計 3 組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、直流コントロールセンタ等で構成し、非常用 2 組のいずれの 1 組が故障しても残りの系統でプラントの安全性を確保する設計とする。また、これらは、多重性及び独立性を確保することにより、共通要因により同時に機能が喪失することのない設計とする。2 組の非常用の直流電源設備は、工学的安全施設等の開閉器作動電源、電磁弁、計装用電源装置（無停電電源装置）へ給電できる設計とする。

設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等時の対応に必要な設備に直流電力を供給する所内常設蓄電式直流電源設備として、蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）を使用し、A 蓄電池（安全防護系用）は A 直流母線へ、B 蓄電池（安全防護系用）は B 直流母線へ、また、蓄電池（重大事故等対処用）は重大事故等対処用直流コントロールセンタ（125V、800A のものを 1 個）へ接続することにより、A 直流コントロールセンタ電源盤（125V、800A のものを 1 個）を経由して A 直流母線へ、又は B 直流コントロールセンタ電源盤（125V、800A のものを 1 個）を経由して B 直流母線へ電力を

供給できる設計とする。

これらの設備は、負荷切り離し（中央制御室及び隣接する 1 次系継電器室において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）を行わずに 8 時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残り 16 時間の合計 24 時間にわたり電力の供給を行うことが可能な設計とする。

蓄電池（重大事故等対処用）を使用した直流電源は、蓄電池（重大事故等対処用）から直流コントロールセンタまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、蓄電池（安全防護系用）を使用した電源系統に対して独立した設計とする。

蓄電池（重大事故等対処用）は、原子炉補助建屋内の蓄電池（安全防護系用）に対して、高所の異なるフロアに設置することで、位置的分散を図る設計とする。

更なる信頼性を向上するため、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する特に高い信頼性を有する 3 系統目の所内常設蓄電式直流電源設備として、蓄電池（3 系統目）を使用する。

蓄電池（3 系統目）は、充電器盤（3 系統目蓄電池用）（400A のものを 1 個）より、A 直流コントロールセンタ電源盤（125V、800A のものを 1 個）を経由して A 直流母線へ、又は B 直流コントロールセンタ電源盤（125V、800A のものを 1 個）を経由して B 直流母線へ、並びに計装用電源装置（3 系統目蓄電池用）へ電力を供給できる設計とする。

この設備は、負荷切り離し（中央制御室及び隣接する 1 次系継電器室において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）を行わずに、8 時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残り 16 時間の合計 24 時間にわたり電力の供給を行うことが可能な設計とする。

また、蓄電池（3 系統目）及び電路は、特に高い信頼性を有する直流電源設備と

するため、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことに加え、弾性設計用地震動による地震力または静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、おおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。

蓄電池（3系統目）は、原子炉補助建屋内のディーゼル発電機に対して異なる区画に設置することで位置的分散を図る設計とする。また、蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）に対しても、異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。

蓄電池（3系統目）を使用した直流電源は、蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）並びに直流電源用発電機及び可搬型直流変換器を用いた電源系統に対して独立した設計とする。

3.2 可搬型直流電源設備

設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失及び蓄電池の枯渇）した場合に、重大事故等時の対応に必要な設備に直流電力を供給する可搬型直流電源設備として、直流電源用発電機（1,2号機共用（以下同じ。））及び可搬型直流変換器（「1,2号機共用」、「2号機設備、1,2号機共用」（以下同じ。））を使用し、重大事故等対処用直流コントロールセンタへ接続することにより、A直流コントロールセンタ電源盤を経由してA直流母線へ、又はB直流コントロールセンタ電源盤を経由してB直流母線へ供給できる設計とする。

これらの設備は、直流母線へ接続することにより、24時間にわたり電力を供給できる設計とする。

直流電源用発電機及び可搬型直流変換器を使用した直流電源は、直流電源用発電機及び可搬型直流変換器から直流コントロールセンタまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、蓄電池（安全防護系用）を使用した電源系統に対して独立した設計とする。

直流電源用発電機及び可搬型直流変換器を使用した直流電源は、空冷式のディーゼル発電機を使用し、原子炉補助建屋内の蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大

事故等対処用) 及び蓄電池 (3 系統目) に対して、直流電源用発電機は原子炉補助建屋から 100m 以上の離隔距離を確保した複数箇所分散して保管し、可搬型直流変換器は原子炉補助建屋内の異なる区画に分散して保管することで、多様性及び位置的分散を図る設計とする。

直流電源用発電機の接続箇所は、原子炉補助建屋の異なる面の隣接しない位置に、適切な離隔距離をもって複数箇所設置する設計とする。

3.3 可搬型バッテリー (加圧器逃がし弁用)

可搬型バッテリー (加圧器逃がし弁用) (「1,2 号機共用」、「2 号機設備、1,2 号機共用」(以下同じ。)) は、加圧器逃がし弁の電磁弁へ給電できる設計とする。

3.4 計装用電源設備

設計基準対象施設の安全性を確保する上で特に必要な設備に対し、計装用電源装置 (無停電電源装置) を施設する設計とする。

計測制御用電源設備は、非常用として計装用交流母線 4 母線で構成する。

非常用の計測制御用電源設備は、非常用低圧母線と非常用直流母線に接続する計装用電源装置 (無停電電源装置) 等で構成し、非常用の計装用交流母線に対し電源供給を確保し、炉外核計装の監視による原子炉の安全停止状態の確認、1 次冷却材温度等の監視による原子炉の冷却状態の確認、格納容器圧力及び格納容器温度の監視による原子炉格納容器の健全性の確認が可能な設計とする。

計装用電源装置 (無停電電源装置) は、外部電源喪失及び全交流動力電源喪失時から重大事故等時に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても、直流電源設備である蓄電池 (安全防護系用) から直流電源が供給されることにより、非常用の計装用交流母線に対し電源供給を確保する設計とする。

また、重大事故等時に対処するため、計装用電源装置 (3 系統目蓄電池用) を施設する設計とする。

計装用電源装置（3系統目蓄電池用）は、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する特に高い信頼性を有する直流電源設備である蓄電池（3系統目）から直流電源が供給されることにより、重大事故等の対応に必要な計装設備に対し交流電力の供給を確保する設計とする。

4. 燃料設備

4.1 ディーゼル発電機の燃料設備

設計基準対象施設であるディーゼル発電機については、7日間の外部電源喪失を仮定しても、連続運転により必要とする電力を供給できるよう、7日間分の容量以上の燃料を敷地内の燃料油貯蔵タンク及び燃料油貯油そうに貯蔵し、燃料油貯蔵タンクと燃料油貯油そう間はタンクローリ（1,2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））（4kℓ以上）により輸送する設計とする。

設計基準対象施設であるタンクローリについては、保管場所及び輸送ルート of 確保を含み、地震、津波及び想定される自然現象、並びに発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）を考慮するとともに、タンクローリの故障、燃料油貯蔵タンク等の単一故障を考慮しても、ディーゼル発電機の7日間以上の連続運転に支障がない設計とし、常時4台以上を分散配備する。

配備するタンクローリのうち、1台については、竜巻時においても風圧、飛来物等に対して十分な耐性をもつ車庫を備えた設計とする。

タンクローリの火災時には早期発見できるよう火災感知設備を設け、中央制御室にて常時監視できる設計とするとともに、消火設備として消火器を設置する設計とする。

ディーゼル発電機の7日間以上の連続運転に支障がないものとするため、保安規定にてタンクローリによる輸送について定めて管理する。

重大事故等対処設備であるディーゼル発電機については、燃料油貯油そうより燃料を補給できる設計とし、燃料油貯蔵タンクと燃料油貯油そう間はタンクローリ（1,2号機共用（以下同じ。））により輸送する設計とする。

4.2 その他発電装置の燃料設備

大容量空冷式発電機は、大容量空冷式発電機用燃料タンクから大容量空冷式発電機用給油ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。大容量空冷式発電機用燃料タンク、発電機車（高圧発電機車及び中容量発電機車）、直流電源用発電機、可搬型電動ポンプ用発電機、使用済燃料ピット及び復水タンク補給用水中ポンプ用発電機、取水用水中ポンプ用発電機及び使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム（発電機）は、燃料油貯蔵タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。

重大事故等対処設備であるタンクローリは、原子炉補助建屋から 100m 以上の離隔距離を確保した複数箇所に分散して保管することで、原子炉補助建屋内のディーゼル発電機に対して位置的分散を図る設計とする。

緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（1,2 号機共用）から緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ（1,2 号機共用）を用いて燃料を補給できる設計とする。

5. 特定重大事故等対処施設

5.1 特定重大事故等対処施設の電源系統

5.1.1 電源系統

5.1.1 における設計の詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ・1 に記載する。

5.1.2 号機間電力融通

5.1.2 における設計の詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ・1 に記載する。

5.1.3 設備の共用

これらの設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等時に号機間電力融通を行う場合以外、遮断器を開放することにより他号機と分離が可能な設計とする。

なお、5.1.3における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

5.2 交流電源設備

5.2における設計の詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

5.3 直流電源設備及び計装用電源設備

5.3における設計の詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

5.4 燃料設備

5.4における設計の詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

6. 主要対象設備

非常用電源設備の対象となる主要設備及びその他の主要な設備については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に示す。

4 常用電源設備の基本設計方針

(1) 基本設計方針

用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条（定義）による。それ以外の用語については以下に定義する。

1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」（解釈を含む。）を重要施設とする。（以下「重要施設」という。）
2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。（以下「安全施設」という。）
3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。（以下「重要安全施設」という。）

第1章 共通項目

常用電源設備の共通項目である「1.地盤等、2.自然現象（2.2 津波による損傷の防止を除く）、3.火災、5.設備に対する要求（5.3 材料及び構造等、5.4 使用中の亀裂等による破壊の防止、5.5 耐圧試験等、5.6 安全弁等、5.7 逆止め弁、5.8 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く。）、6.その他（6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。）」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。

第2章 個別項目

1 保安電源設備

1.1 発電所構内における電気系統の信頼性確保

1.1.1 機器の破損、故障その他の異常の検知と拡大防止

安全施設へ電力を供給する保安電源設備は、電線路、発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止することがないように、発電機、送電線、変圧器、母線等に保護継電器を設置し、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、異常を検知した場合は、ガス絶縁開閉装置あるいはメタルクラッド開閉装置等の遮断器が動作することにより、その拡大を防止する設計とする。

特に重要安全施設に給電する系統においては、多重性を有し、系統分離が可能である母線で構成し、信頼性の高い機器を設置する。

常用高圧母線（メタルクラッド開閉装置で構成）は、3 母線で構成し、通常運転時に必要な負荷を各母線に振り分け給電する。それぞれの母線から動力変圧器を通して降圧し、常用低圧母線（パワーセンタ及びコントロールセンタで構成）へ給電する。また、高圧及び低圧母線等で故障が発生した際は、遮断器により故障箇所を隔離できる設計とし、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全施設への影響を限定できる設計とする。

直流電源設備は、蓄電池、充電器、直流コントロールセンタ等で構成する。常用の直流電源設備は、タービン発電機及び原子炉関係の計測制御電源、タービンの軸受油ポンプ、発電機の非常用密封油ポンプ、電磁弁等へ給電する設計とする。

計測制御用電源設備は、常用として計装用母線及び計装用後備母線で構成する。

常用電源設備の動力回路のケーブルは、負荷の容量に応じたケーブルを使用する設計とし、多重化した非常用電源設備の動力回路のケーブルと物理的分離を図る設計とするとともに、制御回路や計装回路への電氣的影響を考慮した設計とする。

1.1.2 1 相の電路の開放に対する検知及び電力の安定性回復

変圧器 1 次側において 3 相のうちの 1 相の電路の開放が生じた場合、変圧器やガス絶縁開閉装置等を設置するとともに、電路が筐体に内包される設計とすることにより、1 相の電路の開放は、保護継電器にて自動検知できる設計とする。異常を検知した場合は自動で故障箇所の隔離又は非常用母線の受電切替ができる設計とし、電力の供給の安定性を回復できる設計とする。

送電線において 3 相のうちの 1 相の電路の開放が生じた場合、500kV 送電線（1,2 号機共用、1 号機に設置（以下同じ。））及び 220kV 送電線（1,2 号機共用、1 号機に設置（以下同じ。））※²は多重化した設計とし、1 回線での電路の開放時に、安全施設への電力の供給が不安定にならない設計とする。また、電力送電時、保護装置（1,2 号機共用）により 3 相の電流不平衡監視にて常時自動検知できる設計とする。更に、中央制御室に電流計（1,2 号機共用、1 号機に設置）

※ 2 設計及び工事計画認可申請書（令和元年 11 月 22 日原規規発第 1911181 号にて認可）にて外部電源信頼性確保に係る対策工事における認可を受けた記載としているが、評価時点において当該工事は完了していない。現状の運用については、括弧書き【※ 2 補足】にて説明を行うことで現場との整合とする。

を設置し、その指示値を確認することにより 1 相の電路の開放を検知できる設計とする。

【※ 2 補足】現状の運用は以下の通り。「220kV 送電線（1,2 号機共用、1 号機に設置（以下同じ。））では、中央制御室に電流計（1,2 号機共用、1 号機に設置（以下同じ。））を設置することにより、その指示値を確認できる設計とし、1 相の電路の開放を検知するため、保安規定にて予備変圧器（1,2 号機共用（以下同じ。））から所内負荷へ給電時に電流計指示値の確認 を実施することを定め管理する。」

500kV 送電線及び 220kV 送電線において、1 相の電路の開放を検知した場合は、保安規定にて遮断器操作による故障箇所の隔離又は非常用母線の受電切替を行うことで電力の供給の安定性を回復させることを定め管理する。

1.2 電線路の独立性及び物理的分離

発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系した設計とする。

設計基準対象施設は、送受電可能な回線として、500kV 送電線 1 ルート 2 回線及び 220kV 送電線 2 ルート 4 回線の合計 3 ルート 6 回線^{※2}にて、電力系統に接続する設計とする。

【※ 2 補足】現状での運用は以下の通り。「設計基準対象施設は、送受電可能な回線として、500kV 送電線 1 ルート 2 回線及び 220kV 送電線 1 ルート 1 回線の合計 2 ルート 3 回線にて、電力系統に接続する設計とする。」

500kV 送電線は、南九州変電所に連系する。また、220kV 送電線は、川薩系統開閉所及び新鹿児島変電所に連系する。^{※3}

【※ 3 補足】現状の運用は以下の通り。「また、220kV 送電線は、新鹿児島線（川薩系統開閉所及び新鹿児島変電所に接続）に連系し、新鹿児島線は、川内火力線を経由し、上流側接続先である南九州変電所に連系する。上記 2 ルート 3 回線の送電線との独立性を確保するため、万一、送電線の上流側接続先である南九州変電所が停止した場合でも、外部電源系からの電力供給が可能となるよう、人吉変

※ 3 設計及び工事計画認可申請書（平成 29 年 8 月 21 日原規規発第 1708212 号にて認可）にて受電系統変更工事（受電系統の運用変更）における認可を受けた記載としているが、評価時点において当該工事は完了していない。現状の運用については、括弧書き【※ 3 補足】にて説明を行うことで現場との整合とする。

電所から出水変電所、川薩系統開閉所及び川内原子力支線を経由するルートで、受電できる設計とする。」

これらの送電線は、上流側の接続先において1つの変電所又は開閉所のみに連系していないため、1つの変電所又は開閉所が停止することによって、当該発電用原子炉施設に接続された送電線が全て停止する事態に至らない設計とする。

設計基準対象施設は、電線路のうち少なくとも1ルートが、同一の送電鉄塔に架線されていない、他のルートと物理的に分離された送電線から受電する設計とする。

また、大規模な盛土の崩壊、大規模な地すべり、急傾斜地の崩壊に対し鉄塔基礎の安定性が確保され、台風等による強風発生時の事故防止対策が図られ、更に送電線の交差箇所において必要な離隔距離が確保された送電線から受電する設計とする。

1.3 複数号機を設置する場合における電力供給確保

設計基準対象施設に接続する電線路は、いずれの2回線が喪失した場合においても電力系統からこれらの発電用原子炉施設への電力の供給が同時に停止しない設計とし、**500kV 送電線及び 220kV 送電線^{※2}**は、それぞれの^{※2}母線連絡遮断器（1,2号機共用、1号機に設置^{※2}）を通し^{※2}、タイラインにより1号機及び2号機に接続するとともに、予備変圧器（1,2号機共用、1号機に設置）^{※2}を通し^{※2}、1号機及び2号機へ接続する設計とする。

【※2補足】現状の運用は以下の通り。「設計基準対象施設に接続する電線路は、いずれの2回線が喪失した場合においても電力系統からこれらの発電用原子炉施設への電力の供給が同時に停止しない設計とし、**500kV 送電線**は、母線連絡遮断器（1号機設備、1,2号機共用）を介し、タイラインにより1号機及び2号機に接続するとともに、予備変圧器を介し、1号機及び2号機へ接続する設計とする。」

特高開閉所から主発電機側の送受電設備は、十分な支持性能をもつ地盤に設置するとともに、耐震性の高い、可とう性のある懸垂碍子及び重心の低いガス絶縁開閉装置を設置する設計とする。更に津波の影響を受けない敷地高さに設置するとともに、碍子（1,2号機共用、1号機に設置）に対しては、塩害を考慮した設計とし^{※2}、遮断器等に対しては、塩害を考慮し^{※2}電路がタンクに内包されているガ

ス絶縁開閉装置を設置する。

【※2 補足】現状の運用は以下の通り。「特高開閉所から主発電機側の送受電設備は、十分な支持性能をもつ地盤に設置するとともに、耐震性の高い、可とう性のある懸垂碍子及び重心の低いガス絶縁開閉装置を設置する設計とする。更に津波の影響を受けない敷地高さに設置するとともに、塩害を考慮し、碍子（1号機設備、1,2号機共用、1号機に設置）に対しては、碍子洗浄装置（1号機設備、1,2号機共用、1号機に設置）を設置し、遮断器等に対しては、電路がタンクに内包されているガス絶縁開閉装置を設置する。」

2. 主要対象設備

常用電源設備の対象となる主要な設備については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に示す。

3 補助ボイラー

15 ボイラーの基本設計方針

(1) 基本設計方針

用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条（定義）による。

それ以外の用語については以下に定義する。

1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」（解釈を含む。）を重要施設とする。（以下「重要施設」という。）
2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。（以下「安全施設」という。）
3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。（以下「重要安全施設」という。）

第1章 共通項目

補助ボイラーの共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象（2.2 津波による損傷の防止を除く。）、3. 火災、5. 設備に対する要求（5.3 材料及び構造、5.4 使用中の亀裂等による破壊の防止、5.5 耐圧試験等、5.7 逆止め弁等、5.8 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く。）、6. その他（6.3 安全避難通路等、6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。）」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。

第2章 個別項目

1. 補助ボイラー

1.1 補助ボイラーの機能

発電用原子炉施設には、設計基準事故に至るまでの間に想定される使用条件として、主蒸気及びスチームコンバータ発生蒸気を使用できない場合にタービンのグランド蒸気、廃液蒸発装置、屋外タンクの保温、各種建屋の暖房用等に蒸気を供給できるよう、運転圧力約 0.785MPa、総容量約 50t/h（1,2号機合計容量）の補助ボイラー（1,2号機共用（以下同じ。））を設置する。補助ボイラーは、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。

1.2 補助ボイラーの設計条件

補助ボイラーは、ボイラー本体、重油燃焼装置、通風装置、給水設備、自動燃焼制御装置等で構成し、補助ボイラーより発生した蒸気は、蒸気母管を経て、各機器に供給する設計とする。各機器で使用された蒸気のドレンは原則回収し、補助ボイラーの給水として再使用する。

補助ボイラーは、長期連続運転が可能で、また、負荷変動に耐える設計とし、補助ボイラーの健全性及び能力を確認するため、必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう設計する。

設計基準対象施設に施設する補助ボイラー及びその附属設備の耐圧部分に使用する材料は、安全な化学的成分、機械的強度を有するとともに、耐圧部分の構造は、最高使用圧力及び最高使用温度において、発生する応力に対して安全な設計とする。

補助ボイラーのうち主要な耐圧部の溶接部は、次のとおりとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。

- (1) 不連続で特異な形状でない設計とする。
- (2) 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶け込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。
- (3) 適切な強度を有する設計とする。
- (4) 適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。

補助ボイラーの蒸気ドラムには、圧力の上昇による設備の損傷防止のため、最大蒸発量と同等容量以上の安全弁を設置し、設備の損傷を防止するために、ドラム内水位、ドラム内圧力等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。

補助ボイラーの給水装置は、ボイラーの最大連続蒸発時において、熱的損傷が生ずることのないよう水を供給できる設計とし、給水の入口及び蒸気の出口については、流路を速やかに遮断できる設計とする。

補助ボイラーには、ボイラー水の濃縮を防止し、及び水位を調整するために、ボイラー水を抜くことが出来る設計とする。

補助ボイラーから排出されるばい煙については、良質燃料（A 重油）を使用することにより、硫黄酸化物排出量、窒素酸化物濃度及びばいじん濃度を低減する設計とする。

2. 設備の相互接続

補助蒸気連絡ライン（低圧）は、1 号機及び 2 号機の補助蒸気配管を相互接続するものの、通常は連絡弁により物理的に分離していることから、悪影響を及ぼすことはなく、連絡時においても、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。

3 火災防護設備の基本設計方針

(1) 基本設計方針

用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条（定義）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」の1.2（用語の定義）による。

それ以外の用語については以下に定義する。

1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」（解釈を含む。）を重要施設とする。（以下「重要施設」という。）
2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。（以下「安全施設」という。）
3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。（以下「重要安全施設」という。）
4. 火災防護設備の基本設計方針「第2章 個別項目」の「1. 火災防護設備の基本設計方針」においては、設置許可基準規則第2条第11項に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第12項に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。
5. 火災防護設備の基本設計方針「第2章 個別項目」の「1. 火災防護設備の基本設計方針」においては、設置許可基準規則第2条第14項に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第12項に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。

第1章 共通項目

火災防護設備の共通項目である「1.地盤等、2.自然現象（2.2 津波による損傷の防止を除く。）、5.設備に対する要求、6.その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。

第2章 個別項目

1. 火災防護設備の基本設計方針

1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設

設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。

火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるものである設計基準対象施設のうち、原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質の貯蔵等の機器等とする。

原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な反応度制御機能、1 次冷却材系統のインベントリと圧力の制御機能、崩壊熱除去機能、プロセス監視機能及び電源、補機冷却水等のサポート機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。

放射性物質の貯蔵等の機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。

重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。

建屋内、原子炉格納容器及びアニュラスの火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の配置を系統分離も考慮して、火災区域として設定する。建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の安全停止に必要な機器等並びに放射性物質の貯蔵、かつ、閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、設計上必要なコンクリート壁厚である 150mm 以上の壁厚を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（貫通部シール、防火扉、防火ダンパを含む。）により他の区域と分離する。

火災区域の目皿は、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計とする。

屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、火災防護上重要な機器等を設置する区域及び重大事故等対処施設の配置を考慮するとともに火災区域外への延焼防止を考慮した管理を踏まえた区域を、火災区域として設定する。この延焼防止を考慮した管理については、保安規定に定める。

火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を、系統分離の状況及び壁の設置状況並びに重大事故等対処施設の配置に応じて分割して設定する。

設定する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。

発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、火災の発生防止、

火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の 3 つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を講じることが保安規定に定め、その他の設計基準対象施設、可搬型重大事故等対処設備等のその他の発電用原子炉施設は、保安規定に設備等に応じた火災防護対策を講じることが定め、管理する。

(1) 火災発生防止

a. 火災の発生防止対策

火災の発生防止における発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、火災区域に設置する潤滑油及び燃料油を内包する設備及び水素を内包する設備を対象とする。

潤滑油及び燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造、オイルパン、ドレンリム及び堰によって、漏えい防止、拡大防止及び防爆の対策を行う設計とし、潤滑油及び燃料油を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。また、重大事故等対処施設のうち、地上に設置される燃料タンクは、近傍の燃料タンク間の熱影響を考慮して配置する。

潤滑油及び燃料油を内包する設備がある火災区域は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。

潤滑油及び燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。

水素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁は、溶接構造、ベローズ及び金属ダイヤフラムによって、漏えい防止、拡大防止及び防爆の対策を行う設計とし、水素を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とする。

水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁並びに混合ガスボンベ及び水素ボンベを設置する火災区域は、多重化した空調機器による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

水素を内包する設備である混合ガスボンベ及び水素ボンベは、予備を設置せず、必要な本数のみを貯蔵する設計とする。また、保安規定に通常時はボンベ元弁を閉弁とする運用を定め、管理する。

火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、設定濃度にて中央制御室に警報を発する設計とする。

蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央制御室に警報を発する設計とする。また、蓄電池室には、直流開閉装置やインバータを設置しない。

放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備を設置する火災区域には、崩壊熱による火災発生の考慮が必要な放射性物質を貯蔵しない設計とする。また、放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂、チャコールフィルタ及び微粒子フィルタは、保安規定に金属製の容器や不燃シートに包んで保管することを定め、管理する。

火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火災区域において有機溶剤を使用する場合は、使用する作業場所の局所排気を行うとともに、機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止すること及び引火点の高い潤滑油及び燃料油を使用することを保安規定に定め、管理する。

火災の発生防止のため、可燃性の微粉を発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域に設置しないことによって、可燃性の微粉及び静電気による火災の発生を防止する設計とする。

火災の発生防止のため、発火源への対策として、金属製の本体内に収納する等、火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに、高温部分を保温材で覆うこと又は電気式水素燃焼装置は通常時に高温としない措置を行うことによって、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の加熱防止を行う設計とする。

火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器及び遮断器によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。

安全補機開閉器室は、電源供給のみに使用することを保安規定に定め、管理する。

火災の発生防止のため、1次冷却材は、加圧器以外は高圧水の一相流とし、また、加圧器内も運転中は常に1次冷却材と蒸気を平衡状態とすることで、放射線分解等により発生する水素や酸素の濃度が高い状態で滞留、蓄積することを防止する設計とする。重大事故時の原子炉格納容器内及びアニュラス内の水素については、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。

b. 不燃性材料又は難燃性材料の使用

火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計、若しくは、当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものの使用が技術上困難な場合は、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。

火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とするが、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とし、機器躯体内部に設置する電気配線は、機器躯体内部の設置によって、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しない設計とする。

火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保温材は、原則、平成 12 年建設省告示第 1400 号に定められたもの又は建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料を使用する設計とする。

火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材は、平成 12 年建設省告示第 1400 号に定められた不燃材料、建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した不燃性材料並びに消防法に基づく防災物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。但し、原子炉格納容器内部コンクリートの表面に塗布するコーティング剤は、不燃材料であるコンクリートに塗布すること、火災により燃焼し難く著しい燃焼をしないこと、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらず他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないこと、並びに原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設は不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物管理を保安規定に定め、管理することから、難燃性材料を使用する設計とする。

中央制御室の床面は、防炎性を有するカーペットを使用する設計とする。

火災防護上重要な機器及び重大事故等対処施設に使用するケーブルは、原則、自己消火性を確認する UL 1581 (Fourth Edition) 1080.VW-1 垂直燃焼試験並びに延焼性を確認する IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験又は IEEE Std 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験によって、自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とするが、核計装ケーブル、放射線監視設備用ケーブル及び通信連絡設備の専用ケーブルのように実証試験により延焼性などが確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計とするか、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。

火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気空調設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き、「JIS L 1091 (繊維製品の燃焼性試験方法)」又は「JACA No.11A (空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針 (公益社団法人 日本空気清浄協会))」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。

火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、屋内の変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。

c. 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止

落雷によって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が発生しないように、避雷設備を設置する設計とする。

火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に従い、耐震クラスに応じた耐震設計とする。

重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に従い、施設の区分に応じた耐震設計とする。

屋外の重大事故等対処施設は、森林火災から、防火帯による防護等により、火災発生防止を講じる設計とし、竜巻（風（台風）含む。）から、竜巻防護ネットの設置、大容量空冷式発電機の固縛、衝突防止を考慮して実施する燃料油等を内包した車両の飛散防止対策や大容量空冷式発電機の燃料油が漏えいした場合の拡大防止対策等により、火災の発生防

止を講じる設計とする。

(2) 火災の感知及び消火

火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。

火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、地震時及び地震後においても、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。

a. 火災感知設備

火災感知設備のうち火災感知器（「1 号機設備」、「1,2 号機共用、1 号機に設置」、「2 号機設備、1,2 号機共用、2 号機に設置」）（以下「火災感知器」という。）は、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、火災現象（急激な温度や煙の濃度の上昇）を把握することができるアナログ式のもので、かつ、火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の煙感知器と熱感知器の組合せを基本として、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や火災の性質により、炎感知器、防爆型の煙感知器、防爆型の熱感知器、防爆型の炎感知器、高感度煙感知器等の火災感知器を選定する設計とする。

火災感知設備のうち火災受信機盤（「1,2 号機共用、1 号機に設置」、「2 号機設備、1,2 号機共用、1 号機に設置」）（以下「火災受信機盤」という。）は、作動した火災感知器を1 つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）において常時監視できる設計とする。

火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知を可能とするため、ディーゼル発電機又は代替電源から電力が供給開始されるまでの容量を有した蓄電池を設け、原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用電源からの受電も可能な設計とする。

火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能を保持する設計とする。

屋外に設置する火災感知設備は、外気温度が -10°C まで低下しても使用可能な火災感知器を設置する。

b. 消火設備

火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画には、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えない消火設備として、火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となるところは、手動操作による固定式消火設備である全域ハロン消火設備（「1号機設備」、「1,2号機共用、1号機に設置」、「2号機設備、1,2号機共用、2号機に設置」）（以下「全域ハロン消火設備」という。）、容器及び逃がし弁を含む泡消火設備（1,2号機共用、1号機に設置（以下同じ。））及び水噴霧消火設備（2号機設備、1,2号機共用、2号機に設置（以下同じ。））を設置するとともに、自動消火設備である全域ハロン自動消火設備（「1号機設備」、「1,2号機共用、1号機に設置」）（以下「全域ハロン自動消火設備」という。）及び二酸化炭素自動消火設備により消火を行う設計とし、火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならないところは、自動消火設備である海水ポンプ用二酸化炭素自動消火設備及びハロゲン化物自動消火設備（1,2号機共用、1号機に設置（以下同じ。））並びに可搬型の消火器又は水により消火を行う設計とする。

原子炉格納容器は、火災発生時の煙の充満及び放射線の影響による消火活動が困難とならない場合は、早期に消火が可能である消火要員による消火を行うが、火災発生時の煙の充満及び放射線の影響のため消火要員による消火活動が困難である場合は、格納容器スプレイ設備による消火を行う設計とする。

中央制御室及び中央制御盤は、常駐運転員による早期の消火を行う設計とする。

火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計を行う。

(a) 消火設備の消火剤の容量

消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量を配備するために、消防法施行規則に基づく消火剤を配備する設計とする。

消火用水供給系（廃棄物搬出設備を除く）^{※1}の水源であるろ過水貯蔵タンクは、最大放水量である主変圧器の消火ノズルから放水するために必要な圧力及び流量を満足する消火ポンプの定格流量で、消火を2時間継続した場合の水量を確保する設計とする。

廃棄物搬出設備の消火用水供給系の水源である廃棄物搬出設備消火用水タンクは、

圧縮固化処理棟の最上階に設置する消火栓から放水するために必要な圧力及び流量を満足する消火ポンプの定格流量で、消火を2時間継続した場合の水量を確保する設計とする。※¹

屋内消火栓及び屋外消火栓の容量は、消防法施行令に基づき設計する。

(b) 消火設備の系統構成

イ 消火用水供給系の多重性又は多様性

消火用水供給系 (廃棄物搬出設備を除く)※¹は、電動消火ポンプ（1,2号機共用（以下同じ。））及びディーゼル消火ポンプ（1,2号機共用（以下同じ。））の設置による多様性並びに水源であるろ過水貯蔵タンクの2基設置による多重性を有する設計とする。

ディーゼル消火ポンプの駆動用の燃料は、ディーゼル消火ポンプ燃料小出槽（1,2号機共用（以下同じ。））に貯蔵する。

廃棄物搬出設備の消火用水供給系は、廃棄物搬出設備電動消火ポンプ（1,2号機共用（以下同じ。））及び廃棄物搬出設備ディーゼル消火ポンプ（1,2号機共用（以下同じ。））の設置による多様性並びに水源である廃棄物搬出設備消火用水タンクの2基設置による多重性を有する設計とする。

廃棄物搬出設備ディーゼル消火ポンプの駆動用の燃料は、廃棄物搬出設備ディーゼル消火ポンプ燃料小出槽（1,2号機共用（以下同じ。））に貯蔵する。※¹

格納容器スプレイ設備は、格納容器スプレイポンプを2台設置等による系統の多重性及び使用可能な場合に水源とするろ過水貯蔵タンクの2基設置による多重性を有する設計とする。ろ過水貯蔵タンクが使用できない場合に水源とする静的機器である燃料取替用水タンクは、格納容器スプレイ設備による消火時間を考慮した容量とする。

ロ 系統分離に応じた独立性

原子炉の安全停止に必要な機器等の相互の系統分離を行うために設置する全域ハロン自動消火設備及び海水ポンプ用二酸化炭素自動消火設備は、単一故障を想定した選択弁等動的機器の多重化並びに消火濃度を満足するために必要な本数及び個数以上のボンベ及び容器弁を設置することによって、系統分離に応じた独立性を有する設計とする（第1図）。

ハ 消火用水の優先供給

消火用水供給系は、他の系統と共用しないことによって、消火用水を確保する設

計とする。水消火設備の水源であるろ過水貯蔵タンクは、重大事故等対処時に使用する設計とするが、火災時には消火活動の水源として優先して使用する設計とする。

(c) 消火設備の電源確保

ディーゼル消火ポンプ及び廃棄物搬出設備ディーゼル消火ポンプ^{※1}は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも起動できるように、蓄電池により電源が確保される設計とする。

二酸化炭素自動消火設備、海水ポンプ用二酸化炭素自動消火設備、全域ハロン自動消火設備、全域ハロン消火設備、泡消火設備、水噴霧消火設備及びハロゲン化物自動消火設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも設備の作動に必要な電源が蓄電池により確保される設計とする。

(d) 消火設備の配置上の考慮

イ 火災による二次的影響の考慮

二酸化炭素自動消火設備、海水ポンプ用二酸化炭素自動消火設備、全域ハロン消火設備、全域ハロン自動消火設備、泡消火設備、水噴霧消火設備及びハロゲン化物自動消火設備は、火災の火炎、熱による直接的な影響、煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響は受けず、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないよう、消火対象となる火災区域又は火災区画とは別のエリアにボンベ及び制御盤等を設置する。

ガス消火設備のボンベは、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ボンベに接続する破壊板によりボンベの過圧を防止する設計とする。

ロ 管理区域内からの放出消火剤の流出防止

管理区域内で放出した消火水は、放射性物質を含むおそれがある場合には、管理区域外への流出を防止するため、各フロアの目皿や配管により排水及び回収し、液体廃棄物処理設備で処理する設計とする。

ハ 消火栓の配置

火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火栓は、消防法施行令に準拠し、屋外消火栓及び屋内消火栓を設置する。但し、モニタリングステーション及びモニタリングポストを設置する火災区域は、ハロゲン化物自動消火設備による消火を実施することから、消火栓は設置しない。

(e) 消火設備の警報

イ 消火設備の故障警報

消火ポンプ、二酸化炭素自動消火設備、ハロゲン化物自動消火設備等の消火設備は、電源断等の故障警報を中央制御室に発する設計とする。

ロ 固定式ガス消火設備の退出警報

固定式ガス消火設備として設置する二酸化炭素自動消火設備、海水ポンプ用二酸化炭素自動消火設備、全域ハロン自動消火設備、ハロゲン化物自動消火設備等は、作動前に職員等の退出ができるように警報を発する設計とする。

(f) 消火設備に対する自然現象の考慮

イ 凍結防止対策

外気温度が0℃まで低下した場合に、屋外の消火設備の凍結防止を目的として、消火栓及び消火配管のブロー弁を微開する運用について保安規定に定め、気温の低下時における消火設備の機能を維持する設計とする。

ロ 風水害対策

消火ポンプ、全域ハロン自動消火設備等は、風水害により性能が阻害されないよう、屋内に設置する。

屋外に設置する消火設備の制御盤、ボンベ等は、風水害により性能が阻害されないよう、浸水防止対策を講じる設計とする。

ハ 地盤変位対策

消火配管は、地震時における地盤変位対策として、建屋接続部には溶接継手を採用するとともに、地上化又はトレンチ内に設置する。また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口を建屋に設置する。

(g) その他

イ 移動式消火設備（1,2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））

移動式消火設備は、複数の火災を想定した消火活動が可能な水源を有し、機動性のある化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車を配備する設計とする。

ロ 消火用の照明器具

建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。

ハ ポンプ室の煙の排気対策

自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置するポンプ室は、固定式消火設備によらない消火活動も考慮し、消火要員による可搬型の排風機の配備によって、排煙による消火要員の視界の改善が可能な設計とする。

ニ 燃料設備

使用済燃料及び新燃料を貯蔵する設備は、消火水が流入しても未臨界となるように設計する。

(3) 火災の影響軽減

a. 火災の影響軽減対策

火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を策定し、この手段に必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。

火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動操作に期待してでも、少なくとも1つ確保する必要がある。

このため、火災防護対象機器等に対して、火災区域内又は火災区画内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区画における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。

(a) 火災防護対象機器等の系統分離対策

中央制御盤及び原子炉格納容器内を除く火災防護対象機器等は、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響軽減のための対策を講じる。

イ 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等

火災防護対象機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁等によって、互いに相違する系列間の系統分離を行う設計とする。

ロ 1時間耐火隔壁等、火災感知設備及び自動消火設備

火災防護対象機器等は、想定される火災に対して1時間の耐火能力を有する隔壁等の設置によって、互いに相違する系列間の系統分離を行う設計とする。

隔壁等は、材料、厚さ等を設計するための火災耐久試験により1時間の耐火性能を有する設計であることを確認する設計とする。

1時間耐火隔壁を施工するケーブルトレイの上部には火災源を置かない設計とし、ケーブルトレイ真下に火災源がある場合は、火災源の火災に伴う火炎が、ケーブルトレイ上面まで達しない設計とする。

火災感知設備は、自動消火設備の誤作動防止を考慮した感知器の作動により自動消火設備を作動させる設計とする。

消火設備は、早期消火を目的として、自動消火設備である全域ハロン自動消火設備又は海水ポンプ用二酸化炭素自動消火設備を設置し、(2)火災の感知及び消火 b. 消火設備 (b) 消火設備の系統構成 ロに示す系統分離に応じた独立性を有する設計とする。

(b) 中央制御盤の火災の影響軽減のための対策

中央制御盤は、火災により中央制御盤の1つの区画の安全機能の全喪失を想定した場合に、原子炉を安全停止するために必要な運転操作を保安規定に定め管理する措置を行うとともに、(a) に示す火災の影響軽減のための措置を講じる設計と同等の設計として、以下に示す火災の影響軽減対策を行う設計とする。

離隔距離等による系統分離として、中央制御盤の操作スイッチ間、盤内配線間、盤内配線ダクト間は、近接する他構成部品に火災の影響がないことを確認した実証試験の結果に基づく分離対策を行う設計とし、中央制御盤のケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えないことを実証試験によって確認した金属外装ケーブル、テフロン電線及び難燃ケーブルを使用する設計とする。

中央制御盤は、中央制御盤内に火災の早期感知を目的として、高感度煙感知器を設置し、また、保安規定に常駐する運転員の早期消火活動に係る運用を定め、管理することによって、相違する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行う。

火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し、可搬型のサーモグラフィカメラ (1,2号機共用、1号機に保管 (以下同じ。)) の配備によって、火災の発生箇所を特定できる設計とする。

(c) 原子炉格納容器内の影響軽減のための対策

原子炉格納容器内は、火災により原子炉格納容器内の動的機器の動的機能喪失を想定した場合に、原子炉の安全停止に必要な運転操作を保安規定に定め管理する措置を

行うとともに、(a) に示す火災の影響軽減のための措置を講じる設計と同等の設計として、以下に示す火災の影響軽減対策を行う設計とする。

イ 原子炉格納容器内のケーブルトレイは、以下に示すケーブルトレイへの鉄製の蓋の設置によって、火災の影響軽減対策を行う設計とする。

鉄製の蓋には、開口の設置によって、消火水がケーブルトレイへ浸入する設計とする。

(イ) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイ同士が **6m** の離隔を有する場合は、いずれか一方の系列の火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイの周囲 **6m** 範囲に位置するケーブルトレイ

(ロ) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイ同士が **6m** の離隔を有しない場合は、同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設される両方のケーブルトレイ及びいずれか一方の系列の火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイの周囲 **6m** 範囲に位置するケーブルトレイ

(ハ) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設される電線管同士が **6m** の離隔を有する場合は、いずれか一方の系列の火災防護対象ケーブルが敷設される電線管の周囲 **6m** 範囲に位置するケーブルトレイ

(ニ) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設される電線管同士が **6m** の離隔を有しない場合は、上記(ハ)と同じ対策を実施する設計とする。

ロ 原子炉格納容器内は、防爆型の煙感知器及び防爆型の熱感知器を設置し、天井までの高さが **8m** 以上ある箇所は、防爆型の煙感知器と防爆型の炎感知器を設置する。

ハ 相違する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行うため、保安規定に消火要員による早期の手動による消火活動及び進入困難な場合の多重性を有する格納容器スプレイ設備を用いた手動による消火活動に係る運用を定め、管理する。

(d) 換気設備に対する火災の影響軽減のための対策

火災防護対象機器等を設置する火災区域に関連する換気設備は、他の火災区域又は火災区画の火災の影響を軽減するために、防火ダンパを設置する。

換気設備は、環境への放射性物質の放出を防ぐために、排気筒に繋がるダンパを閉止し隔離できる設計とする。

(e) 煙に対する火災の影響軽減のための対策

運転員が常駐する中央制御室は、建築基準法に準拠した容量の可搬式である排煙設備（1,2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））の配備によって、火災発生時の煙を排気する設計とする。

電気ケーブルが密集する配線処理室は、全域ハロン自動消火設備による自動消火により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排気は不要である。

配線処理室は、2箇所の入口を設置することによって、消火要員による消火活動も可能とする。

(f) 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策

火災区域又は火災区画に設置する油タンクは、換気空調設備による排気又はベント管により、屋外へ排気する設計とする。

b. 原子炉の安全確保

(a) 原子炉の安全停止対策

イ 火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計

発電用原子炉施設内の火災により安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、当該火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全に停止できる設計とする。

ロ 設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計

発電用原子炉施設内の火災に起因した運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に対し、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づく単一故障を想定しても、原子炉を支障なく安全停止できるよう、中央制御盤内の延焼時間内に対応操作を行うことを保安規定に定め管理するとともに、制御盤の延焼を防止するための離隔距離を確保することによって、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を収束するために必要な機能が失われないよう設計する。

(b) 火災の影響評価

イ 火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計に対する評価

設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量及び火災区域又は火災区画（以下「火

災区域等」という。)の面積を基に、発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の安全停止が可能であることを、当該火災区域等の火災が隣接する火災区域等に影響を与えるか否かを評価する火災伝播評価の結果に応じ、以下に示す火災影響評価によって確認する。

火災影響評価は、火災区域又は火災区画の火災荷重の増加等又は設備改造等により、必要な場合には再評価を実施する。

火災影響評価の評価方法及び再評価については、保安規定に定め、管理する。

(イ) 隣接する火災区域等に影響を与える場合

当該火災区域等及び火災影響を受ける隣接火災区域等の2区画に対して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。

(ロ) 隣接する火災区域等に影響を与えない場合

当該火災区域等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。

ロ 設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価

内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化と設計基準事故が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に対し単一故障を想定しても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。

(4) 設備の共用

火災感知設備の一部は、監視対象となる共用設備の各火災区域に火災感知器を設置することで、共用により発電用原子炉の安全性を損なわない設計とする。

消火設備の一部は、火災発生時において必要となる十分な容量の消火水等を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次的影響を考慮して消火対象と異なるエリアに設置することで、共用により発電用原子炉の安全性を損なわない設計とする。

1.2 特定重大事故等対処施設

特定重大事故等対処施設は、火災により原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、特定重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を

講じる。

建屋等の火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を、特定重大事故等対処施設及びその他の発電用原子炉施設の配置並びに壁を考慮して、火災区域として設定する。

屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、特定重大事故等対処施設及びその他の発電用原子炉施設の配置を考慮するとともに火災区域外への延焼防止を考慮した管理を踏まえた区域を、火災区域として設定する。この延焼防止を考慮した管理については、保安規定に定める。

設定する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。

特定重大事故等対処施設は、火災の発生防止並びに火災の早期感知及び消火の概念に基づき、必要な火災防護対策を講じることを保安規定に定め、管理する。

なお、1.2 における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ・1 に記載する。

(1) 火災発生防止

a. 火災の発生防止対策

火災の発生防止における発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、火災区域に設置する潤滑油及び燃料油を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。

潤滑油及び燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造、オイルパン、ドレンリム及び堰によって、漏えい防止、拡大防止及び防爆の対策を行う設計とし、潤滑油及び燃料油を内包する設備の火災により、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。

潤滑油及び燃料油を内包する設備がある火災区域は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。

潤滑油及び燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。

水素を内包する設備の火災により、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とする。

水素を内包する設備である蓄電池を設置する火災区域は、多重化した空調機器による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火災区域において有機溶剤を使用する場合は、使用する作業場所の局所排気を行うとともに、機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止すること並びに引火点の高い潤滑油及び燃料油を使用することを保安規定に定め、管理する。

火災の発生防止のため、可燃性の微粉を発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域に設置しないことによって、可燃性の微粉及び静電気による火災の発生を防止する設計とする。

火災の発生防止のため、発火源となる設備である、火花を発生する設備及び高温の設備を設置しない設計とする。但し、発火源となる設備の設置が必要な場合、火花を発生する設備については、金属製の本体内に収納する等、火花が設備外部に出ない設計とし、高温の設備については、高温部分を保温材で覆うことによって、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の加熱防止を行う設計とする。

火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器及び遮断器によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。

電気室は、電源供給のみに使用することを保安規定に定め、管理する。

火災の発生防止のため、放射線分解等により発生する水素や酸素の濃度が高い状態で滞留及び蓄積することを防止する設計とする。

なお、1.2(1)a.における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

b. 不燃性材料又は難燃性材料の使用

特定重大事故等対処施設は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計、若しくは、当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものの使用が技術上困難な場合は、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して、他の特定重大事故等対処施設及びその他の発電用原子炉施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。

特定重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及び

これらの支持構造物の主要な構造材は、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料、又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とするが、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隘部に設置する設計とし、機器躯体内部に設置する電気配線は、機器躯体内部に設置する設計によって、発火した場合でも他の特定重大事故等対処施設及びその他の発電用原子炉施設に延焼しない設計とする。

特定重大事故等対処施設に使用する保温材は、平成 12 年建設省告示第 1400 号に定められたもの又は建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料を使用する設計とする。

特定重大事故等対処施設に使用するケーブルは、原則、自己消火性を確認する UL 1581 (Fourth Edition) 1080.VW-1 垂直燃焼試験並びに延焼性を確認する IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験又は IEEE Std 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験によって、自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とするが、放射線監視設備用ケーブル及び通信連絡設備の専用ケーブルのように実証試験により延焼性などが確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計とするか、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の特定重大事故等対処施設及びその他の発電用原子炉施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。

特定重大事故等対処施設のうち、換気空調設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き、「JIS L 1091 (繊維製品の燃焼性試験方法)」又は「JACA No.11A (空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針 (公益社団法人日本空気清浄協会))」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。

特定重大事故等対処施設のうち、屋内の変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。

なお、1.2(1)b.における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

c. 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止

落雷によって、特定重大事故等対処施設に火災が発生しないように、避雷設備を設置する設計とする。

地震によって、火災が発生しないように、耐震重要度分類 S クラスの施設に適用される地震力が作用した場合においても、十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とする

もに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に従った耐震設計とする。

なお、1.2(1)c.における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ・1に記載する。

(2) 火災の感知及び消火

火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、特定重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。

火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、基準地震動による地震力に対して、地震時及び地震後においても機能を保持するとともに、他の自然現象においても機能及び性能を保持する設計とする。

a. 火災感知設備

火災感知設備のうち火災感知器（「1号機設備」、「1,2号機共用、1号機に設置」）（以下「火災感知器」という。）は、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件、想定される火災の性質を考慮し、火災を早期感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、非アナログ式の炎感知器から異なる種類の火災感知器を組み合わせる設計を基本とし、一部の火災感知器は、放射線等の環境条件を考慮し、非アナログ式の防爆型の煙感知器、非アナログ式の防爆型の熱感知器、非アナログ式の防爆型の炎感知器等を選定し設置する設計とする。

非アナログ式の炎感知器は、アナログ式ではないが、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある。

火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能及び性能を保持する設計とする。

屋外に設置する火災感知設備は、外気温度が -10°C まで低下しても使用可能な火災感知器を設置する。

なお、1.2(2)a.における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ・1に記載する。

b. 消火設備

特定重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画には、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えない消火設備として、火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となるところは、手動操作による固定式消火設備である全域ハロン消火設備（「1号機設備」、「1,2号機共用、1号機に設置」）（以下「全域ハロン消火設備」という。）及び自動消火設備である全域ハロン自動消火設備（「1号機設備」、「1,2号機共用、1号機に設置」）（以下「全域ハロン自動消火設備」という。）を設置し消火を行う設計とする。

火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならないところは、可搬型の消火器又は水により消火を行う設計とする。

特定重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計を行う。

なお、1.2(2)b.における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

(a) 消火設備の消火剤の容量

消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量を配備するために、消防法施行規則に基づく消火剤を配備する設計とする。

消火用水供給系の水源であるろ過水貯蔵タンク（1,2号機共用（以下同じ。））は、最大放水量である主変圧器の消火ノズルから放水するために必要な圧力及び流量を満足する消火ポンプの定格流量で、消火を2時間継続した場合の水量を確保する設計とする。

屋内消火栓及び屋外消火栓の容量は、消防法施行令に基づき設計する。

(b) 消火設備の系統構成

イ 消火用水供給系の多重性又は多様性

消火用水供給系は、電動消火ポンプ（1,2号機共用（以下同じ。））及びディーゼル消火ポンプ（1,2号機共用（以下同じ。））の設置による多様性並びに水源であるろ過水貯蔵タンクの2基設置による多重性を有する設計とする。

ディーゼル消火ポンプの駆動用の燃料は、ディーゼル消火ポンプ燃料小出槽（1,2号機共用（以下同じ。））に貯蔵する。

格納容器スプレイ設備は、格納容器スプレイポンプを2台設置等による系統の多重性及び使用可能な場合に水源とするろ過水貯蔵タンクの2基設置による多重性を有する設計とする。ろ過水貯蔵タンクが使用できない場合に水源とする静的機器である燃料取替用水タンクは、格納容器スプレイ設備による消火時間を考慮した容量とする。

なお、燃料取替用水タンクは、格納容器スプレイ設備により消火を行う時間が24時間以内であることから、単一故障を想定しない設計とする。

ロ 消火用水の優先供給

消火用水供給系は、他の系統と共用しないことによって、消火を優先する設計とする。具体的には、水源であるろ過水貯蔵タンクには、「(a) 消火設備の消火剤の容量」に示す最大放水量に対して十分な容量を確保し、必要に応じて所内用水系等を隔離することを保安規定に定め、管理することにより、消火を優先する設計とする。

(c) 消火設備の電源確保

ディーゼル消火ポンプは、全交流動力電源喪失時にも起動できるように、蓄電池により電源が確保される設計とする。

全域ハロン自動消火設備及び全域ハロン消火設備は、全交流動力電源喪失時にも設備の作動に必要な電源が蓄電池により確保される設計とする。

但し、格納容器スプレイ設備は、ディーゼル発電機の代替である大容量空冷式発電機から受電することで、全交流動力電源喪失時においても機能を失わない設計とする。

(d) 消火設備の配置上の考慮

イ 火災による二次的影響の考慮

全域ハロン消火設備及び全域ハロン自動消火設備は、火災の火炎、熱による直接的な影響、煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響は受けず、特定重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないよう、消火対象となる火災区域又は火災区画とは別のエリアにボンベ及び制御盤等を設置する。

ガス消火設備のボンベは、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ボンベに接続する破壊板によりボンベの過圧を防止する設計とする。

ロ 管理区域内からの放出消火剤の流出防止

管理区域内で放出した消火水は、放射性物質を含むおそれがある場合には、管理区

域外への流出を防止するため、各フロアの目皿や配管により排水及び回収し、液体廃棄物処理設備で処理する設計とする。

ハ 消火栓の配置

特定重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火栓は、消防法施行令に準拠し、屋外消火栓及び屋内消火栓を設置する。

(e) 消火設備の警報

イ 消火設備の故障警報

1.2(2)b.(e)イにおける設計の詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

ロ 固定式ガス消火設備の退出警報

固定式ガス消火設備として設置する全域ハロン消火設備及び全域ハロン自動消火設備は、作動前に職員等の退出ができるように警報を発する設計とする。

(f) 消火設備に対する自然現象の考慮

イ 凍結防止対策

外気温度が0℃まで低下した場合に、屋外の消火設備の凍結防止を目的として、消火栓及び消火配管のブロー弁を微開する運用について保安規定に定め、気温の低下時における消火設備の機能及び性能を維持する設計とする。

ロ 風水害対策

1.2(2)b.(f)ロにおける設計の詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

ハ 地盤変位対策

消火配管は、地震時における地盤変位対策として、建屋接続部には溶接継手を採用するとともに、地上又はトレンチ内に設置する。また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口を建屋に設置する。

(g) その他

イ 移動式消火設備（1,2号機共用、1号機に保管（以下同じ。））

移動式消火設備は、複数の火災を想定した消火活動が可能な水源を有し、機動性のある化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車を配備する設計とする。

ロ 消火用の照明器具

建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。

ハ ポンプ室の煙の排気対策

自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置するポンプ室は、固定式消火設備によらない消火活動も考慮し、消火要員による可搬が可能な排風機の配備によって、排煙による消火要員の視界の改善が可能な設計とする。

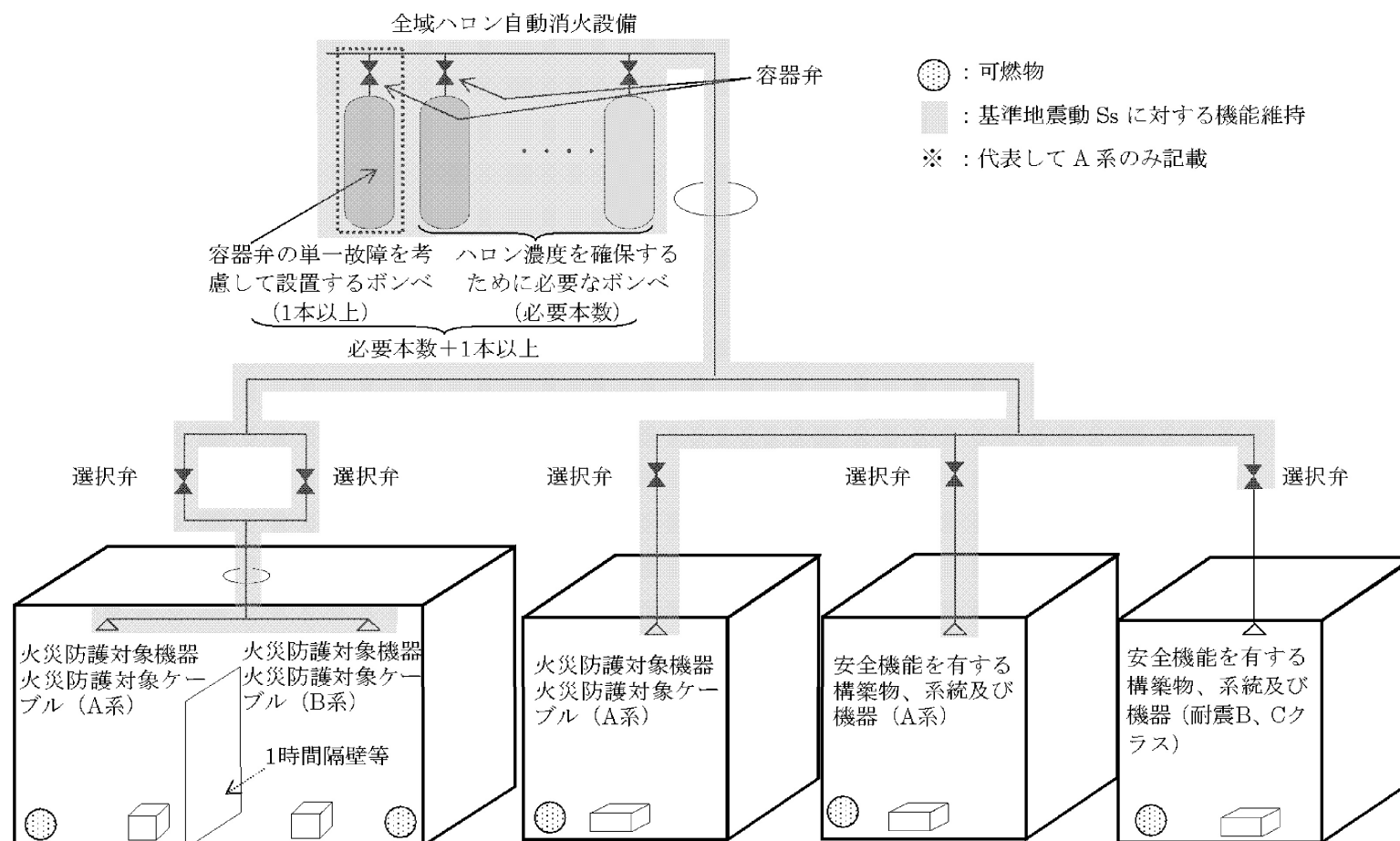
(3) 設備の共用

火災感知設備の一部は、監視対象となる共用設備の各火災区域に火災感知器を設置することで、共用により発電用原子炉の安全性を損なわない設計とする。

消火設備の一部は、火災発生時において必要となる十分な容量の消火水等を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次的影響を考慮して消火対象と異なるエリアに設置することで、共用により発電用原子炉の安全性を損なわない設計とする。

2. 主要対象設備

火災防護設備の対象となる主要設備、兼用設備及びその他の主要な設備については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に示す。



- 系統分離対応の自動消火設備は、消火困難対応の消火設備と共用する。
- 自動消火設備の耐震性は、火災防護対象機器等の耐震クラス要求に応じて、機能を維持できる設計とする。

第 1 図 系統分離に応じた独立性を考慮した全域ハロン自動消火設備概要図

3 浸水防護施設の基本設計方針

(1) 基本設計方針

用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条（定義）による。

それ以外の用語については以下に定義する。

1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」（解釈を含む）を重要施設とする。（以下「重要施設」という。）
2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。（以下「安全施設」という。）
3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。（以下「重要安全施設」という。）
4. 浸水防護施設の基本設計方針「第2章 個別項目」の「1. 津波による損傷防止、2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。
5. 浸水防護施設の基本設計方針「第2章 個別項目」の「1. 津波による損傷防止、2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。

第1章 共通項目

浸水防護施設の共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象（2.2 津波による損傷の防止は除く。）、3. 火災、5. 設備に対する要求（5.5 安全弁等、5.6 逆止め弁等を除く。）、6. その他（6.3 安全避難通路等を除く。）」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。

第2章 個別項目

1. 津波による損傷の防止

1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設

1.1.1 耐津波設計の基本方針

設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置（変更）許可を受けた基準津波によりその安全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。

(1) 津波防護対象設備

設計基準対象施設が、基準津波により、その安全性が損なわれるおそれがないよう、津波より防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス 1 及びクラス 2 に該当する構築物、系統及び機器（以下「津波防護対象設備」という。）とする。津波防護対象設備の防護設計においては、津波により防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある防護対象施設以外の施設についても考慮する。また、重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処設備についても、設計基準対象施設と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、津波防護対象設備に含める。

さらに、津波が地震の随伴事象であることを踏まえ、耐震 S クラスの施設を含めて津波防護対象設備とする。

1.1.2 入力津波の設定

各施設・設備の設計又は評価に用いる入力津波として、敷地への遡上に伴う入力津波（以下「遡上波」という。）と取水路（重大事故等時のみ 1,2 号機共用（以下同じ。））・放水路等の経路からの流入に伴う入力津波（以下「経路からの津波」という。）を設定する。

入力津波の設定の諸条件の変更により、評価結果が影響を受けないことを確認するために、評価条件変更の都度、津波評価を実施することとし、保安規定に定めて管理する。

- a. 遡上波については、遡上への影響要因として、敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在、設備等の設置状況並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を評価する。遡上する場合は、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される津波高さとして設定する。また、地震による変状又は繰返し襲来する津波に

よる洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を評価する。

- b. 経路からの津波については、浸水経路を特定し、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形及び津波高さとして設定する。
- c. a,bにおいては、水位変動として、朔望平均潮位を考慮する。上昇側の水位変動に対しては、満潮位の標準偏差を潮位のバラツキとして加えて設定する。地殻変動については、基準津波の波源である琉球海溝におけるプレート間地震(Mw9.1)により、発電所敷地の沈降が想定されるため、これを上昇側の水位変動量に加えることで安全側の評価を実施する。下降側の水位変動量に対しては考慮しない。また、入力津波が有する数値計算上の不確かさを考慮することを基本とする。

1.1.3 津波防護対策

「1.1.2 入力津波の設定」で設定した入力津波による津波防護対象設備への影響を、津波の敷地への流入の可能性の有無、漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無、津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無並びに水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無の観点から評価することにより、津波防護対策が必要となる箇所を特定して必要な津波防護対策を実施する設計とする。

入力津波の変更等が津波防護対策に影響を与えないことを確認することとし、定期的な評価及び改善に関する手順を保安規定に定めて管理する。

a. 敷地への浸水防止（外郭防護 1）

(a) 遡上波の地上部からの到達、流入の防止

遡上波による敷地周辺の遡上の状況を加味した浸水の高さ分布を基に、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、遡上波の地上部からの到達、流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値と、入力津波で

考慮した朔望平均満潮位及び潮位のバラツキの合計との差を設計上の裕度とし、判断の際に考慮する。

評価の結果、遡上波が地上部から到達し流入する可能性がある場合は、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋又は区画に、津波防護施設として、遡上波の流入を防止するための壁を設置するとともに、浸水防止設備として、開口部等の浸水経路からの流入を防止するための扉、床ドレンライン逆止弁（海水ポンプエリアについては 1,2 号機共用、1 号機に設置（以下同じ。））の設置及び貫通部止水処置（海水ポンプエリアについては 1,2 号機共用、1 号機に設置（以下同じ。））を実施する設計とする。また、浸水防止設備として設置する扉については、遡上波の流入を防止するため、扉の閉止運用を保安規定に定めて管理する。

(b) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止

取水路又は放水路等の経路のうち、津波の流入の可能性のある経路につながる海水系、循環水系、それ以外の屋外排水路、配管又はケーブルダクトの開口部等の標高に基づく津波許容高さとは経路からの津波高さを比較することにより、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画への、津波の流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のバラツキの合計との差を設計上の裕度とし、判断の際に考慮する。

評価の結果、流入する可能性のある経路がある場合は、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋又は区画に、津波防護施設として、経路からの津波の流入を防止するための壁を設置するとともに、浸水防止設備として、開口部等の浸水経路からの流入を防止するための扉、床ドレンライン逆止弁の設置及び貫通部止水処置を実施する設計とする。また、浸水防止設備として設置する扉については、経路からの津波の流入を防止するため、扉の閉止運用を保安規定に定めて管理する。

(a),(b)において、外郭防護として津波防護施設及び浸水防止設備による対策の範囲は、海水ポンプエリアの入力津波高さ **EL.6.0m** に対し、設計上の裕度を考慮し、**EL.7.0m**以下とする。

b. 漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護 2）

(a) 漏水対策

経路からの津波が流入する可能性のある取水・放水設備の構造上の特徴を考慮し、取水・放水施設及び地下部等において、津波による漏水が継続することによる浸水範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という。）するとともに、当該範囲の境界における浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部、貫通口等）について、浸水防止設備を設置することにより、浸水範囲を限定する設計とする。さらに、浸水想定範囲及びその周辺にある津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）に対しては、浸水防止設備として、防水区画化するための設備を設置するとともに、防水区画内への浸水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無を評価する。

評価の結果、浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響がないよう、排水設備を設置する設計とする。

c. 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）

(a) 浸水防護重点化範囲の設定

津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画を浸水防護重点化範囲として設定する。

(b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策

経路からの津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を基に、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性の有無を評価する。浸水範囲及び浸水量については、地震による溢水の影響も含めて確認する。地震による溢水のうち、津波による影響を受けない範囲の評価については、「2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に示す。

評価の結果、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口がある場合には、津波防護施設として、屋外の設備の地震による損傷箇所からの津波の流入を防止するための壁を設置するとともに、浸水防止設備として、地震

による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための扉、床ドレンライン逆止弁の設置及び貫通部止水処置（制御建屋については 1,2 号機共用、1 号機に設置（以下同じ。））を実施する設計とする。また、浸水防止設備として設置する扉については、津波の流入を防止するため、扉の閉止運用を保安規定に定めて管理する。

内郭防護として、津波防護施設又は浸水防止設備による対策の範囲は、海水ポンプエリアについては外郭防護と同様に EL.7.0m 以下、タービン建屋と中間建屋及び制御建屋の境界については EL.8.0m 以下とする。

d. 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止

(a) 海水ポンプ等の取水性

海水ポンプについては、取水ピット（重大事故等時のみ 1,2 号機共用（以下同じ。））の入力津波の下降側の水位と、海水ポンプ取水可能水位を比較し、入力津波の水位が海水ポンプ取水可能水位を下回る可能性の有無を評価する。

評価の結果、取水可能水位を下回る可能性がある場合は、津波防護施設として、海水を貯水するための堰を設置する。また、冷却に必要な海水を確保するため、保安規定に循環水ポンプの停止運用を定めて管理する。

海水ポンプについては、津波による取水ピットの上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。

取水用水中ポンプ（1,2 号機共用（以下同じ。））及び移動式大容量ポンプ車（1,2 号機共用（以下同じ。））についても、取水ピットの入力津波の水位に対して、取水性が確保できるものを用いる設計とする。

(b) 津波の二次的な影響による海水ポンプ等の機能保持確認

基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積に対して、取水口（1,2 号機共用（以下同じ。））が閉塞することがなく取水口、取水路及び取水ピットの通水性が確保できる設計とする。また、海水ポンプ取水時に浮遊砂が軸受に混入した場合にも、海水ポンプの軸受部の異物逃がし溝から排出することで、海水ポンプが機能保持できる設計とする。取水用水中ポンプ及び移動式大容量ポンプ車には、浮遊砂の混入に対しても取水機能が保持できるものを用いる設計とする。

漂流物に対しては、発電所構内及び構外で漂流物となる可能性のある施設・

設備を抽出し、抽出された漂流物となる可能性のある施設・設備が漂流した場合に、海水ポンプへの衝突及び取水口の閉塞が生じることがなく、海水ポンプの取水性確保並びに取水口、取水路及び取水ピットの通水性が確保できる設計とする。

e. 津波監視

津波監視設備として、敷地への津波の繰返しの襲来を察知し、津波防護施設及び浸水防止設備の機能を確実に確保するため、津波監視カメラ（2号機設備、1,2号機共用、2号機に設置（計測制御系統施設の設備で兼用）（以下同じ。））及び取水ピット水位計を設置する。

f. 津波影響軽減

津波影響軽減施設として、津波や漂流物の衝突に対する影響を軽減させるための防護堤（1,2号機共用、1号機に設置（以下同じ。））を設置する。また、津波の波力を軽減させるため、津波影響軽減施設として、防波堤（1,2号機共用、1号機に設置（以下同じ。））を設置する。

1.1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計

a. 設計方針

津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響軽減施設については、「1.1.2 入力津波の設定」で設定している繰返しの襲来を想定した入力津波に対して、津波防護対象設備の要求される機能を損なうおそれがないよう以下の機能を満足する設計とする。

(a) 津波防護施設

津波防護施設は、非常用海水冷却系の取水性に配慮し、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。

津波防護施設のうち海水ポンプエリアに設置する壁については、EL.7.0mを上回る高さで設置し、津波防護施設のうち取水口前面に設置する堰については、津波による水位低下時に海水ポンプの取水に必要な海水を確保するために必要な高さで設置し、止水性を維持する設計とする。

主要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用を考慮し、試験等にて止水性を確認した止水処置を講じる設計とする。

(b) 浸水防止設備

浸水防止設備は、浸水想定範囲等における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性を評価し、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。また、津波防護対象設備を内包する建物及び区画に浸水時及び冠水後に津波が浸水することを防止するため、当該区画への流入経路となる開口部に設置するとともに、想定される浸水高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を維持する。

海水ポンプエリアの浸水防止設備については、EL. 7.0m を上回る壁の高さまでの海水ポンプエリア周辺から内部に通じる開口部に設置する設計とする。中間建屋及び制御建屋の浸水防止設備については、EL. 8.0m までのタービン建屋から中間建屋および制御建屋内部に通じる開口部に設置する設計とする。浸水防止設備は、試験等により閉止部等の止水性を確認した設備を設置する設計とする。

(c) 津波監視設備

津波監視設備は、津波の襲来状況を監視できる設計とする。また、波力、漂流物の影響を受けにくい高い位置に設置する。

津波監視設備のうち津波監視カメラは、2 号機の非常用所内電源設備から給電するとともに映像信号を中央制御室へ伝送し、中央制御室にて周囲の状況を昼夜にわたり監視できるよう、暗視機能及び回転機能を有する設計とする。

津波監視設備のうち取水ピット水位計は、経路からの津波に対し取水ピットの上昇側及び下降側の水位変動のうち EL. -8.0m から EL. 9.0m を測定可能とし、非接触式の水圧検出器により計測できる設計とする。また、取水ピット水位計は非常用所内電源設備から給電し、中央制御室から監視可能な設計とする。

(d) 津波影響軽減施設

津波影響軽減施設は、津波防護施設及び浸水防止設備への津波による影響を軽減する機能を保持する設計とする。また、地震後において、津波による影響を軽減する機能が保持できる設計とする。

津波影響軽減施設のうち防護堤は、EL. 7.0m を上回る高さとし、海水ポンプエリアの壁を取り囲むように設置し、津波影響軽減施設のうち防波堤は、敷地西側に設置する設計とする。

b. 荷重の組合せ及び許容限界

津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響軽減施設の設計に当たっては、津波による荷重及び津波以外の荷重を適切に設定し、それらの組合せを考慮する。また、想定される荷重に対する部材の健全性や構造安定性について適切な許容限界を設定する。

(a) 荷重の組合せ

津波と組み合わせる荷重については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」のうち「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風、積雪の荷重及び余震として考えられる地震（Sd）に加え、漂流物による荷重を考慮する。津波による荷重の設定に当たっては、各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさを考慮し、余裕の程度を検討した上で安全側の設定を行う。

津波影響軽減施設の設計においては、基準地震動による地震力を考慮し、適切に組み合わせる。

(b) 許容限界

津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の許容限界は、地震後、津波後の再使用性や津波の繰返し作用を想定し、施設・設備を構成する材料がおおむね弾性状態に留まることを基本とする。

津波影響軽減施設の許容限界は、津波の繰返し作用を想定し、施設が機能を喪失する変形に至らないこと及び終局状態に至らないことを確認する。

1.1.5 設備の共用

浸水防護施設のうち津波防護に関する施設の一部は、号機の区分けなく一体となった津波防護対策を実施することで、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。

1.2 特定重大事故等対処施設

1.2.1 耐津波設計の基本方針

特定重大事故等対処施設が設置（変更）許可を受けた基準津波により、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、

影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。

(1) 特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備

特定重大事故等対処施設、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を「特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備」とする。

1.2.2 入力津波の設定

各施設・設備の設計又は評価に用いる入力津波として、敷地への遡上に伴う入力津波（以下「遡上波」という。）と取水路・放水路等の経路からの流入に伴う入力津波（以下「経路からの津波」という。）を設定する。

入力津波の設定の諸条件の変更により、評価結果が影響を受けないことを確認するために、評価条件変更の都度、津波評価を実施することとし、保安規定に定めて管理する。

- a. 遡上波については、遡上への影響要因として、敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在、設備等の設置状況並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を評価する。遡上する場合は、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される津波高さとして設定する。また、地震による変状又は繰返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を評価する。
- b. 経路からの津波については、浸水経路を特定し、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形及び津波高さとして設定する。
- c. a,b においては、水位変動として、朔望平均潮位を考慮する。上昇側の水位変動に対しては、満潮位の標準偏差を潮位のバラツキとして加えて設定する。地殻変動については、基準津波の波源である琉球海溝におけるプレート間地震(Mw9.1)により、発電所敷地の沈降が想定されるため、これを上昇側の水位変動量に加えることで安全側の評価を実施する。下降側の水位変動量に対しては考慮しない。また、入力津波が有する数値計算上の不確かさを考慮することを基本とする。

1.2.3 津波防護対策

「1.2.2 入力津波の設定」で設定した入力津波による特定重大事故等対処施設

の津波防護対象設備への影響を、津波の敷地への流入の可能性の有無及び津波による溢水の原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無の観点から評価することにより、津波防護対策が必要となる箇所を特定して必要な津波防護対策を実施する設計とする。

入力津波の変更等が津波防護対策に影響を与えないことを確認することとし、定期的な評価及び改善に関する手順を保安規定に定めて管理する。

なお、1.2.3における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

a. 基準津波に対する特定重大事故等対処施設の防護

(a) 敷地への浸水防止（外郭防護 1）

イ. 遡上波の地上部からの到達、流入の防止

遡上波による敷地周辺の遡上の状況を加味した浸水の高さ分布を基に、特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、遡上波の地上部からの到達、流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のバラツキの合計との差を設計上の裕度とし、判断の際に考慮する。

なお、1.2.3 a.(a)イ.における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

ロ. 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止

取水路又は放水路等の経路のうち、津波の流入の可能性のある経路につながる海水系、循環水系、それ以外の屋外排水路、配管又はケーブルダクトの開口部等の標高に基づく津波許容高さとは経路からの津波高さを比較することにより、特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）を内包する建屋及び区画への、津波の流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のバラツキの合計との差を設計上の裕度とし、判断の際に考慮する。

評価の結果、流入する可能性のある経路がある場合は、特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）を内包する建屋又は区画への経路に、津波防護施設として、経路からの津波の流入を防止するための壁を設置するとともに、浸水防止設備として、開口部等の浸水経路からの流入を防止するための扉、床ドレンライン逆止弁の設置及び貫通部止水処置を実施する設計とする。また、浸水防止設備として設置する扉については、経路からの津波の流入を防止するため、扉の閉止運用を保安規定に定めて管理する。

なお、1.2.3 a.(a)ロ.における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

- (b) 津波による溢水の原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）

イ. 浸水防護重点化範囲の設定

1.2.3 a.(b)イ.における設計の詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

ロ. 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策

経路からの津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を基に、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性の有無を評価する。浸水範囲及び浸水量については、地震による溢水の影響も含めて確認する。地震による溢水のうち、津波による影響を受けない範囲の評価については、「2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に示す。

評価の結果、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口がある場合には、津波防護施設として、屋外の設備の地震による損傷箇所からの津波の流入を防止するための壁を設置するとともに、浸水防止設備として、地震による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための扉、床ドレンライン逆止弁の設置及び貫通部止水処置を実施する設計とする。また、浸水防止設備として設置する扉については、津波の流入を防止するため、扉の閉止運用を保安規定に定めて管理する。

1.2.3 a.(b)ロ.における設計の詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

(c) 津波監視

津波監視設備として、敷地への津波の繰返しの襲来を察知し、津波防護施設及び浸水防止設備の機能を確実に確保するため、津波監視カメラ及び取水ピット水位計を設置する。

(d) 津波影響軽減

津波影響軽減施設として、津波や漂流物の衝突に対する影響を軽減させるための防護堤を設置する。また、津波の波力を軽減させるため、津波影響軽減施設として、防波堤を設置する。

1.2.3 b.における設計の詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

1.2.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計

a. 設計方針

(a) 津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響軽減施設

津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響軽減施設については、「1.2.2 入力津波の設定」で設定している繰返しの襲来を想定した入力津波に対して、特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備の要求される機能を損なうおそれがないよう以下の機能を満足する設計とする。

イ. 津波防護施設

津波防護施設は、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。

主要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用を考慮し、試験等にて止水性を確認した止水処置を講じる設計とする。

なお、1.2.4 a.(a)イ.における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

ロ. 浸水防止設備

浸水防止設備は、浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性を評価し、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。また、特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に浸水時及び冠水後に津波が浸水することを防止するため、当該区画への流入経路となる開口部に設置する

とともに、想定される浸水高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を維持する。

なお、1.2.4 a.(a)ロ.における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

ハ. 津波監視設備

津波監視設備は、津波の襲来状況を監視できる設計とする。また、波力、漂流物の影響を受けにくい高い位置に設置する。

なお、1.2.4 a.(a)ハ.における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

ニ. 津波影響軽減施設

津波影響軽減施設は、津波防護施設及び浸水防止設備への津波による影響を軽減する機能を保持する設計とする。また、地震後において、津波による影響を軽減する機能が保持できる設計とする。

なお、1.2.4 a.(a)ニ.における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

1.2.4 a.(b)における設計の詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

1.2.4 a.(b)イ.における設計の詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

b. 荷重の組合せ及び許容限界

(a) 津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響軽減施設

津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響軽減施設の設計に当たっては、津波による荷重及び津波以外の荷重を適切に設定し、それらの組合せを考慮する。また、想定される荷重に対する部材の健全性や構造安定性について適切な許容限界を設定する。

イ. 荷重の組合せ

津波と組み合わせる荷重については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」のうち「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風、積雪の荷重及び余震として考えられる地震（Sd）に加え、漂流物による荷重を考慮する。

津波による荷重の設定に当たっては、各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさを考慮し、余裕の程度を検討した上で安全側の設定を行う。

津波影響軽減施設の設計においては、基準地震動による地震力を考慮し、適切に組み合わせる。

ロ．許容限界

津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の許容限界は、地震後、津波後の再使用性や津波の繰返し作用を想定し、施設・設備を構成する材料がおおむね弾性状態に留まることを基本とする。

津波影響軽減施設の許容限界は、津波の繰返し作用を想定し、施設が機能を喪失する変形に至らないこと及び終局状態に至らないことを確認する。

1.2.4 b.(b)における設計の詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

1.2.5 設備の共用

浸水防護施設のうち津波防護に関する施設の一部は、号機の分けなく一体となった津波防護対策を実施することで、共用することにより発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。

2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止

2.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備

2.1.1 溢水防護等の基本方針

設計基準対象施設が、発電用原子炉施設内における溢水の発生により、その安全性を損なうおそれがない設計とする。そのために、溢水防護に係る設計時に、発電用原子炉施設内で発生が想定される溢水の影響を評価（以下「溢水評価」という。）し、運転状態にある場合は原子炉を高温停止及び、引き続き低温停止することができ、並びに放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計とする。さらに、使用済燃料ピットにおいては、使用済燃料ピット冷却機能及び使用済燃料ピットへの給水機能を維持できる設計とする。

発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針を踏まえ、溢水により発生

し得る原子炉外乱及び溢水の原因となり得る原子炉外乱を抽出し、主給水流量喪失、原子炉冷却材喪失等の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の対処に必要な機器に対し、単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。

これらの機能を維持するために必要な設備（以下「防護対象設備」という。）が、浸水防護や検知機能等によって、発生を想定する没水、被水及び蒸気の影響を受けて、要求される機能を損なうおそれがない（多重性又は多様性を有する設備が同時にその機能を損なうおそれがない。）設計とする。

重大事故等対処設備については、溢水影響を受けて設計基準事故対処設備及び使用済燃料ピット水浄化冷却設備等と同時に機能を損なうおそれがないよう、被水又は蒸気影響に対しては可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて位置的分散を図り、没水影響に対しては溢水水位を考慮した位置に設置又は保管する。

溢水影響に対し防護すべき設備（以下「防護すべき設備」という。）として防護対象設備及び重大事故等対処設備を設定する。

発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備（ポンプ、弁、使用済燃料ピット、燃料取替用チャネル、キャスクピット、燃料検査ピット及び原子炉キャビティ（チャネルを含む。））から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止する設計とする。

溢水評価条件の変更により評価結果が影響を受けないことを確認するために、評価条件変更の都度、溢水評価を実施することとし保安規定に定めて管理する。

2.1.2 溢水源及び溢水量の設定

溢水影響を評価するために、想定する機器の破損等により生じる溢水（以下「想定破損による溢水」という。）、発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水（以下「放水による溢水」という。）、地震に起因する機器の破損及び使用済燃料ピット等のスロッシングにより生じる溢水（以下「地震起因による溢水」という。）並びにその他の要因（地下水の流入、地震以外の自然現象に起因して生じる破損等）により生じる溢水（以下「その他の溢水」という。）を踏まえ、溢水源及び溢水量を設定する。

想定破損による溢水では、高エネルギー配管は「完全全周破断」、低エネルギー配管は「配管内径の 1/2 の長さで配管肉厚の 1/2 の幅を有する貫通クラック（以下「貫

通クラック」という。)の破損を想定した溢水量とし、想定する破損箇所は溢水影響が最も大きくなる位置とする。但し、高エネルギー配管については発生応力が許容応力の 0.4 倍を超え 0.8 倍以下であれば「貫通クラック」による溢水を想定する。低エネルギー配管については、配管の発生応力が許容応力の 0.4 倍以下であれば破損を想定しない。

具体的には、高エネルギー配管のうち、「貫通クラック」を想定する補助蒸気系統の一般部（1B を超える。）は、発生応力が許容応力の 0.8 倍以下とする設計とする。破損を想定しない低エネルギー配管は発生応力が許容応力の 0.4 倍以下とする設計とする。発生応力と許容応力の比較により破損形状の想定を行う補助蒸気系統の一般部（1B を超える。）及び破損を想定しない低エネルギー配管は、評価結果に影響するような配管減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を実施することとし保安規定に定めて管理する。

高エネルギー配管として運転している時間の割合が、当該系統の運転している時間の 2%又はプラント運転期間の 1%より小さいことから低エネルギー配管とする系統については、運転時間実績管理を実施することとし保安規定に定めて管理する。

放水による溢水では、消火活動に伴う消火栓からの放水量を溢水量として設定する。発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置されるスプリンクラ及び格納容器スプレー系統からの溢水については、溢水から防護すべき設備が溢水影響を受けない設計とする。

地震起因による溢水では、流体を内包することで溢水源となり得る機器のうち、基準地震動による地震力により破損するおそれがある機器を溢水源とする。耐震 S クラス機器については、基準地震動による地震力によって破損は生じないことから溢水源として想定しない。また、耐震 B,C クラス機器のうち耐震対策工事の実施あるいは製作上の裕度の考慮により、基準地震動による地震力に対して耐震性が保持されるものについては溢水源として想定しない。

溢水源となる容器については全保有水量を溢水量とする。溢水源となる配管は完全全周破断を考慮した溢水量とするが、防護すべき設備が設置される建屋内で、破損を想定しない配管は基準地震動による地震力に対して耐震性を保持する設計とする。また、基準地震動により発生する使用済燃料ピット（燃料取替用キャナル、キャスクピット及び燃料検査ピットを含む。）のスロッシングにて使用済燃料ピット外へ漏えいする溢水量を算出する。

その他の溢水については、地下水の流入、竜巻による飛来物の衝突による屋外タ

シクの破損に伴う漏えい等の地震以外の自然現象に伴う溢水、機器の誤作動、弁グランド部、配管フランジ部からの漏えい事象等を想定する。

溢水量の算出において、隔離による漏えい停止を期待する場合には、漏えい停止までの必要な時間を評価し溢水量を算出する。また、隔離範囲内の系統保有水量は隔離後の溢水量とする。

水密化された区画は、区画内のタンク保有水全量が漏えいしても区画外に漏えいする開口部はない。また、水密化区画を構成する壁については、基準地震動による地震力に対して、水密化区画外への溢水伝ば防止機能を損なうおそれがない設計とすること、壁貫通部には流出防止のために止水処置を実施することから、区画内で発生する溢水は溢水源としない。

2.1.3 溢水評価区画及び溢水経路の設定

溢水影響を評価するために、溢水防護上の評価区画及び溢水経路を設定する。

溢水評価区画は、防護すべき設備が設置される全ての区画並びに中央制御室及び現場操作が必要な設備へのアクセス通路を対象とし、壁、扉又は堰によって他の区画と分離される区画として設定する。

溢水経路は、評価区画内外で発生を想定する溢水に対して、当該区画内の溢水水位が最も高くなるように設定する。また、消火活動により区画の扉を開放する場合は、開放した扉からの消火水の伝ばを考慮した溢水経路とする。

溢水経路を構成する水密扉に関しては、扉の閉止運用を保安規定に定めて管理する。

2.1.4 建屋内の防護すべき設備に関する溢水評価及び防護設計方針

(1) 没水影響に対する評価及び防護設計方針

発生を想定する溢水量、溢水評価区画及び溢水経路から算出される溢水水位と防護すべき設備の要求される機能を損なうおそれがある高さ（以下「機能喪失高さ」という。）を評価し、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計とする。また、溢水の流入状態、溢水源からの距離、人のアクセス等による一時的な水位変動を考慮し、機能喪失高さは溢水水位に対して裕度を確保する設計とする。

没水の影響により、防護すべき設備が溢水水位に対し機能喪失高さを確保できないおそれがある場合は、溢水水位を上回る高さまで、溢水により発生する

水圧に対して止水性（以下「止水性」という。）を維持する壁、扉、堰、床ドレンライン逆止弁若しくは貫通部止水処置により溢水伝ばを防止するための対策又は対象設備の水密化処置を実施する。

止水性を維持する浸水防護施設については、試験等にて止水性を確認する設計とする。

消火水放水時に注意喚起が必要となる機能喪失高さ及び不用意な放水禁止の表示を実施することとし保安規定に定めて管理する。

(2) 被水影響に対する評価及び防護設計方針

溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水又は天井面の開口部若しくは貫通部からの被水が、防護すべき設備に与える影響を評価する。防護すべき設備が、浸水に対する保護構造（以下「保護構造」という。）を有し被水影響を受けて要求される機能を損なうおそれがない設計又は機能を損なうおそれがない配置とする。保護構造により要求される機能を損なうおそれがない設計とする設備については、評価された被水条件を考慮しても要求される機能を損なうおそれがないことを設計時に確認し、保護構造を維持するための施設管理を実施する。

保護構造を有さない防護すべき設備が設置される屋内区画では、ハロン消火設備又は二酸化炭素消火設備が設置されることから、防護すべき設備が、被水の影響を受けて要求される機能を損なうおそれがないように、消火水放水時に不用意な放水を行わない運用とすることとし保安規定に定めて管理する。

(3) 蒸気影響に対する評価及び防護設計方針

区画内で発生を想定する漏えい蒸気、区画間を拡散する漏えい蒸気及び破損想定箇所近傍での漏えい蒸気の直接噴出による影響について、設定した空調条件や解析区画条件により評価する。

蒸気曝露試験又は試験困難な場合等に実施した机上評価により、防護すべき設備の健全性を確認した条件が、漏えい蒸気による環境条件（温度、湿度及び圧力）を満足し、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計又は防護すべき設備が蒸気影響を受けて要求される機能を損なうおそれがない配置とする。

漏えい蒸気の影響により、防護対象設備が要求される機能を損なうおそれがある

る場合は、漏えい蒸気影響を緩和するための対策を実施する。具体的には、蒸気漏えいを早期自動検知し、要求される時間内に自動又は手動により遠隔隔離するための対策設備として、蒸気漏えい早期検知システム（温度検出器、検知制御盤、検知監視盤及び蒸気遮断弁）を設置する。蒸気遮断弁は、補助蒸気系統に設置し隔離信号発信後 25 秒以内に自動隔離する設計とする。蒸気漏えいの自動検知及び遠隔隔離だけでは、防護対象設備が要求される機能を損なうおそれがある配管破断想定箇所には、ターミナルエンド部防護カバーを設置し、ターミナルエンド部防護カバーと配管のすき間(両側合計 4mm 以下)を設定することで漏えい蒸気影響を緩和する。

(4) その他の溢水影響に対する評価及び防護設計方針

その他の溢水のうち機器の誤作動や弁グランド部、配管フランジ部からの漏えい事象等に対しては、漏えい検知システム又は運転員の状況確認により早期に検知し、漏えい箇所の特定及び漏えい箇所の隔離等により漏えいを止めることで防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計とする。このため、漏えいを止めることを的確に実施するため、手順を整備することとし保安規定に定めて管理する。

(5) 使用済燃料ピットのスロッシング後の機能維持に関する溢水評価及び防護設計方針

使用済燃料ピットのスロッシングにより使用済燃料ピット外へ漏えいする溢水量を評価し、使用済燃料ピットのスロッシング後においても、使用済燃料ピットの必要な水位が確保され、使用済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料が貯蔵されている状態（燃料取替時を除く。）での放射線業務従事者の放射線被ばくを管理する上で定めた線量率を満足する遮蔽機能並びに使用済燃料ピットへの給水機能を損なうおそれがない設計とする。

2.1.5 建屋外の防護すべき設備に関する溢水評価及び防護設計方針

循環水管の破損による溢水、屋外タンクで発生を想定する溢水、宮山池からの溢水、配管の想定破損による溢水、消火水による溢水等による影響を評価し、建屋外に設置される防護すべき設備が、要求される機能を損なうおそれがない設計とする。

溢水による没水の影響により、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある場合は、浸水防護施設による対策を実施する。具体的には、建屋外の防護すべき設備である海水ポンプが、溢水水位に対し機能喪失高さを確保できないおそれがある場合は、海水ポンプエリア周囲に溢水水位を上回る高さまで止水性を維持する壁、扉、蓋の設置及び貫通部止水処置を実施し、海水ポンプエリア外で発生する溢水が海水ポンプエリア内に伝ばすることを防止する設計とする。また、海水ポンプエリア内で発生を想定する溢水に対して、排水流量が最も大きい 1 箇所からの排水は期待しないものとしても、想定する溢水量を上回る量を海水ポンプエリア床ドレン（1,2 号機共用、1 号機に設置（以下同じ。））から排水させる設計とする。

止水性を維持する浸水防護施設については、試験等にて止水性を確認する設計とする。

2.1.6 建屋外からの流入防止に関する溢水評価及び防護設計方針

防護すべき設備が設置される建屋外で、発生を想定する溢水の影響を評価し、防護すべき設備が設置される建屋内へ、溢水が流入し伝ばしない設計とする。

防護すべき設備が設置される建屋外で、発生を想定する溢水が建屋内へ伝ばするおそれがある場合は、溢水水位を上回る高さまで止水性を維持する扉、床ドレンライン逆止弁の設置及び貫通部止水処置を実施し、溢水の伝ばを防止する設計とする。また、防護すべき設備が設置される建屋外で発生を想定する地下水は、湧水サンプに集水され湧水サンプポンプにより処理し、溢水評価区画へ伝ばしない設計とする。

止水性を維持する浸水防護施設については、試験等にて止水性を確認する設計とする。

2.1.7 管理区域外への漏えい防止に関する溢水評価及び防護設計方針

放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備（ポンプ、弁、使用済燃料ピット、燃料取替用チャネル、キャスクピット、燃料検査ピット及び原子炉キャビティ（チャネルを含む。））より発生する放射性物質を含む液体の溢水量、溢水評価区画及び溢水経路により溢水水位を評価し、放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいすることを防止し伝ばしない設計とする。

放射性物質を含む液体が管理区域外に伝ばするおそれがある場合には、溢水水位を上回る高さまで、止水性を維持する堰により管理区域外への溢水伝ばを防止するための対策を実施する。

2.1.8 溢水防護上期待する浸水防護施設の構造強度設計

溢水評価区画及び溢水経路の設定並びに溢水評価において期待する浸水防護施設の構造強度設計は、以下のとおりとする。

浸水防護施設が要求される機能を維持するため、計画的に保守管理、点検を実施するとともに必要に応じ補修を実施することとし保安規定に定めて管理する。

壁、堰、扉、蓋、床ドレンライン逆止弁及び貫通部止水処置については、基準地震動による地震力に対し、地震時及び地震後においても、溢水伝ばを防止する機能を損なうおそれがない設計とする。

湧水サンプポンプ及び吐出ラインについては、基準地震動による地震力に対し、地震時及び地震後においても、地下水を処理し、溢水伝ばを防止する機能を損なわない設計とする。

海水ポンプエリア床ドレンの設計については、基準地震動による地震力に対し、地震時及び地震後においても、発生を想定する溢水に対する排水機能を損なうおそれがない設計とする。

ターミナルエンド部防護カバーの設計においては、配管の破断により発生する荷重に対し、蒸気影響を緩和する機能を損なうおそれがない設計とする。

2.1.9 設備の共用

浸水防護施設のうち溢水防護に関する設備の一部は、号機の区分けなく一体となった溢水防護対策を実施することで、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。

2.2 特定重大事故等対処施設

2.2.1 溢水防護等の基本方針

特定重大事故等対処施設を構成する設備（以下「特重設備」という。）については、浸水防護や検知機能等によって、溢水影響を受けて、設計基準事故対処設備の安全機能及び重大事故等対処設備の重大事故等に対処するための機能と同時に機能を損なうおそれがない設計とするために、被水又は蒸気影響に対しては可能な限り設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置も含めて位置的分散を図り、没水影響に対しては溢水水位を考慮した位置に設置する。

溢水影響に対し防護すべき設備（以下「防護すべき設備」という。）として特重

設備を設定する。洪水の影響を受けても要求される機能を損なうおそれがない防護すべき設備については、洪水評価の対象外とする。

洪水評価条件の変更により評価結果が影響を受けないことを確認するために、評価条件変更の都度、洪水評価を実施することとし保安規定に定めて管理する。

2.2.2 洪水源及び洪水量の設定

想定破損による洪水では、高エネルギー配管は「完全全周破断」、低エネルギー配管は「配管内径の 1/2 の長さで配管肉厚の 1/2 の幅を有する貫通クラック（以下「貫通クラック」という。）」の破損を想定した洪水量とし、想定する破損箇所は洪水影響が最も大きくなる位置とする。但し、高エネルギー配管については発生応力が許容応力の 0.4 倍を超え 0.8 倍以下であれば「貫通クラック」による洪水を想定する。低エネルギー配管については、静水頭圧又は配管の発生応力が許容応力の 0.4 倍以下であれば破損による洪水を想定しない。特重設備については、高エネルギー配管がないこと及び低エネルギー配管は静水頭圧又は配管の発生応力が許容応力の 0.4 倍以下であることから、洪水源として想定しない。

具体的には、高エネルギー配管のうち、「貫通クラック」を想定する補助蒸気系統の一般部（1B を超える。）は、発生応力が許容応力の 0.8 倍以下とする設計とする。破損を想定しない低エネルギー配管は発生応力が許容応力の 0.4 倍以下とする設計とする。発生応力と許容応力の比較により破損形状の想定を行う補助蒸気系統の一般部（1B を超える。）及び破損を想定しない低エネルギー配管は、評価結果に影響するような配管減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を実施することとし保安規定に定めて管理する。

高エネルギー配管として運転している時間の割合が、当該系統の運転している時間の 2% 又はプラント運転期間の 1% より小さいことから低エネルギー配管とする系統については、運転時間実績管理を実施することとし保安規定に定めて管理する。

放水による洪水では、消火活動に伴う消火栓からの放水量を洪水量として設定する。発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置されるスプリンクラ及び格納容器スプレイ系統からの洪水については、洪水から防護すべき設備が洪水影響を受けない設計とする。スプリンクラについては、水噴霧消火設備を考慮し、その設備の作動量を洪水量として設定する。

地震起因による洪水では、流体を内包することで洪水源となり得る機器のうち、基準地震動による地震力により破損するおそれがある機器を洪水源とする。耐震 S

クラス機器については、基準地震動による地震力によって破損は生じないことから溢水源として想定しない。また、耐震 B,C クラス機器のうち製作上の裕度の考慮により、基準地震動による地震力に対して耐震性が保持されるものについては溢水源として想定しない。特重設備については、基準地震動による地震力によって破損は生じないことから溢水源として想定しない。

溢水源となる容器については全保有水量を溢水量とする。溢水源となる配管は完全全周破断を考慮した溢水量とするが、防護すべき設備が設置される建屋内で、破損を想定しない配管は基準地震動による地震力に対して耐震性を保持する設計とする。また、基準地震動により発生する使用済燃料ピット（燃料取替用キャナル、キャスクピット及び燃料検査ピットを含む。）のスロッシングにて使用済燃料ピット外へ漏えいする溢水量を算出する。

その他の溢水については、地下水の流入、竜巻による飛来物の衝突による屋外タンクの破損に伴う漏えい等の地震以外の自然現象に伴う溢水、機器の誤作動、弁グランド部、配管フランジ部からの漏えい事象等を想定する。

溢水量の算出において、隔離による漏えい停止を期待する場合には、漏えい停止までの必要な時間を評価し溢水量を算出する。また、隔離範囲内の系統保有水量は隔離後の溢水量とする。

水密化された区画は、区画内のタンク保有水全量が漏えいしても区画外に漏えいする開口部はない。また、水密化区画を構成する壁については、基準地震動による地震力に対して、水密化区画外への溢水伝ば防止機能を損なうおそれがない設計とすること、壁貫通部には流出防止のために止水処置を実施することから、区画内で発生する溢水は溢水源としない。

なお、2.2.2 における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1 に記載する。

2.2.3 溢水評価区画及び溢水経路の設定

溢水影響を評価するために、溢水防護上の評価区画及び溢水経路を設定する。

溢水経路は、評価区画内外で発生を想定する溢水に対して、当該区画内の溢水水位が最も高くなるように設定する。また、消火活動により区画の扉を開放する場合は、開放した扉からの消火水の伝ばを考慮した溢水経路とする。

溢水経路を構成する水密扉に関しては、扉の閉止運用を保安規定に定めて管理する。

なお、2.2.3 における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

2.2.4 建屋内の防護すべき設備に関する溢水評価及び防護設計方針

(1) 没水影響に対する評価及び防護設計方針

発生を想定する溢水量、溢水評価区画及び溢水経路から算出される溢水水位と防護すべき設備の要求される機能を損なうおそれがある高さ（以下「機能喪失高さ」という。）を評価し、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計とする。また、溢水の流入状態、溢水源からの距離、人のアクセス等による一時的な水位変動を考慮し、機能喪失高さは溢水水位に対して裕度を確保する設計とする。

没水の影響により、防護すべき設備が溢水水位に対し機能喪失高さを確保できないおそれがある場合は、溢水水位を上回る高さまで、溢水により発生する水压に対して止水性（以下「止水性」という。）を維持する壁、扉、堰、床ドレンライン逆止弁、ベントライン逆止弁若しくは貫通部止水処置により溢水伝ばを防止するための対策又は対象設備の水密化処置を実施する。

止水性を維持する浸水防護施設については、試験等にて止水性を確認する設計とする。

(2) 被水影響に対する評価及び防護設計方針

防護すべき設備が、被水影響に対しては可能な限り設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置も含めて位置的分散を図る設計とする。

溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水又は天井面の開口部若しくは貫通部からの被水が、防護すべき設備に与える影響を評価する。防護すべき設備が、浸水に対する保護構造（以下「保護構造」という。）を有し被水影響を受けて要求される機能を損なうおそれがない設計又は機能を損なうおそれがない配置とする。保護構造により要求される機能を損なうおそれがない設計とする設備については、評価された被水条件を考慮しても要求される機能を損なうおそれがないことを設計時に確認し、保護構造を維持するための保守管理を実施する。

(3) 蒸気影響に対する評価及び防護設計方針

防護すべき設備が、蒸気影響に対しては可能な限り設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置も含めて位置的分散を図る設計とする。

区画内で発生を想定する漏えい蒸気、区画間を拡散する漏えい蒸気及び破損想定箇所近傍での漏えい蒸気の直接噴出による影響について、設定した空調条件や解析区画条件により評価する。

蒸気曝露試験又は試験困難な場合等に実施した机上評価により、防護すべき設備の健全性を確認した条件が、漏えい蒸気による環境条件（温度、湿度及び圧力）を満足し、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計又は防護すべき設備が蒸気影響を受けて要求される機能を損なうおそれがない配置とする。

蒸気影響を受けて防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切な措置を講じる設計とする。

2.2.5 建屋外からの流入防止に関する溢水評価及び防護設計方針

防護すべき設備が設置される建屋外で、発生を想定する溢水の影響を評価し、防護すべき設備が設置される建屋内へ、溢水が流入し伝ばしない設計とする。

止水性を維持する浸水防護施設については、試験等にて止水性を確認する設計とする。

なお、2.2.5 における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

2.2.6 溢水防護上期待する浸水防護施設の構造強度設計

溢水評価区画及び溢水経路の設定並びに溢水評価において期待する浸水防護施設の構造強度設計は、以下のとおりとする。

浸水防護施設が要求される機能を維持するため、計画的に保守管理、点検を実施するとともに必要に応じ補修を実施することとし保安規定に定めて管理する。

壁、堰、扉、蓋、床ドレンライン逆止弁、ベントライン逆止弁及び貫通部止水処置については、基準地震動による地震力に対し、地震時及び地震後においても、溢水伝ばを防止する機能を損なうおそれがない設計とする。

なお、2.2.6 における設計の一部詳細については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に記載する。

2.2.7 設備の共用

浸水防護施設のうち溢水防護に関する設備の一部は、号機の区分けなく一体となった溢水防護対策を実施することで、共用することにより発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。

3. 主要対象設備

浸水防護施設の対象となる主要設備及びその他の主要な設備については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に示す。

2 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の基本設計方針

(1) 基本設計方針

用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条（定義）による。

それ以外の用語については以下に定義する。

1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」（解釈を含む。）を重要施設とする。（以下「重要施設」という。）
2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。（以下「安全施設」という。）
3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。（以下「重要安全施設」という。）

第1章 共通項目

補機駆動用燃料設備の共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象、3. 火災、5. 設備に対する要求（5.4 使用中の亀裂等による破壊の防止、5.6 安全弁等、5.7 逆止め弁等を除く。）、6. その他（6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。）」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。

第2章 個別項目

1. 補機駆動用燃料設備

消火用水系統へ消火用水を供給するために使用するディーゼル消火ポンプの動作に必要な駆動燃料を貯蔵する燃料設備としてディーゼル消火ポンプ燃料小出槽（1,2号機共用（以下同じ。））を設ける。

重大事故等に対処するために使用する可搬型又は常設設備の動作に必要な駆動燃料を貯蔵及び補給する燃料設備として燃料油貯蔵タンク及びタンクローリ（1,2号機共用（以下同じ。））を設ける。

燃料油貯蔵タンク、タンクローリは、非常用電源設備の燃料設備と兼用する可搬型ディーゼル注入ポンプの動作に必要な駆動燃料を貯蔵する燃料設備として可搬型ディーゼル注入ポンプ燃料タンク（1,2号機共用（以下同じ。））を設ける。可搬型ディーゼル注入ポンプ燃料タンクへの燃料補給は、燃料油貯蔵タンクよりタンク

ローリを用いて補給できる設計とする。

移動式大容量ポンプ車の動作に必要な駆動燃料を貯蔵する燃料設備として移動式大容量ポンプ車燃料タンク（1,2号機共用（以下同じ。））を設ける。移動式大容量ポンプ車燃料タンクへの燃料補給は、燃料油貯蔵タンクよりタンクローリを用いて補給できる設計とする。

1.1 設備の共用

ディーゼル消火ポンプ燃料小出槽は、ディーゼル消火ポンプの機能を達成するために必要となる容量を有することで、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。

2. 主要対象設備

補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の対象となる主要設備及び兼用設備については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に示す。

2 非常用取水設備の基本設計方針

(1) 基本設計方針

用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条(定義)による。

それ以外の用語については以下に定義する。

1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」(解釈を含む。)を重要施設とする。(以下、「重要施設」という。)
2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。(以下、「安全施設」という。)
3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。(以下、「重要安全施設」という。)

第1章 共通項目

非常用取水設備の共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象、3. 火災、5. 設備に対する要求(5.3材料及び構造等、5.4使用中の亀裂等による破壊の防止、5.5耐圧試験等、5.6安全弁等、5.7逆止め弁等、5.8内燃機関及びガスタービンの設計条件及び5.9電気設備の設計条件除く。)、6. その他(6.3安全避難通路等及び6.4放射性物質による汚染の防止除く。)」の基本設計方針については、原子炉冷却系統の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。

第2章 個別項目

1. 非常用取水設備

1.1 非常用取水設備の基本設計方針

設計基準事故時に必要な原子炉補機冷却設備の海水系に使用する海水を取水し、海水ポンプへ導水するための流路を構築するために、取水口(1,2号機共用(以下同じ。))、取水路(重大事故等時のみ1,2号機共用(以下同じ。))及び取水ピット(重大事故等時のみ1,2号機共用(以下同じ。))を設置することで、冷却に必要な海水を確保できる設計とし、基準津波に対して、海水ポンプが引波時においても機能維持できるよう、取水口の一部として貯留堰(1,2号機共用(以下同じ。))を設置することにより、冷却に必要な海水を確保できる設計とする。

また、重大事故等対処設備として、取水口、取水路及び取水ピットの一部を流路として使用し、冷却に必要な海水を確保できる設計とする。

1.2 設備の共用

取水口は、共用することで一括した海水の取水を行い、各号機の取水に必要な容量を持たせることで、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。

取水口、取水路及び取水ピットは、共用により自号機だけでなく他号機の海水取水箇所も使用することで安全性の向上が図れることから、1号機及び2号機で共用する設計とする。これらの設備は容量に制限がなく1号機及び2号機に必要な取水容量を十分に有しているが、共用により悪影響を及ぼさないよう引波時においても貯留堰により1号機及び2号機に必要な海水を確保する設計とする。

なお、取水路及び取水ピットは、重大事故等対処設備による取水時のみ1号機及び2号機共用とする。

2. 主要対象設備

非常用取水設備の対象となる主要な設備については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ・1に示す。

2 緊急時対策所の基本設計方針

(1) 基本設計方針

用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条（定義）による。

それ以外の用語については以下に定義する。

1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」（解釈を含む。）を重要施設とする。（以下「重要施設」という。）
2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。（以下「安全施設」という。）
3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。（以下「重要安全施設」という。）

第1章 共通項目

緊急時対策所の共通項目のうち「1. 地盤等、2. 自然現象、3. 火災、5. 設備に対する要求（5.3 材料及び構造等、5.4 使用中の亀裂等による破壊の防止、5.5 耐圧試験等、5.6 安全弁等、5.7 逆止め弁等、5.8 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く。）、6. その他（6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。）」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。

第2章 個別項目

1. 緊急時対策所

1.1 緊急時対策所の設置等

- (1) 1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常（以下「1次冷却材喪失事故等」という。）が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所機能を備えた緊急時対策所（緊急時対策棟内）（1,2号機共用（以下同じ。））を中央制御室以外の場所に設置する。
- (2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、緊急時対策所機能に係る設備を含め以下の設計とする。
 - a. 基準地震動による地震力に対し、緊急時対策所機能が損なわれるおそれがないようにするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。

- b. 緊急時対策所機能機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。
- c. 緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、代替交流電源からの給電を可能な設計とし、代替電源設備からの給電を可能とするよう、希ガス等の放射性物質の放出時に緊急時対策所（緊急時対策棟内）の外側で操作及び作業を行わないことを考慮しても 1 台で緊急時対策所（緊急時対策棟内）に給電するために必要な容量を有する緊急時対策所用発電機車（1,2 号機共用（以下同じ。））を予備も含めて設けることで、多重性を確保する。

(3) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。

a. 居住性の確保

緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、1 次冷却材喪失事故等が発生した場合において、当該事故等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容することができるとともに、それら関係要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。また、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い、居住性を確保する。

重大事故が発生した場合における緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内でのマスクの着用、交代要員体制及び安定よう素剤の服用がなく、仮設備を考慮しない要件においても、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」の手法を参考とした被ばく評価により、2 号機からの影響も考慮した緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員の実効線量が事故後 7 日間で 100mSv を超えないことを判断基準とする。

緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、放射線管理施設のうち、必要な遮蔽能力を有した生体遮蔽装置、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内を正圧に加圧し放射性物質の侵入を低減又は防止する換気設備並びに、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する放射線管理用計測装置により、居住性を確保できる。また、1 次冷却材喪失事故等ある

いは重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握できるよう、可搬型の酸素濃度計（1,2号機共用、1号機に保管（以下同じ。）（個数2（予備2）））及び二酸化炭素濃度計（1,2号機共用、1号機に保管（以下同じ。）（個数2（予備2）））を保管する。

緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等が発生し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、重大事故等に対処するための要員等が緊急時対策所（緊急時対策棟内）の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止できるよう、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画では、放射線管理用計測装置等を用いて出入管理を行い、汚染の持ち込みを防止する。

b. 情報の把握

緊急時対策所（緊急時対策棟内）において、1次冷却材喪失事故等に対処するために必要な情報及び重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。

情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）で表示できるよう、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）（「1,2号機共用、1号機に設置」、「2号機設備、1,2号機共用、2号機に設置」（以下同じ。））を中間建屋及び原子炉補助建屋に設置し、SPDSデータ表示装置（1,2号機共用、1号機に設置（以下同じ。））を緊急時対策棟に設置する。

なお、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置については、計測制御系統施設の通信連絡設備を緊急時対策所の設備として兼用する。

c. 通信連絡

緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、1次冷却材喪失事故等が発生した場合において、当該事故等に対処するため、計測制御系統施設の通信連絡設備（「1,2号機共用、1号機に設置」、「1,2号機共用、1号機に保管」、「2号機設備、1,2号機共用、2号機に設置」（以下同じ。））により、発電所内の関係要員への指示を行うために必要な通信連絡及び発電所外関連箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる。また、重大事故等が発生した場合においても、計測制御系統施設の通信連絡設備により、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる。

1次冷却材喪失事故等が発生した場合において、通信連絡設備により、発電所内から発

電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを、専用であって多様性を備えた通信回線にて伝送できる。

緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備については、重大事故等が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。

d. 有毒ガスに対する防護措置

緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下「指示要員」という。）に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にとどまり必要な指示、操作を行うことができる設計とする。

敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。

有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。

固定源に対しては、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等の現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定し、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。

可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により指示要員を防護できる設計とする。

有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて施設管理及び運用管理を適切に実施する。

1.2 設備の共用

緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、事故対応において1号機及び2号機双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な生体遮蔽装置（緊急時対策所遮蔽）、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）、SPDSデータ表示装置及び通信連絡設備を設置する。共用により、必要な情報（相互のプラント

状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とするとともに、安全性の向上が図れることから、1号機及び2号機で共用する設計とする。

各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号機の区分けなく使用でき、更にプラントパラメータは、号機ごとに表示・監視できる設計とする。また、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、1号機及び2号機各々に必要な容量を確保するとともに、号機の区分けなく通信連絡できる設計とする。

2. 主要対象設備

緊急時対策所の対象となる主要な設備については、防護上の観点から、参考資料Ⅱ-1に示す。

添付資料-2 設計の経年化評価ガイドラインに基づく評価

目 次

1. 設計の経年化評価ガイドラインに基づく評価	添 2- 1
2. 評価方法	
2.1 設計経年化の着眼点の抽出	
2.1.1 内的事象に係る設計経年化の着眼点の抽出	添 2- 1
2.2 評価	添 2- 3
2.3 対策案の検討	添 2- 4
3. 評価結果	添 2- 8
4. まとめ	添 2-11

1. 設計の経年化評価ガイドラインに基づく評価

時間の経過に従って原子力発電所（以下「プラント」という。）の設計に関する知見が蓄積されることにより、プラント設計そのものが変遷し、新旧プラントの差異（設計経年化）が生じる。このため、新旧プラント設計の違いに着目して安全性を評価する仕組みを事業者自主の仕組みとして導入することとし、その具体的取組み方法について標準化・明確化するため、原子力エネルギー協会が2020年9月25日にガイド文書「ATENA 20-ME03 設計の経年化評価ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を発行した。

本届出書では、ガイドライン（2023年6月6日改訂 ATENA 20-ME03（Rev.1））に基づき、内的事象に係る評価を実施し、プラントの設計差異に関して安全上の得失を原子炉リスクの観点から分析して、プラントの安全性の特徴を理解するとともに、必要に応じてハード対策及びソフト対策を検討する。なお、外的事象に係る評価については、ATENA 実施計画に基づき実施する。

2. 評価方法

2.1 項から2.3 項に示す手順に基づき、原子炉リスクへの影響の観点から設計経年化の着眼点を広く抽出し、これらの安全上の重要性を評価し、その重要性に応じて対策を検討する。

2.1 設計経年化の着眼点の抽出

2.1.1 内的事象に係る設計経年化の着眼点の抽出

原子炉リスクへの影響を評価して安全上の重要度を確認する対象となる設計経年化の着眼点を抽出する。内的事象については、設計情報を比較してその差異によるプラントへの影響を確認することで設計経年化の着眼点を抽出する。

(1) 評価対象とする安全機能の整理

以下の情報を踏まえて、評価の対象とする安全機能（系統）を整理する。第

2-1 表に評価の対象とする 19 系統を示す。

- ・安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針 (JEAG4612-2010) の安全重要度クラス 1、2 の機能
- ・設置許可申請書添付書類十の「解析において影響緩和のため考慮する主要な安全機能 (運転時の異常な過渡変化, 設計基準事故)」で整理される機能

(2) 設計差異の整理

対象系統を構成する機器について、設計図書の記載を基に確認し、以下に示す国内の規制基準適合した加圧水型原子炉 (PWR) プラント及び規制基準適合審査の申請済プラントを対象に、設計差異 (着眼点候補) を抽出する。

【対象プラント】

- ・北海道電力株式会社 泊 1、2 及び 3 号機
- ・関西電力株式会社 高浜 1、2、3 及び 4 号機、
美浜 3 号機
大飯 3 及び 4 号機
- ・四国電力株式会社 伊方 3 号機
- ・日本原子力発電株式会社 敦賀 2 号機
- ・九州電力株式会社 玄海 3 及び 4 号機、
川内 1 及び 2 号機

設計差異の抽出に際しては、上記対象プラントの原子炉設置許可申請書等の文書を基に、第 2-2 表に示す視点 (どのような差異を抽出するのかという考え方) により行う。ただし、第 2-3 表に示す差異は原子炉リスクへの影響がないと考えられることから、着眼点の候補として抽出しない。

(3) 着眼点の抽出

主として内的事象のリスクを支配する信頼性や事故時挙動に対して有意に影響する可能性のある設計差異を着眼点として抽出する。具体的には、評価項目（確率論的リスク評価（以下「PRA」という。）結果、決定論的安全解析及びその他安全上の影響を評価できると考えられる視点）に影響を与えと考えられる要素（多重性・多様性・設備信頼性・操作性）を含むものを抽出する。

2.2 評価

抽出した着眼点毎に、PRA 結果、決定論的安全解析及びその他安全上の影響を評価できると考えられる視点から安全上の重要性を①、②及び③に示す観点で評価し、各視点に対する影響を「有」、「軽微」、「無」の3段階に分類する。

なお、定性的に影響を「軽微」としたものについては、着眼点（設計差異）がどのように影響し得るか分析する。

①PRA 結果及び PRA モデル化要素

PRA 結果から、以下の分類基準に基づき影響を評価する。

- ・炉心損傷頻度（以下「CDF」という。）、格納容器機能喪失頻度（以下「CFF」という。）の設計差異による差 $\geq 1\%$: 影響「有」
- ・CDF、CFF の設計差異による差 $< 1\%$: 影響「軽微」
- ・CDF、CFF の設計差異による差に影響なし: 影響「無」

また、設計差異が PRA モデル化要素である基事象へ与える影響等を踏まえ、設備の機器故障率、人的過誤率の観点から系統信頼性への影響等を確認する。

②決定論的安全解析

着眼点毎に、決定論的安全解析への影響を評価する。具体的には、関連

する設計基準解析（過渡事象、設計基準事故）、重大事故等に対する有効性評価解析（以下「SA 有効性評価解析」という。）の結果を確認し、影響を評価する。

解析結果の確認に際しては、特に当該解析における評価項目に対する影響（時間的裕度等）がないか確認する。

なお、設計基準解析や SA 有効性評価解析に影響しない、事故時等緩和機能に関連しない系統であっても、通常時被ばく評価に影響し得る場合にはその影響について確認する。

③その他安全上の影響を評価できると考えられる視点

PRA 結果、決定論的安全解析の観点以外に、放射線の環境影響、ヒューマンファクタ並びに他プラントでの経験及び最新知見の観点により、抽出した着眼点毎に安全上の重要性を評価する。

2.3 対策案の検討

2.2 にて影響「有」と評価した着眼点については対策案を検討する。対策案の検討にあたっては、ハード対策に加えて、迅速な対応が可能なソフト対策の充実も考慮し、改善の効果とコストを勘案したうえで対策案を幅広く検討する。

2.2 にて影響「軽微」と評価した着眼点については改善案を検討する。改善案の検討にあたっては、ソフト対策を検討する。

第 2-1 表 評価の対象とする系統

補助給水系統

余熱除去系統

非常用炉心冷却系統

原子炉補機冷却水系統

原子炉補機冷却海水系統

1 次冷却材系統

計測制御系統

非常用電源系統

燃料貯蔵設備及び取扱設備

化学体積制御系統

主蒸気及び主給水系統

廃棄物処理系統

放射線管理施設

原子炉格納施設

格納容器スプレイ系統

換気空調系統(中央制御室)

換気空調系統(アニュラス空気浄化系統)

換気空調系統(安全補機室空気浄化系統)

制御用空気系統

第 2-2 表 設計差異を抽出する視点

視点※1	具体例
性能 (設計条件を含む)	・性能の差異(系統流量, 揚程等) ・性能の差異に基づく設計条件の差異(設計圧力, 設計温度, 寸法等)
系統構成 (配管・弁構成を含む)	・弁の有無、弁構成 ・ポンプ台数 ・ミニフローライン有無、タイライン有無、ヘッダ有無 ・注入配管や取水配管の接続場所 ・(配管上の)機器設置位置 ・設備の合理化(ほう酸注入タンク有無、CV スプレーヘッダ数)
材料・材質※2	・溶接材料 ・製作方法(溶接加工, 一体鋳造)
作動方法・インターロック	・系統の隔離操作等に用いる弁の遠隔化、自動化 ・自動起動、作動ロジック(有無も含む) ・再循環切替方式(一括自動方式)
系統運用	・系統の隔離操作等に用いる弁の遠隔化、自動化 ・自動起動、作動ロジック(有無も含む) ・再循環切替方式(一括自動方式)
機器型式	・格納容器型式(アニュラスシール有無、真空逃がし弁装置有無、再循環ユニットダクト開放機構有無(配置差)等も含む) ・ポンプ型式 ・弁型式(手動、電動) ・電動機冷却方式(空冷、水冷) ・重要機器の操作器(ハード、ソフト) ・中央制御盤(アナログ、デジタル) ・使用済燃料貯蔵ラック(アングル型、キャン型) ・燃料取替用水源(タンク、ピット)

※1 設計図書に記載されている事項から、視点を抽出する(ただし、内的事象に影響を与える事項とし、配置のような外的事象において重要となり得る事項はここでは抽出しない)。

※2 異常発生防止の最重要設備である原子炉冷却材圧力バウンダリに適用する。その他の部位の材料・材質の差異は設計上の差異ではあるが、メンテナンス等でその信頼性を維持していくものであり、設計経年化評価の対象とはしない。

第 2-3 表 着眼点候補として抽出しない差異

着眼点候補として抽出しない差異	具体例
出力の相違により容量等が異なるもの (性能の対象ではあるが、サイジングの考え方に相違が無いもの)	・加圧器の容量(1 次冷却材の温度変化に伴う膨張・収縮を吸収できる容量として決定される点は各プラント共通。プラント出力や 1 次冷却材の保有水量が異なるため、それに対応するための加圧器容量が異なる。)
設計改良等により現在では重要性が低下したもの	・新規制基準対応による設計差異の解消(高浜 1,2 号機の原子炉格納容器トップドームの設置(新規制基準以前は非設置)、高浜 1,2 号機の中央制御室空調の分離(新規制基準以前は共用)、泊 3 号機の格納容器スプレイ配管の追設(静的機器単一故障に係る対策))
新知見対応、運転経験対応等として別途対応しているもの	・デジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因故障緩和対策、1 相開放故障事象対応、高エネルギーアーク損傷対策
設計差異はあるが、内的事象の観点から明らかに原子炉リスクに寄与しないもの	・復水貯蔵タンク又は貯蔵槽 ・気体廃棄物処理系の触媒種類(金属又はセラミック) ・制御棒のタイプ(B4C 又は Hf)

3. 評価結果

第 2-1 表に示す対象系統毎に、着眼点を抽出し、評価の結果、影響「有」と分類したものについては以下のとおり対策案を検討した。なお、対象系統毎に抽出した着眼点、評価の内容等の詳細については参考資料I-4 に示す。

(1) 非常用炉心冷却系統

8 件の設計差異を整理し、その中から安全機能に影響があると考えられる 7 件の着眼点を抽出した。評価の結果、以下の着眼点が、安全性に影響すると考えられることから、その対策案を検討した。

a. 安全性に影響すると考えられる着眼点

・再循環切替操作手段

再循環切替操作手段に関しては、手動、半自動、自動の方式が採用されている。半自動方式、自動方式は、再循環切替という、事故時の高ストレス下での複雑な操作に対する運転員の負担軽減という観点から採用されているものである。

b. 対策案の検討結果

・再循環切替の自動化

・運転員への教育訓練の強化

(2) 原子炉補機冷却水系統

10 件の設計差異を整理し、いずれも安全機能に影響があると考えられたことから 10 件を着眼点として抽出した。評価の結果、安全性に影響と考えられた着眼点は、(1) 項と共通の着眼点であったことから、その対策案も(1) 項と共通である。

(3) 1次冷却材系統

7 件の設計差異を整理し、その中から安全機能又は SA 時挙動に影響があると考えられる 4 件を着眼点として抽出した。評価の結果、以下の着眼点が、安全性に影響すると考えられることから、その対策案を検討した。

a. 安全性に影響すると考えられる着眼点

・RCP シャットダウンシール

高浜 3 及び 4 号機並びに大飯 3 及び 4 号機では、RCP シャットダウンシールを導入している。RCP シャットダウンシールは、全交流動力電源喪失時又は原子炉補機冷却機能喪失時における RCP シール部からの 1 次冷却材の漏えいに対する防止対策として有効であり、PWR プラントにおいては、これまで実施した PRA により、RCP シール LOCA がリスク上重要な事象であるとの知見が得られている。

b. 対策案の検討結果

・RCP シャットダウンシールの導入

・運転員への教育訓練の強化

(4) 非常用電源系統

9 件の設計差異を整理し、その中から安全機能に影響があると考えられる 4 件の着眼点を抽出した。評価の結果、以下の着眼点が、安全性に影響すると考えられることから、その対策案を検討した。

a. 安全性に影響があると考えられる着眼点

・DG 負荷試験時の外部電源喪失対策

負荷試験中に外部電源喪失が発生した場合、外部電源喪失に伴う原子炉トリップにより保護ロジックが作動するプラントと外部電源喪失に伴う非常用母線の周波数低下により保護ロジックが差移動するプラントがある。

b. 対策案の検討結果

- ・DG 負荷試験時の外部電源喪失対策
- ・定期検査中における負荷試験手順書等の充実化

(5) 格納容器スプレイ系統

6 件の設計差異を整理し、いずれも安全機能に影響があると考えられたことから 6 件を着眼点として抽出した。評価の結果、安全性に影響すると考えられた着眼点は、(1) 項と共通の着眼点であったことから、その対策案も(1) 項と共通である。

4. まとめ

今回は、「ATENA 20-ME03 設計の経年化評価ガイドライン(2023 年 6 月 6 日改訂 ATENA 20-ME03 (Rev.1)」に基づき、設置許可申請書等に記載の重要度分類クラス 1、2 の安全機能を有する 19 系統・設備の設計差異のうち、PRA 結果又は決定論的安全解析等に影響を与えると考えられる要素を含むものを評価の着眼点として抽出し、プラントの安全性への影響について評価し、対策案の検討を実施した。

結果として、19 系統・設備から 85 件の着眼点が抽出され、そのうち影響「有」が 5 件、影響「軽微」が 65 件であり、影響「有」と整理した設計差異に対してはハード及びソフトの対策案、影響「軽微」と整理した設計差異に対しては改善案を、参考資料I-4 のとおり検討した。

本検討結果に基づく個別プラントの評価の結果、影響「有」と整理した設計差異のうち、「再循環切替操作手段」については、川内 1 号機は ECCS 再循環の切替方式は手動方式であり、「RCP シャットダウンシール」については、川内 1 号機は RCP シャットダウンシールを導入していないことから、設計差異に対して対策を実施することで更に安全性が向上することを確認した。

「再循環切替操作手段」ハード対策については、工事成立性等の確認結果を踏まえて、導入する設備の詳細を検討しており、導入の採否については引き続き検討する。

「RCP シャットダウンシール」ハード対策については、設備導入に伴う影響確認及び事故収束の成立性確認等を今後行い、引き続き検討する。

なお、「DG 負荷試験時の外部電源喪失対策」については、川内 1 号は既に導入済であることから、追加でのハード対策等は不要であることを確認した。

上記を踏まえ、川内 1 号機として設計差異に係るリスク情報等を把握し、他プラントとの設計差異の影響を把握することが重要であることから、本評価結果の知見

に関する技術資料を作成し、周知することで、社内関係者の認識の促進を図ることをソフト対策の追加措置案として抽出した。

添付資料-3 最新知見を踏まえた航空機落下確率等の再評価

目 次

1. 航空機落下確率の再評価について 添 3-1-1
2. 航空機墜落による火災の再評価について 添 3-2-1

1. 航空機落下確率の再評価について

令和5年3月31日に原子力規制庁から「航空機落下事故に関するデータ(平成13～令和2年)における軍用機事故データ調査方法の改善及びそれに伴う当該データの増加」(NIN4-20230331-tc)が発出されており、「NRA技術ノート 航空機落下事故に関するデータ(平成13～令和2年)」(令和5年3月 原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ シビアアクシデント研究部門)(以下「令和4年度NRA技術ノート」という。)において、平成13年1月から令和元年12月までの期間の航空機落下確率評価で対象とする事故の件数が増加したことから、航空機落下確率の再評価を実施した。

川内1号機に対する航空機落下確率について、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」(平成21・06・25 原院第1号)に基づき再評価を実施した結果、約 5.3×10^{-8} 回/炉・年となり、判断基準値である 10^{-7} 回/炉・年を下回ることを確認した。

評価対象事故、評価に用いた数値及び評価結果について、以下に示す。

1.1 評価対象事故

発電所 及び 号機	1) 計器飛行方式民間航空機の 落下事故		2) 有視界飛行 方式民間航 空機の落下 事故	3) 自衛隊機又は米軍機の落下 事故	
	①飛行場での離 着陸時におけ る落下事故	②航空路を巡航 中の落下事故		①訓練空域内で 訓練中及び訓 練空域外を飛 行中の落下事 故	②基地－訓練 空域間往復時 の落下事故
川内1号機	× ^{注1}	○ ^{注2}	○	○ 〔訓練空域外を 飛行中の落下 事故〕	○ ^{注3}

○:対象、×:対象外

注 1:滑走路方向から $\pm 60^\circ$ の範囲に発電所が位置する空港があるが、当該空港の最大離着陸距離が、発電所から当該空港までの距離より小さいため、評価対象外とした。

注 2:発電所周辺に存在する航空路と発電所との距離が、それぞれの航空路の幅より短い場合は、評価対象とした。

注 3:自衛隊機の想定飛行範囲内に原子炉施設が存在する。

1.2 評価に用いた数値

1) 計器飛行方式民間航空機の落下事故

② 航空路を巡航中の落下事故

$$P_c = \frac{f_c \cdot N_c \cdot A}{W}$$

P_c :対象施設への巡航中の航空機落下確率(回/年)

N_c :評価対象とする航空路等の年間飛行回数(飛行回/年)

A :原子炉施設の標的面積(km²)

W :航空路幅(km)

$f_c = G_c / H_c$:単位飛行距離当たりの巡航中の落下事故率
(回/(飛行回・km))

G_c :巡航中事故件数(回)

H_c :延べ飛行距離(飛行回・km)

発電所及び号機 パラメータ	川内1号機
対象航空路	直行経路:KUMAMOTO(KUE)－SAILS 広域航法経路(RNAV):Y501(ADNOK－IKASU)
N_c 注1	182.5(直行経路) 365(広域航法経路(RNAV))
A 注2	0.0103
W 注3	14.816(直行経路) 18.52(広域航法経路(RNAV))
f_c 注4	0.5/11,759,413,566=4.25×10 ⁻¹¹
P_c	1.40×10 ⁻¹¹

注1:国土交通省航空局への問合せ結果(令和4年のピークデイの交通量)を365倍した値。なお、直行経路については、ピークデイにおける飛行回数が0回のため、保守的に0.5回とみなし、年間182.5回とした。

注2:原子炉格納容器、原子炉補助建屋等、海水ポンプエリア等の合計値として、標的面積を0.0103km²とする。

注3:直行経路については、「飛行方式設定基準」に基づき、中心線から両側に4nm(1nm=1.852km、全幅:14.816km)とする。広域航法経路(RNAV)については、「AIP JAPAN」の航法精度に基づき、中心線から両側に5nm(全幅:18.52km)とする。

注4:巡航中事故件数(G_c)は、平成13年～令和2年の間で0件(「令和4年度NRA技術ノート」)のため0.5件と仮定する。

延べ飛行距離(H_c)は、平成13年～令和2年の「航空輸送統計年報 第1表 総括表 1.輸送実績」における運航キロメートルの国内の値(幹線、ローカル線、不定期の合計値)を合計した値。

2) 有視界飛行方式民間航空機の落下事故

$$P_v = \frac{f_v}{S_v} (A \cdot \alpha)$$

P_v : 対象施設への航空機落下確率(回／年)

f_v : 単位年当たりの落下事故率(回／年)

S_v : 全国土面積(km²)

A : 原子炉施設の標的面積(km²)

α : 対象航空機の種類による係数

発電所及び号機 パラメータ	川内1号機
f_v 注1	大型固定翼機 0.5／20＝0.025 小型固定翼機 22／20＝1.100 大型回転翼機 1／20＝0.050 小型回転翼機 17／20＝0.850
S_v 注1	372,000
A	0.0103
α 注2	大型固定翼機、大型回転翼機: 1 小型固定翼機、小型回転翼機: 0.1
P_v	7.48×10^{-9}

注 1:「令和 4 年度 NRA 技術ノート」より算出した。なお、大型固定翼機の事故件数は 0 件のため、0.5 件と仮定する。

注 2:「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」より。

3) 自衛隊機又は米軍機の落下事故

① 訓練空域外を飛行中の落下事故

$$P_{so} = \left(\frac{f_{so}}{S_o} \right) \cdot A$$

P_{so} : 訓練空域外での対象施設への航空機落下確率(回／年)

f_{so} : 単位年当たりの訓練空域外落下事故率(回／年)

S_o : 全国土面積から全国の陸上の訓練空域の面積を除いた面積(km²)

A : 原子炉施設の標的面積(km²)

発電所及び号機 パラメータ	川内1号機
f_{so} 注1	自衛隊機 15／20＝0.75 米軍機 4／20＝0.20
S_o 注1	自衛隊機 294,000 米軍機 372,000
A	0.0103
P_{so}	3.18×10^{-8}

注 1:「令和 4 年度 NRA 技術ノート」より算出した。

② 基地－訓練空域間往復時の落下事故(想定飛行範囲内に原子炉施設が存在する場合)

$$P_{se}=\left(\frac{f_{se}}{S_{se}}\right)\cdot A$$

P_{se} :対象施設への航空機落下確率(回／年)
 f_{se} :基地と訓練空域間を往復中の落下事故率(回／年)
 S_{se} :想定飛行範囲の面積(km²)
 A :原子炉施設の標的面積(km²)

発電所及び号機 パラメータ	川内1号機
f_{se} 注 1	0.5／20＝0.025
S_{se} 注 2	19,400
A	0.0103
P_{se}	1.33×10^{-8}

注 1:「令和 4 年度 NRA 技術ノート」の自衛隊機の事故件数は 0 件のため、0.5 件と仮定する。
 注 2:「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」より算出した。

1.3 落下確率値の合計値

(回／炉・年)

発電所及び号機	1) 計器飛行方式民間航空機の 落下事故		2) 有視界飛行方式民間航空機 の落下事故	3) 自衛隊機又は米軍機の 落下事故		合 計
	① 飛行場での離 着陸時における 落下事故	② 航空路を巡航 中の落下事故		① 訓練空域内で訓 練中及び訓練空 域外を飛行中の 落下事故	② 基地－訓練空 域間往復時の 落下事故	
川内 1 号機	—	1.40×10^{-11}	7.48×10^{-9}	3.18×10^{-8}	1.33×10^{-8}	約 5.3×10^{-8}

2. 航空機墜落による火災の再評価について

2.1 はじめに

令和5年3月31日に原子力規制庁から「航空機落下事故に関するデータ(平成13～令和2年)における軍用機事故データ調査方法の改善及びそれに伴う当該データの増加」(NIN4-20230331-te)が発出されており、「NRA 技術ノート 航空機落下事故に関するデータ(平成13～令和2年)」(令和5年3月 原子力規制庁 長官官房 技術基盤グループ シビアアクシデント研究部門)(以下「令和4年度 NRA 技術ノート」という。)を踏まえた航空機落下確率の再評価を実施している。

今回、航空機落下確率から算出した防護対象施設までの離隔距離が変更となったことから、航空機墜落による火災の影響について、再評価を実施した。

川内1号機に対する航空機墜落による火災の影響評価について、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」(平成25年6月19日 原規技発第13061912号)(以下「ガイド」という。)に基づき、再評価を実施した結果を以下にまとめる。なお、航空機墜落による火災の影響評価については、川内1/2号機で離隔距離をそれぞれ算出し、評価上厳しくなる条件を設定している。

2.2 航空機墜落による火災の評価結果

航空機墜落による火災の評価結果は以下のとおりであり、詳細は表1に示す。

(防護対象施設：建屋)

- ・3)自衛隊機又は米軍機のうち、②その他大型回転翼機、小型翼機及び回転翼機(F-15)(以下、「②その他大型回転翼機等(F-15)」という。)以外の航空機機種については、今回の離隔距離が設計及び工事計画認可申請書(以下「既設工認」という。)記載の危険距離(防護対象施設の表面温度が許容温度になる距離)より大きいことから、外部火災防護を満足することを確認した。
- ・②その他大型回転翼機等(F-15)については、今回の離隔距離が既設工認記載の危険距離より小さいことから、今回の離隔距離における防護対象施設の評価温度の評価を行ったところ、放熱を考慮することにより、防護対象施設の評価温度が許容温度以内であることを確認した。

(防護対象施設：海水ポンプ、燃料取替用水タンク及び復水タンク)

- ・今回の離隔距離が既設工認記載の危険距離より大きいことから、外部火災防護を満足することを確認した。

2.3 敷地内危険物タンク火災と航空機墜落による火災の重畳火災の評価結果

敷地内危険物タンク火災のうち評価結果が最も厳しい大容量空冷式発電機用燃料タンク火災と前項の航空機墜落による火災のうち評価結果が最も厳しい②その他大型回転翼機等(F-15)火災との重畳火災について、川内1/2号機で重畳火災による影響が最も大きい2号炉燃料取扱建屋に関する重畳火災の評価温度の評価を行ったところ、放熱及び延焼評価を考慮することにより、今回の離隔距離における防護対象施設の評価温度が防護対象施設の許容温度以内であることを表2のとおり確認した。

表 1：航空機墜落による火災の評価結果

		1) 計器飛行方式民間航空機		2) 有視界飛行方式民間航空機の航空機落下事故	3) 自衛隊機又は米軍機		
		①飛行場での離着陸時	②航空路を巡回中		訓練域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中※1		③基地－訓練空域間往復時
					①空中給油機等、高高度での巡行が想定される大型固定翼機	②その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	
(A) 今回の離隔距離※2		— ※1	2981m	84m	196m	17m	54m
対象機種※3			B747-400		KC-767	F-15	P-3C
防護対象施設： 建屋	(B) 既設工認の危険距離		78m		61m	20m	29m
	(C) 今回の評価温度		—		—	173℃※6	—
	(D) 許容温度		—		—	200℃	—
	判定		○ ((A) > (B))		○ ((A) > (B))	○ ((D) > (C))	○ ((A) > (B))
防護対象施設： 海水ポンプ	(E) 既設工認の危険距離		56m		46m	16m	22m
	判定		○ ((A) > (E))		○ ((A) > (E))	○ ((A) > (E))	○ ((A) > (E))
防護対象施設： 燃料取替用水タンク	(F) 既設工認の危険距離		15m		12m	4m	6m
	判定		○ ((A) > (F))		○ ((A) > (F))	○ ((A) > (F))	○ ((A) > (F))
防護対象施設： 復水タンク	(G) 既設工認の危険距離		38m		28m	9m	14m
	判定		○ ((A) > (G))		○ ((A) > (G))	○ ((A) > (G))	○ ((A) > (G))

- ※1：訓練空域外を飛行中の落下事故
- ※2：川内 1/2 号機で離隔距離をそれぞれ算出し、評価上厳しくなる条件を設定する。
- ※3：既設工認以降の航空機機種に見直しが無いことを確認しており、既設工認と同じ対象機種を記載する。
- ※4：川内原子力発電所付近の空港の最大離着陸地点までの距離は、当該発電所と空港の距離よりも短いため、評価対象外。
- ※5：「3) 自衛隊機又は米軍機のうち、②その他の大型固定翼機、小型翼機及び回転翼機」に包絡できることから、評価対象外
- ※6：放熱を考慮した評価結果を示す。

表 2：敷地内危険物タンク火災と航空機墜落による火災の重畳火災の評価結果

航空機機種※1	危険物タンク※1	防護対象施設	評価温度（燃烧継続時間）※2	評価結果（許容温度）	備考
F-15 (17m)	大容量空冷式発電機用燃料タンク 2 基 (1 号機:18m, 2 号機: 36m)	2 号炉燃料取扱建屋（障壁）	243℃（3.7 時間）※2	○ (350℃※3)	図 1
F-15 (20m) ※4	大容量空冷式発電機用燃料タンク 1 基 (2 号機: 26m) ※4	2 号炉燃料取扱建屋（障壁なし）	174℃※4	○ (200℃※5)	図 2

- ※1：括弧書きは防護対象施設との距離を示す。
- ※2：放熱を踏まえた評価結果を示す。
- ※3：既設工認時に実施した障壁の耐火試験（350℃以上で 4 時間加熱保持）で防護対象施設のコンクリート最高温度が約 40℃で、防護対象施設の許容温度 200℃を満足できていることから、本評価の許容温度を耐火試験条件 350℃とする。
- ※4：放熱及び延焼評価を踏まえた評価結果を示す。
- 具体的には、航空機墜落による火災で危険物タンクに延焼する距離を評価した結果、約 4m となっており、図 2 のとおりの配置の大容量空冷式発電機用燃料タンク 2 基同時に延焼することがないことから、航空機 F-15 (20m) と大容量空冷式発電機 1 基(26m)の重畳火災での評価温度を示す。
- ※5：防護対象施設の建屋コンクリート許容温度 200℃とする。

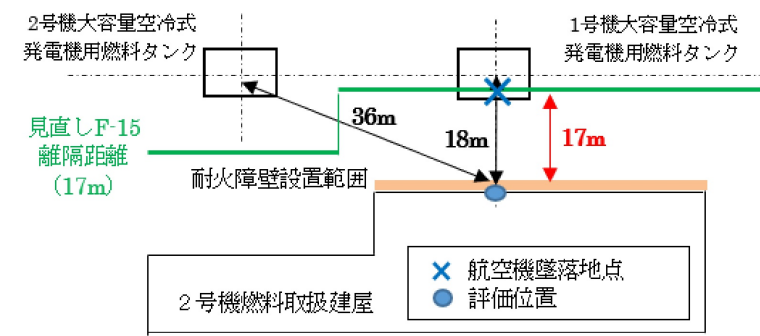


図 1 2 号炉燃料取扱建屋（障壁）評価条件

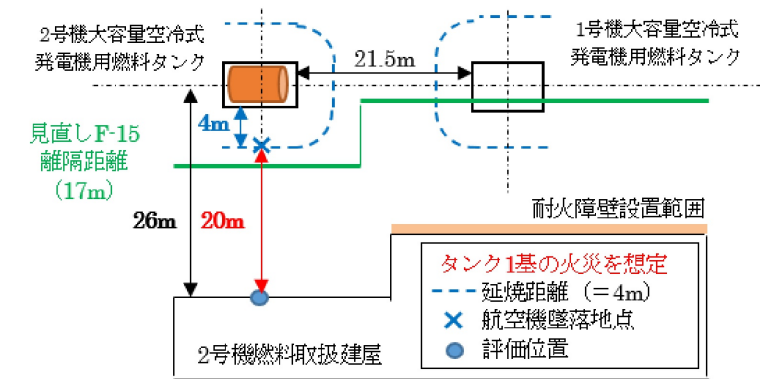


図 2 2 号炉燃料取扱建屋（障壁なし）評価条件

航空機墜落による火災等の評価式

1. 落下地点の想定

「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成 21・06・25 原院第 1 号）に基づき算出した航空機落下確率を踏まえ、落下確率 10^{-7} （回/炉・年）に相当する標的面積を算出し、標的面積より防護対象施設からの離隔距離を求めた。

1) 計器飛行方式民間航空機の落下事故（航空路を巡航中の落下事故）

$$P_c = \frac{f_c \cdot N_c \cdot A}{W}$$

P_c ：対象施設への巡航中の航空機落下確率（回／年）

N_c ：評価対象とする航空路等の年間飛行回数（飛行回／年）

A ：原子炉施設の標的面積（ km^2 ）

W ：航空路幅（ km ）

$f_c = G_c / H_c$ ：単位飛行距離当たりの巡航中の落下事故率（回／（飛行回・ km ））

G_c ：巡航中事故件数（回）

H_c ：延べ飛行距離（飛行回・ km ）

発電所及び号機 パラメータ	川内1号機	川内2号機
対象航空路	直行経路：KUMAMOTO(KUE)－SAILS 広域航法経路（RNAV）：Y501（ADNOK－IKASU）	
$N_c^{※1}$	182.5（直行経路） 365（広域航法経路（RNAV））	
$A^{※2}$	0.0103	0.0104
$W^{※3}$	14.816（直行経路） 18.52（広域航法経路（RNAV））	
$f_c^{※4}$	$0.5 / 11,759,413,566 = 4.25 \times 10^{-11}$	
P_c	1.40×10^{-11}	1.42×10^{-11}

※1：国土交通省航空局への問合せ結果（令和4年のピークデいの交通量）を365倍した値。なお、直行経路については、ピークデイにおける飛行回数が0回のため、保守的に0.5回とみなし、年間182.5回とした。

※2：原子炉格納容器、原子炉補助建屋等、海水ポンプエリア等の合計値として、川内1号機の標的面積を 0.0103km^2 、川内2号機の標的面積を 0.0104km^2 とする。

※3：直行経路については、「飛行方式設定基準」に基づき、中心線から両側に4nm（1nm=1.852km、全幅：14.816km）とする。広域航法経路（RNAV）については、「AIP JAPAN」の航法精度に基づき、中心線から両側に5nm（全幅：18.52km）とする。

※4：巡航中事故件数(G_c)は、平成13年～令和2年の間で0件（「令和4年度NRA技術ノート」）のため

0.5件と仮定する。

延べ飛行距離(H_c)は、平成13年～令和2年の「航空輸送統計年報 第1表 総括表 1. 輸送実績」における運航キロメートルの国内の値(幹線、ローカル線、不定期の合計値)を合計した値。

以上より、 $P_c=10^{-7}$ となる標的面積 A を算出すると、1号機及び2号機で73 (km^2) となる。算出した標的面積より、1号機及び2号機の防護対象施設からの離隔距離を $L=2981$ (m) とする。

2) 有視界飛行方式民間航空機の落下事故

$$P_v = \frac{f_v}{S_v} (A \cdot \alpha)$$

P_v : 対象施設への航空機落下確率 (回/年)

f_v : 単位年当たりの落下事故率 (回/年)

S_v : 全国土面積 (km^2)

A : 原子炉施設の標的面積 (km^2)

α : 対象航空機の種類による係数

発電所及び号機 パラメータ	川内1号機	川内2号機
$f_v^{※1}$	大型固定翼機 0.5/20=0.025 小型固定翼機 22/20=1.100 大型回転翼機 1/20=0.050 小型回転翼機 17/20=0.850	
$S_v^{※1}$	372,000	
A	0.0103	0.0104
$\alpha^{※2}$	大型固定翼機、大型回転翼機 : 1 小型固定翼機、小型回転翼機 : 0.1	
P_v	7.48×10^{-9}	7.55×10^{-9}

※1:「令和4年度 NRA 技術ノート」より算出した。なお、大型固定翼機の事故件数は0件のため、0.5件と仮定する。

※2:「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」より。

以上より、 $P_v=10^{-7}$ となる標的面積 A を算出すると、1号機及び2号機で0.13 (km^2) となる。算出した標的面積より、1号機の防護対象施設からの離隔距離を $L=84$ (m)、2号機の防護対象施設からの離隔距離を $L=85$ (m) とする。

3) 自衛隊機又は米軍機の落下事故

①訓練空域外を飛行中の落下事故（空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機）

$$P_{so} = \left(\frac{f_{so}}{S_o} \right) \cdot A$$

P_{so} : 訓練空域外での対象施設への航空機落下確率（回／年）

f_{so} : 単位年当たりの訓練空域外落下事故率（回／年）

S_o : 全国土面積から全国の陸上の訓練空域の面積を除いた面積（km²）

A : 原子炉施設の標的面積（km²）

発電所及び号機 パラメータ	川内1号機	川内2号機
$f_{so}^{※1}$	自衛隊機 0.5／20＝0.025 米軍機 1／20＝0.050	
$S_o^{※1}$	自衛隊機 294,000 米軍機 372,000	
A	0.0103	0.0104
P_{so}	2.26×10^{-9}	2.28×10^{-9}

※1：「令和4年度 NRA 技術ノート」より算出した。なお、自衛隊機の事故件数は0件のため、0.5件と仮定する。

以上より、 $P_{so}=10^{-7}$ となる標的面積 A を算出すると、1号機及び2号機で0.45（km²）となる。算出した標的面積より、1号機及び2号機の防護対象施設からの離隔距離を $L=196$ （m）とする。

②訓練空域外を飛行中の落下事故（その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機）

$$P_{so} = \left(\frac{f_{so}}{S_o} \right) \cdot A$$

- P_{so} : 訓練空域外での対象施設への航空機落下確率（回／年）
- f_{so} : 単位年当たりの訓練空域外落下事故率（回／年）
- S_o : 全国土面積から全国の陸上の訓練空域の面積を除いた面積（km²）
- A : 原子炉施設の標的面積（km²）

発電所及び号機 パラメータ	川内1号機	川内2号機
$f_{so}^{※1}$	自衛隊機 15／20＝0.75 米軍機 3／20＝0.15	
$S_o^{※1}$	自衛隊機 294,000 米軍機 372,000	
A	0.0103	0.0104
P_{so}	3.04×10^{-8}	3.07×10^{-8}

※1：「令和4年度 NRA 技術ノート」より算出した。

以上より、 $P_{so}=10^{-7}$ となる標的面積 A を算出すると、1号機及び2号機で0.033（km²）となる。算出した標的面積より、1号機及び2号機の防護対象施設からの離隔距離を $L=17$ （m）とする。

③ 基地－訓練空域間往復時の落下事故（想定飛行範囲内に原子炉施設が存在する場合）

$$P_{se} = \left(\frac{f_{se}}{S_{se}} \right) \cdot A$$

P_{se} ：対象施設への航空機落下確率（回／年）

f_{se} ：基地と訓練空域間を往復中の落下事故率（回／年）

S_{se} ：想定飛行範囲の面積（km²）

A ：原子炉施設の標的面積（km²）

発電所及び号機 パラメータ	川内1号機	川内2号機
$f_{se}^{※1}$	0.5／20＝0.025	
$S_{se}^{※2}$	19,400	
A	0.0103	0.0104
P_{se}	1.33×10^{-8}	1.34×10^{-8}

※1：「令和4年度 NRA 技術ノート」の自衛隊機の事故件数は0件のため、0.5件と仮定する。

※2：「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」より算出した。

以上より、 $P_{se}=10^{-7}$ となる標的面積 A を算出すると、1号機及び2号機で0.077（km²）となる。算出した標的面積より、1号機及び2号機の防護対象施設からの離隔距離を $L=54$ （m）とする。

2. 航空機墜落による火災の評価式

航空機墜落による火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、防護対象施設が昇温されるものとして、以下の式を用いて評価する。

1) 表面からの放熱を考慮しない場合（既設工認より引用）

$$T = T_0 + \frac{2E\sqrt{at}}{\lambda} \cdot \left[\frac{1}{\sqrt{\pi}} \cdot \exp\left(-\frac{x^2}{4at}\right) - \frac{x}{2\sqrt{at}} \cdot \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2\sqrt{at}}\right) \right]$$

燃焼継続時間における防護対象施設の表面温度（ $x = 0$ 、 $t = \tau$ ）は以下のとおり。

$$T_s = T_0 + \frac{2E}{\lambda} \sqrt{\frac{a\tau}{\pi}} \quad (\text{式 1})$$

出典：伝熱工学（2012 年 7 月 4 日 第 9 刷 東京大学出版会）

2) 表面からの放熱を考慮する場合（後続プラントで評価に用いている手法より引用）

$$T = T_0 + \frac{E}{h} \left[\operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2\sqrt{at}}\right) - \exp\left\{\frac{h}{\lambda}x + \left(\frac{h}{\lambda}\sqrt{at}\right)^2\right\} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2\sqrt{at}} + \frac{h}{\lambda}\sqrt{at}\right) \right]$$

燃焼継続時間における防護対象施設の表面温度（ $x = 0$ 、 $t = \tau$ ）は以下のとおり。

$$T_s = T_0 + \frac{E}{h} \left[1 - \exp\left[\frac{h^2}{\lambda c_p} \tau\right] \operatorname{erfc}\left(\sqrt{\frac{h^2}{\lambda c_p} \tau}\right) \right] \quad (\text{式 2})$$

出典：建築火災のメカニズムと火災安全設計

（平成 19 年 12 月 25 日 財団法人日本建築センター）

（記 号）

記号	単位	定義【入力値】
T	℃	評価温度
T_s	℃	燃焼継続時間における表面の評価温度（式 1 もしくは式 2 より算出）
T_0	℃	初期温度【50℃】
E	W/m^2	輻射強度（ガイドの評価式より引用）
a	m^2/s	コンクリート 温度伝導率（ $= \lambda/\rho \cdot c_p$ ）
λ	$W/m \cdot K$	コンクリート 熱伝導率【1.74】
c_p	$J/kg \cdot K$	コンクリート 比熱【963】
ρ	kg/m^3	コンクリート 密度【2,400】
t	s	燃焼開始からの時刻
τ	s	燃焼継続時間（ガイドの評価式より引用）
x	m	コンクリート深さ
h	$W/m^2 \cdot K$	コンクリート表面熱伝達率【17】

3. 敷地内危険物タンク火災と航空機墜落による火災の重畳火災の評価式

敷地内危険物タンク火災と航空機墜落による火災の重畳火災において、熱流束境界条件における温度分布を以下の式を用いて評価する。

$$T_i^{n+1} = \frac{2r}{1+2r} T_{i+1}^{n+1} + \frac{1}{1+2r} \cdot \frac{2r\Delta x}{\lambda_c} q_s + \frac{1}{1+2r} T_i^n \quad (\text{式 3})$$

出典：伝熱工学（2012 年 7 月 4 日 第 9 刷 東京大学出版会）

上式の q_s は、受熱面輻射強度の時間変化及び放熱を考慮し、以下のとおりである。

1) 表面からの放熱を考慮しない場合

$$q_s = E^{n+1} \quad (\text{式 4})$$

2) 表面からの放熱を考慮する場合

$$q_s = E^{n+1} - h(T_i^{n+1} - T_1) \quad (\text{式 5})$$

(記 号)

記号	単位	定義【入力値】
T	℃	評価温度（式 3 より算出）
Δt	s	時間差分（上添字 n）
Δx	m	空間差分（下添字 i）
q_s	W/m^2	コンクリート表面熱流束（式 4 もしくは式 5 より算出）
r	—	$r = a \cdot \Delta t / \Delta x^2$
a	m^2/s	コンクリート 温度伝導率（ $= \lambda / \rho \cdot C_p$ ）
λ	$W/m \cdot K$	コンクリート 熱伝導率【1.74】
C_p	$J/kg \cdot K$	コンクリート 比熱【963】
ρ	kg/m^3	コンクリート 密度【2,400】
E	W/m^2	輻射強度（ガイドの評価式より引用）
h	$W/m^2 \cdot K$	コンクリート表面熱伝達率【17】

4. 敷地内危険物タンク火災と航空機墜落による火災の重畳火災時の延焼評価式

敷地内危険物タンク火災と航空機墜落による火災の重畳火災評価を実施する上で、航空機と危険物タンクの重畳火災が起こりうる範囲を特定するために、航空機墜落による火災で危険物タンクが延焼する範囲を危険物タンク表面からの放熱を考慮し、以下の式を用いて評価する。

$$T^{n+1} = T^n + \frac{Q^n \cdot \Delta t}{c} \quad (\text{式6})$$

(記 号)

記号	単位	定義【入力値】
T	K	敷地内タンク温度（式6より算出）
Δt	s	時間ステップ
C	J/K	敷地内タンク内油熱容量【 4.59×10^7 】 (大容量空冷式発電機用燃料タンク燃料より算出)
Q	W	入熱量（ $= E \cdot A_{in} - Q_v \cdot A_{out}$ ）
E	W/m^2	航空機の輻射強度（ガイドの評価式より引用）
A_{in}	m^2	敷地内タンクの入熱面積【61】
A_{out}	m^2	敷地内タンクの放熱面積【61】
Q_v	W/m^2	周囲への放熱量（ $= h(T - T_{ov})$ ）
T_{ov}	K	外気温度【50】
h	$W/m^2 \cdot K$	敷地内タンク表面熱伝達率【17】

添付資料-4 日向灘及び南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価(第二版)に関する検討内容について

目 次

1. 日向灘及び南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価(第二版)
に関する検討内容について 添 4- 1

1. 日向灘及び南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価（第二版）に関する検討内容について

概要	反映状況
地震調査委員会より、2004年に公表した「日向灘および南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価」について、公表以降の最新知見等を踏まえ、「日向灘及び南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価（第二版）」を公表した。 初版からの主な変更点は以下のとおり。 ・地震規模の見直し ・評価対象領域について、範囲を変更 ・被害地震について、初版から変更	社内の「耐震及び耐津波に係る安全性向上検討委員会（2022.11.10）」において、以下の理由により、新知見関連情報として整理した。 ・見直された地震規模について、既許可の地震動・津波評価では、これを超える規模を考慮していること。 ・評価対象領域について、第二版で見直された範囲を踏まえても、既許可の地震動・津波を検討しているモデルは、適切に設定できていること。 ・変更された被害地震を踏まえても、既許可の評価結果（プレート内・プレート間地震は敷地に影響を及ぼす地震動ではない）に影響がないこと。